

昭和35年3月

# 地方財政の状況

自治庁

# 目 次

第一 昭和33年度の地方財政の状況 .....	1
一 昭和33年度の地方財政規模 .....	1
二 昭和33年度決算の状況 .....	13
三 昭和33年度決算の内容 .....	28
I 歳入の状況 .....	28
(一) 歳入の構成 .....	28
(二) 地 方 税 .....	34
(三) 地方譲与税 .....	54
(四) 地方交付税 .....	56
(五) 一 般 財 源 .....	60
(六) 国庫支出金 .....	72
(七) 繰 入 金 .....	76
(八) 地 方 債 .....	78
(九) その他の収入 .....	84
II 目的別にみた歳出の状況 .....	88
(一) 目的別歳出の構成 .....	88
(二) 警 察 費 .....	92
(三) 消 防 費 .....	94
(四) 土 木 費 .....	96
(五) 教 育 費 .....	108
(六) 社会及び労働施設費 .....	118
(七) 保健衛生費 .....	124
(八) 産業経済費 .....	130
III 性質別にみた歳出の状況 .....	139
(一) 性質別歳出の構成 .....	139
(二) 人 件 費 .....	146

(三) 建設事業費等 .....	152
(四) 繰出金 .....	162
(五) 積立金 .....	164
(六) 出資金 .....	166
(七) 貸付金 .....	166
(八) 公債費 .....	168
四、昭和33年度決算と地方財政計画との比較 .....	178
五、昭和33年度地方財政の特徴 .....	183
第二 昭和33年度地方公営事業の状況 .....	185
一 地方公営事業の一般的状況 .....	185
二 水道事業 .....	194
三 交通事業 .....	200
四 電気事業 .....	206
五 ガス事業 .....	209
六 病院事業 .....	213
七 下水道事業 .....	218
八 その他の公営企業等 .....	221
九 収益事業 .....	227
十 国民健康保険事業 .....	230
十一 企業債 .....	234
第三 地方公共団体の普通財産等の状況 .....	244
一 普通財産の状況 .....	244
二 庁舎及び公舎等の状況 .....	246
第四 昭和34年度の地方財政の状況 .....	247
一 昭和34年度における地方財政制度改正の概要 .....	247
二 昭和34年度地方財政計画 .....	253
1 地方財政計画 .....	253
2 地方税計画 .....	256
3 地方譲与税収入見込 .....	261

4	地方交付税の算定基礎	261
5	地方債計画	262
三	昭和34年度地方財政の運営	266
1	昭和34年度予算の状況	266
2	地方税の徴収状況	270
3	地方交付税の交付状況	274
4	地方債の許可状況	277
四	財政再建団体の再建状況	277
1	財政再建団体の状況	277
2	財政再建の実施状況	280
第五	昭和35年度の地方財政計画	282
一	地方財政計画	282
二	地方税計画	285
三	地方譲与税収入見込	289
四	地方交付税の算定基礎	289
五	地方債計画	291

## 附表目次

第1表	地方公共団体数の状況	1
第2表	昭和33年度決算の状況	4
第3表	昭和33年度純計決算額の状況	6
第4表	国庫財政と地方財政との累年比較	8
第5表	国民経済計算	12
第6表	昭和33年度決算収支の状況	14
第7表	昭和33年度単年度収支の状況	18
第8表	昭和29年度以降実質収支の推移	20
第9表	財政再建債等現在高の推移	22
第10表	昭和29年度以降の赤字棚上債を含めた場合の収支の推移	24

第 11 表	昭和29年度以降普通債現在高の推移	26
第 12 表	昭和33年度歳入決算の状況	28
第 13 表	昭和33年度歳入構成比の状況	30
第 14 表	昭和33年度歳入増減率の状況	32
第 15 表	国民所得に対する租税負担率の状況	34
第 16 表	国と地方公共団体との間における租税収入の実質的分配 状況	36
第 17 表	昭和33年度地方税収入の状況	38
第 18 表	昭和33年度地方税徴収率の状況	42
第 19 表	昭和33年度超過課税等の状況	46
第 20 表	昭和33年度法定外普通税の状況	53
第 21 表	昭和33年度地方譲与税の状況	55
第 22 表	昭和33年度地方交付税算定基礎	56
第 23 表	昭和33年度地方交付税の状況	57
第 24 表	昭和33年度における一般財源の状況	60
第 25 表	昭和29年度以降一般財源の推移	62
第 26 表	昭和33年度における人口一人当り一般財源の状況	66
第 27 表	昭和33年度一般財源の決算額と財政計画額との比較	72
第 28 表	昭和33年度国庫支出金の状況	74
第 29 表	昭和33年度都道府県支出金の状況	76
第 30 表	昭和33年度繰入金の状況	78
第 31 表	昭和33年度普通会計分地方債許可状況	80
第 32 表	昭和33年度地方債発行状況	82
第 33 表	国直轄事業に係る交付公債の状況	84
第 34 表	昭和33年度財産収入等の状況	86
第 35 表	昭和33年度目的別歳出決算の状況	88
第 36 表	昭和33年度目的別歳出構成比の状況	90
第 37 表	昭和33年度目的別歳出増減率の状況	92
第 38 表	昭和33年度警察費の状況	93

第 39 表	警察職員数の推移	94
第 40 表	昭和33年度消防費の状況	95
第 41 表	消防職員数の推移	95
第 42 表	消防施設の現況	96
第 43 表	昭和33年度土木費の状況	98
第 44 表	昭和33年度道路橋りよう費の状況	99
第 45 表	道路の現況	100
第 46 表	橋りようの現況	102
第 47 表	昭和33年度河川費の状況	103
第 48 表	河川施設の現況	103
第 49 表	河川総合開発事業の現況	104
第 50 表	昭和33年度砂防費の状況	104
第 51 表	砂防施設の整備状況	105
第 52 表	昭和33年度港湾費の状況	105
第 53 表	港湾施設の整備状況	106
第 54 表	昭和33年度海岸費の状況	106
第 55 表	海岸保全施設の整備状況	107
第 56 表	昭和33年度都市計画費の状況	107
第 57 表	都市計画事業の現況	108
第 58 表	昭和33年度教育費の状況	110
第 59 表	昭和33年度学校教育費の状況	112
第 60 表	教員数の推移	114
第 61 表	学校施設の現況	116
第 62 表	昭和33年度社会教育費の状況	117
第 63 表	社会教育施設の整備状況	118
第 64 表	昭和33年度社会及び労働施設費の状況	118
第 65 表	社会福祉施設の現況	121
第 66 表	昭和33年度生活保護費の状況	121
第 67 表	一カ月平均生活保護費と被保護者数の推移	122

第 68 表	昭和33年度住宅費の状況	122
第 69 表	公営住宅建設戸数の推移	123
第 70 表	昭和33年度保健衛生費の状況	124
第 71 表	昭和33年度伝染病予防費の状況	126
第 72 表	伝染病発生の状況	127
第 73 表	昭和33年度結核予防費の状況	127
第 74 表	結核の状況	128
第 75 表	昭和33年度環境衛生費の状況	128
第 76 表	環境衛生施設の整備状況	129
第 77 表	下水道の状況	130
第 78 表	昭和33年度産業経済費の状況	132
第 79 表	昭和33年度農業費の状況	134
第 80 表	土地改良事業の整備状況	134
第 81 表	昭和33年度林業費の状況	135
第 82 表	造林事業の現況	135
第 83 表	林道開発事業の現況	136
第 84 表	治山事業の整備状況	136
第 85 表	昭和33年度水産業費の状況	137
第 86 表	漁港施設の整備状況	137
第 87 表	昭和33年度商工業費の状況	138
第 88 表	昭和33年度性質別歳出決算の状況	140
第 89 表	昭和33年度性質別歳出構成比の状況	142
第 90 表	昭和33年度性質別歳出増減率の状況	146
第 91 表	昭和33年度人件費の状況	148
第 92 表	地方公務員数の状況	150
第 93 表	昭和33年度都道府県職員給の状況	152
第 94 表	昭和33年度建設事業費等の状況	153
第 95 表	昭和33年度普通建設事業費の状況	155
第 96 表	昭和33年度受託事業費の状況	157

第 97 表	昭和33年度災害復旧事業費の状況	158
第 98 表	昭和33年度失業対策事業費の状況	161
第 99 表	昭和33年度繰出金の状況	162
第100表	昭和33年度積立金の状況	164
第101表	昭和33年度出資金の状況	166
第102表	昭和33年度貸付金の状況	167
第103表	昭和33年度地方債元利償還金の状況	170
第104表	昭和33年度一時借入金利子の状況	174
第105表	昭和33年度地方債現在高の状況	176
第106表	昭和33年度純計決算額と地方財政計画との比較	180
第107表	昭和33年度公営事業経営事業数の状況	186
第108表	昭和33年度公営企業営業収益の状況	187
第109表	昭和33年度公営事業（適用企業を除く。）歳入歳出決算 の状況	189
第110表	昭和33年度公営事業会計と普通会計との間における 繰入金、繰出金の状況	191
第111表	昭和33年度公営事業従事職員数の状況	192
第112表	昭和33年度水道事業経営事業数の状況	195
第113表	昭和33年度水道施設の状況	196
第114表	昭和33年度水道事業営業収支の状況	196
第115表	昭和33年度水道事業財政状況	198
第116表	昭和33年度水道事業（非適用）歳入歳出決算の状況	199
第117表	昭和33年度簡易水道事業歳入歳出決算の状況	200
第118表	昭和33年度交通事業経営事業数の状況	201
第119表	昭和33年度交通事業施設の状況	202
第120表	昭和33年度交通事業営業収支の状況	203
第121表	昭和33年度交通事業財政状況	204
第122表	昭和33年度交通事業（非適用）歳入歳出決算の状況	205
第123表	昭和33年度電気事業経営事業数の状況	207



第124表	昭和33年度電気事業施設の状況	207
第125表	昭和33年度電気事業営業収支の状況	207
第126表	昭和33年度電気事業財政状況	208
第127表	昭和33年度電気事業（非適用）歳入歳出決算の状況	209
第128表	昭和33年度ガス事業経営企業数の状況	209
第129表	昭和33年度ガス事業施設の状況	210
第130表	昭和33年度ガス事業営業収支の状況	211
第131表	昭和33年度ガス事業財政状況	212
第132表	昭和33年度ガス事業（非適用）歳入歳出決算の状況	213
第133表	昭和33年度病院事業経営事業数の状況	213
第134表	昭和33年度病院事業施設の状況	214
第135表	昭和33年度病院事業営業収支の状況	215
第136表	昭和33年度病院事業財政状況	216
第137表	昭和33年度病院事業（非適用）歳入歳出決算の状況	217
第138表	昭和33年度病院事業会計の普通会計からの繰入金の状況	217
第139表	昭和33年度下水道事業施設の状況	218
第140表	昭和33年度下水道事業営業収支の状況	219
第141表	昭和33年度下水道事業財政状況	220
第142表	昭和33年度下水道事業（非適用）歳入歳出決算の状況	221
第143表	昭和33年度港湾施設の状況	222
第144表	昭和33年度市場施設の状況	223
第145表	昭和33年度と畜場施設の状況	223
第146表	昭和33年度土地区画整理事業による宅地造成の状況	223
第147表	昭和33年度その他の事業営業収支の状況	224
第148表	昭和33年度その他の企業財政状況	225
第149表	昭和33年度その他の事業（非適用）歳入歳出決算の状況	226
第150表	昭和33年度収益事業施行事業数の状況	227
第151表	昭和33年度収益事業歳入歳出決算の状況	228
第152表	昭和33年度収益事業会計の普通会計への繰出金の状況	229

第153表	昭和33年度収益事業会計繰出金の普通会計歳入総額に占める割合	229
第154表	昭和33年度国民健康保険事業経営団体数の状況	230
第155表	昭和33年度国民健康保険事業直営診療施設の状況	231
第156表	昭和33年度国民健康保険事業（非適用）歳入歳出決算の状況	233
第157表	昭和33年度国民健康保険事業会計の普通会計からの繰入金状況	233
第158表	昭和33年度資本的収支の状況	234
第159表	昭和33年度公営事業会計地方債許可状況	236
第160表	昭和33年度地方債発行及び償還の状況	238
第161表	昭和33年度事業別地方債現在高の状況	239
第162表	昭和33年度借入先別地方債現在高の状況	240
第163表	昭和33年度末利率別地方債現在高の状況	242
第164表	昭和33年度公営企業金融公庫貸付状況	243
第165表	普通財産状況	244
第166表	庁舎及び公舎等の状況	246
第167表	昭和34年度地方財政計画	254
第168表	昭和34年度地方税収入見込状況	258
第169表	昭和34年度地方譲与税収入見込状況	261
第170表	昭和34年度地方交付税の算定基礎	262
第171表	昭和34年度地方債計画	264
第172表	昭和34年度予算の状況	266
第173表	昭和34年度歳入予算の状況	267
第174表	昭和34年度目的別歳出予算の状況	268
第175表	昭和34年度性質別歳出予算の状況	269
第176表	昭和34年度地方税徴収状況	270
第177表	昭和34年度地方交付税の算定状況	275
第178表	昭和34年度普通会計分地方債許可状況	277

第179表	財政再建団体数の推移	278
第180表	財政再建期間の状況	280
第181表	歳入欠陥補てん債償還状況	281
第182表	財政再建債利子補給金交付状況	281
第183表	指定事業の実施状況	282
第184表	昭和35年度地方財政計画	284
第185表	昭和35年度地方税収入見込状況	287
第186表	昭和35年度地方譲与税収入見込状況	289
第187表	昭和35年度地方交付税算定基礎	290
第188表	昭和35年度地方債計画	290

## 第一 昭和 33 年度の地方財政の状況

### 一 昭和 33 年度の地方財政規模

1 地方公共団体数 昭和 34 年 3 月 31 日現在の地方公共団体の数は、1 都、1 道、2 府、42 県、547 市、3,062 町村、23 特別区、あわせて 3,678 団体である。市制の施行、町村の合併により、昭和 33 年 3 月 31 日現在に較べると、42 市増加し、153 町村減少して、総数では 111 団体減少している（第 1 表参照）。

第 1 表 地方公共団体数の状況

#### その 1 団体数の推移

区 分	昭和28年 10月 1日	昭和29年 3月 1日	昭和30年 3月 1日	昭和31年 3月 1日	昭和32年 3月 1日	昭和33年 3月 末 (A)	昭和34年 3月 末 (B)	比較増減 (B)－(A)
都道府県	46	46	46	46	46	46	46	0
市 町 村	9 891	9 771	6 598	4 799	3 959	3 743	3 632	△ 111
1 大都市	5	5	5	5	5	5	5	0
2 都市及 び町村	9 863	9 743	6 570	4 771	3 931	3 715	3 604	△ 111
(1)都市	281	289	480	486	494	500	542	42
(2)町村	9 582	9 454	6 090	4 285	3 437	3 215	3 062	△ 153
3 特別区	23	23	23	23	23	23	23	0
合 計	9 937	9 817	6 644	4 845	4 005	3 789	3 678	△ 111

(注) 大都市とは、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市をいい、都市とは大都市以外の都市をいう。以下同じ。

その2 人口段階別団体数

(昭和 34 年 9 月 1 日現在)

区 分	都道府県	市 町 村					合 計
		大都市	都 市	町 村	特別区	小 計	
8,000人未満	-	-	-	905	-	905	905
8,000人以上 20,000人未満	-	-	-	1 764	-	1 764	1 764
20,000人以上 30,000人未満	-	-	-	305	-	305	305
30,000人以上 50,000人未満	-	-	294	22	-	316	316
50,000人以上 100,000人未満	-	-	159	2	-	161	161
100,000人以上 300,000人未満	-	-	86	-	12	98	98
300,000人以上 500,000人未満	-	-	9	-	11	20	20
500,000人以上1,000,000人未満	11	1	1	-	-	2	13
1,000,000人以上2,000,000人未満	19	3	-	-	-	3	22
2,000,000人以上3,000,000人未満	10	1	-	-	-	1	11
3,000,000人以上4,000,000人未満	3	-	-	-	-	-	3
4,000,000人以上5,000,000人未満	2	-	-	-	-	-	2
5,000,000人以上	1	-	-	-	-	-	1
合 計	46	5	549	2 998	23	3 575	3 621

2 単純集計による決算額

(1) 昭和 33 年度の全地方公共団体の決算額を単純に集計すると、歳入総額は 1 兆 5,527 億円、歳出総額は 1 兆 5,040 億円である。前年度に比し、歳入は 1,100 億円増加し、その増加率は 7.6%、歳出は 1,258 億円増加し、その増加率は 9.1% であつて、前年度における増加率歳入 12.2%、歳出 11.0% に比し、いずれも鈍化している。

(2) 都道府県の決算総額は、歳入 9,240 億円、歳出 8,925 億円である。前年度に比し、歳入は 594 億円増加している。その増加率は 6.9% であり、前年度の 13.9% に比し、7% 下廻っている。歳出は 699 億円増加している。その増加率は 8.5% であり、前年度の 12.6% に比し、4.1% 下廻っている。

(ア) 都の決算についてみると、歳入は 1,385 億円、歳出は 1,312 億円である。前年度に比し、歳入は 59 億円増加し、その増加率は 4.5% (前年度 22.4%)、歳出は 92 億円増加し、その増加率は 7.6% (20.6%) である。

- (イ) 道府県の決算についてみると、歳入は 7,855 億円、歳出は 7,613 億円である。前年度に比し、歳入は 535 億円増加し、その増加率は 7.3%(13.5%)、歳出は 607 億円増加し、その増加率は 8.7%(11.4%)である。
- (ロ) 市町村の決算総額は、歳入 6,287 億円、歳出 6,115 億円である。前年度に比し、歳入は 505 億円増加している。その増加率は 8.7%であり、前年度の 9.6% に比し、0.9% 下廻っている。歳出は 559 億円増加している。その増加率は 10.1% であり、前年度の 8.7% に比し、1.4% 上廻っている。
- (ハ) 大都市の決算についてみると、歳入は 873 億円、歳出は 844 億円である。前年度に比し、歳入は 50 億円増加し、その増加率は 6.1%(18.7%)、歳出は 55 億円増加し、その増加率は 7.0%(17.4%)である。
- (ニ) 都市及び町村の決算についてみると、歳入は 5,096 億円、うち都市は 2,984 億円、町村は 2,112 億円であり、歳出は 4,982 億円、うち都市は 2,911 億円、町村は 2,071 億円である。前年度に比し、歳入は 407 億円増加し、その増加率は 8.7%(7.3%)、歳出は 455 億円増加し、その増加率は 10.0%(6.3%)である。
- (ホ) 特別区の決算についてみると、歳入は 318 億円、歳出は 290 億円である。前年度に比し、歳入は 48 億円増加し、その増加率は 17.6%(27.4%)、歳出は 49 億円増加し、その増加率は 20.3%(32.2%)である。
- (4) 決算規模の推移を、昭和 29 年度を 100 とした指数でみると、歳入歳出とも逐年増加の傾向をたどり、昭和 33 年度は、歳入 136、歳出 129 となっている。
- 都道府県についてみると、それぞれ 138 及び 132 となっている。
- 市町村についてみると、それぞれ 133 及び 124 となっている(第 2 表参照)。

第2表 昭和33年度決算の状況

## その1 決算の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和33年度 (A)	昭和32年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率	前 年 度
				$\frac{(C)}{(B)} \times 100$	増 減 率
				%	%
歳入総額	1 552 698	1 442 743	109 955	7.6	12.2
1 都道府県	924 016	864 587	59 429	6.9	13.9
(1) 都	138 549	132 641	5 908	4.5	22.4
(2) 道 府 県	785 467	731 946	53 521	7.3	13.5
2 市 町 村	628 682	578 156	50 526	8.7	9.6
(1) 大 都 市	87 298	82 262	5 036	6.1	18.7
(2) 都市及び町 村	509 598	468 874	40 724	8.7	7.3
(ア) 都 市	298 358	265 672	32 686	12.3	9.8
(イ) 町 村	211 240	203 202	8 038	4.0	4.3
(3) 特 別 区	31 786	27 020	4 766	17.6	27.4
歳出総額	1 504 027	1 378 184	125 843	9.1	11.0
1 都道府県	892 522	822 575	69 947	8.5	12.6
(1) 都	131 188	121 947	9 241	7.6	20.6
(2) 道 府 県	761 334	700 628	60 706	8.7	11.4
2 市 町 村	611 505	555 609	55 896	10.1	8.7
(1) 大 都 市	84 364	78 828	5 536	7.0	17.4
(2) 都市及び町 村	498 181	452 698	45 483	10.0	6.3
(ア) 都 市	291 111	255 659	35 452	13.9	8.6
(イ) 町 村	207 070	197 039	10 031	5.0	3.5
(3) 特 別 区	28 960	24 083	4 877	20.3	32.2

(注) 1 本表は出納閉鎖日現在における昭和 33 年度決算見込額を集計したものである。以下各表昭和 33 年度決算について同じ。

2 本表の歳出額は、地方自治法施行令第 171 条の 2 第 2 項の規定により決算上支出されたものとみなされる予算繰越額を含まない。

## その2 決算規模の推移

区 分	都道府県		市 町 村		内 訳						全 団 体	
					大 都 市		都 市 及 び 町 村		特 別 区			
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
昭和29年度	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和30年度	103	101	101	100	100	97	100	100	107	106	102	101
昭和31年度	113	108	112	104	105	96	112	105	117	110	112	106
昭和32年度	129	121	122	113	124	113	121	111	149	146	126	118
昭和33年度	138	132	133	124	132	121	131	123	176	175	136	129

### 3 純計決算額

- (1) 昭和 33 年度における地方公共団体の決算額のうち、都道府県を經由して市町村に支出される国庫支出金、都道府県が市町村に交付する補助交付金及び市町村が都道府県に対して負担する負担金等、都道府県、市町村間の相互重複額 484 億円を控除した純計決算額について地方財政規模をみると、歳入は 1 兆 5,043 億円、歳出は 1 兆 4,556 億円である。

前年度に比し、歳入は 972 億円増加し、その増加率は 6.9% (前年度 12.5%)、歳出は 1,131 億円増加し、その増加率は 8.4% (11.3%) である。

- (2) 純計決算額の規模による推移を、昭和 29 年度を 100 とする指数でみると、次のとおりである。

歳入規模は逐年増加し、昭和 33 年度は 136 となっており、地方債及び繰越金を除いた歳入額では 140 となっている。

歳出規模は、昭和 33 年度は 129 となっており、公債費及び前年度繰上充用金を除いた歳出額では、128 となっている (第 3 表参照)。



### 第3表 昭和33年度純計決算額の状況

#### その1 純計決算額の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和33年度	昭和32年度	増 減 額	増 減 率
	(A)	(B)	(A)-(B) (C)	$\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
歳 入 総 額 (a)	1 552 698	1 442 743	109 955	7.6
団 体 間 重 複 額 (b)	48 448	35 655	12 793	35.9
(1) 分 担 金、負 担 金	7 002	4 692	2 310	49.2
(2) 都 道 府 県 支 出 金	30 454	22 904	7 550	33.0
(3) 寄 附 金	2 226	1 640	586	35.3
(4) 特別区財政平衡交付金 " 調整納付金	5 613	4 456	1 157	26.0
(5) そ の 他	3 153	1 963	1 190	60.7
差 引 歳 入 純 計 (a)-(b)	1 504 250	1 407 088	97 162	6.9
歳 出 総 額 (c)	1 504 027	1 378 183	125 844	9.1
団 体 間 重 複 額 (d)	48 448	35 655	12 793	35.8
(1) 扶 助 費、補 助 費 等	12 724	8 708	4 016	46.1
(2) 建 設 事 業 費 等	27 582	20 526	7 056	34.4
(3) 特別区財政平衡交付金 " 調整納付金	5 613	4 892	721	14.7
(4) そ の 他	2 529	1 529	1 000	65.7
差 引 歳 出 純 計 (c)-(d)	1 455 579	1 342 528	113 051	8.4

#### その2 純計決算規模の推移

(単位 百万円)

区 分	歳 入 決 算 額				歳 出 決 算 額			
	総 額		地方債及び繰越 金を除いた額		総 額		公債費及び前年 度繰上充用金を 除いた額	
昭和29年度	1 102 450	100	976 235	100	1 129 004	100	1 061 856	100
昭和30年度	1 123 864	102	1 005 735	103	1 136 871	101	1 033 625	97
昭和31年度	1 250 979	113	1 106 223	113	1 206 069	107	1 039 455	103
昭和32年度	1 407 088	128	1 222 809	125	1 342 528	119	1 243 362	117
昭和33年度	1 504 250	136	1 370 642	140	1 455 579	129	1 354 476	128

#### 4 国庫財政と地方財政との比較

- (1) 昭和 33 年度の地方公共団体の純計決算額に、同年度の国の一般会計決算額を合算したのから、国が地方公共団体に対して支出した国庫支出金、地方交付税等と地方公共団体が国に支出した負担金の相互重複額を控除して算定した国、地方を通ずる歳出純計額の国民所得に対する比率をみると 26.1%(前年度24.5%)となつており、うち国は 8.9% (8.1%)、地方公共団体は 17.2% (16.4%) である。

これを戦前の状況と比較すると、総額においては、昭和 10 年度前後は、ほぼ 30% 程度であつて、約 5% 減少している。また国と地方の財政規模の比較においては、戦前の地方財政は国庫財政を若干上廻る程度であつたが、最近における地方の国に対する比重はおおむね 2 倍に達するに至つている。

- (2) しかし、戦前と戦後とでは、国際関係、政治運営、行政運営その他財政基盤に著しい変化があり、財政政策も大きく変更されているので、それぞれの財政規模を単純に比較するだけでは当を得ない面がある。

そこで、国と地方の歳出から軍事費、防衛費、公債費及び賠償施設等の特殊経費を除いたいわゆる一般行政費について比較してみると総額では、昭和 10 年度の 13.9% から昭和 33 年度の 22.1% と 1.5 倍に増加しており、これを国庫財政と地方財政の別にみると、戦前の昭和 10 年度においては国の 3.8% に対し、地方は 10.1%、戦後の昭和 33 年度は 6.1% に対し 16.0% となつており、戦前、戦後ともに両者の相対的比重は、ほぼ相等しい。

- (3) なお、戦前と戦後での国庫財政と地方財政との関係における大きな変化は、国庫財政から地方財政に対して支出される額の比重が、戦前においては国の歳出の 15% 以下であつたものが、戦後においては、40% 程度となり、昭和 33 年度においては 43% に及んでおり、戦前と戦後との間における社会経済の進展によつてもたらされた地方行政及び財政の変容に伴う国庫補助金制度と地方財政調整制度の拡張又は整備のあとを物語つている (第 4 表参照)。

第4表 国庫財政と地方

区 分	国民所得 (A)	歳 出		
		国		
		総 額 (a)	地方公共団体 に対する支出 (b)	差 引 (B) (a)-(b)
昭和9年度	13 131	2 163	295	1 868
昭和10年度	14 440	2 206	255	1 951
昭和11年度	15 546	2 282	239	2 043
昭和16年度	35 834	8 134	1 063	7 071
昭和17年度	42 144	8 276	1 315	6,961
昭和18年度	48 448	12 552	1 808	10 744
昭和28年度	5 747 578	1 017 164	421 504	595 660
昭和29年度	6 201 253	1 040 761	421 346	619 415
昭和30年度	6 681 528	1 018 169	438 261	579 908
昭和31年度	7 530 898	1 069 205	462 108	607 097
昭和32年度	8 169 299	1 187 676	524 605	663 071
昭和33年度	8 448 673	1 331 562	574 225	757 337

- (注) 1 国民所得は、経済企画庁の推計にかかる分配国民所得である。
- 2 国庫歳出は、一般会計決算額であり、地方歳出は、普通会計純計決算額で
- 3 国庫歳出から控除した「地方公共団体に対する支出」は、国庫支出金、地  
ばこ専売特別地方配付金は含まない。)地方譲与税の財源として一般会計で負
- 4 地方歳出から控除した「国に対する支出」とは地方財政法第17条の2の規  
債」の当該年度償還費を含み、「一般行政費」欄にあつてはそれを含まない。
- 5 一般行政費は、総額から、国庫歳出にあつては、軍事費、防衛関係費、対  
であり、地方歳出にあつては、公債費及び前年度繰上充用金を控除したもの
- 6 昭和32年度の「地方団体に対する支出」には、昭和31年度から昭和32年度

財政との累年比較

(単位 百万円)

総				額			
地方公共団体			純計 (D) (B)+(C)	国民所得に対する比率 (%)			
総額 (c)	国に対する支出 (d)	差引 (C) (c)-(d)		(B)/(A) ×100	(C)/(A) ×100	(D)/(A) ×100	
2 163	17	2 146	4 014	14.2	16.4	30.6	
2 117	13	2 104	4 055	13.5	14.6	28.1	
2 718	17	2 701	4 744	13.1	17.4	30.5	
3 088	23	3 065	10 136	19.7	8.6	28.3	
3 426	27	3 399	10 360	16.5	8.1	24.6	
4 318	32	4 286	15 030	22.2	8.8	31.0	
1 036 163	2 570	1 033 593	1 629 253	10.4	18.0	28.4	
1 129 004	1 723	1 127 281	1 746 696	10.3	18.7	29.0	
1 136 871	1 884	1 134 987	1 714 895	8.7	17.0	25.7	
1 206 069	2 524	1 203 545	1 810 642	8.0	16.0	24.0	
1 342 528	3 686	1 338 842	2 001 913	8.1	16.4	24.5	
1 455 579	3 889	1 451 690	2 209 027	8.9	17.2	26.1	

ある。

方交付税（地方分与税、地方財政平衡交付金及び臨時地方財政特別交付金を含み、負担したもの及び国有提供施設等所在市町村助成交付金である。

定による地方公共団体の負担金をいい、「歳出総額」欄にあつてはいわゆる「交付公

外処理費、終戦善後処理費、価格調整費、出資及び投資並びに国債費を控除したものである。

に繰り越して地方公共団体に交付された地方交付税 8,613 百万円が含まれている。

第4表 国庫財政と地方

区 分	一 般			
	国			地 方
	総 額 (a')	地方公共団体 に対する支出 (b')	差 引 (B') (a')-(b')	総 額 (c')
昭和9年度	860	295	565	1 412
昭和10年度	801	255	546	1 474
昭和11年度	839	239	600	1 594
昭和16年度	3 922	1 063	2 859	2 615
昭和17年度	6 600	1 315	5 285	2 926
昭和18年度	10 368	1 808	8 560	3 731
昭和28年度	738 112	421 504	316 608	995 157
昭和29年度	831 423	421 346	410 077	1 061 856
昭和30年度	826 326	438 261	388 065	1 033 627
昭和31年度	885 530	462 108	423 422	1 089 407
昭和32年度	976 858	524 605	452 253	1 243 363
昭和33年度	1 087 279	574 225	513 054	1 354 477

財政との累年比較（つづき）

（単位 百万円）

行 政 費						
公 共 団 体		純 計 (D')	国民所得に対する比率 (%)			
国に対する支出 (d')	差 引 (C') (c')-(d')		(B')/(A) × 100	(C')/(A) × 100	(D')/(A) × 100	
		(B')+(C')				
17	1 395	1 960	4.3	10.6	14.9	
13	1 461	2 007	3.8	10.1	13.9	
17	1 577	2 177	3.9	10.1	14.0	
23	2 592	5 451	8.0	7.2	15.2	
27	2 899	8 184	12.5	6.9	19.4	
32	3 699	12 259	17.7	7.6	25.3	
2 570	992 587	1 309 195	5.5	17.3	22.8	
1 174	1 060 682	1 470 759	1.8	17.6	24.4	
751	1 032 876	1 420 941	5.8	15.5	21.3	
284	1 089 123	1 512 545	5.6	14.5	20.1	
360	1 243 003	1 695 256	5.6	15.2	20.8	
94	1 354 383	1 867 437	6.1	16.0	22.1	

5 地方財政の国民経済計算中に占める地位 国民経済計算の形で、国及び地方の財政支出が、国民経済循環の中において、財貨サービスの購入を通じて、国民総支出のうちに占める地位をみると、両者を通ずる財政支出は 19.4% (前年度 18.1%) を占め、うち国庫財政は 7.2% (6.5%)、地方財政は 12.2% (11.6%) である (第5表参照)。

第5表 国民経済計算

(単位 億円)

区 分	昭和 33 年度実績		昭和 32 年度実績		増減額		増減率	
	(A)	(%)	(B)	(%)	(A)-(B) (C)	(C) (B)	(C) (B) × 100	(%)
個人消費支出	62 409	60.6	58 975	58.8	3 434			5.8
民間総資本形成	18 626	18.1	23 652	23.6	△ 5 026	△		21.2
設備投資	15 950	15.5	16 782	16.8	△ 832	△		5.0
在庫投資	352	0.3	4 735	4.7	△ 4 383	△		92.6
個人住宅	2 324	2.3	2 135	2.1	189			8.9
政府支出	19 957	19.4	18 165	18.1	1 792			9.9
中央財政	7 386	7.2	6 528	6.5	858			13.1
資本形成	4 171	4.1	3 550	3.5	621			17.5
財貨サー	3 215	3.1	2 978	3.0	237			8.0
ビス經常								
購入								
地方財政	12 571	12.2	11 637	11.6	934			8.0
資本形成	5 205	5.0	4 745	4.7	460			9.7
財貨サー	7 366	7.2	6 892	6.9	474			6.9
ビス經常								
購入								
經常海外余剰	1 925	1.9	△ 541	△	0.5			—
国民総支出 (合計)	102 917	100.0	100 251	100.0	2 666			2.7
国民総生産	102 917	—	100 251	—	2 666			2.7
分配国民所得	84 487	—	81 693	—	2 794			3.4

(注) 本表は、経済企画庁が推計したものに、財政支出を最終段階でとらえて修正したものである。

## 二 昭和 33 年度決算の状況

### 1 実質収支

- (1) 昭和 33 年度における全地方公共団体の歳入歳出差引残高は 487 億円（前年度 646 億円）であり、実質収支※をみると 240 億円（398 億円）の黒字で、前年度に比し 158 億円減少している。
- (2) 都道府県についてみると、歳入歳出差引残高は 315 億円（420 億円）であり、実質収支をみると 167 億円（282 億円）の黒字で、前年度に比し 114 億円減少している。
- (3) 市町村についてみると、歳入歳出差引残高は 172 億円（225 億円）であり、実質収支をみると、72 億円（116 億円）の黒字で、前年度に比し 44 億円減少している（第 6 表参照）。

※ 実質収支とは、歳入歳出差引残高から、歳入決算のうちに含まれている事業繰越等に伴い、これら経費の財源に引き当てるため、翌年度に繰越すべき財源を控除した場合の当該年度までの累積された収支をいう。

なお、事業繰越等とは、予算繰越、事業繰越、継続費通次繰越及び支払繰延をいう。

### 2 黒字団体と赤字団体

- (1) 全地方公共団体を黒字団体と赤字団体に分別して、それぞれの収支の状況をみると、黒字団体は地方公共団体総数 3,678 団体の 83.3%、3,062 団体で、黒字額は 367 億円、赤字団体は 16.7% の 616 団体で、赤字額は 127 億円である。
- (2) 都道府県についてみると、次のとおりである。
  - (ア) 黒字団体は 38 団体で、その黒字額は 183 億円である。前年度に比し、3 団体（滋賀県・奈良県・佐賀県）減少し、黒字額は 113 億円減少している。
  - (イ) 赤字団体は 8 団体（青森県・三重県・滋賀県・奈良県・和歌山県・徳島県・佐賀県・大分県）で、その赤字額は 16 億円である。前年度に比し 3 団体増加し、赤字額は 1 億円増加している。



(3) 市町村についてみると、次のとおりである。

(ア) 黒字団体は、全市町村の 83.3%、3,024 団体（422 市、2,581 町村、21 特別区）で、その黒字額は 183 億円である。前年度に比し全市町村数に対する比率で 1.4%、団体数で 150 団体（23 市、1 特別区増加、174 町村減少）減少し、黒字額は 11 億円減少している。

(イ) 赤字団体は、全市町村の 16.7%、608 団体（125 市、481 町村、2 特別区）で、その赤字額は 111 億円である。前年度に比し 1.4%、39 団体（19 市、21 町村増加、1 特別区減少）増加し、赤字額は 33

第 6 表 昭 和 33 年 度

区 分	昭 和 33			
	団 体 数 (A)	歳 入 (B)	歳 出 (C)	差 引 (B)-(C) (D)
都 道 府 県	46	924 016	892 522	31 494
黒 字 団 体	38	833 557	801 325	32 232
赤 字 団 体	8	90 459	91 197	△ 738
市 町 村	(100.0) 3 632	628 682	611 505	17 177
黒 字 団 体	(83.3) 3 024	532 800	507 110	25 690
赤 字 団 体	(16.7) 608	95 882	104 395	△ 8 513
(1) 大 都 市	5	87 298	84 364	2 934
黒 字 団 体	5	87 298	84 364	2 934
赤 字 団 体	-	-	-	-
(2) 都 市 及 び 町 村	3 604	509 598	498 181	11 417
黒 字 団 体	2 998	416 785	396 707	20 078
赤 字 団 体	606	92 813	101 474	△ 8 661
(ア) 都 市	542	298 358	291 111	7 247
黒 字 団 体	417	238 799	227 124	11 675
赤 字 団 体	125	59 559	63 987	△ 4 428
(イ) 町 村	3 062	211 240	207 070	4 170
黒 字 団 体	2 581	177 986	169 583	8 403
赤 字 団 体	481	33 254	37 487	△ 4 233
(3) 特 別 区	23	31 786	28 960	2 826
黒 字 団 体	21	28 717	26 039	2 678
赤 字 団 体	2	3 069	2 921	148
合 計	(100.0) 3 678	1 552 698	1 504 027	48 671
黒 字 団 体	(83.3) 3 062	1 366 357	1 308 435	57 922
赤 字 団 体	(16.7) 616	186 341	195 592	△ 9 251

(注) かつこ内の数字は比率を示す。

億円増加している。

(a) 都市及び町村についてみると、赤字団体は 606 団体（125 市、481 町村）で、その赤字額は 110 億円である。前年度に比し 1.6%、41 団体（20 市、21 町村）増加し、赤字額は 34 億円増加している。

(b) 特別区についてみると、赤字団体は 2 区で、その赤字額は 1 億円である。前年度に比し 1 区減少し、赤字額は 1 億円減少している（第 6 表参照）。

### 決 算 収 支 の 状 況

(単位 百万円)

年 度		昭 和 32 年 度		比 較	
事業繰越等翌年度に繰り越すべき財源	実質収支 (D)-(E) (F)	団 体 数 (G)	実 質 収 支 (H)	団体数 (A)-(G)	実質収支 (F)-(H)
14 763	16 731	46	28 171	0 △	11 440
13 918	18 314	41	29 622	△ 3 △	11 308
845 △	1 583	5 △	1 451	3 △	132
9 956	7 221	(100.0) 3 743	11 577	△ 111 △	4 356
7 349	18 341	(84.8) 3 174	19 427	△ 150 △	1 086
2 607 △	11 120	(15.2) 569 △	7 850	39 △	3 270
1 916	1 018	5	1 127	0 △	109
1 916	1 018	4	1 157	1 △	139
-	-	1 △	30 △	1	30
6 832	4 585	3 715	8 973	△ 111 △	4 388
4 502	15 576	3 150	16 547	152 △	971
2 330 △	10 991	565 △	7 574	41 △	3 417
4 507	2 740	500	4 862	42 △	2 122
3 566	8 109	395	8 285	22 △	176
941 △	5 369	105 △	3 423	20 △	1 946
2 325	1 845	3 215	4 111	△ 153 △	2 266
936	7 467	2 755	8 262	△ 174 △	795
1 389 △	5 622	460 △	4 151	21 △	1 471
1 208	1 618	23	1 477	0	141
931	1 747	20	1 723	1	24
277 △	129	3 △	246 △	1	117
24 719	23 952	(100.0) 3 789	39 748	△ 111 △	15 796
21 267	36 655	(84.9) 3 215	49 049	△ 153 △	12 394
3 452 △	12 703	(15.1) 574 △	9 301	42 △	3 402

### 3 いわゆる単年度収支の状況

- (1) 昭和 33 年度の単年度収支※は、158 億円の収入不足である。

前年度の単年度収支が 240 億円の剰余であつたことに較べると、両者の差は 398 億円に上ることになる。

- (2) 都道府県についてみると、単年度収支は 114 億円の収入不足である。

前年度における単年度収支が 168 億円の剰余であつたことに較べると、両者の差は 282 億円に上ることになる。

- (3) 市町村についてみると、単年度収支は 44 億円の収入不足である。前年度における単年度収支が 72 億円の剰余であつたことに較べると、両者の差は 116 億円に上ることになる（第 7 表参照）。

※ 単年度収支とは、当該年度の実質収支から、これに含まれている前年度の実質収支を控除した当該年度のみの収支をいう。

### 4 実質的な単年度収支の状況

- (1) 昭和 33 年度の地方財政は、後に述べるように、その一般財源の伸長率は、前年度の 19.0% に比し 5.4% と著しく鈍化している半面、歳出においては、人件費、公債費等義務費的色彩の強い経費の避け難い増加は、近年における地方財政窮迫緩和に伴う行政水準確保のための需要増大の一般的な傾向とあいまつて、引き続き新規財政需要増加の傾向がみられた。

この結果、昭和 33 年度における新規財政需要の増加額と、一般財源の増加額との間に大巾な格差を生じている。しかし前年度においては、多数の地方公共団体は、同年度にみられた著しい増収額の一部を割いて累積赤字の解消、高利債の繰上償還、積立金を行うほか、他の一部は剰余金として繰越す等、後年度の財政に備えて種々の財源留保の措置が行われた。このことは、昭和 32 年度の地方財政の単年度収支に実質上多額の剰余が存していたことを示すものであるから、昭和 33 年度において、同年度の新規財政収入と財政需要との間に大巾な格差が存しても、このためにただちに収支の均衡を破綻させることは回避することができた。財源の不足する団体にあつても、前年度からの繰越金の一部を使用し、あるいは積立金のとりくずしを行うことによつて、収支の均衡保持

が図られた。

- (2) さきに述べたいわゆる単年度収支の状況は、このような事情の一端を示すに止まる。従つて同年度の単年度収支の実態を明らかにするためには、さらに積立金及び地方債の繰上償還並びに積立金の取りくずし額の状況もあわせ考慮する必要がある。

このような観点から昭和 33 年度の実質的単年度収支をみると、いわゆる単年度収支は 158 億円の不足であるが、積立金の積立 71 億円及び地方債の繰上償還 21 億円並びに積立金の取くずし 44 億円があるので 110 億円の収支不足である。前年度における実質的単年度収支が 363 億円の剰余であることに較べると、両者の差は 473 億円に上つている。このことは、昭和 33 年度において、同年度における新規収入の増加を上廻つて 473 億円の新規経費の増加があり、この結果 110 億円の収支不足があつたことを示している。

- (3) 都道府県についてみると、昭和 33 年度における実質的単年度収支は、77 億円の収支不足である。前年度における実質的単年度収支が 259 億円の剰余であつたことに較べると、両者の差は 336 億円に上ることになる。

(ア) 実質的単年度収支において剰余のある団体は、13 団体で、その剰余額は 10 億円である。前年度に比し 33 団体減少し、250 億円剰余が減少している。

(イ) 実質的単年度収支において収入不足のある団体は、33 団体で、その不足額は 86 億円である。前年度においては、収入不足のある団体はなかつたので、団体数及び不足額はそのまま増加していることになる。

- (4) 市町村についてみると、昭和 33 年度における実質的単年度収支は、34 億円の収入不足である。前年度における実質的単年度収支が 103 億円の剰余であつたことに較べると、両者の差は 137 億円に上ることになる。

(ア) 大都市の実質的単年度収支は 1 億円の剰余であり、前年度のそれが 15 億円の剰余であつたことに較べると、その差は 14 億円である。

(イ) 都市及び町村の実質的単年度収支は 35 億円の収入不足であり、前年度のそれが 84 億円の剰余であつたことに較べると、その差は 119 億円に達する。

第 7 表 昭 和 33 年 度 単

区 分	昭 和 33 年 度					昭
	単年度 収 支 (A)	積立金 積立額 (B)	繰上償 還 額 (C)	積立金取 くずし額 (D)	実質的単 年度収支 (A)+(B)+(C) -(D) (E)	単年度 収 支 (F)
都 道 府 県	△ 11 440	4 107	1 152	1 503	△ (46) 7 684	16 819
(1) 実質的単年度収支に 剰余のある団体	353	422	317	130	(13) 962	16 819
(2) 実質的単年度収支に 収入不足のある団体	△ 11 793	3 685	835	1 373	△ (33) 8 646	-
市 町 村	△ 4 356	2 961	935	2 892	△ 3 352	7 221
(1) 大 都 市	△ 109	284	11	101	85	1 574
(2) 都 市 及 び 町 村	△ 4 388	2 498	924	2 547	△ 3 513	5 361
(3) 特 別 区	141	179	-	244	76	286
合 計	△ 15 796	7 068	2 087	4 395	△ 11 036	24 040

(注) かつこ書は、団体数である。

5 実質赤字額の推移 実質収支による昭和 29 年度以降の赤字額の推移をみると、同年度において 2,281 団体（全団体の 38%）、649 億円の多額に上つた赤字額は、昭和 31 年度にいたり、142 億円に激減し、昭和 32 年度においては、さらに 93 億円に減少したが、昭和 33 年度においては、逆に 34 億円増加して 127 億円となつた。

昭和 30 年度に較べ昭和 31・32 両年度において赤字が激減した原因の一半は、あいついで行われた政府の地方財源増強の諸措置等による地方収入の増加と、地方公共団体の財政運営の健全化とにより積極的に赤字解消を行うことを可能ならしめたことによるのであるが、他の一半は、昭和

(ウ) 特別区の実質的単年度収支は1億円の剰余であり、前年度のそれが5億円の剰余であつたことに較べると、その差は4億円である(第7表参照)。

年 度 収 支 の 状 況

(単位 百万円)

和 32 年 度				比 較 増 減				
積立金 積立額 (G)	繰上償還額 (H)	積立金取 くずし額 (I)	実質的単 年度収支 (F)+(G)+ (H)-(I) (J)	(A)-(F)	(B)-(G)	(C)-(H)	(D)-(I)	(E)-(J)
8 410	1 068	370	(46) 25 927	△ 28 259	△ 4 303	84	1 133	(0) △ 33 611
8 410	1 068	370	(46) 25 927	△ 16 466	△ 7 988	△ 751	△ 239	(△33) △ 24 966
-	-	-	-	△ 11 793	3 685	835	1 373	(33) △ 8 646
3 671	461	1 030	10 323	△ 11 577	△ 710	474	1 862	△ 13 675
43	-	136	1 481	△ 1 683	241	11	△ 35	△ 1 396
3 368	461	833	8 357	△ 9 749	△ 870	463	1 714	△ 11 870
260	-	61	485	△ 145	△ 81	-	183	△ 409
12 081	1 529	1 400	36 250	△ 39 836	△ 5 013	558	2 995	△ 47 286

30・31 両年度において採られた赤字棚上措置によるものである。

また、昭和 33 年度において赤字が若干増加している原因は、地方公共団体の財政健全化の努力にもかかわらず、義務費的経費が引き続き増加したこと、経済界の不況に伴い地方収入の増加が鈍化したことによるものである。ちなみに、実質収支による黒字額の推移をみると、昭和 29 年度において 66 億円であつた黒字額はその後累増して、昭和 32 年度においては 490 億円に増加したが、昭和 33 年度においては逆に 123 億円減少して 367 億円となつている(第 8 表参照)。

## 第 8 表 昭 和 29 年 度 以

## その 1 収支額の推移

区 分	総		額				黒	
	総 額		都 道 府 県		市 町 村		総 額	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
昭和29年度	5 927	△ 58 331	46	△ 24 693	5 881	△ 33 638	3 646	6 550
昭和30年度	4 791	△ 54 904	46	△ 23 608	4 745	△ 31 296	3 233	9 337
昭和31年度	3 955	15 708	46	11 352	3 909	4 356	3 090	29 956
昭和32年度	3 789	39 748	46	28 171	3 743	11 577	3 215	49 048
昭和33年度	3 678	23 952	46	16 731	3 632	7 221	3 062	36 655

## その 2 収支額の対前年度増減状況

区 分	総		額				黒	
	総 額		都 道 府 県		市 町 村		総 額	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
昭和30年度	△ 1 136	3 427	0	1 085	△ 1 136	2 342	△ 413	2 787
昭和31年度	△ 836	70 612	0	34 960	△ 836	35 652	△ 143	20 619
昭和32年度	△ 166	24 040	0	16 819	△ 166	7 221	125	19 092
昭和33年度	△ 111	△ 15 796	0	△ 11 440	△ 111	△ 4 356	△ 153	△ 12 393

降実質収支の推移

(単位 百万円)

字 団 体				赤 字 団 体					
都 道 府 県		市 町 村		総 額		都 道 府 県		市 町 村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
12	1 715	3 634	4 835	2 281	△ 64 881	34	△ 26 408	2 247	△ 38 473
10	1 997	3 223	7 340	1 558	△ 64 241	36	△ 25 605	1 522	△ 38 636
33	14 639	3 057	15 317	865	△ 14 248	13	△ 3 287	852	△ 10 961
41	29 622	3 174	19 426	574	△ 9 300	5	△ 1 451	569	△ 7 849
38	18 314	3 024	18 341	616	△ 12 703	8	△ 1 583	608	△ 11 120

(単位 百万円)

字 団 体				赤 字 団 体					
都 道 府 県		市 町 村		総 額		都 道 府 県		市 町 村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
△ 2	282	△ 411	2 505	△ 723	640	2	803	△ 725	△ 163
23	12 642	△ 166	7 977	△ 693	49 993	△ 23	22 318	△ 670	27 675
8	14 983	117	4 109	△ 291	4 948	△ 8	1 836	△ 283	3 112
△ 3	△ 11 308	△ 150	△ 1 085	42	△ 3 403	3	△ 132	39	△ 3 271



## 6 赤字棚上債現在高の推移

- (1) 昭和 30・31 両年度において採られた上述の赤字棚上措置の内容は次のとおりである。
- (ア) 昭和 30・31 両年度にわたって行われた地方財政再建促進特別措置法に基く歳入欠陥補てん債 423 億円（30 年度 91億円、31 年度 332 億円）の発行
- (イ) 昭和 31 年度に行われた従来支払繰延額として赤字額に算入されていた昭和 27 年度以前の国直轄事業未納負担金に係る交付公債 84 億円の発行
- (ウ) 昭和 31 年度において、同年度の歳入不足を補う趣旨で行われた既

第 9 表 財 政 再 建 債

区 分	総 額			歳入欠陥補て	
	総 額	都道府県	市 町 村	総 額	都道府県
昭和30年度	9 071	4 878	4 193	9 071	4 878
昭和31年度	54 140	29 503	24 637	42 123	18 100
昭和32年度	48 278	27 351	20 927	36 481	16 162
昭和33年度	39 928	23 691	16 237	28 643	12 878

## 7 赤字棚上債を含めた赤字額の推移

- (1) 地方公共団体の財政収支の実態を明らかにするためには、昭和 30・31 両年度において、地方公共団体の赤字対策として講ぜられた、これら財政再建債等の未償還額の状況をあわせ考慮されなければならない。

そこで、財政再建債等による赤字棚上の措置が講じられなかつたとした場合の赤字額の状況をみると次のとおりである。

昭和 33 年度末における赤字団体は、全地方公共団体の27.5%、1012 団体で、赤字額は 424 億円である。前年度に比し、赤字額は 21 億円減少している。

- (ア) 都道府県についてみると、赤字団体は 32 団体で、赤字額は 177 億円

発行地方債の償還のためのいわゆる借替債 37 億円の発行

これらの財政再建債等の発行による赤字の減少は、前述の実質赤字を単に地方債の形に振り替えて、後年度にその解消を繰り延べたに過ぎないものである。実質的な意味における赤字の解消は、今後財政再建債等の償還年次計画に基いて、一定期間内に逐次行われてゆくこととなるのである。

- (2) これら財政再建債等の昭和 31 年度末における現在高は 541 億円であったが、その後昭和 32 年度に 59 億円、昭和 33 年度に 83 億円、それぞれ償還し、昭和 33 年度末においては 399 億円となり、142 億円減少している（第 9 表参照）。

等 現 在 高 の 推 移

(単位 百万円)

債	交 付 公 債 (昭和27年度以前分)			借 替 債 (昭和31年度発行分)		
	市	町	村	市	町	村
4 193	—	—	—	—	—	—
24 023	8 367	8 343	24	3 650	3 060	590
20 319	8 367	8 343	24	3 430	2 846	584
15 765	8 367	8 343	24	2 918	2 470	448

である。前年度に比し 6 団体増加し、赤字額は 10 億円減少している。

- (1) 市町村についてみると、赤字団体は、全市町村の 27.0%、980 団体（253 市、725 町村、2 特別区）で、赤字額は 247 億円である。前年度に比し、全市町村数に対する比率は 0.7 % 増加し、団体数は 4 団体（9 市増加、12 町村、1 特別区減少）、赤字額は 11 億円減少している。
- (2) 昭和 29 年度以降における赤字額の推移をみると、昭和 30 年度の 732 億円を頂点として漸減に転じ、昭和 31 年度において 131 億円、昭和 32 年度において 156 億円、昭和 33 年度において 21 億円、あわせて 308 億円減少し、昭和 33 年度末においては 424 億円の赤字となつている（第 10 表参照）。

(3) なお、昭和 33 年度末における黒字団体は、全地方公共団体の 72.5 %、2,666 団体で、黒字額は 264 億円である。前年度に比し 95 億円減少している。

(ア) 都道府県についてみると、黒字団体は 14 団体で、黒字額は 107 億円である。前年度に比し 6 団体減少し、黒字額は 88 億円減少している。

(イ) 市町村についてみると、黒字団体は全市町村の 73.0%、2,652 団体(294市、2,337 町村、21特別区)で、黒字額は 157 億円である。前年度

第 10 表 昭和29年度以降の赤字棚上

その 1 収支額の推移

区 分	総 額						黒	
	都 道 府 県		市 町 村		総 額			
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
昭和29年度	5 927	△ 58 331	46	△ 24 693	5 881	△ 33 638	3 646	6 550
昭和30年度	4 791	△ 63 975	46	△ 28 486	4 745	△ 35 489	3 203	9 239
昭和31年度	3 955	△ 38 432	46	△ 18 151	3 909	△ 20 281	2 686	21 675
昭和32年度	3 789	△ 8 530	46	820	3 743	△ 9 350	2 779	35 965
昭和33年度	3 678	△ 15 977	46	△ 6 961	3 632	△ 9 016	2 666	26 424

その 2 収支額の対前年度増減状況

区 分	総 額						黒	
	都 道 府 県		市 町 村		総 額			
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
昭和30年度	△ 1 136	△ 5 644	0	△ 3 793	△ 1 136	△ 1 851	△ 443	2 689
昭和31年度	△ 836	25 543	0	10 335	△ 836	15 208	△ 517	12 436
昭和32年度	△ 166	29 902	0	18 971	△ 166	10 931	93	14 290
昭和33年度	△ 111	△ 7 447	0	△ 7 781	△ 111	334	△ 113	△ 9 541

に比し、全市町村に対する比率は 0.7%、団体数において 107団体（33市、1特別区増加、141町村減少）減少し、黒字額は 7 億円減少している。

(4) 昭和29年度以降における黒字額の推移をみると、同年度において66億円であつた黒字額は、その後累増して、昭和 32 年度においては 360 億円となつたが、昭和 33 年度においては、逆に 96 億円減少して 264 億円となつている（第 10 表参照）。

債を含めた場合の収支の推移

(単位 百万円)

字 団 体				赤 字 団 体					
都 道 府 県		市 町 村		総 額		都 道 府 県		市 町 村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
12	1 715	3 634	4 835	2 281	△ 64 881	34	△ 26 408	2 247	△ 38 473
9	1 974	3 194	7 265	1 588	△ 73 214	37	△ 30 460	1 551	△ 42 754
12	9 088	2 674	12 587	1 269	△ 60 107	34	△ 27 239	1 235	△ 32 868
20	19 541	2 759	16 424	1 010	△ 44 495	26	△ 18 721	984	△ 25 774
14	10 735	2 652	15 689	1 012	△ 42 401	32	△ 17 696	980	△ 24 705

(単位 百万円)

字 団 体				赤 字 団 体					
都 道 府 県		市 町 村		総 額		都 道 府 県		市 町 村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
△ 3	259	△ 440	2 430	△ 693	△ 8 333	3	△ 4 052	△ 696	△ 4 281
△ 3	7 114	△ 520	5 322	△ 319	13 107	△ 3	3 221	△ 316	9 886
△ 8	10 453	85	3 837	△ 259	15 612	△ 8	8 518	△ 251	7 094
△ 6	△ 8 806	△ 107	△ 735	2	2 094	6	1 025	△ 4	1 069

## 8 地方財政における債務の推移

- (1) 前に述べたように赤字には、その年度の財政収支に実質的の不足があつた場合における後年度歳入の繰上充用、事業繰越、支払繰延等の形をとるものと、かような形の赤字が累積し、このため多額の一時借入金がかげつき事実上長期債化されるに至つたものを名実ともに長期債の形に振り替えた赤字棚上債の形をとるものがある。

地方団体が、所轄行政庁の許可を受けて発行している地方債のうち、償還財源を企業自体が生み出す公営企業又はこれに準ずる事業等に関するものを除いたいわゆる普通債は、その事業が当該年度の収入をもつて処理する範囲を越えるような臨時大規模なものであり、かつ事業施行の効果が将来に及ぶものであるために後世の住民とその負担を分ちあう趣旨において発行されるものが多い。これらは、いわば一種の年度間の財源調整措置であつて、これが一定の限度を越えない限り地方財政の性質上妥当なものとして許されている。

- (2) 従つて、このような地方債と繰上充用等の赤字及び赤字棚上債とは性質を異にするものであるが、ひとしく後年度に財政負担を残す場合が多いという意味から、便宜ここで地方債現在高の推移をみると、次のとお

第 11 表 昭 和 29 年 度 以 降 普 通

区 分	交 付 公 債						交 付	
	都 道 府 県		市 町 村		計		都 道 府 県	
昭和29年度	17 062	100	863	100	18 049	100	225 419	100
昭和30年度	25 245	148	1 530	179	26 775	148	271 292	120
昭和31年度	40 432	237	2 094	245	42 526	236	309 858	137
昭和32年度	47 967	281	2 585	302	50 552	280	315 545	140
昭和33年度	58 879	345	3 423	400	62 302	345	316 573	140

りである。

地方債のうち、公営企業又はこれに準ずる事業に関するものを除いたいわゆる普通債の昭和 33 年度末の現在高は 6,228 億円である。うち、交付公債は 623 億円で、交付公債以外の普通債は 5,605 億円である。

昭和 29 年度を 100 とする昭和 33 年度の指数をみると、総額では 158 となっている。ちなみに、一般財源（地方税、地方譲与税、地方交付税、軽油引取税交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金の合算額をいう。）について、昭和 29 年度を 100 とする昭和 33 年度の指数をみると 155 となっている。

(ア) 交付公債以外の普通債では、昭和 31 年度以降その発行額の抑制と元金償還額の増加とあいまつて、その増勢は鈍化し、昭和 29 年度を 100 とする昭和 33 年度の指数は、149 となっている。

(イ) 交付公債は、ここ数年来著しい累増の傾向を示している。

昭和 29 年度を 100 とする昭和 33 年度の指数は 345 となっている（第 11 表参照）。

(3) なお、昭和 33 年度末における積立金の現在高は 283 億円であり、前年度に比し 46 億円増加している。

### 債 現 在 高 の 推 移

(単位 百万円)

公 債 以 外				合 計					
市 町 村		計		都 道 府 県		市 町 村		計	
151 661	100	376 956	100	242 481	100	152 524	100	395 005	100
185 200	122	456 492	121	296 537	122	186 730	122	483 267	122
223 316	147	533 174	141	350 290	144	225 410	148	575 700	146
233 384	154	548 929	146	363 512	150	235 969	155	599 481	152
243 967	161	560 540	149	375 452	155	247 390	162	622 842	156

### 三 昭和33年度決算の内容

#### I 歳入の状況

##### (一) 歳入の構成

##### 1 歳入の内容

- (1) 昭和33年度決算の歳入純計額の内容をみると、その主なものは、  
地方税 5,439 億円、国庫支出金 3,492 億円、地方交付税 2,240 億

第12表 昭和33年度

区 分	昭 和 33 年					
	純計決算額 (A)			都 道 府 県		
		%	%		%	%
地 方 税	543 931	36.2	39.7	261 041	28.3	30.7
地 方 譲 与 税	32 439	2.2	2.4	31 315	3.4	3.7
地 方 交 付 税	224 011	14.9	16.3	151 124	16.3	17.8
軽油引取税交付金	—	—	—	—	—	—
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1 000	0	0.1	56	0	0
財 産 収 入	33 704	2.2	2.4	11 790	1.3	1.4
分 担 金、負 担 金	8 950	0.6	0.6	10 512	1.1	1.2
使 用 料、手 数 料	56 204	3.7	4.1	34 069	3.7	4.0
国 庫 支 出 金	349 214	23.2	25.5	276 132	29.9	32.4
都道府県支出金	—	—	—	—	—	—
寄 附 金	15 889	1.1	1.2	6 055	0.6	0.7
繰 入 金	23 161	1.5	1.7	8 663	0.9	1.0
雑 収 入	82 238	5.5	6.0	59 679	6.5	7.1
小 計	1 370 741	91.1	100.0	850 436	92.0	100.0
地 方 債	62 055	4.1	—	30 104	3.3	—
繰 越 金	71 453	4.8	—	43 476	4.7	—
合 計	1 504 249	100.0	—	924 016	100.0	—

(注) 都道府県決算額と、市町村決算額をあわせたものは単純合算額となるので、

円、地方債 621 億円である。

(2) 都道府県決算についてみると、その主なものは、国庫支出金 2,761 億円、地方税 2,610 億円、地方交付税 1,511 億円、地方譲与税 313 億円、地方債 301 億円である。

(3) 市町村決算についてみると、その主なものは、地方税 2,829 億円、国庫支出金 731 億円、地方交付税 729 億円、地方債 322 億円、都道府県支出金 305 億円である（第12表参照）。

### 歳入決算の状況

(単位 百万円)

度 市 町 村			昭 和 32 年 度			比 較		
			純 計 決 算 額 (B)			増 (A)	減 (B)	増 減 率 (C) (B) × 100
282 890	% 45.0	% 49.8	527 190	% 37.5	% 41.0	16 741	% 3.2	
1 123	0.2	0.2	29 311	2.1	2.3	3 128	10.7	
72 887	11.6	12.8	203 182	14.4	15.8	20 829	10.3	
381	0.1	0.1	—	—	—	—	—	
944	0.2	0.2	499	0	0	501	100.4	
22 156	3.5	3.9	28 267	2.0	2.2	5 437	19.2	
5 440	0.9	1.0	9 592	0.7	0.8 △	642 △	4.5	
22 135	3.5	3.9	52 614	3.8	4.1	3 590	5.1	
73 082	11.6	12.8	320 923	22.8	24.9	28 291	8.8	
30 454	4.8	5.3	—	—	—	—	—	
12 060	1.9	2.1	14 624	1.0	1.1	1 265	8.7	
14 498	2.3	2.5	23 682	1.7	1.8 △	521 △	2.2	
30 478	4.8	5.4	76 461	5.4	6.0	5 777	7.6	
568 528	90.4	100.0	1 286 345	91.4	100.0	84 396	6.6	
32 176	5.1	—	65 408	4.7	— △	3 353 △	5.1	
27 978	4.5	—	55 335	3.9	—	16 118	29.1	
628 682	100.0	—	1 407 088	100.0	—	97 161	6.9	

純計決算額とは合致しない。



## 2 科目別歳入の構成

- (1) 歳入総額から前年度以前に属する収入を繰越使用する繰越金及び実質上後年度収入の繰上使用の性質をもつものが多い地方債を除外して、当該年度に属する本来の収入のみについて構成比をとり、その主なものをみると、地方税 39.7% (前年度41.0%)、地方交付税 16.3% (15.8%)、一般財源(一般財源とは、地方税、地方譲与税、地方交付税、軽油引取税交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金の合算額である。) 58.5% (59.1%)、国庫支出金 25.5% (24.9%) である。なお、地方債の歳入総額中に占める割合は4.1%

第 13 表 昭 和 33 年 度

区 分	純 計 決 算 額						都	
	昭和33年度		昭和32年度		比 較		昭和33年度	
地 方 税	36.2	39.7	37.5	41.0	△ 1.3	△ 1.3	28.3	30.7
地 方 譲 与 税	2.2	2.4	2.1	2.3	0.1	0.1	3.4	3.7
地 方 交 付 税	14.9	16.3	14.4	15.8	0.5	0.5	16.3	17.8
軽油引取税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.1	-	-	0	0.1	-	-
小 計	53.3	58.5	54.0	59.1	△ 0.7	△ 0.6	48.0	52.2
国 庫 支 出 金	23.2	25.5	22.8	24.9	0.4	0.6	29.9	32.4
そ の 他	14.6	16.0	14.6	16.0	0	0	14.1	15.4
合 計	91.1	100.0	91.4	100.0	△ 0.3	0	92.0	100.0
地 方 債	4.1	-	4.7	-	△ 0.6	-	3.3	-
繰 越 金	4.8	-	3.9	-	0.9	-	4.7	-
総 計	100.0	-	100.0	-	0	-	100.0	-

(4.7%) である。

(2) 都道府県についてみると、その主なものは地方税 30.7% (32.6%)、地方交付税 17.8% (17.3%)、一般財源 52.2% (53.4%)、国庫支出金 32.4% (31.7%) であり、地方債の歳入総額中に占める割合は 3.3% (4.0%) である。

(3) 市町村についてみると、その主なものは地方税 49.8% (51.1%)、地方交付税 12.8% (12.4%)、一般財源 63.1% (63.8%)、国庫支出金 18.1% (17.5%) であり、地方債の歳入総額中に占める割合は 5.1% (5.5%) である (第13表参照)。

歳入構成比の状況

(単位 %)

道 府 県				市 町 村					
昭和32年度		比 較		昭和33年度		昭和32年度		比 較	
30.1	32.6	△ 1.8	△ 1.9	45.0	49.8	46.2	51.1	△ 1.2	△ 1.3
3.3	3.5	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0	0
16.0	17.3	0.3	0.5	11.6	12.8	11.2	12.4	0.4	0.4
—	—	—	—	0.1	0.1	0	0	0.1	0.1
—	—	—	—	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
49.4	53.4	△ 1.4	△ 1.2	57.1	63.1	57.7	63.8	△ 0.6	△ 0.7
29.3	31.7	0.6	0.7	16.4	18.1	15.7	17.5	0.7	0.6
13.7	14.9	0.4	0.5	16.9	18.8	17.0	18.7	△ 0.1	0.1
92.4	100.0	△ 0.4	0	90.4	100.0	90.4	100.0	0	0
4.0	—	△ 0.7	—	5.1	—	5.5	—	△ 0.4	—
3.6	—	1.1	—	4.5	—	4.1	—	0.4	—
100.0	—	0	—	100.0	—	100.0	—	0	—

### 3 増減状況

- (1) 昭和 33 年度歳入決算について、前年度より増加した主なものは、国庫支出金 283 億円、地方交付税 208 億円、地方税 167 億円、繰越金 161 億円である。減少した主なものは、地方債の 34 億円である。
- (2) 前年度に対する増加率の状況をみると、その主なものは、地方税 3.2% (前年度における増加率 17.2%)、地方交付税 10.3% (23.0%)、一般財源 5.4%(19.0%)、国庫支出金 8.8% (8.7%) であり、減少した主なものは地方債の 5.1% (前年度における減少率 17.4

第 14 表 昭 和 33 年 度 歳

区 分	純 計 決 算 額			都
	昭和33年度	昭和32年度	比 較	昭和33年度
地 方 税	3.2	17.2	△ 14.0	0.3
地 方 譲 与 税	10.7	24.6	△ 13.9	10.9
地 方 交 付 税	10.3	23.0	△ 12.7	9.2
軽油引取税交付金	—	—	—	28.7
国有提供施設等所在市町村助成交付金	100.4	—	—	115.4
小 計	5.4	19.0	△ 13.6	3.9
国 庫 支 出 金	8.8	8.7	0.1	9.1
そ の 他	7.3	19.0	△ 11.7	10.2
合 計	6.6	16.3	△ 9.7	6.5
地 方 債	△ 5.1	(△ 17.4) 42.3	(12.3) 37.2	△ 12.4
繰 越 金	29.1	76.4	△ 47.3	37.3
総 計	6.9	12.5	△ 5.6	6.9

(注) 地方債中、かつこ内は、財政再建債等を除いたものである。

%)である。

(3) 都道府県についてみると、増加したものは、地方税 0.3% (前年度における増加率 23.7%)、地方交付税 9.2%(20.3%)、一般財源 3.9% (22.5%)、国庫支出金 9.1% (9.6%) であり、減少したものは地方債の 12.4% (前年度における減少率 30.0%) である。

(4) 市町村についてみると、増加したものは、地方税 5.9% (前年度における増加率 11.4%)、地方交付税 12.5% (29.2%)、一般財源 7.3% (14.9%)、国庫支出金 14.1% (9.1%)、地方債 0.6% (2.3%) である (第14表参照)。

### 入 増 減 率 の 状 況

道 府 県			市 町 村		
昭和32年度	比 較		昭和33年度	昭和32年度	比 較
23.7	△	23.4	5.9	11.4	△ 5.5
22.5	△	11.6	5.1	128.4	△ 123.3
20.3	△	11.1	12.5	29.2	△ 16.7
11.1		17.6	28.7	11.1	17.6
—		—	99.6	—	—
22.5	△	18.6	7.3	14.9	△ 7.6
9.6	△	0.5	14.1	9.1	5.0
18.9	△	8.7	13.4	12.3	1.1
17.6	△	11.1	8.8	13.0	△ 4.2
(△ 30.0)		(17.6)		(2.3)	(△ 1.7)
△ 44.9		32.5	0.6	△ 37.5	38.1
80.2	△	42.9	18.2	69.3	△ 51.1
13.9	△	7.0	8.7	9.6	△ 0.9

## ㊦ 地方税

1 地方税の収入状況 昭和33年度決算における地方税収入は5,439億円である。前年度に比し167億円増加し、その増加率は3.2%である。

前年度の地方税収入において、その増加額773億円、増加率17.2%であつたのに較べ、増加状況は大幅に鈍化している。その主な原因は、経済界の不況が税収入に反映したことによるものである。

なお、昭和33年度に行われた地方税制の改正は、(a)自転車荷車に対する課税を廃止し、これに伴い原動機付自転車、軽自動車及び二輪小型自動車に対する課税をあわせて軽自動車税とされたこと、(b)

第15表 国民所得に対する

区 分	国民所得 (A)	租 税 負 担			
		国 税	地 方 税		
			道 府 県 税	市 町 村 税	計
昭和5年度	11 740	1 103	247	354	601
昭和10年度	14 440	1 202	256	379	635
昭和28年度	5 747 578	942 521	131 596	204 457	336 053
昭和29年度	6 021 253	934 083	146 731	219 158	365 889
昭和30年度	6 681 528	936 892	147 059	234 432	381 491
昭和31年度	7 530 898	1 086 774	185 116	264 808	449 924
昭和32年度	8 169 299	1 201 775	230 195	296 995	527 190
昭和33年度	8 448 673	1 190 818	227 382	316 550	543 932

(注) 1 国民所得は、経済企画庁推計の分配国民所得である。

2 国税中には、租税のほか印紙収入、たばこ専売益金及びアルコール専売

自転車荷車税の廃止に伴い、市町村たばこ消費税の税率が上げられたこと、(c) 木材引取税の税率の引下げが行われたこと等徴税の合理化と、負担の均衡化のための最少限の改正に止っている。

2 国民の租税負担 昭和 33 年度における地方税収入額に同年度における国税収入額を加えた租税総額の国民所得に対する比率は 20.5% であり、前年度に比し 0.7% 減少している。

租税総額のうちを占める国税と地方税の比率は、68.6% と 31.4% (前年度 69.5% と 30.5%) となつている。また地方税のうち、道府県税と市町村税の比率は、41.8% と 58.2% (43.7% と 56.3%) となつている (第15表参照)。

### る 租 税 負 担 率 の 状 況

(単位 百万円 %)

額 合 計 (B)	負 担 率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	構 成 比				
		国 税	地 方 税		合 計	
			道府県税	市町村税		計
1 704	14.5	64.7	(41.1) 14.5	(58.9) 20.8	(100.0) 35.3	100.0
1 837	12.7	65.5	(40.3) 13.9	(59.7) 20.6	(100.0) 34.5	100.0
1 278 574	22.2	73.7	(39.2) 10.3	(60.8) 16.0	(100.0) 26.3	100.0
1 299 972	21.6	71.9	(40.1) 11.2	(59.9) 16.9	(100.0) 28.1	100.0
1 318 383	19.7	71.1	(38.5) 11.1	(61.5) 17.8	(100.0) 28.9	100.0
1 536 698	20.4	70.7	(41.1) 12.1	(58.9) 17.2	(100.0) 29.3	100.0
1 728 965	21.2	69.5	(43.7) 13.3	(56.3) 17.2	(100.0) 30.5	100.0
1 734 750	20.5	68.6	(41.8) 13.1	(58.2) 18.3	(100.0) 31.4	100.0

益金を含むものである。

3 租税収入の実質的分配 前述のように国税と地方税の比率は、69%と31%である。しかし国は国税として徴収した額の一部を地方公共団体に対し、地方譲与税、地方交付税、国庫補助金及び負担金として交付し、また地方公共団体は地方税として徴収した額の一部を国に対し、負担金として納付している。そこで最終的に国と地方公共団体によってそれぞれ使用されているところにより、租税収入の実質的分配の状況をみると、租税総額のうち、地方公共団体において使用されている

第 16 表 国と地方公共団体との間に

区 分		昭和5年度		昭和10年度		昭和28年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率
徴収額	国 税 A	1 103	65	1 202	65	942 521	74
	地 方 税 B	601	35	635	35	336 053	26
	計	1 704	100	1 837	100	1 278 574	100
国から 地方へ	地方交付税（地方財政平衡 交付金）及び地方譲与税 a	0	-	0	-	137 930	-
	国庫補助金負担金委託金 b	193	-	255	-	290 034	-
地方から 国へ	地 方 負 担 金 c	7	-	13	-	2 570	-
租税の 最終的 帰 属	国 (A - a)	1 103	65	1 202	65	804 591	63
	地 方 (B + a)	601	35	635	35	473 983	37
	計	1 704	100	1 837	100	1 278 574	100
租税の 最終的 支 出	国 {A - (a + b) + c}	917	54	960	52	517 127	40
	地 方 {B + (a + b) - c}	787	46	877	48	761 447	60
	計	1 704	100	1 837	100	1 278 574	100

- (注) 1 昭和10年度までの「国庫補助金、負担金、委託金」については、一般  
 2 昭和30年度に限り、「地方交付税及び地方譲与税」には、たばこ専売  
 3 「地方負担金」は地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体負

ものは66%(前年度62%)となっている。すなわち、租税総額の31%(30%)を地方税として徴収し、実質的に66%を使用しており、近年の財政における地方財政の実質的比重の増大を示している。またこれを昭和10年度の35%徴収し、48%を使用している状況と比較すると、戦前戦後における地方財政の著しい変容のあとをうかがうことができる(第16表参照)。

における租税収入の実質的分配状況

(単位 百万円 %)

昭和29年度		昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度	
金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
934 083	72	936 892	71	1 086 774	71	1 201 775	70	1 190 818	69
365 889	28	381 491	29	449 924	29	527 190	30	543 932	31
1 299 972	100	1 318 383	100	1 536 698	100	1 728 965	100	1 734 750	100
149 852	-	182 105	-	188 679	-	232 493	-	256 449	-
305 088	-	295 379	-	295 111	-	320 923	-	349 214	-
1 723	-	1 884	-	2 524	-	3 686	-	3 889	-
784 231	60	754 787	57	898 095	58	969 282	56	934 369	54
515 741	40	563 596	43	638 603	42	759 683	44	800 381	46
1 299 972	100	1 318 383	100	1 536 698	100	1 728 965	100	1 734 750	100
480 866	37	461 292	35	605 508	39	652 045	38	589 044	34
819 106	63	857 091	65	931 190	61	1 076 920	62	1 145 706	66
1 299 972	100	1 318 383	100	1 536 698	100	1 728 965	100	1 734 750	100

会計のほか特別会計を含む。

特別地方配付金及び臨時地方財政特別交付金を含む。

担金をいい、いわゆる交付公債については当該年度の償還金による。



#### 4 税目別収入の状況

(1) 昭和33年度における道府県税 2,274 億円の税目別収入の状況をみると、その主なものは、事業税 1,152 億円（収入総額に対する構成比 50.7%）、うち法人分 973 億円（42.8%）、個人分 179 億円（7.9%）、道府県民税 359 億円（15.8%）、うち法人分 171 億円（7.5%）、個人分 188 億円（8.3%）、道府県たばこ消費税 210 億円（9.2%）、遊興飲食税 191 億円（8.4%）、自動車税 106 億円（4.7%）及び不動産取得税 102 億円（4.5%）である。

前年度に比し増加した主なものは、不動産取得税 18 億円（前年度に対する増加率 21.8%）、事業税個人分 18 億円（11%）、道府県たばこ消費税 11 億円（5.4%）及び道府県民税個人分 10 億円（5.9%）である。

減少した主なものは、事業税法人分 111 億円（前年度に対する減少率 10.2%）及び道府県民税法人分 21 億円（11%）である。

その 1 道府県税

第 17 表 昭 和 33 年 度

区 分	昭 和 33 年 度		
	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴 収 率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ %
普 通 税	241 900	219 156	90.6
(一) 法定普通民	241 141	218 466	90.6
1 道府県民	39 822	35 864	90.1
(1) 法人	18 003	17 068	94.8
(2) 個人	21 819	18 796	86.1
2 事業税	126 444	115 236	91.1
(1) 法人	102 469	97 336	95.0
(2) 個人	23 975	17 900	74.7
3 不動産取得税	11 627	10 241	88.1
4 道府県たばこ消費税	21 032	21 032	100.0
5 娯楽施設利用税	2 358	2 280	96.7
6 遊興飲食税	23 182	19 053	82.2
7 自動車税	12 226	10 606	86.8
8 鉦区税	989	694	70.2
9 狩猟区固定資産税	374	373	99.6
10 道府県固定資産税	3 087	3 087	100.0
(二) 法定外普通税	759	690	90.9
目 的 (軽油引取税)	8 248	8 164	99.0
旧法による税収入	645	62	11.3
合 計	250 793	227 382	90.7

(2) 市町村税 3,166 億円の税目別収入の状況を見ると、その主なものは、固定資産税 1,484 億円 (収入総額に対する構成比 46.9%)、うち家屋 573 億円 (18.1%)、土地 499 億円 (15.8%)、償却資産 304 億円 (9.6%)、市町村民税 939 億円 (29.7%)、うち個人所得割 586 億円 (18.5%)、法人税割 255 億円 (8.1%)、電気ガス税 297 億円 (9.4%) 及び市町村たばこ消費税 287 億円 (9.1%) である。

前年度に比し増加した主なものは、固定資産税 137 億円 (前年度に対する増加率 10.2%)、うち償却資産 50 億円 (19.1%)、家屋 43 億円 (8.1%)、土地 39 億円 (8.4%)、市町村たばこ消費税 63 億円 (28.1%)、電気ガス税 26 億円 (9.4%)、市町村民税個人分 24 億円 (3.7%) 及び軽自動車税の新設に伴う 20 億円である。

減少した主なものは、市町村民税法人税割 33 億円 (前年度に対する減少率 11.4%) 及び自転車荷車税の廃止に伴う 53 億円である (第 17 表参照)。

### 地方税収入の状況

(単位 百万円)

昭和 32 年 度			比 較			
調 定 額 (C)	収 入 額 (D)	徴 収 率 $\frac{(D)}{(C)} \times 100$	増 減 額 (B)-(D)	増 減 率 $\frac{(E)}{(D)} \times 100$		
		%		%		%
248 623	224 071	90.1	△	4 915	△	2.2
247 807	223 341	90.1	△	4 875	△	2.2
40 699	36 921	90.7	△	1 057	△	2.9
20 156	19 171	95.1	△	2 103	△	11.0
20 543	17 750	86.4		1 046		5.9
137 712	124 544	90.4	△	9 308	△	7.5
114 286	108 422	94.9	△	11 086	△	10.2
23 426	16 122	68.8		1 778		11.0
9 706	8 411	86.7		1 830		21.8
19 950	19 950	100.0		1 082		5.4
1 903	1 832	96.3		448		24.5
22 508	18 170	80.7		883		4.9
11 693	10 184	87.1		422		4.1
908	605	66.6		89		14.7
353	351	99.4		22		6.3
2 375	2 373	99.9		714		30.1
816	730	89.5	△	40	△	5.5
5 839	5 763	98.7		2 401		41.7
1 239	361	29.1	△	299	△	82.8
255 701	230 195	90.0	△	2 813	△	1.2

その 2 市町村税

区 分	昭 和 33 年 度		
	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴 収 率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ %
普 通 税	347 906	307 228	88.3
(一) 法 定 普 通 税	347 294	306 693	88.3
1 市 町 村 民 税	108 119	93 871	86.8
(1) 個 人 均 等 割	10 401	8 565	82.4
(2) 個 人 所 得 割	68 564	58 616	85.5
(3) 法 人 均 等 割	1 419	1 156	81.5
(4) 法 人 税 割	27 735	25 534	92.1
2 固 定 資 産 税	173 665	148 420	85.5
(1) 純 固 定 資 産 税	162 741	137 498	84.5
(ウ) 土 地	60 134	49 873	82.9
(イ) 家 屋	69 132	57 259	82.8
(ロ) 償 却 資 産	33 475	30 366	90.7
(2) 交 付 金、納 付 金	10 924	10 922	100.0
3 軽 自 動 車 税	2 361	2 042	86.5
4 市 町 村 た ば こ 消 費 税	28 699	28 699	100.0
5 電 気 ガ ス 税	29 707	29 684	99.9
6 鉱 産 税	2 265	2 099	92.7
7 木 材 引 取 税	2 478	1 878	75.8
8 自 転 車 荷 車 税	-	-	-
(二) 法 定 外 普 通 税	612	535	87.5
目 的 税	10 254	8 922	87.0
1 入 湯 税	534	441	82.7
2 都 市 計 画 税	9 352	8 197	87.6
3 水 利 地 益 税	329	267	81.2
4 共 同 施 設 税	39	17	43.2
旧 法 に よ る 税	2 062	400	19.4
合 計	360 222	316 550	87.9

(注) 市町村分の地方税収入中から特別区の徴収する道府県税相当分を控除し、東

(単位 百万円)

昭和 32 年 度			比 較	
調 定 額 (C)	収 入 額 (D)	徴 収 率 $\frac{(D)}{(C)} \times 100$	増 減 額 (B)-(D)(E)	増 減 率 $\frac{(E)}{(D)} \times 100$
		%		%
331 604	289 290	87.2	17 938	6.2
330 955	288 751	87.2	17 942	6.2
109 629	94 657	86.5	786	0.8
10 242	64 792	83.4	2 389	3.7
67 028				
1 250	1 052	84.2	104	9.9
31 109	28 813	92.6	3 279	11.4
159 687	134 690	84.4	13 730	10.2
149 363	124 369	83.3	13 129	10.6
56 024	46 003	82.1	3 870	8.4
64 830	52 957	81.7	4 302	8.1
28 509	25 409	89.1	4 957	19.1
10 324	10 321	100.0	601	5.8
-	-	-	2 042	-
22 402	22 401	100.0	6 298	28.1
27 143	27 123	99.9	2 561	9.4
2 453	2 305	94.0	206	8.9
2 915	2 231	76.5	353	15.8
6 726	5 344	79.5	5 344	10.0
649	539	83.1	4	0.7
8 609	7 557	87.8	1 365	18.1
474	388	81.9	53	13.7
7 734	6 858	88.7	1 339	19.5
346	278	80.4	11	4.0
55	33	61.1	16	48.5
1 153	148	12.9	252	170.3
<b>341 366</b>	<b>296 995</b>	<b>87.0</b>	<b>19 555</b>	<b>6.6</b>

京都の徴収する市町村税相当分を加算している。

## 5 徴収成績

(1) 昭和 33 年度における道府県税の徴収成績は 90.7%、うち現年度分 96.7%、過年度分 87.2%、滞納分 36.6% である。

前年度に比し 0.7% 向上している。うち現年度分は 0.5%、滞納分は 5.5% 向上しており、過年度分は 2.9% 低下している。

第 18 表 昭 和 33 年 度

### その 1 道府県税

区 分	昭 和 33 年 度 (A)				昭
	現年分	過年分	滞納分	平均	現年分
普 通 税	96.6	87.2	37.1	90.6	96.1
(-) 法定普通税	96.6	87.2	37.1	90.6	96.1
1 道府県民税	95.4	63.5	43.0	90.1	95.0
(1) 法人	97.8	88.6	59.4	94.8	97.3
(2) 個人	93.5	59.3	37.5	86.1	92.9
2 事業税	97.1	86.2	38.9	91.1	96.7
(1) 法人	97.9	89.1	57.6	95.0	97.4
(2) 個人	93.1	47.7	21.2	74.7	92.6
3 不動産取得税	93.3	92.8	46.3	88.1	91.3
4 道府県たばこ消費税	100.0	100.0	-	100.0	100.0
5 娯楽施設利用税	99.0	90.1	21.4	96.7	98.8
6 遊興飲食税	93.6	42.8	27.1	82.2	92.9
7 自動車税	94.1	71.0	31.9	86.8	93.6
8 鉱区税	91.3	81.9	11.6	70.2	90.8
9 狩猟者税	99.9	91.9	41.5	99.6	99.8
10 道府県固定資産税	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
(=) 法定外普通税	94.6	95.5	54.6	90.9	92.7
目的税 (軽油引取税)	99.1	98.9	90.7	99.0	98.7
旧法による税収入	-	28.1	9.0	11.3	-
合 計	96.7	87.2	36.6	90.7	96.2

(2) 市町村税の徴収成績は 87.9%、うち現年度分 94.7%、過年度分 85.6%、滞納分 36.6% である。

前年度に比し 0.9% 向上している。うち現年度分は 0.6%、滞納分は 0.4% 向上しており、過年度分は 6.5% 低下している（第 18 表参照）。

### 地方税徴収率の状況

(単位 %)

和 32 年 度 (B)			比 較 増 減 (A)-(B)			
過 年 分	滞 納 分	平 均	現 年 分	過 年 分	滞 納 分	平 均
90.0	32.1	90.1	0.5 Δ	2.8	5.0	0.1
90.0	32.0	90.1	0.5 Δ	2.8	5.1	0.5
91.2	40.8	90.7	—	—	— Δ	0.6
92.0	54.1	95.1	0.5 Δ	3.4	5.3 Δ	0.3
48.3	37.0	86.4	0.6	11.0	0.5 Δ	0.3
90.0	31.8	90.4	0.4 Δ	3.8	7.1	0.7
92.3	49.5	94.9	0.5 Δ	3.2	8.1	0.1
40.4	20.8	68.8	0.5	7.3	0.4	5.9
92.0	44.3	86.7	2.0	0.8	2.0	1.4
—	—	100.0	—	—	—	—
97.1	19.9	96.3	0.2 Δ	7.0	1.5	0.4
73.5	25.0	80.7	0.7 Δ	30.7	2.1	1.5
76.6	30.2	87.1	0.5 Δ	5.6	1.7 Δ	0.3
79.6	13.5	66.6	0.5	2.3 Δ	1.9	3.6
83.0	34.6	99.4	0.1	8.9	6.9	0.2
100.0	100.0	99.9	0.1	—	—	0.1
91.3	44.8	89.5	1.9	4.2	9.8	1.4
98.5	99.4	98.7	0.4	0.4 Δ	8.7	0.3
91.6	85.5	29.1	— Δ	63.5 Δ	76.5 Δ	17.8
90.1	31.1	90.0	0.5 Δ	2.9	5.5	0.7

その 2 市町村税

区 分	昭 和 33 年 度 (A)				昭
	現年分	過年分	滞納分	平均	現年分
普 通 税	94.8	85.7	37.2	88.3	94.2
(一) 法定普通税	94.8	85.7	37.2	88.3	94.0
1 市町村民税	95.0	86.4	32.2	86.8	94.8
(1) 個人均等割	93.4	57.3	28.5	82.4	94.1
(2) 個人所得割	94.6	66.6	30.1	85.5	
(3) 法人均等割	90.8	74.4	40.8	81.5	92.7
(4) 法人税割	97.0	88.5	43.8	92.1	96.8
2 固定資産税	92.8	77.4	40.0	85.5	92.0
(1) 純固定資産税	92.3	77.4	40.0	84.5	91.3
(ウ) 土地	91.3	74.0	40.6	82.9	90.5
(イ) 家屋	91.4	75.5	39.9	82.8	90.6
(ウ) 償却資産	95.5	84.2	38.2	90.7	94.4
(2) 交付金、納付金	100.0	100.0	85.4	100.0	100.0
3 軽自動車税	87.1	31.1	30.4	86.5	-
4 市町村タバコ消費税	100.0	100.0	-	100.0	100.0
5 電気ガス税	99.9	100.0	68.8	99.9	100.0
6 鉱産税	97.2	89.9	27.1	92.7	97.4
7 木材引取税	88.4	83.2	41.2	75.8	85.6
8 自転車荷車税	-	-	-	-	90.4
(二) 法定外普通税	95.7	75.5	27.3	87.5	94.8
目 的 税	91.3	79.6	49.7	87.0	90.4
1 入湯税	88.1	84.6	53.6	82.7	86.6
2 都市計画税	91.5	79.3	50.9	87.6	90.6
3 水利地益税	91.3	81.5	39.6	81.2	90.1
4 共同施設税	73.1	58.5	16.6	43.2	77.4
旧法による税	60.3	69.0	19.2	19.4	-
合 計	94.7	85.6	36.6	87.9	94.1

(單位 %)

和 32 年 度 (B)			比 較 增 減 (A)-(B)			
過 年 分	滯 納 分	平 均	現 年 分	過 年 分	滯 納 分	平 均
92.0	36.7	87.3	0.6 △	6.3	0.5	1.0
91.8	36.7	87.1	0.8 △	6.1	0.5	1.2
91.5	30.8	86.5	0.2 △	5.1	1.4	0.3
63.6	29.9	83.4	0.4	2.1	0	1.7
87.2	30.3	84.2 △	1.9 △	12.8	10.5 △	2.7
92.5	37.3	92.6	0.2 △	4.0	6.5 △	0.5
78.4	40.6	84.4	0.8 △	1.0 △	0.6	1.1
77.1	40.6	83.3	1.0	0.3 △	0.6	1.2
72.2	42.0	82.1	0.8	1.8 △	1.4	0.8
70.5	39.4	81.7	0.8	5.0	0.5	1.1
87.8	38.6	89.1	1.1 △	3.6 △	0.4	1.6
100.0	100.0	100.0	0	0 △	14.6	0
—	—	—	(稅 目 新 設)			
100.0	100.0	100.0	0	0	—	0
99.7	74.6	99.9 △	0.1	0.3 △	5.8	0
91.8	41.9	94.0 △	0.2 △	1.9 △	14.8 △	1.3
81.2	40.7	76.5	2.8	2.0	0.5 △	0.7
65.5	28.3	79.4	(稅 目 廢 止)			
91.7	24.7	83.1	0.9 △	16.2	2.6	4.4
80.6	50.2	88.0	0.9 △	1.0 △	0.5 △	1.0
90.2	55.2	81.9	1.5 △	2.0 △	1.6	0.8
75.9	52.3	88.7	0.9	3.4 △	1.4 △	1.1
83.3	41.7	80.4	1.2 △	1.8 △	2.1 △	0.8
71.2	23.0	61.1 △	4.3 △	12.9 △	6.4 △	17.9
95.1	9.9	12.9	60.3 △	26.1	9.3	6.5
92.1	36.2	87.0	0.6 △	6.5	0.4	0.9



## 6 超過課税の状況

- (1) 昭和 33 年度における超過課税の状況をみると、都道府県においては、青森、秋田、山形、群馬、長野、佐賀及び鹿児島島の 7 県が、県民税、事業税或いは不動産取得税について超過課税をしている。これを前年度の状況と比較すると、岩手県が県民税、事業税及び不動産取得税の超過課税を廃止している。なお、長野県は昭和 33 年 10 月 1 日より県民税法人均等割を 1,000 円ないし 3,000 円から 1,000 円ないし 2,000 円に引下げ、不動産取得税の超過課税を廃止している。

これら超過課税による収入額は 6 億円であり、前年度に比し 1 億円増加している。

- (2) 市町村においては、固定資産税について、全市町村の 27.3%、

### その 1 道府県税

### 第 19 表 昭和 33 年度

県名	実 施 状 況						
	道 府 県 民 税				事 業 税		
	個 人		法 人		個 人	法 人	
	均 等 割	所得割	均 等 割	所得割			
(標準税率)	100円	$\frac{6}{100}$		600円	$\frac{5.4}{100}$	$\frac{4}{100} \sim \frac{8}{100}$	$\frac{1.5}{100} \sim \frac{12}{100}$
青 森 県	150円	$\frac{6.3}{100}$		900円	$\frac{5.67}{100}$	$\frac{4.2}{100} \sim \frac{8.4}{100}$	$\frac{1.515}{100} \sim \frac{12.6}{100}$
秋 田 県	180円	$\frac{6.9}{100}$		1 200円	$\frac{6.5}{100}$	$\frac{4.4}{100} \sim \frac{8.8}{100}$	$\frac{1.65}{100} \sim \frac{13.2}{100}$
山 形 県	170円	$\frac{6.6}{100}$		1 200円	$\frac{6.48}{100}$	$\frac{4.2}{100} \sim \frac{8.4}{100}$	$\frac{1.62}{100} \sim \frac{12.96}{100}$
群 馬 県	110円～500円	-		1 200円～3 000円	-	-	-
長 野 県	100円～500円	-		1 000円～3 000円	-	-	-
佐 賀 県	100円～400円	-		600円～2 400円	-	-	-
鹿 児 島 県	-	-		-	-	-	-
合 計	-	-		-	-	-	-

- (注) 1 長野県は、昭和 33 年 10 月 1 日より、県民税法人均等割を 1,000円  
2 収入額は超過課税による増収額のみを掲げたものである。

1,000 団体（154 市、846 町村）が超過課税をしている。

その他、市町村税において標準税率又は準抛税率を超えて課税している額は、おおむね 144 億円であり、前年度に比し 22 億円増加している。

- (3) なお、市町村民税の所得割について、第一課税方式を採用している市町村は、全市町村の 13.9% の 511 団体(177 市、334 町村)で、76.7% の 2,820 団体（280 市、2,540 町村）が、第二課税方式但書によつて課税している。

また、課税方式別に調定額をみると、第一課税方式では 50.2% の 285 億円、第二課税方式但書では 42.5% の 242 億円である。納税義務者数をみると、第一課税方式では 46.9% の 605 万人、第二課税方式但書では 46.8% の 604 万人である（第19表参照）。

### 超過課税等の状況

(単位 百万円)

不動産 取得税	収 入			入 額			不動産 取得税 (G)	合 計 (C)+(F) +(G)
	道 府 県 民 税			事 業 税				
	個 人 (A)	法 人 (B)	小 計 (A)+(B) (C)	個 人 (D)	法 人 (E)	小 計 (D)+(E) (F)		
-	-	-	-	-	-	-	-	-
$\frac{3.3}{100}$	22	4	26	11	21	32	7	65
$\frac{5}{100}$	38	16	54	16	34	50	39	143
$\frac{5}{100}$	34	15	49	11	35	46	40	135
$\frac{5}{100}$	-	-	-	-	-	-	52	52
$\frac{5}{100}$	97	6	103	-	-	-	49	152
$\frac{5}{100}$	17	1	18	-	-	-	23	41
$\frac{5}{100}$	-	-	-	-	-	-	47	47
-	208	42	250	38	90	128	257	635

～2,000 円に引下げ、不動産取得税の超過課税を廃止した。

その 2 市町村民税所得割課税方式別市町村数

区 分	昭 和 33 年 7 月 1 日				
	大 都 市		都 市		町
	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数
第 一 課 税 方 式	6	100.0	171	33.7	334
第 二 課 税 方 式 本 文	-	-	41	8.1	113
第 二 課 税 方 式 但 書	-	-	280	55.2	2 540
第 三 課 税 方 式 本 文	-	-	4	0.8	6
第 三 課 税 方 式 但 書	-	-	4	0.8	160
不 均 一 課 税	-	-	7	1.4	11
合 計	6	100.0	507	100.0	3 164

- (注) 1 本表における大都市中には、東京都の特別区の区域をもつて1都市とし  
 2 法人均等割及び法人税割については、市町村内に法人が存在しないため、  
 3 第一課税方式は所得税額を、第二課税方式は課税総所得金額を、第二課税額を、第三課税方式は課税総所得金額から所得税額を控除した額を、第標準とする方式である。

その 3 市町村民税個人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 33 年 7 月 1 日				
	大 都 市		都 市		町
	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数
標 準 税 率 未 満	-	-	3	0.6	1
標 準 税 率	6	100.0	393	77.5	2 344
標 準 税 率 以 上	-	-	89	17.6	811
不 均 一 課 税	-	-	22	4.3	8
合 計	6	100.0	507	100.0	3 164

現 在			昭和32年7月1日現在		比 較			
村 構成比(%)	合 計		団 体 数 (B)	構 成 比 (%)	増 減 (A)-(C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)		
	団 体 数 (A)	構 成 比 (%)						
10.5	511	13.9	531	13.9	△	20	△	3.8
3.6	154	4.2	98	2.5		56		57.2
80.3	2 820	76.7	2 973	77.6	△	153	△	5.1
0.2	10	0.3	11	0.3	△	1	△	9.0
5.1	164	4.4	173	4.5	△	9	△	5.2
0.3	18	0.5	46	1.2	△	28	△	1.0
100.0	3 677	100.0	3 832	100.0	△	155	△	4.0

て算入している。

条例で税率を定めてない市町村があるので、市町村数の合計が一致しない。

税方式但書は総所得金額から所得税法第 12 条の規定による基礎控除額のみを控除し  
三課税方式但書は 第二課税方式但書の課税総所得額から所得税額を控除した額を課税

現 在			昭和32年7月1日現在		比 較			
村 構成比(%)	合 計		団 体 数 (B)	構 成 比 (%)	増 減 (A)-(C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)		
	団 体 数 (A)	構 成 比 (%)						
0	4	0.1	12	0.3	△	8	△	66.7
74.1	2 743	74.6	2 787	72.7	△	44	△	1.6
25.6	900	24.5	971	25.3	△	71	△	7.3
0.3	30	0.8	62	1.7	△	32	△	51.5
100.0	3 677	100.0	3 832	100.0	△	155	△	4.0

その 4 市町村民税法人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 33 年 7 月 1 日				
	大 都 市		都 市		町
	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数
標 準 税 率 未 満	-	-	3	0.6	1
標 準 税 率	5	83.3	291	57.3	2 385
標 準 税 率 以 上	1	16.7	195	38.5	772
不 均 一 課 税	-	-	18	3.6	5
合 計	6	100.0	507	100.0	3 163

その 5 市町村民税法人税割税率別市町村数

区 分	昭 和 33 年 7 月 1 日				
	大 都 市		都 市		町
	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数
標 準 税 率 未 満	-	-	-	-	14
標 準 税 率 (8.1%)	6	100.0	185	36.5	2 187
標 準 税 率 以 上	-	-	313	61.7	955
不 均 一 課 税	-	-	9	1.8	7
合 計	6	100.0	507	100.0	3 163

その 6 固定資産税税率別市町村数

区 分	昭 和 33 年 7 月 1 日				
	大 都 市		都 市		町
	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数	構 成 比 (%)	団 体 数
標 準 税 率 未 満	-	-	-	-	9
標 準 税 率 (1.4%)	6	100.0	337	66.5	2 286
標 準 税 率 以 上	-	-	154	30.4	846
不 均 一 課 税	-	-	16	3.1	23
合 計	6	100.0	507	100.0	3 164

現 在			昭和32年7月1日現在		比 較			
村 構成比(%)	合 計		団 体 数 (B)	構 成 比 (%)	増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)		
	団 体 数 (A)	構 成 比 (%)						
0	4	0.1	6	0.2	△	2	△	33.3
75.4	2 681	72.9	2 818	73.6	△	137	△	4.9
24.4	968	26.3	959	25.1		9		1.0
0.2	23	0.7	45	1.1	△	22	△	38.9
100.0	3 676	100.0	3 828	100.0	△	152	△	4.0

現 在			昭和32年7月1日現在		比 較			
村 構成比(%)	合 計		団 体 数 (B)	構 成 比 (%)	増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)		
	団 体 数 (A)	構 成 比 (%)						
0.5	14	0.4	51	1.3	△	37	△	72.5
69.1	2 378	64.7	2 522	65.9	△	144	△	5.7
30.2	1 268	34.5	1 215	31.8		53		4.3
0.2	16	0.4	40	1.0	△	24	△	60.0
100.0	3 676	100.0	3 828	100.0	△	152	△	4.0

現 在			昭和32年7月1日現在		比 較			
村 構成比(%)	合 計		団 体 数 (B)	構 成 比 (%)	増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)		
	団 体 数 (A)	構 成 比 (%)						
0.3	9	0.2	9	0.2		0		-
72.2	2 629	71.7	2 733	71.3	△	98	△	3.6
26.8	1 000	27.2	1 012	26.5	△	12	△	1.2
0.7	39	0.9	78	2.0	△	45	△	57.7
100.0	3 677	100.0	3 832	100.0	△	155	△	4.0

## その 7 市町村民税所得割課税方式別調定額及び納税義務者数

(昭和 33 年 7 月 1 日現在) (単位 百万円・人)

区 分	調 定 額	構 成 比	納 税 義 務 者	構 成 比
第 一 課 税 方 式	28 509	50.2%	6 051 229	46.9%
第二課税方式本文	2 745	4.8	505 004	3.9
第二課税方式但書	24 170	42.5	6 045 395	46.8
第三課税方式本文	287	0.5	42 631	0.3
第三課税方式但書	1 126	2.0	262 153	2.1
合 計	56 837	100.0	12 906 412	100.0

### 7 法定外普通税の状況

(1) 昭和 33 年度における法定外普通税の状況をみると、都道府県においては、1 道 13 県が賦課している。その主な税目は、家畜税又は牛馬税 (1 道 5 県)、自動車取得税 (1 道 5 県) 及び犬税 (2 県) その他である。これを前年度の状況と比較すると、青森県の畜犬税、福島県の家畜税、千葉県犬税、山梨県の自動車取得税、鳥根県の牛馬税及び岡山県の犬税が廃止されている。なお、長野県の自動車取得税は昭和 33 年 10 月 1 日から廃止されている。

法定外普通税による収入総額は 6 億円であり、前年度に比し 1 億円減少している。

(2) 市町村においては、延 692 市町村が賦課しており、前年度に比し、零細課税の整理を趣旨とする法定外普通税整理の措置により延 453 市町村減少している。

その主な税目は、犬税 (575 市町村)、ミシン税 (31 市町村)、立木伐採税 (21 市町村) 及び家畜税 (12 市町村) その他である。

収入総額は 5 億円であり、前年度とほぼ同じである (第 20 表参照)。

第 20 表 昭和33年度法定外普通税の状況

その 1 道府県税

(単位 百万円)

県 税	税 目	徴収方法	課税客体	課税標準	納税義務者	税 率	調定額	収入額		
北海道	家畜税	普通	牛 馬 豚、緬羊	頭 数	所有者	牛馬 300円 豚・緬羊150円	} 281	261		
	自動車取得税 小計	普通	自 動 車 の 取 得	取得価格	取得者	$\frac{1.5}{100}$				
青森県	家畜税	普通	牛 馬	頭 数	所有者	500円	20	20		
岩手県	家畜税	普通	牛 馬	頭 数	所有者 飼育者	牛馬 260円 豚 130円 緬羊 100円	} 22	22		
			豚 緬羊							
宮城県	家畜税	普通	牛 馬 豚 緬羊	頭 数	所有者	牛馬 200円 豚・緬羊100円	} 20	20		
秋田県	牛馬税	普通	牛 馬	頭 数	所有者	100円～200円			13	13
新潟県	ガ  ス 井 戸 税		ガス井戸 の光熱用 ガス使用	箇 数	所有者	家事専用 300円 業務用 1 000円 ～5 000円	3	3		
長野県	自 動 車 取 得 税	普通	自 動 車 の 取 得	取得価格	取得者	$\frac{0.8}{100} \sim \frac{1}{100}$	36	35		
岐阜県	繭取引税	普通	繭の引取	引取数量	引取者	生繭1貫当り 24円 乾繭 6円	} 24	23		
三重県	自 動 車 取 得 税	普通	自 動 車 の 取 得	取得価格	取得者	$\frac{2}{100} \sim \frac{3}{100}$			80	73
奈良県	文化観光 施設税	特別	文化観光 財の有料 観賞行為	人 員	文化観光 財の有料 観賞者	1人1回 2.5円～10円	6	6		
和歌山県	果 実 税	普通	果 実	収穫数量	生産者	10貫当り 3円～10円	17	17		
徳島県	自 動 車 取 得 税	普通	自 動 車 の 取 得	取得価格	取得者	$\frac{3}{100}$	31	30		
愛媛県	犬 税	証紙	犬	頭 数	所有者	500円	} 11	10		
	自 動 車 取 得 税	普通	自 動 車 の 取 得	取得価格	取得者	営業用 $\frac{2}{100}$ 自家用 $\frac{3}{100}$			} 58	55
	小 計									
佐賀県	犬 税	普通	犬	頭 数	所有者	600円	13	12		
合 計							635	600		

(注) 1 長野県は、昭和33年10月1日より、自動車取得税を廃止した。

2 調定額、収入額については現年度分のみを掲げた。



## その2 市町村税

(単位 千円)

区 分	昭和33年7月1日現在			昭和32年7月1日現在		比較増減	
	団体数 (A)	収入見込 額 (B)	(B) / (A)	団体数 (C)	収入見込 額 (D)	団体数 (A)-(C)	収入見込 額(B)-(D)
犬 税	575	95 530	166	897	125 948	△ 322	△ 30 418
ミ シ ン 税	31	2 971	96	99	17 266	△ 68	△ 14 295
立 木 伐 採 税	21	2 979	142	36	7 048	△ 15	△ 4 069
家 畜 税	12	858	72	33	2 040	△ 21	△ 1 182
広 告 税	11	111 128	10 103	16	112 202	△ 5	△ 1 074
商 品 切 手 発 行 税	9	126 168	14 019	9	88 951	0	37 217
林 産 物 移 出 税	9	35 866	3 985	14	37 946	△ 5	△ 2 080
扇 風 機 税	5	208	42	7	756	△ 2	△ 548
接 客 人 税	4	184	46	15	3 291	△ 11	△ 3 107
と 畜 税	4	278	70	5	593	△ 1	△ 315
入 漁 権 税	2	93	47	1	2	1	91
砂 利 引 取 税	2	800	400	2	1 579	0	△ 779
ダ ム 使 用 税	2	1 792	896	2	1 738	0	54
文 化 観 光 施 設 税	2	84 200	42 100	2	82 450	0	1 750
積 込 施 設 利 用 税	1	37 382	37 382	1	17 668	0	19 714
真 珠 漁 場 税	1	1 100	1 100	1	1 375	0	△ 275
金 庫 税	1	21	21	1	27	0	△ 6
特 別 固 定 資 産 税	—	—	—	3	1 314	△ 3	△ 1 314
採 氷 税	—	—	—	1	48	△ 1	△ 48
合 計	692	501 558	725	1 145	502 242	△ 453	△ 684

## (三) 地方譲与税

(1) 昭和33年度における地方譲与税の総額は324億円である。前年度に比し31億円増加し、その増加率は10.7%である。都道府県は96.5%の313億円、市町村は3.5%の11億円である。

## (2) 入場譲与税

都道府県に対して交付される入場譲与税は183億円で、人口を基準として配分されている。前年度に比し9億円増加し、その増加率は5.2%である。

なお、入場譲与税制度では、地方交付税の不交付団体に対する交付額の制限措置がとられている。すなわち、不交付団体に対しては、地

方交付税計算における財源超過額に 20% を乗じた額が控除されることになっている。昭和 33 年度は、この制限率が経過的に 24% (前年度 26%) とされ、譲与制限額は 30 億円 (22 億円) で、総額の 16.6% (12.8%) となっている。

(3) 地方道路譲与税

都道府県及び五大市に対して交付される地方道路譲与税は 134 億円、前年度に比し 23 億円増加し、その増加率は 20.1% である。都道府県は 129 億円、五大市は 5 億円交付されている。

(4) 特別とん譲与税

東京都及び開港所在市町村に対して交付される特別とん譲与税は 7 億円で、前年度とほぼ同額である。なお、譲与団体は 89 団体 (1 都 74 市、14 町村) である (第 21 表参照)。

第 21 表 昭和33年度地方譲与税の状況

その 1 配分状況

(単位 百万円)

区 分	昭和33年度			昭和32年度			比 較	
	都道府県	市町村	合計(A)	都道府県	市町村	合計(B)	増減額 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B) × 100
地方譲与税	31 315	1 123	32 438	28 242	1 069	29 311	3 127	10.7%
1 入場譲与税	18 336	-	18 336	17 429	-	17 429	907	5.2
2 地方道路譲与税	12 963	482	13 445	10 794	400	11 194	2 251	20.1
3 特別とん譲与税	16	641	657	19	669	688	△ 31	△ 4.5

その 2 入場譲与税における譲与制限額の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和 33 年 度			昭和 32 年 度		
	人口による 按分額 (A)	制限額 (B)	制限後の額 (A)-(B)	人口による 按分額 (C)	制限額 (D)	制限後の額 (C)-(D)
東京都	1 670	1 670	0	1 594	1 594	0
大阪府	1 007	1 007	0	901	554	347
愛知県	774	211	563	-	-	-
神奈川県	600	160	440	570	83	487
合 計	4 051	3 048	1 003	3 065	2 231	834
総 額	18 336	-	-	17 429	-	-
調整額/総額	-	16.6%	-	-	12.8%	-

#### (四) 地方交付税

- 1 地方交付税の総額 昭和34年度における地方交付税の総額は2,240億円である。前年度に比し208億円増加し、その増加率は10.2%（前年度23.0%）である。同年度における法定繰入率は26.0%から27.5%に引き上げられている（第22表参照）。

第22表 昭和33年度地方交付税算定基礎

（単位 百万円）

区 分	昭和33年度 (A)	昭和32年度			比 較	
		当 初	補 正	合計(B)	増 減 (A)-(B)(C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
国税三税収入見込額 (a)	771 682	720 687	30 000	750 687	20 995	28.0%
所 得 税	244 826	230 061	-	230 061	14 765	6.4
法 人 税	331 104	309 579	30 000	339 579	△ 8 475	△ 2.5
酒 税	195 752	181 047	-	181 047	14 705	8.1
法定繰入率 (b)	27.5%	26.0%	26.0%	26.0%	1.5%	-
(a) × (b) (c)	212 213	187 378	7 800	195 178	17 035	8.7
過年度精算額等(d)	11 798	△ 606	-	△ 606	12 404	-
特例法により昭和31年度 地方交付税を繰越使用する額 (e)	-	8 613	-	8 613	△ 8 613	-
合 計 (c) + (d) + (e)	224 011	195 385	7 800	203 185	20 826	10.2

#### 2 交付状況

- (1) 昭和33年度における地方交付税の交付状況をみると、普通交付税は2,106億円、特別交付税は134億円であり、地方交付税総額に対する比率は94%と6%となっている。

なお、普通交付税と特別交付税の法定割合は、従来92%と8%であつたものが、同年度から94%と6%に改められた。

(2) 地方交付税の交付状況を団体別にみると、道府県分は 67.5% の 1,511 億円、市町村分は 32.5% の 729 億円である。

普通交付税においては、道府県分は 67.8% の 1,428 億円、市町村分は 32.2% の 678 億円であり、特別交付税においては、道府県分は 61.8% の 83 億円、市町村分は 38.2% の 51 億円となっている。

前年度に対する増加率は、道府県分 9.0%、市町村分 12.4% である。

(3) 昭和33年度における普通交付税の交付団体は、43 道府県、3,519 市町村（470 市、3,049 町村）であり、不交付団体は、3 都府県 143 市町村（31 市、112 町村）であり、交付団体数は、全地方公共団体の 96.1% に及んでいる。

(4) 基準財政需要額及び収入額の前年度に対する増加状況をみると、それぞれ 12.0% と 8.3% となっている。

道府県についてみると、11.9% と 9.6% であり、市町村についてみると、12.2% と 7.0% である（第 23 表参照）。

第 23 表 昭和33年度地方交付税の状況

その 1 配分状況

(単位 百万円)

区 分	昭 和 33 年 度						昭 和 32 年 度		比 較		
	普通交付税(A)		特別交付税(B)		合 計 (A) + (B) (c)		地方交付税 (D)		増 (C) - (D) (E)	減 (D) (F)	増減率 × 100
		%		%		%		%			%
道 府 県	142 819	67.8	8 304	61.8	151 123	67.5	138 366	68.1	12 757		9.0
市 町 村	67 750	32.2	5 137	38.2	72 887	32.5	64 819	31.9	8 068		12.4
(1)大都市	496	0.2	85	0.6	581	0.2	702	0.4	△ 121	△	17.2
(2)都 市	22 020	10.5	3 510	26.1	25 530	11.4	22 188	10.9	3 342		15.1
(3)町 村	45 234	21.5	1 542	11.5	46 776	20.9	41 929	20.6	4 847		11.6
合 計	210 569	100.0	13 441	100.0	224 010	100.0	203 185	100.0	20 825		10.2

その 2 普通交付税算定状況

区 分	基準財政需要額			基準
	財源不足団体(A)	財源超過団体(B)	合 計 (A)+(B)	財源不足団体(D)
道府県	269 865	61 018	330 883	124 197
市町村	163 156	77 378	240 534	95 955
(1) 大都市	4 252	50 598	54 850	3 711
(2) 都市	73 328	22 224	95 552	51 663
(3) 町村	85 576	4 556	90 132	40 581
合 計	433 021	138 396	571 417	220 152

(注) 昭和33年度における調整率は 0.01055745416 である。

その 3 交付、不交付団体数

区 分	昭 和 33 年 度				
	交 付	%	不 交 付	%	合
都道府県	43	93.5	3	6.5	46
市町村	3 519	96.1	143	3.9	3 662
(1) 大都市	1	20.0	4	80.0	5
(2) 都市	469	94.6	27	5.4	496
(3) 町村	3 049	95.5	112	4.5	3 161
合 計	3 562	96.1	146	3.9	3 708

その 4 基準財政需要額及び基準財政収入額の増加状況

(単位百万円)

区 分	基準財政需要額		
	昭和33年度 (A)	昭和32年度 (B)	増加率 (A)-(B)/(B)×100
都道府県	330 883	295 621	11.9%
市町村	240 534	214 368	12.2
(1) 大都市	54 850	48 753	12.5
(2) 都市及び町村	185 684	165 615	12.1
合 計	571 417	509 989	12.0

(単位 百万円)

財政収入額		財源超過額 (E)-(B)	財源不足額		
財源超過団体 (C)	合計 (D)+(E)(F)		不足額 (A)-(D)	合併算定替等 によるもの	合計
67 477	191 674	6 459	145 668	-	145 668
94 006	189 961	16 628	67 201	2 267	69 468
60 721	64 432	10 123	541	-	541
27 356	79 019	5 132	21 665	1 120	22 785
5 929	46 510	1 373	44 995	1 147	46 142
161 483	381 635	23 087	212 869	2 267	215 136

計	昭和 32 年 度					
	交 付		不 交 付		合 計	
%		%		%		%
100.0	42	91.3	4	8.7	46	100.0
100.0	3 653	94.5	213	5.5	3 866	100.0
100.0	1	20.0	4	80.0	5	100.0
100.0	449	90.7	46	9.3	495	100.0
100.0	3 203	95.2	163	4.8	3 366	100.0
100.0	3 695	94.4	217	5.6	3 912	100.0

基 準 財 政 収 入 額		
昭 和 33 年 度 (C)	昭 和 32 年 度 (D)	増 加 率 (C-D)/D × 100
191 674	174 961	9.6%
189 961	177 531	7.0
64 432	57 234	12.6
125 529	120 297	4.3
381 635	352 492	8.3

(五) 一般財源

1 一般財源の状況

(1) 昭和 33 年度における一般財源の総額は 8,014 億円である。前年度に比し 412 億円増加し、増加率 5.4% であつて、前年度における増加率 19.0% に較べると 13.6% 減少している。

一般財源の歳入中に占める割合は 58.5% であり、前年度に比し 0.6% 減少している。

地方税収入の一般財源中に占める割合は 68.0% であり、前年度に比し 1.4% 減少している。

地方交付税の一般財源中に占める割合は 28.0% であり、前年度に比し 1.3% 増加している。

第 24 表 昭和 33 年度における

区 分	昭和 33 年度 (A)			昭和 32 年	
	純計決算額	都道府県	市 町 村	純計決算額	都道府県
一 般 財 源 (a)	801 380	443 155	358 225	760 182	426 481
(1) 地 方 税 (b)	543 931	261 041	282 890	527 190	260 142
(2) 地方譲与税	224 011	151 124	72 887	203 182	138 366
(3) 地方交付税 (c)	32 438	31 315	1 123	29 311	28 242
(4) 軽油引取税 交 付 金	0	△ 381	381	0	△ 295
(5) 国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	1 000	56	944	499	26
歳 入 (d)	1 370 642	850 436	568 528	1 286 345	798 535
$\frac{(a)}{(d)} \times 100$ (%)	58.5	52.1	63.0	59.1	53.4
$\frac{(b)}{(a)} \times 100$ (%)	68.0	58.9	79.0	69.4	61.0
$\frac{(c)}{(a)} \times 100$ (%)	28.0	34.1	20.3	26.7	32.4

(注) 「歳入」の額は、歳入総額から地方債及び繰越金を控除した額である。

(2) 都道府県についてみると 4,432 億円で、前年度に比し 167 億円増加し、その増加率は 3.9% (前年度 26.2%) である。

一般財源の歳入中に占める割合は 52.1% (53.4%) であり、地方税収入の一般財源中に占める割合は 58.9% (61.0%)、地方交付税の一般財源に占める割合は 34.1% (32.4%) である。

(3) 市町村についてみると 3,582 億円で、前年度に比し 245 億円増加し、その増加率は 7.3% である。

一般財源の歳入中に占める割合は 63.0% (63.9%) であり、地方税収入の一般財源中に占める割合は 79.0% (80.0%)、地方交付税の一般財源中に占める割合は 20.3% (19.4%) である (第 24 表参照)。

### 一般財源の状況

(単位 百万円)

度 (B)	比較増減 (A)-(B) (C)			増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$		
	純計決算額	都道府県	市町村	純計決算額	都道府県	市町村
				%	%	%
333 701	41 198	16 674	24 524	5.4	3.9	7.3
267 048	16 741	899	15 842	3.2	0.3	5.9
64 816	20 829	12 758	8 071	10.7	10.9	12.5
1 069	3 127	3 073	54	10.3	9.2	5.1
295	0	△ 86	86	0	28.7	28.7
473	501	30	471	100.4	115.4	99.6
522 521	84 297	51 901	46 007	6.6	6.5	8.8
63.9	△ 0.6	△ 1.3	△ 0.9	-	-	-
80.0	△ 1.4	△ 2.1	△ 0.1	-	-	-
19.4	1.3	1.7	0.9	-	-	-



2 一般財源の推移 昭和 29 年度以降における一般財源の推移をみると、経済界の好不況に伴って、その伸張率の高低はあるが、毎年増加の傾向をたどっている。昭和 29 年度を 100 とする昭和 33 年度の

第 25 表 昭和 29 年度以

区 分	地 方 税		地 方 譲 与 税		地 方 交
	決 算 額	指 数	決 算 額	指 数	決 算 額
(純計決算額)					
昭和 29 年度	367 888	100	23 472	100	126 380
昭和 30 年度	381 491	104	22 138	94	159 967
昭和 31 年度	449 924	122	23 517	100	165 162
昭和 32 年度	527 190	143	29 311	125	203 182
昭和 33 年度	543 931	148	32 438	138	224 011
(都道府県)					
昭和 29 年度	167 456	100	23 061	100	86 234
昭和 30 年度	168 973	101	21 607	94	111 451
昭和 31 年度	210 274	126	23 050	100	114 981
昭和 32 年度	260 142	155	28 242	122	138 366
昭和 33 年度	261 041	156	31 315	136	151 124
(市町村)					
昭和 29 年度	200 432	100	411	100	40 146
昭和 30 年度	212 518	106	531	129	48 516
昭和 31 年度	239 650	120	467	114	50 181
昭和 32 年度	267 048	133	1 069	260	64 816
昭和 33 年度	282 890	141	1 123	273	72 887

指数は、155 となっており、うち都道府県は 160、市町村は 149 である（第 25 表参照）。

降 一般財源の推移

（単位 百万円）

付 税 指 数	軽油引取税交付金		国有提供施設等所在 市町村助成交付金		合 計	
	決 算 額	指 数	決 算 額	指 数	決 算 額	指 数
100	-	-	-	-	517 740	100
126	-	-	-	-	563 596	109
131	-	-	-	-	638 603	123
161	-	-	499	100	760 182	147
177	-	-	1 000	200	801 380	155
100	-	-	-	-	276 751	100
129	-	-	-	-	302 031	108
133	△ 140	100	-	-	348 165	126
160	△ 295	211	26	100	426 481	154
175	△ 381	272	56	215	443 155	160
100	-	-	-	-	240 989	100
121	-	-	-	-	261 565	109
125	140	100	-	-	290 438	121
161	295	211	473	100	333 701	138
182	381	272	944	200	358 225	149

### 3 地域別一般財源の状況

(1) 昭和 33 年度における都道府県、市町村を通ずる一般財源の人口一人当りの額は 8,521 円、うち地方税収入 5,784 円、地方交付税 2,382 円、地方譲与税 345 円、国有提供施設等所在市町村助成交付金 10 円である。

地方税の人口一人当り額の全国平均に対する指数が上位にある 7 都府県の平均(A)と、下位にある 7 県の平均(B)とを対比してみると、次のとおりである。

	昭和33年度			昭和32年度			
	A	B	全国平均	A	B	全国平均	
	(東京都・高知県・山梨県・徳島県・岩手県・青森県・鹿兒島県・茨城県)			(東京都・大阪府・神奈川県・愛知県・兵庫県・京都府・福岡県)			
	(東京都・大阪府・神奈川県・愛知県・兵庫県・京都府・福岡県)			(熊本県・茨城県・青森県・徳島県・山梨県・高知県・鹿児島県)			
一般財源	人口一人当り 9	665円	7 615円	8 521円	9 757円	6 947円	8 177円
	指数	113	89	100	119	85	100
地方税収入	人口一人当り	8 913円	3 100円	5 784円	9 045円	2 972円	5 671円
	指数	154	54	100	159	51	100
地方交付税	人口一人当り	507円	4 092円	2 382円	458円	3 510円	2 185円
	指数	21	172	100	21	161	100

(2) 都道府県についてみると、人口一人当りの一般財源は 4,354 円、うち地方税 2,414 円、地方交付税 1,607円、地方譲与税 333 円である。

都道府県税の人口一人当りの額の全国平均に対する指数が上位にある 7 都府県の平均(A)と、下位にある 7 県の平均(B) とを対比してみると、次のとおりである (第 26 表参照)。

	昭和33年度			昭和32年度			
	A	B	全国平均	A	B	全国平均	
	(東京都・大阪府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県・京都府)	(岩手県・熊本県・島根県・秋田県・鹿児島県・徳島県・青森県)		(東京都・大阪府・神奈川県・愛知県・兵庫県・京都府・福岡県)	(秋田県・青森県・熊本県・徳島県・山梨県・鹿児島県・岩手県)		
歳入中に占める一般財源の割合	48.8%	48.5%	48.2%	50.6%	50.2%	53.4%	
一般財源	人口一人当り	4 567円	4 321円	4 354円	4 684円	4 053円	4 587円
	指数	105	99	100	102	88	100
地方税収入	人口一人当り	4 128円	1 037円	2 414円	4 286円	1 020円	2 473円
	指数	171	43	100	173	41	100
地方交付税	人口一人当り	240円	2 854円	1 607円	198円	2 661円	1 488円
	指数	15	178	100	13	179	100

(3) 市町村についてみると、人口一人当りの一般財源は 4,168 円、うち地方税 3,366 円、地方交付税 755 円である。

都道府県別に、市町村税の人口一人当りの額の全国平均に対する指数が上位にある 7 都府県の平均 (A) と、下位にある 7 県の平均 (B) とを対比してみると、次のとおりである。

	昭和33年度			昭和32年度		
	A	B	全国平均	A	B	全国平均
	(東京都・大阪府・神奈川県・愛知県・富山県)	(岩手県・青森県・徳島県・山梨県・茨城県・高知県・鹿児島県)		(東京都・大阪府・神奈川県・兵庫県・京都府・富山県)	(長崎県・徳島県・青森県・山梨県・茨城県・高知県・鹿児島県)	
一般財源	人口一人当り 指数 5 234円 126	3 279円 79	4 168円 100	4 918円 126	2 943円 75	3 911円 100
地方税	人口一人当り 指数 4 924円 146	1 988円 59	3 366円 100	4 634円 145	1 917円 60	3 195円 100
地方交付税	人口一人当り 指数 250円 32	1 284円 166	775円 100	236円 34	1 108円 159	697円 100

第 26 表 昭和33年度における人口

その 1 地域別の状況

区 分	一 般 財 源			一 般	
	決 算 額	人口一人 当り額	对全国 平均指数	地 方 税	
				人口一人 当り額	对全国 平均指数
上位地域平均	百万円 43 414	円 9 665	113	円 8 913	154
東 京	102 160	11 421	134	11 242	195
大 阪	55 599	10 847	127	10 452	181
神 奈 川	29 552	9 107	107	8 665	150
愛 知	33 262	8 143	96	7 580	131
兵 庫	33 412	8 563	100	7 280	125
京 都	17 527	8 675	102	6 545	113
福 岡	32 388	7 859	92	6 162	107
全 国 平 均	17 421	8 521	100	5 784	100
下位地域平均	10 692	7 615	89	3 100	54
茨 城	14 591	6 825	80	3 337	58
青 森	11 498	7 834	92	3 284	57
山 梨	6 857	8 370	98	3 265	56
岩 手	12 145	8 119	95	3 264	56
徳 島	7 500	8 353	98	3 250	56
高 知	7 855	8 617	101	3 221	56
鹿 児 島	14 399	6 861	81	2 432	42

(4) すなわち、個々の都道府県についてみると、各地域の経済力を反映して、地方税収入には著しい差異があり、市町村を都道府県別に包括してみても、同様の傾向がみられるが、その度合は都道府県の場合よりは少い。しかし地方交付税制度によつて調整され、一般財源としては、かなり均衡化が行われており、昭和 33 年度のこの状況は前年度のそれと著しい変化がみられない。

なお、市町村の財源均衡化については、現行制度上、大都市、都市、町村の間に多くの行政権能の差が認められ、また行政そのものの量質に差異があり、従つて、財政需要の程度に著しい相違があるので、この状況をあわせ考慮する必要がある（第 26 表参照）。

#### 一人当たり一般財源の状況

財 源 内 訳					
地 方 交 付 税		地 方 譲 与 税		国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	
人 口 一 人 当 り 額	対 全 国 平 均 指 数	人 口 一 人 当 り 額	対 全 国 平 均 指 数	人 口 一 人 当 り 額	対 全 国 平 均 指 数
円 507	21	円 227	66	円 18	180
65	3	92	27	22	220
217	9	176	51	2	20
203	9	160	46	79	790
271	11	283	82	7	70
901	38	380	110	2	20
1 740	73	383	111	7	70
1 326	56	358	104	13	130
2 382	100	345	100	10	100
4 092	172	417	121	6	60
3 087	130	399	116	2	20
4 074	171	452	131	24	240
4 696	197	404	117	5	50
4 423	186	431	125	1	10
4 693	197	404	117	6	60
4 956	208	440	128	—	—
4 024	169	401	116	4	40

その 2 都道府県の状況

県名	歳入	一般財源			
		決算額	人口一人 当り額	対全国 平均指数	歳入に占 める割合
	百万円	百万円	円		%
上位団体均	42 026	20 516	4 567	105	48.8
東京	124 285	49 396	5 522	127	66.8
大阪	40 965	25 833	5 040	116	63.1
神奈川	24 985	13 852	4 269	98	55.4
愛知	28 652	15 123	3 703	85	52.8
兵庫	27 017	15 265	3 912	90	56.5
京都	15 726	8 321	4 118	95	52.9
福岡	32 554	15 822	3 840	88	48.6
全国平均	18 488	8 902	4 354	100	48.2
下位団体均	12 939	6 307	4 321	99	48.5
岩手	13 657	6 754	4 515	104	49.5
熊本	15 600	7 341	3 780	87	47.1
島根	9 640	4 561	4 933	113	47.3
秋田	13 157	6 467	4 647	107	49.2
鹿児島	16 271	8 172	3 894	89	50.2
徳島	9 593	4 524	5 038	116	47.2
青森	12 654	6 331	4 314	99	50.0

- (注) 1 歳入は、歳入総額から、地方債と繰越金とを控除している。  
 2 地方税は、五大市に対する軽油引取税交付金を控除したものである。  
 3 東京都については、「歳入に占める割合」を除き都が徴収した市税相当分

一 般 財 源 内 訳						
地 方 税		地 方 交 付 税		地 方 譲 与 税		国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 人 口 一 人 当 り 額
人 口 一 人 当 り 額	対 全 国 平 均 指 数	人 口 一 人 当 り 額	対 全 国 平 均 指 数	人 口 一 人 当 り 額	対 全 国 平 均 指 数	
円		円		円		円
4 128	171	240	15	197	59	2
5 424	225	—	—	92	28	6
4 981	206	—	—	59	18	—
4 045	168	—	—	224	67	—
3 443	143	24	1	236	71	—
3 087	128	494	31	331	99	—
2 746	114	1 039	65	333	100	—
2 667	110	830	52	343	103	—
2 414	100	1 607	100	333	100	0
1 037	43	2 854	178	430	129	—
1 098	45	2 990	186	427	128	—
1 073	44	2 288	142	419	126	—
1 072	44	3 361	209	500	150	—
1 056	44	3 149	196	442	133	—
805	33	2 689	167	400	120	—
1 130	47	3 504	218	404	121	—
1 158	48	2 704	168	452	136	—

を控除し、特別区が徴収した道府県税相当分を加算したものである。



その3 市町村の状況

区 分	一 般 財 源			一 般		
	決 算 額	人口一人 当り額	対全国 平均指数	地 方 税		地 方
				人口一人 当り額	対全国 平均指数	人口一人 当り額
上位地域平均	百万円 21 209	円 5 234	126	円 4 924	146	円 250
東 京	52 763	5 899	142	5 819	173	65
大 阪	29 341	5 724	137	5 443	162	217
神 奈 川	16 125	4 970	119	4 602	137	203
兵 庫	18 143	4 650	112	4 182	124	408
愛 知	18 139	4 441	107	4 117	122	247
富 山	4 746	4 558	109	3 850	114	705
京 都	9 205	4 556	109	3 777	112	700
全 国 平 均	8 520	4 168	100	3 366	100	775
下位地域平均	4 603	3 279	79	1 988	59	1 284
岩 手	5 391	3 604	86	2 167	64	1 433
青 森	5 167	3 521	84	2 125	63	1 371
徳 島	2 976	3 315	80	2 119	63	1 188
山 梨	2 779	3 393	81	2 084	62	1 304
茨 城	6 656	3 113	75	2 023	60	1 088
高 知	3 026	3 319	80	2 004	60	1 315
鹿 児 島	6 228	2 967	71	1 627	48	1 336

財 源 内 訳						
交付税 对全国 平均指数	地方譲与税		軽油引取税交付金		国有提供施設等所在 市町村助成交付金	
	人口一人 当り額	对全国 平均指数	人口一人 当り額	对全国 平均指数	人口一人 当り額	对全国 平均指数
32	円 31	258	円 13	325	円 16	145
8	—	—	—	—	15	136
28	34	283	28	700	2	18
26	67	558	19	475	79	718
53	49	408	10	250	1	9
32	47	392	22	550	8	73
91	3	25	—	—	—	—
90	51	425	22	550	6	55
100	12	100	4	100	11	100
166	1	8	—	—	6	55
185	3	25	—	—	1	9
177	1	8	—	—	24	218
153	0	0	—	—	6	55
168	0	0	—	—	5	45
140	0	0	—	—	2	18
170	0	0	—	—	—	—
172	0	0	—	—	4	36

4 一般財源の決算額と地方財政計画額との比較 昭和33年度地方財政計画に見込まれた一般財源と地方税収入から標準税率をこえる超過課税額（これに準ずるものを含む。）を差引いて、一般財源の決算額を計画策定の建前に即するよう修正して比較してみると、決算額は計画額を157億円上廻っている。

うち、地方税は155億円、地方譲与税は2億円の増収である。

地方税収入の増収額について団体別にみると、都道府県は18億円、市町村は154億円である。

税目別に増収した主なものをみると、道府県税にあつては、不動産

第27表 昭和33年度一般財源の決算

区 分	昭 和 33 年 度		
	計 画 額 (A)	決 算 額 (B)	差 引 (B)-(A) (C)
一 般 財 源	753 557	769 306	15 749
普 通 税	496 372	511 857	15 485
地 方 譲 与 税	32 174	32 438	264
地 方 交 付 税	224 011	224 011	—
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1 000	1 000	—

#### 内 国庫支出金

1 国庫支出金の内容 昭和33年度における国庫支出金の総額は3,492億円で、その主なものは、普通建設事業費1,018億円（総額に対する割合29.2%）、義務教育費956億円（27.4%）、災害復旧費419億円（12.0%）及び生活保護費387億円（11.2%）である。

前年度に比し増加した主なものは、普通建設事業費90億円（増加率9.7%）及び義務教育費66億円（7.4%）であり、減少した

取得税が 28 億円であり、市町村税にあつては、純固定資産税の90 億円及び市町村民税個人所得割の 61 億円である。また減収したものは、道府県税にあつては法人事業税の 66 億円、市町村税にあつては市町村民税法人税割の 21 億円である。

これを前年度と比較してみると、前年度は経済界の異常な好況による地方税収入の伸びと年度末における補正予算による地方交付税の増収等により当初計画額を 591 億円上廻つたことに較べ、その増収額は著しく鈍化している（第 27 表参照）。

### 額と財政計画額との比較

（単位 百万円）

昭 和 32 年 度				増 減 額	
計 画 額 (D)	決 算 額 (E)	差 (E) - (D)	引 (F)	(C) - (F)	
674 758	733 813		59 055	△	43 306
449 221	500 821		51 600	△	36 115
29 666	29 311	△	355		619
195 371	203 182		7 811	△	7 811
500	499	△	1		1

ものは、特別失業対策事業費 18 億円（減少率 35.7%）である（第 28 表参照）。

- 2 交付状況 国庫支出金の都道府県及び市町村別の交付状況をみると、都道府県に交付された額は 79% の 2,761 億円、市町村に交付された額は 21% の 731 億円であり、大半が都道府県に対して交付されている（第 28 表参照）。

第 28 表 昭 和 33 年 度 国 庫

その 1 補助事項別支出金の状況

区 分	昭 和 33 年 度			
	純 計 決 算 額 (A)		都 道 府 県	
義務教育費	95 641	27.4%	93 277	33.8%
生活保護費	38 714	11.2	17 675	6.4
児童措置費	6 555	1.9	3 469	1.2
普通建設事業費	101 824	29.2	78 689	28.5
災害復旧事業費	41 927	12.0	34 405	12.4
失業対策事業費	20 606	5.9	9 037	3.3
(1) 一 般	17 423	5.0	6 787	2.5
(2) 特 別	3 183	0.9	2 250	0.8
委 託 金	8 732	2.5	8 193	3.0
(1) 建設事業費	3 283	0.9	3 185	1.2
(2) そ の 他	5 449	1.6	5 008	1.8
財政補給金	1 185	0.3	563	0.2
そ の 他	34 030	9.7	30 824	11.2
合 計	349 214	100.0	276 132	100.0

その 2 交付割合

区 分	都 道 府 県		
	都	道 府 県	合 計
普通建設事業費	5	72	77
災害復旧事業費	-	82	82
失業対策事業費	11	33	44
義務教育費	6	92	98
生活保護費及び児童措置費	14	33	47
委 託 金	5	89	94
そ の 他	4	85	89
合 計	6	73	79

支出金の状況

(単位 百万円)

市 町 村		昭 和 32 年 度 純 計 決 算 額(B)		比 較	
				(A)-(B) (C)	$\frac{(C)}{(B)} \times 100$
	%		%		%
2 364	3.2	89 036	27.7	6 605	7.4
21 039	28.8	35 969	11.2	2 745	7.6
3 086	4.2	6 274	2.0	281	4.5
23 135	31.7	92 837	28.9	8 987	9.7
7 522	10.3	39 414	12.3	2 513	6.4
11 569	15.8	20 234	6.3	372	1.8
10 636	14.5	15 281	4.8	2 142	14.0
933	1.3	4 953	1.5	△ 1 770	△ 35.7
539	0.7	7 055	2.2	1 677	23.8
98	0.1	2 999	0.9	284	9.5
441	0.6	4 056	1.3	1 393	34.3
622	0.9	30 104	9.4	5 111	17.0
3 206	4.4				
73 082	100.0	320 923	100.0	28 291	8.8

(単位 %)

市		町		村	
大 都 市	都 市 及 町 村	特 別 区	合 計		
5	18	0	23		
—	18	—	18		
11	45	0	56		
—	2	0	2		
10	43	0	53		
1	5	—	6		
2	9	0	11		
4	17	—	21		

### 3 都道府県支出金

(1) 昭和 33 年度における国庫財源を伴う都道府県支出金は 217 億円、うち大都市 6 億円、都市及び町村 160 億円、特別区 51 億円である。前年度に比し 60 億円増加し、その増加率は 37.8% である。

補助事項別にみると、普通建設事業費 106 億円、災害復旧事業費

第 29 表 昭和 33 年度 都道府県

区 分	国庫財源を伴う都道府県支出金		
	普通建設事業費	災害復旧事業費	そ の 他
大 都 市	43	1	552
都 市 及 び 町 村	5 859	4 769	5 371
(1) 都 市	1 891	1 079	2 564
(2) 町 村	3 968	3 690	2 807
特 別 区	4 684	29	431
合 計	10 586	4 799	6 354

#### (4) 繰入金

昭和 33 年度における繰入金の総額は 232 億円である。前年度に比し 5 億円減少し、その減少率は 2.2% である。

会計別にみると、その主なものは、競輪、競馬等の収益事業会計からの繰入金 111 億円（総額に対する割合 47.9%）、財産金繰入金 50 億

48 億円である。

- (2) 都道府県費のみの都道府県支出金は 87 億円、うち大都市 5 億円、都市及び町村 61 億円、特別区 21 億円である。前年度に比し 16 億円増加し、その増加率は 22.2% である。

補助事項別にみると、普通建設事業費 49 億円、災害復旧事業費 3 億円である（第 29 表参照）。

支出金の状況

（単位 百万円）

合 計	都道府県費のみの都道府県支出金			合 計
	普通建設事業費	災害復旧事業費	そ の 他	
596	204	—	323	527
15 999	2 763	274	3 054	6 091
5 534	1 277	74	1 473	2 824
10 465	1 486	200	1 581	3 267
5 144	1 965	1	131	2 097
21 739	4 932	275	3 508	8 715

円 (21.4%) 及び宝くじ収益金 18 億円 (7.6%) である。

前年度に対する増加状況を見ると、財産金繰入は 25 億円 (増加率 7.3%)、収益事業会計からの繰入金は 2 億円 (1.8%) 増加している。

団体別にみると、都道府県は総額の 37.4% の 87 億円、市町村は 62.6% の 145 億円である（第 30 表参照）。



第 30 表 昭 和 33 年 度

区 分	昭 和 33 年 度			
	純 計 決 算 額 (A)		都 道 府 県	
		%		%
財 産 金 繰 入 金	4 950	21.4	1 521	17.6
財 産 区 繰 入 金	900	3.9	—	—
宝 く じ 収 益 金	1 775	7.6	1 506	17.4
他 会 計 繰 入 金	15 536	67.1	5 636	65.0
(1)公 営 企 業 会 計	1 713	7.4	954	11.0
(2)準 公 営 企 業 会 計	2 034	8.8	597	6.9
(3)収 益 事 業 会 計	11 100	47.9	3 606	41.6
(4)法 適 用 外 公 営 企 業 会 計	596	2.6	479	5.5
(5)そ の 他	93	0.4	—	—
合 計	23 161	100.0	8 663	100.0

（四）地 方 債

1 許可状況 昭和 33 年度における普通会計分の地方債計画額は 484 億円で、これに対する許可額は同じく 484 億円であるが、このほかに交付公債は 119 億円、厚生年金還元融資 51 億円、電力出資金 11 億円等計画外のものが 219 億円あり、許可額は合計 703 億円である。

団体別にみると、都道府県は 52.0% の 366 億円、市町村は 48.0

## 繰入金の状況

(単位 百万円)

市 町 村		昭 和 32 年 度 純計決算額 (B)		比 較		
				増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$	
3 429	23.6	3 378	14.3	2 472	7.3	
900	6.2					
269	1.9	1 650	7.0	125	7.6	
9 900	68.5	18 654	78.7	△ 3 118	△ 16.7	
759	5.2	5 213	22.0	△ 3 500	△ 6.7	
1 437	9.9	1 443	6.1	591	41.0	
7 494	51.7	10 904	46.0	196	1.8	
117	0.8	1 094	4.6	△ 405	△ 37.0	
93	0.7					
<b>14 498</b>	<b>100.0</b>	<b>23 682</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 521</b>	<b>△ 2.2</b>	

％の337億円である。

地方債計画に基いて許可されたものについて事業別にみると、その主なものは、一般補助事業 103 億円、災害復旧事業 151 億円、義務教育施設整備事業 120 億円、一般単独事業 88 億円であり、その総額 484 億円の全額が政府資金によつて融資され、うち資金運用部資金によるものは 279 億円、簡保資金によるものは 205 億円である (第 31 表参照)。

第 31 表 昭 和 33 年 度 普 通 会 計

その 1 計画額及び許可額

区 分	計 画 額			許 可 総	
	運 用 部	簡 保	合 計	運 用 部	簡 保
一 般 補 助 事 業	300	10 000	10 300	307	9 980
災 害 復 旧 事 業	10 000	5 500	15 500	9 639	5 499
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	7 500	4 500	12 000	7 224	4 819
一 般 単 独 事 業	8 200	500	8 700	8 589	191
災 害 特 例 債	400	—	400	648	—
退 職 手 当 債	1 500	—	1 500	1 497	—
合 計	27 900	20 500	48 400	27 904	20 489

注) 東京都及び大都市の下水道施設にかかる地方債 24 億円は、本表から除い

その 2 交付公債及び枠外債の許可状況

区 分	許 可 総 額				都
	運 用 部	交 付 公 債	公 募	合 計	運 用 部
交 付 公 債	—	11 857	—	11 857	—
枠 外 債	5 137	—	4 874	10 011	1 702
(1) 厚 生 年 金 還 元 融 資	5 137	—	—	5 137	1 702
(2) 電 力 出 資 金	—	—	1 111	1 111	—
(3) そ の 他	—	—	3 763	3 763	—
合 計	5 137	11 857	4 874	21 868	1 702

2 償還額及び新規発行の状況と交付公債

(1) 昭和 33 年度決算における地方債の償還元金は 523 億円、新規発行額は 757 億円である。したがって、昭和 33 年度末の地方債の現在高は、234 億円増加して 6,228 億円となっている。

(2) 国直轄事業負担金に係る交付公債以外の地方債についてみると、償還元金は 510 億円、新規発行額は 639 億円である。したがって、昭

分地方債許可状況

(単位 百万円)

額	都 道 府 県			市 町 村		
	合 計	運 用 部	簡 保	合 計	運 用 部	簡 保
10 287	247	5 528	5 775	60	4 451	4 511
15 138	6 840	4 375	11 215	2 799	1 124	3 923
12 043	580	—	580	6 644	4 820	11 464
8 780	2 456	—	2 456	6 133	191	6 324
648	147	—	147	501	—	501
1 497	1 360	—	1 360	137	—	137
<b>48 393</b>	<b>11 630</b>	<b>9 903</b>	<b>21 533</b>	<b>16 274</b>	<b>10 586</b>	<b>26 860</b>

て特別会計分に含めた。

(単位 百万円)

道 府 県			市 町 村			
交付公債	公 募	合 計	運 用 部	交付公債	公 募	合 計
11 165	—	11 165	—	692	—	692
—	2 212	3 914	3 435	—	2 662	6 097
—	—	1 702	3 435	—	—	3 435
—	964	964	—	—	147	147
—	1 248	1 248	—	—	2 515	2 515
<b>11 165</b>	<b>2 212</b>	<b>15 079</b>	<b>3 435</b>	<b>692</b>	<b>2 662</b>	<b>6 789</b>

和 33 年度末現在高は 129 億円増加して 5,633 億円となっている。

償還元金についてみると、その主なものは、普通債 285 億円、災害復旧債 88 億円及び歳入欠陥補てん債 79 億円である。

新規発行額についてみると、その主なものは、普通債 527 億円、災害復旧債 158 億円である（第 32 表参照）。

第 32 表 昭 和 33 年 度 地

区 分	昭和 32 年度末現在高 (A)			昭和 33 年度償還元	
	総 額	都道府県	市 町 村	総 額	都道府県
普 通 債	390 420	231 120	159 300	28 478	16 543
災 害 復 旧 債	133 729	94 238	39 491	8 762	5 865
そ の 他	75 332	38 154	37 178	15 053	8 138
(1) 退 職 手 当 債	9 207	7 018	2 189	5 257	3 945
(2) 歳入欠陥補てん債	36 579	16 162	20 417	7 936	3 284
(3) そ の 他	29 546	14 974	14 572	1 860	909
合 計	599 481	363 512	235 969	52 293	30 546
同上中国直轄事業に係る 交付公債	49 149	47 448	1 701	1 340	1 296

(3) 交付公債は、昭和 28 年度から国の直轄事業に係る地方負担金の納付方法として発行されたものが大部分を占めている。この制度は現金支出にかえて自己の地方債証券を交付して、将来にわたり分割支払するものであり、その発行については予算に計上されず、これに係る償還費のみが予算に計上される。

昭和 33 年度における交付公債の償還元金は 13 億円であり、新規発行額は 118 億円である。したがって昭和 33 年度末の交付公債の現在高は 105 億円増加して 596 億円であり、その累積の状況は著しいものがある。

# 方 債 発 行 状 況

(単位 百万円)

金(B)	昭和 33 年度発行額(C)			昭和 33 年度末現在高 (A)-(B)+(C)		
	市 町 村	総 額	都道府県	市 町 村	総 額	都道府県
11 935	52 721	25 997	26 724	414 663	240 574	174 089
2 897	15 786	11 912	3 874	140 753	100 285	40 468
6 915	7 147	4 577	2 570	67 426	34 593	32 833
1 312	1 494	1 360	134	5 444	4 433	1 011
4 652	—	—	—	28 643	12 878	15 765
951	5 653	3 217	2 435	33 339	17 282	16 057
21 747	75 654	42 486	33 167	622 842	375 452	247 390
44	11 769	11 079	690	59 578	57 231	2 347

その新規分を事業別にみると、その主なものは、道路橋りよう関係 52 億円 (総額に対する割合 44.1%)、河川改修関係 27 億円 (22.5%) 及び総合開発関係 12 億円 (10.1%) である。

昭和 33 年度末現在高を事業別にみると、その主なものは、河川改修関係 207 億円 (総額に対する割合 34.8%)、道路橋りよう関係 139 億円 (23.3%)、総合開発関係 75 億円 (12.5%) で、これらで 70.6% を占めている。

また団体別にみると、都道府県は 572 億円 (96.1%)、市町村は 24 億円 (3.9%) である (第 33 表参照)。

第 33 表 国 直 轄 事 業 に 係

区 分	昭和 32 年度末現在高		昭和 33 年
	現在高 (A)	構 成 比	交付公債納付分 (B)
普通建設事業	46 463	94.5%	11 186
1 道路橋りょう	8 882	18.1	5187
2 河川改修	18 629	37.9	2 648
3 総合開発	6 480	13.2	1 197
4 砂防	2 185	4.4	275
5 治山	2 308	4.7	74
6 港湾	3 923	8.0	964
7 漁港	66	0.1	28
8 土地改良	3 584	7.3	565
9 その他	406	0.8	248
災害復旧事業	2 686	5.5	583
合 計	49 149	100.0	11 769
{ 都 道 府 県 分	47 448	96.6	11 079
{ 市 町 村 分	1 701	3.4	690

(九) その他の収入

- 1 財産収入 財産収入は 337 億円で、前年度に比し 54 億円増加し、その増加率は 19.2% である。

その主なものは、財産売払代金 297 億円（総額に対する割合 88.2%）であり、前年度に比し 60 億円増加している。

単純合算額 339 億円について団体別にみると、都道府県は 34.7% の 118 億円、市町村は 65.3% の 221 億円である。

- 2 分担金、負担金 分担金及び負担金は 90 億円であり、前年度に比し 6 億円減少し、その減少率は 6.7% である。

単純合算額 160 億円について団体別にみると、都道府県は 65.9% の 105 億円、市町村は 34.1% の 55 億円である。

る 交 付 公 債 の 状 況

(単位 百万円)

度国直轄事業負担金		昭和33年度償 還元金 (D)	昭和 33 年度末現在高	
現金納付分 (C)	合 計		現 在 高 (A)+(B)-(D)	構 成 比 %
90	11 276	1 254	56 395	94.7
6	5 193	185	13 884	23.3
18	2 666	531	20 746	34.8
—	1 197	210	7 467	12.5
—	275	68	2 392	4.0
0	74	30	2 352	4.0
14	978	95	4 792	8.0
7	35	2	92	0.2
45	610	126	4 023	6.8
—	248	7	647	1.1
5	588	86	3 183	5.3
<b>95</b>	<b>11 864</b>	<b>1 340</b>	<b>59 578</b>	<b>100.0</b>
47	11 126	1 296	57 231	96.1
48	738	44	2 347	3.9

**3 使用料** 使用料収入は 389 億円であり、前年度に比し 27 億円増加し、その増加率は 7.6% である。

その主なものは、高等学校授業料 139 億円 (総額に対する割合 35.8%)、公営住宅使用料 71 億円 (18.2%)、発電水利使用料 40 億円 (10.2%)、保育所使用料 25 億円 (6.6%) である。

団体別にみると、都道府県は 62.7% の 244 億円、市町村は 37.3% の 145 億円である。

**4 手数料** 手数料収入は 173 億円であり、前年度に比し 9 億円増加し、その増加率は 5.2% である。

うち、法令に基づくもの 77 億円 (総額に対する割合 44.6%)、条例に基づくもの 96 億円 (55.4%) である。



団体別にみると、都道府県は 56.0% の 97 億円、市町村は 44.0% の 76 億円である。

5 寄附金 寄附金収入は 159 億円であり、前年度に比し 13 億円増加し、その増加率は 8.7% である。

単純合算額 181 億円について、団体別にみると、都道府県は 33.4% の 60 億円、市町村は 66.6% の 121 億円である。

6 雑収入 雑収入は 822 億円であり、前年度に比し 53 億円増加し、その増加率は 6.9% である。

第 34 表 昭 和 33 年 度 財

区 分	昭 和 33 年			
	純 計 決 算 額 (A)		都 道 府 県	
		%		%
財 産 収 入	33 704	100.0	11 790	100.0
1 財 産 収 入	3 991	11.8	1 733	14.7
2 財 産 売 代 金	29 713	88.2	10 057	85.3
分 担 金、負 担 金	8 950	-	10 512	-
使 用 料	38 897	100.0	24 378	100.0
1 高 等 学 校 授 業 料	13 912	35.8	12 729	52.2
2 発 電 水 利 使 用 料	3 967	10.2	3 967	16.3
3 保 育 所 使 用 料	2 549	6.6	0	0
4 公 営 住 宅 使 用 料	7 118	18.2	2 532	10.4
5 そ の 他	11 351	29.2	5 150	21.1
手 数 料	17 307	100.0	9 691	100.0
1 法 令 に 基 く も の	7 719	44.6	5 000	51.6
2 条 例 に 基 く も の	9 588	55.4	4 690	48.4
寄 附 金	15 889	-	6 055	-
雑 収 入	82 238	100.0	57 347	100.0
1 恩 給 納 付 金	5 000	6.1	4 251	7.1
2 物 品 売 払 代 金	6 812	8.3	6 071	10.2
3 貸 付 金 回 収 分	30 874	37.5	25 244	42.3
(1) 転 貸 分	2 150	2.6	1 503	2.5
(2) 年 度 内 貸 付 分	23 631	28.7	19 171	32.1
(3) そ の 他	5 093	6.2	4 570	7.7
4 預 金 利 子 収 入	4 088	5.0	2 652	4.4
5 延 滞 金 加 算 収 入	5 630	6.8	3 628	6.1
6 受 託 事 業 収 入	6 754	8.2	5 692	9.5
7 そ の 他	23 080	28.1	9 809	20.4
合 計	196 985	-	119 773	-



## II 目的別にみた歳出の状況

### (一) 目的別歳出の構成

#### 1 歳出の内容

(1) 昭和 33 年度決算における歳出純計額を目的別にみると、その主なものは教育費 4,160 億円、土木費 2,162 億円、庁費 2,070 億円、産業経済費 1,470 億円、社会及び労働施設費 1,524 億円である。

第 35 表 昭和 33 年度 目的

区 分	昭 和 33 年 度				
	純 計 決 算 額		単純合算額(A)		都 道 府 県
議 会 費	14 986	% 1.0	% 1.1	14 986	3 633
庁 費	206 980	14.2	15.3	207 026	82 199
警 察 費	65 018	4.5	4.8	65 027	65 027
消 防 費	26 461	1.8	2.0	26 515	4 811
土 木 費	216 196	14.9	16.0	223 280	148 757
教 育 費	415 985	28.6	30.7	424 110	297 892
社会及び労働施設費	152 360	10.5	11.2	153 903	72 444
保 健 衛 生 費	35 526	2.4	2.6	37 908	17 081
産 業 経 済 費	146 953	10.1	10.8	162 536	112 408
財 産 費	20 886	1.4	1.5	20 943	7 168
統 計 調 査 費	811	0.1	0.1	946	521
選 挙 費	3 707	0.3	0.3	5 018	2 298
諸 支 出 金	48 608	3.3	3.6	60 439	23 078
小 計	1 354 477	93.1	100.0	1 402 637	837 317
公 債 費	92 862	6.4	-	93 150	53 843
前年度繰上充用金	8 240	0.5	-	8 240	1 362
合 計	1 455 579	100.0	-	1 504 027	892 522

(2) 都道府県決算についてみると、その主なものは、教育費 2,979 億円、土木費 1,488 億円、産業経済費 1,124 億円及び庁費 822 億円である。

(3) 市町村決算についてみると、その主なものは、教育費 1,262 億円、庁費 1,248 億円、社会及び労働施設費 815 億円及び土木費 745 億円である（第 35 表参照）。

### 別歳出決算の状況

(単位 百万円)

市町村	昭和 32 年度		比較		
	単 純 合 算 額 (B)		増 (A)-(B)	減 (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
		%	%		%
11 353	14 007	1.0	1.1	979	7.0
124 827	182 370	13.2	14.3	24 656	13.5
—	61 019	4.4	4.8	4 008	6.6
21 704	24 716	1.8	1.9	1 799	7.3
74 523	198 754	14.4	15.6	24 526	12.3
126 218	387 449	28.1	30.3	36 661	9.5
81 459	139 721	10.2	10.9	14 182	10.2
20 827	38 085	2.8	3.0	177	0.5
50 128	143 136	10.4	11.2	19 400	13.6
13 775	17 994	1.3	1.4	2 949	16.4
425	1 083	0.1	0.1	137	12.7
2 720	1 654	0.1	0.1	3 364	203.4
37 361	68 364	5.0	5.3	7 925	11.6
565 320	1 278 352	92.8	100.0	124 285	9.7
39 307	87 347	6.3	—	5 803	6.6
6 878	12 484	0.9	—	4 244	34.0
611 505	1 378 183	100.0	—	125 844	9.1

## 2 目的別歳出の構成

(1) 歳出総額から前年度以前に属する経費をまかなうものである前年度繰上充用金及び同様の性質をもつものと考えられる公債費を除外して、当該年度に属する本来の支出のみについて構成比をとり、その主なものをみると、教育費 30.7%、土木費 16.0%、庁費 15.3%、産業経済費 10.8%、社会及び労働施設費 11.2% である。なお、公債費の歳出総額中に占める割合は 6.4% である。

(2) 都道府県についてみると、教育費 35.6% (前年度 35.7%)、土

第 36 表 昭 33 和 年 度 目 的

区 分	決 算 額				都			
	昭 和 33 年 度		昭 和 32 年 度		昭 和 33 年 度			
庁費	14.2	15.3	13.2	14.3	1.0	1.0	9.2	9.8
警 察 費	4.5	4.8	4.4	4.8	0.1	0	7.3	7.8
消 防 費	1.8	2.0	1.8	1.9	0	0.1	0.5	0.6
土 木 費	14.9	16.0	14.4	15.6	0.5	0.4	16.7	17.8
教 育 費	28.6	30.7	28.1	30.3	0.7	0.4	33.4	35.6
社会及び労働施設費	10.5	11.2	10.2	10.9	0.3	0.3	8.1	8.7
保健衛生費	2.4	2.6	2.8	3.0	0.4	0.4	1.9	2.0
産業経済	10.1	10.8	10.4	11.2	0.3	0.4	12.6	13.4
その他	6.1	6.6	7.5	8.0	1.4	1.4	4.1	4.3
小 計	93.1	100.0	92.8	100.0	0.3	0	93.8	100.0
公債費	6.4	-	6.3	-	0.1	-	6.0	-
前年度繰上充用金	0.5	-	0.9	-	0.4	-	0.2	-
合 計	100.0	-	100.0	-	0	-	100.0	-

(注) 昭和33年度決算額は純計決算額によるものである。

## 3 増減の状況

(1) 昭和 33 年度目的別歳出決算の単純合算額について、前年度より増加した主なものをみると、教育費 367 億円、庁費 247 億円、土木費 245 億円、産業経済費 194 億円、社会及び労働施設費 142 億円である。また、減少した主なものは、諸支出金 79 億円及び前年度繰上充用金 42 億円である。

(2) 目的別歳出の単純合算額について、前年度に対する増加率の状況をみると、その主なものは、庁費 13.5% (前年度 13.4%) 土木費 12.3% (20.6%)、教育費 9.5% (10.1%)、社会及び労働施設費

木費17.8% (17.3%)、産業経済費 13.4% (13.3%)、庁費 9.8% (8.7%)、社会及び労働施設費 8.7% (8.7%) である。なお、公債費の歳出総額中に占める割合は 6.0% (6.3%) である。

- (3) 市町村についてみると、教育費 22.3% (22.3%)、庁費 22.1% (22.6%)、社会及び労働施設費 14.4% (14.3%)、土木費 13.2% (13.0%)、産業経済費 8.9% (8.0%) である。なお、公債費の歳出総額中に占める割合は 6.4% (5.6%) である (第 36 表参照)。

別歳出構成比の状況

(単位 %)

道 府 県				市 町 村						
昭和32年度	比 較			昭和33年度	昭和32年度	比 較				
8.1	8.7	1.1	1.1	20.4	22.1	19.2	22.6	1.2	△	0.5
7.4	7.9	△	0.1	△	—	—	—	—	—	—
0.5	0.6	0	0	3.6	3.8	3.6	4.0	0	△	0.2
16.1	17.3	0.6	0.5	12.2	13.2	10.5	13.0	1.7	△	0.2
33.3	35.7	0.1	△	0.1	20.6	22.3	20.1	22.3	0.5	0
8.1	8.7	0	0	13.3	14.4	13.5	14.3	△	0.2	0.1
2.2	2.3	△	0.3	△	3.4	3.7	4.1	4.0	△	0.7
12.4	13.3	0.2	0.1	8.2	8.9	7.1	8.0	1.1	△	0.9
5.2	5.5	△	1.2	△	10.8	11.6	10.6	11.8	0.2	△
93.3	100.0	0.5	0	92.5	100.0	88.7	100.0	3.8	0	0
6.3	—	△	0.3	—	6.4	—	5.6	—	0.8	—
0.4	—	△	0.2	—	1.1	—	5.7	—	△	4.6
100.0	—	0	—	100.0	—	100.0	—	0	—	—

10.2% (4.2%)、産業経済費 13.6% (7.9%)、公債費 6.6% (17.6%) である。

- (3) 都道府県についてみると、庁費 23.3% (8.4%)、土木費 12.3% (20.7%)、教育費 8.9% (10.5%)、社会及び労働施設費 9.1% (3.4%)、産業経済費10.2% (6.2%)、公債費4.6%(13.8%)である。
- (4) 市町村についてみると、庁費 7.9% (16.4%)、土木費 12.4% (21.7%)、教育費 10.9% (9.1%)、社会及び労働施設費 11.1% (4.9%)、産業経済費 21.9% (12.3%)、公債費 9.6% (23.6%) である (第 37 表参照)。

第 37 表 昭 和 33 年 度 目 的

区 分	決 算 額			都
	昭和33年度	昭和32年度	比 較	昭和33年度
庁 費	13.5	13.4	0.1	23.3
警 察 費	6.6	7.8	△ 1.2	6.6
消 防 費	7.3	10.2	△ 2.9	10.9
土 木 費	12.3	20.6	△ 8.3	12.3
教 育 費	9.5	10.1	△ 0.6	8.9
社会及び労働施設費	10.2	4.2	6.0	9.1
保 健 衛 生 費	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.4	△ 4.2
産 業 経 済 費	13.6	7.9	5.7	10.2
そ の 他	0.7	24.1	△ 23.4	△ 14.6
小 計	9.7	11.7	△ 2.0	9.1
公 債 費	6.6	17.6	△ 11.0	4.6
前年度繰上充用金	△ 34.0	△ 71.0	37.0	△ 63.1
合 計	9.1	9.2	△ 0.1	8.5

### ㊦ 警 察 費

(1) 昭和 33 年度における警察費の総額は 650 億円であつて、全額都道府県である。

警察費のうち最も大きい比重を占めるものは、警察職員費であり、人件費は 520 億円で、全体の79.9% を占めている。それについて、物件費が 90 億円で 13.9% である。

(2) 財源内訳についてみると、運営費、施設費等に対する国庫支出金 33 億円（歳出額に対する割合 5.1%）、自動車運転試験手数料等の使用料及び手数料収入 17 億円（2.6%）であつて、その 90.2% に当る 586 億円が税等（一般財源及び一般財源と同様に使用されたその他の収入との合算額をいう。）によつて賅われている（第 38 表参照）。

別 歳 出 増 減 率 の 状 況

(単位 %)

道 府 県			市 町 村		
昭和32年度	比 較		昭和33年度	昭和32年度	比 較
8.4		14.9	7.9	16.4	△ 8.5
7.8	△	1.2	-	-	-
9.2		1.7	6.5	9.2	△ 2.7
20.7	△	8.4	12.4	21.7	△ 9.3
10.5	△	1.6	10.9	9.1	1.8
3.4		5.7	11.1	4.9	6.2
5.9	△	10.1	2.8	△ 4.9	7.7
6.2		4.0	21.9	12.3	9.6
52.0	△	66.6	9.2	9.7	△ 0.5
12.0		2.9	10.6	11.2	△ 0.6
13.8		9.2	9.6	23.6	△ 14.0
△ 73.2		10.1	△ 21.8	△ 70.0	48.2
10.5		2.0	10.1	7.3	2.8

第 38 表 昭和33年度警察費の状況

(単位 百万円)

区 分	決 算 額		財 源 内 訳	決 算 額	
		%			%
人 件 費	51 966	79.9	国 庫 支 出 金	3 301	5.1
物 件 費	8 988	13.9	使用料及び手数料	1 722	2.6
扶助費、補助費等	1 278	1.9	雑 収 入	857	1.3
建設事業費等	2 067	3.2	その他特定財源	526	0.8
そ の 他	719	1.1	税 等	58 612	90.2
合 計	65 018	100.0	合 計	65 018	100.0



- (3) 都道府県警察職員のうち、警視正以上の階級にある警察官以外の地方警察職員は、地方公務員であり、都道府県において給与の負担が行われている。これらの地方警察職員のうち、警察官については政令で定める定員の基準に従って設置されている。

昭和 34 年 5 月 1 日現在の地方警察職員の総数は 14 万 4 千人、うち警察官は 12 万 4 千人である（第 39 表参照）。

第 39 表 警察職員数の推移

(単位 人)

区 分	国家警察職員又は 地方警察官			自治体警察職員又は 地方警察職員			合 計		
	警察官	事務 職員	小 計	警察官	事務 職員	小 計	警察官	事務 職員	合 計
昭和 8 年	65 461	5 189	70 650	—	—	—	65 461	5 189	70 650
昭和23年	30 000	16 955	46 955	95 000	15 000	110 000	125 000	31 955	156 955
昭和29年	299	0	299	131 902	22 171	154 073	132 201	22 171	154 372
昭和30年	260	0	260	117 776	18 918	136 694	118 036	18 918	136 954
昭和33年	260	0	260	121 940	19 085	141 025	122 200	19 085	141 285
昭和34年	260	0	260	123 983	19 956	143 939	124 243	19 956	144 199

(注) 昭和33年及び昭和34年については、5月1日現在の自治庁調による。

### ㊦ 消 防 費

- (1) 昭和 33 年度における消防費の総額は 265 億円であり、うち市町村は 217 億円である。

消防費のうち人件費は 142 億円（歳出額に対する割合 53.6%）、物件費は 54 億円（20.6%）、建設事業費等は 51 億円（19.3%）である。

- (2) 財源内訳についてみると、施設整備のための地方債 12 億円（4.5%）、分担金、負担金及び寄附金収入 9 億円（3.4%）、機械器具及び設備に対する国庫支出金 6 億円（2.4%）であつて、その 86.6% に当る 229 億円が、税等によつて賄われている（第 40 表参照）。

第 40 表 昭和 33 年度消防費の状況

## その 1 性質別内容

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
人 件 費	14 172	53.6	3 508	72.9	10 664	49.1
物 件 費	5 449	20.6	485	10.1	4 964	22.9
扶 助 費、補 助 費 等	1 036	3.9	177	3.7	890	4.1
建 設 事 業 費 等	5 125	19.3	573	11.9	4 574	21.1
そ の 他	679	2.6	68	1.4	612	2.8
合 計	26 461	100.0	4 811	100.0	21 704	100.0

## その 2 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
国 庫 支 出 金	636	2.4	18	0.4	669	3.1
分担金、負担金、寄附金	904	3.4	5	0.1	902	4.2
地 方 債	1 198	4.5	140	2.9	1 058	4.9
そ の 他 特 定 財 源	804	3.1	117	2.5	687	3.1
税 等	22 919	86.6	4 531	94.1	18 388	84.7
合 計	26 461	100.0	4 811	100.0	21 704	100.0

(3) 消防関係職員数についてみると、常設消防の増加により、逐年増加しており、昭和 34 年 5 月 1 日現在における職員数は 3 万 6 千人である (第 41 表参照)。

第 41 表 消防職員数の推移 (単位 人)

区 分	昭和 8 年	昭和 22 年	昭和 30 年	昭和 33 年	昭和 34 年
消防職員数	3 702	21 683	31 194	34 771	36 222

(注) 昭和 33 年及び昭和 34 年については 5 月 1 日現在の自治庁調による。

(4) 消防施設の状況についてみると、消防組織の強化とともに、消防力の機動化も逐年促進され、消防ポンプの保有台数は、昭和 34 年 4 月 1 日現在で、8 万 6 千台となっている。

昭和 33 年度中の整備状況をみると、5,087 台取得し、2,257 台処分しており、差し引き 2,830 台増加している (第 42 表参照)。

第 42 表 消 防 施

区 分	昭 和 30 年	昭 和 31 年	昭 和 32 年
	4 月 現 在	4 月 現 在	4 月 現 在
自 動 車 ポ ン プ	8 945	9 329	9 843
三 輪 自 動 車 ポ ン プ	2 576	2 728	2 830
水 槽 付 自 動 車 ポ ン プ	896	932	1 000
手 引 動 力 ポ ン プ	20 319	20 255	19 670
可 搬 式 動 力 ポ ン プ	18 448	23 021	28 185
腕 用 ポ ン プ	38 518	33 299	27 784
消 防 艇	31	32	30
梯 子 車 車	1 875	2 595	1 917
化 学 機 械 車			
救 急 車	96	99	100
合 計	91 704	92 290	91 359

(注) 昭和32年までは国家消防本部調により、昭和33年以降は自治庁調による。

#### (四) 土 木 費

##### 1 主な内容と財源

- (1) 昭和 33 年度における土木費の単純合算額は 2,233 億円で、うち都道府県は 66.6% の 1,488 億円、市町村は 33.4% の 745 億円である。

前年度に比し245 億円増加し、その増加率は 12.3% である。

- (2) 単純合算額について目的別にみると、その主なものは、道路橋りよう費 884 億円(構成比 39.6%)、災害土木費 478 億円(21.4%)及び都市計画費 322 億円(14.4%)であり、これらで総額の75.4%を占めている。

都道府県についてみると、その主なものは、道路橋りよう費 584 億円(39.2%)、災害土木費 376 億円(25.3%)、河川費 164 億円(11.0%)及び都市計画費 116 億円(7.8%)であり、これらで総額の 83.3% を占めている。

市町村についてみると、その主なものは、道路橋りよう費 300 億円(40.2%)、都市計画費 206 億円(27.7%)及び災害土木費 102 億円(13.7%)であり、これらで総額の 81.6% を占めている。

- (3) 土木費の純計決算額は 2,162 億円であるが、これを性質別にみると、その主なものは建設事業費等の 1,917 億円で、歳出の 88.6%を占めている。うち普通建設事業費 1,336 億円(61.8%)、災害復旧事業費 474 億円(21.9%)、受託事業費 59 億円(2.7%)、失

設 の 現 況

(単位 台)

昭和 33 年 4 月 現 在	昭和 34 年 4 月 現 在	昭和 33 年 度 整 備 状 況		
		取 得 (A)	処 分 (B)	差 引 (A)-(B)
10 702	11 216	946	432	514
2 830	2 896	165	99	66
1 005	1 046	58	17	41
17 507	17 280	276	503	△ 227
30 603	33 706	3 365	262	3 103
19 196	18 335	23	884	△ 861
48	44	—	4	△ 4
	31	7	1	6
1 291	28	6	1	5
	1 415	214	43	171
152	167	27	11	16
<b>83 334</b>	<b>86 164</b>	<b>5 087</b>	<b>2 257</b>	<b>2 830</b>

業対策事業費 48 億円 (2.2%) である。

なお、維持補修費は 172 億円 (8.0%) である。

都道府県についてみると、その主なものは建設事業費等 1,372 億円 (92.3%)、うち普通建設事業費 928 億円 (62.4%)、災害復旧事業費 375 億円 (25.2%) 及び維持補修費の 94 億円 (6.3%) である。

市町村についてみると、その主なものは、建設事業費等 614 億円 (82.4%)、うち普通建設事業費 477 億円 (64.0%)、災害復旧事業費 100 億円 (13.4%) 及び維持補修費の 78 億円 (10.5%) である。

(4) 純計決算額について財源内訳をみると、国庫支出金 859 億円 (39.8%)、地方債 189 億円 (8.8%)、受託事業収入を主とする雑収入 81 億円 (3.7%)、分担金、負担金及び寄附金収入 67 億円 (3.1%) のほか、税等の 789 億円 (36.5%) が、その主なものである。なお、税等のうちには地方道路譲与税 132 億円が含まれている。

都道府県についてみると、国庫支出金 691 億円 (46.4%)、地方債 143 億円 (9.6%)、分担金、負担金及び寄附金収入 82 億円 (5.5%) のほか税等の 417 億円 (28.1%) が、その主なものである。

市町村についてみると、国庫支出金 181 億円 (24.3%)、地方債 47 億円 (6.2%)、分担金、負担金及び寄附金収入 43 億円 (5.8%) のほか、税等の 360 億円 (48.3%) が、その主なものである (第 43 表参照)。

第 43 表 昭 和 33 年 度

その 1 目的別単純合算額の状況

区 分	昭 和 33 年			
	総 額 (A)		都 道 府 県	
道路橋りょう費	88 356	39.6%	58 368	39.2%
港湾費	15 017	6.7	9 398	6.3
都市計画費	32 248	14.4	11 621	7.8
河川費	19 103	8.6	16 362	11.0
砂防費	6 556	2.9	6 456	4.4
海岸費	2 642	1.2	2 414	1.6
災害土木費	47 797	21.4	37 628	25.3
その他	11 561	5.2	6 510	4.4
合 計	223 280	100.0	148 757	100.0

その 2 性質別純計決算額の状況

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
建設事業費等	191 739	88.6	137 237	92.3	61 435	82.4
(1) 普通建設事業費	133 656	61.8	92 783	62.4	47 690	64.0
(2) 災害復旧事業費	47 393	21.9	37 497	25.2	10 012	13.4
(3) 通関事業費	5 888	2.7	3 586	2.4	2 302	3.1
(4) 被災受託事業費	4 802	2.2	3 371	2.3	1 431	1.9
維持費	17 243	8.0	9 434	6.3	7 809	10.5
その他	4 062	1.9	1 262	0.8	2 800	3.8
その他	3 152	1.5	824	0.6	2 479	3.3
合 計	216 196	100.0	148 757	100.0	74 523	100.0

その 3 財 源 内 訳

(単位 百万円)、

区 分	純計決算額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
国庫支出金	85 877	39.8	69 053	46.4	18 083	24.3
県支分財	3 276	1.5	1 876	1.3	1 400	1.9
使用料、負担金、産物収入その他	6 700	3.1	8 234	5.5	4 291	5.8
手数料	5 178	2.4	2 796	1.9	2 382	3.2
税金	8 080	3.7	5 637	3.8	3 645	4.9
その他	9 188	4.2	5 152	3.4	4 037	5.4
雑	18 948	8.8	14 288	9.6	4 660	6.2
その他	78 949	36.5	41 721	28.1	36 025	48.3
合 計	216 196	100.0	148 757	100.0	74 523	100.0

## 土木費の状況

(単位 百万円)

度 市 町 村		昭 和 32 年 度 決 算 額 (B)		比 較		
				増 減 (A)-(B)(C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$	
	%		%			%
29 988	40.2	84 968	42.8	3 388		4.0
5 619	7.5	17 174	8.6	△ 2 157	△	12.6
20 627	27.7	27 347	13.8	4 901		17.9
2 741	3.7	69 264	34.8	18 395		26.6
100	0.1					
228	0.3					
10 169	13.7					
5 051	6.8					
74 523	100.0	198 753	100.0	24 527		12.3

## 2 道路橋りよう費

(1) 昭和 33 年度道路橋りよう費の単純合算額は 884 億円で、うち都道府県は 66.3% の 584 億円、市町村は 33.7% の 300 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 73.9%、維持補修費は 16.8% を占めている。

都道府県についてみると、普通建設事業費は 79.4%、維持補修費は 13.8% を占めている。

市町村についてみると、普通建設事業費は 63.2%、維持補修費は 22.6% を占めている (第 44 表参照)。

第 44 表 昭和33年度道路橋りよう費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	46 330	79.4	18 950	63.2	65 280	73.9
維持補修費	8 042	13.8	6 775	22.6	14 817	16.8
そ の 他	3 996	6.8	4 263	14.2	8 259	9.3
合 計	58 368	100.0	29 988	100.0	88 356	100.0

(2) 道路（地方公共団体の管理するもの。）の現況についてみると、  
 国道においては、その延長2万kmのうち、改良済は41.4%の8  
 千km、舗装道は26.1%の5千kmである。

主要地方道においては、その延長2万7千kmのうち、改良済は  
 39.5%の1万1千km、舗装道は11.5%の3千kmである。

都道府県道においては、その延長9万4千kmのうち、改良済  
 は19.3%の1万8千km、舗装道は5.3%の5千kmである。

市町村道においては、その延長83万4千kmのうち、改良済は

第45表 道 路

その1 道路の現況

区 分	国 道				主 要 地
	一級国道	二級国道	小 計		
実 延 長	7 186	12 794	19 980	%	26 866
(1) 改 良 済	3 578	4 695	8 273	100.0	10 623
(2) 未 改 良	3 608	8 099	11 707	41.4	16 243
(2) 未 改 良				58.6	
(路面種別)					
(1) 砂 利 道	4 367	10 403	14 770	73.9	23 788
(2) 舗 装 道	2 819	2 391	5 210	26.1	3 078
(種 類 別)					
(1) 道 路	7 028	12 576	19 604	98.1	26 480
(2) 橋 り よ う	138	183	321	1.6	340
(3) 隧 道	20	35	55	0.3	46
自動車交通不能延長	8	157	165	0.8	882

(注) 1 昭和34年3月末現在自治庁調による。

2 地方公共団体が管

その2 昭和33年度整備状況

(単位 km)

区 分	国 道			主 要 都 道	市 町 村 道	合 計	
	一級国道	二級国道	小 計				
舗 装 新 設	257	262	519	306	332	1 299	2 456
改 良	109	224	333	356	836	4 827	6 325
合 計	366	486	852	662	1 168	6 126	8 808

(注) 自治庁調による。

kmのうち、永久橋は80.4%の15,204橋、273km（延長に対する割合86.4%）である。

主要地方道においては23,618橋、335kmのうち、永久橋は

11.4% の 9 万 5 千 km、舗装道は 13.0% の 1 万 1 千 km である。

なお、全体の 44.7% の 46 万 5 千 km は普通貨物自動車の交通が不能である。

昭和 33 年度中における整備状況をみると、舗装新設 2,456 km、改良 6,352 km、あわせて 8,808 km が整備されている。うち国道 852 km、主要地方道 662 km、都道府県道 1,168 km、市町村道 6,126 km である（第 45 表参照）。

(3) 橋りよの現況についてみると、国道においては 18,903 橋、316

### の 現 況

(単位 km)

方 道	都 道 府 県 道		市 町 村 道		合 計	
%		%		%		%
100.0	94 079	100.0	833 632	100.0	974 557	100.0
39.5	18 174	19.3	94 771	11.4	131 841	13.5
60.5	75 905	80.7	738 861	88.6	842 716	86.5
88.5	89 123	94.7	822 824	87.0	950 505	97.5
11.5	4 956	5.3	10 808	13.0	24 052	2.5
98.5	93 072	98.9	830 483	99.6	969 639	99.5
1.3	933	1.0	3 071	0.4	4 665	0.5
0.2	74	0.1	78	-	253	-
3.3	11 228	11.9	452 438	54.3	464 713	44.7

理するもののみである。

71.2% の 16,818 橋、243 km (72.5%) である。

都道府県道においては 78,686 橋、917 km のうち、永久橋は 56.8% の 44,707 橋、479 km (52.2%) である。

市町村道においては 447,059 橋、3,060 km のうち、永久橋は 45.8% の 204,675 橋、1,031 km (33.7%) である。

なお、全橋りよ数の 45.4% に当る 257,888 橋が荷重制限又は自動車交通が禁止されている。

昭和 33 年度中における整備状況をみると、年度内に完工したものは 14,081 橋であり、うち新設は 1,727 橋、改築架換は 12,354 橋である。年度末において工事中のものは 296 橋であり、うち新設は 78 橋、改築架換は 218 橋である（第 46 表参照）。



第 46 表 橋りよの現況

その 1 現況 (単位 橋 km)

区 分	国 道			主 要 都 道		市町村道	合 計	
	一級 国道	二級 国道	小計	地方道	府県道			%
橋	7 133	11 770	18 903	23 618	78 686	447 059	568 266	100.0
(1) 永 久 数 橋	5 881	9 323	15 204	16 818	44 707	204 675	281 404	49.5
(2) 木 橋	1 208	2 416	3 624	6 732	33 702	237 341	281 399	49.5
(3) 混 合 橋	44	31	75	68	277	5 043	5 463	1.0
荷重制限又は交通不能橋数	573	1 198	1 771	4 203	17 447	234 467	257 888	45.4
橋りよの延長	135	181	316	335	917	3 060	4 628	100.0
(1) 永 久 橋	121	152	273	243	479	1 031	2 026	43.8
(2) 木 橋	13	25	38	84	417	1 962	2 501	54.0
(3) 混 合 橋	1	4	5	8	21	67	101	2.2

(注) 昭和34年3月末現在自治庁調による。

その 2 昭和 33 年度整備状況 (単位 橋)

区 分	国 道			主 要 都 道		市町村道	合 計	
	一級 国道	二級 国道	小 計	地方道	府県道			
完 成 分	159	340	499	640	2 161	10 781	14 081	
(1) 新 設	18	26	44	36	84	1 563	1 727	
(2) 改 築 架 換	141	314	455	604	2 077	9 218	12 354	
工 事 中 分	17	37	54	12	160	70	296	
(1) 新 設	6	6	12	7	10	49	78	
(2) 改 築 架 換	11	31	42	5	150	21	218	

(注) 自治庁調による。

3 河 川 費

(1) 昭和 33 年度河川費の単純合算額は 191 億円で、うち都道府県は 85.7% の 164 億円、市町村は 14.3% の 27 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 83.0%、維持補修費は 6.2% を占めている。

都道府県についてみると、普通建設事業費は 84.4%、維持補修費は 5.0% を占めている。

市町村についてみると、普通建設事業費は 74.6%、維持補修費は 13.4% を占めている (第 47 表参照)。

第 47 表 昭和 33 年度河川費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	13 805	84.4	2 045	74.6	15 850	83.0
維持補修費	813	5.0	368	13.4	1 181	6.2
そ の 他	1 744	10.6	328	12.0	2 072	10.8
合 計	16 362	100.0	2 741	100.0	19 103	100.0

(2) 河川施設の状況について、まず河川の数及び延長をみると、適用河川は 667 河川、24,112 km、準用河川は 7,963 河川、130,173 km、あわせて 8,630 河川、154,285 km である。

昭和 33 年度中における施設の整備状況をみると、年度内に完工したものは、堤防延長 1,387 km、護岸延長 1,280 km、水制面積 8,528 km<sup>2</sup>、床どめ面積 174 km<sup>2</sup>、であり、年度末において工事中のものは堤防延長 1,947 km、護岸延長 1,241 km、水制面積 137,263 km<sup>2</sup>、床どめ面積 48 km<sup>2</sup> である (第 48 表参照)。

第 48 表 河川施設の現況

## その 1 適用河川及び準用河川

区 分	河 川 の 数			河 川 の 延 長 (km)		
	適用河川	準用河川	合 計	適用河川	準用河川	合 計
河川数又は延長	667	7 963	8 630	24 112	130 173	154 285

(注) 昭和33年5月末建設省調による。

## その 2 昭和 33 年度整備状況

区 分	堤防延長	護岸延長	水制面積	床どめ面積
	km	km	km <sup>2</sup>	km <sup>2</sup>
完 成 分	1 387	1 280	8 528	174
工 事 中 分	1 947	1 241	137 263	48
合 計	3 334	2 521	145 791	222

(注) 自治庁調による。

(3) 河川総合開発事業の状況についてみると、昭和 21 年度以降着工された多目的ダムは、昭和 33 年度末までに 25 ダムが完成し、6 ダムがなお継続工事中である。

昭和 33 年度においては、8 ダムが施行され、うち 2 ダムが完成している。

なお、竣工したダムについてみると、集水面積は 6,598km<sup>2</sup>、有効貯水容量は 6 億 6 千万km<sup>3</sup> である（第 49 表参照）。

第 49 表 河川総合開発事業の現況

区 分	ダ ム 数	集水面積 km <sup>2</sup>	有効貯水容量 千km <sup>3</sup>
昭和 33 年度末現況	25	6 597.5	655 769
昭和 33 年度中整備分	8	878.7	133 075
(1) 完 成 分	2	74.4	52 369
(2) 工 事 中 分	6	804.3	80 706

(注) 建設省調による。

#### 4 砂 防 費

(1) 昭和 33 年度砂防費の単純合算額は 66 億円で、うち都道府県は 98.5% の 65 億円、市町村は 1.5% の 1 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 95.3% で、その大部分を占めている。

都道府県においては 96.2%、市町村においては 42.0% を占めている（第 50 表参照）。

第 50 表 昭和 33 年度砂防費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	6 208	96.2	42	42.0	6 250	95.3
そ の 他	248	3.8	58	58.0	306	4.7
合 計	6 456	100.0	100	100.0	6 556	100.0

(2) 砂防施設について、昭和 33 年度における整備状況をみると、完

成したものは、えん堤 788 箇所、65 万 $m^3$ 、護岸 378 箇所、27 万 $m^2$ 、山腹工事 78 箇所、7 万ha、床どめ 340 箇所、6 万 $m^2$  であり、年度末において工事中のものは、えん堤 376 箇所、62 万 $m^3$ 、護岸 121 箇所、46 万 $m^2$ 、山腹工事 24 箇所、2 万ha、床どめ 61 箇所、4 万 $m^2$  である（第 51 表参照）。

第 51 表 砂防施設の整備状況

区 分	えん堤		護岸		山腹工事		床どめ	
	箇所	体積 $m^3$	箇所	面積 $m^2$	箇所	面積 ha	箇所	面積 $m^2$
完 成 分	788	645 308	378	265 209	78	65 361	340	57 702
工 事 中 分	376	618 565	121	459 367	24	16 326	61	39 507
合 計	1 164	1 263 873	499	724 576	102	81 687	401	97 209

(注) 自治庁調による。

## 5 港 湾 費

(1) 昭和 33 年度港湾費の単純合算額は 150 億円で、うち都道府県は 62.6% の 94 億円、市町村は 37.4% の 56 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 84.0% でその大部分を占めている。都道府県においては 86.6%、市町村においては 79.6% を占めている（第 52 表参照）。

第 52 表 昭和 33 年度港湾費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	8 138	86.6	4 473	79.6	12 611	84.0
そ の 他	1 259	13.4	1 147	20.4	2 406	16.0
合 計	9 397	100.0	5 620	100.0	15 017	100.0

(2) 港湾施設について、昭和 33 年度中の整備状況をみると、完成したものは、浚せつ 1,208 万 $m^3$ 、防波堤 27 km、護岸 42 km、物揚場 12 km、岸壁 2 km、さん橋 1 km、臨港道路 78 km であり、年度末において工事中のものは、防波堤 10 km、護岸 38 km、物揚場 13 km、岸壁 7 km、臨港道路 108 km である（第 53 表参照）。

第 53 表 港灣施設の整備状況

区 分	浚せつ	防波堤	護 岸	物揚場	岸壁	さん橋	臨港道路
	m <sup>3</sup>	m	m	m	m	m	m
完 成 分	12 078 787	26 715	41 932	11 738	2 053	1 449	77 693
1 特定重要港湾	4 214 108	565	2 826	1 175	318	433	55 380
2 重要港湾	3 160 607	7 837	23 039	2 523	1 211	575	14 671
3 地方港湾	4 704 072	18 313	16 067	8 040	524	441	7 642
工 事 中 分	—	9 968	38 300	12 889	6 661	171	108 342
1 特定重要港湾	—	1 827	18 200	7 607	4 066	—	63 142
2 重要港湾	—	1 430	4 524	1 796	1 396	82	3 622
3 地方港湾	—	6 711	15 576	3 486	1 199	89	41 578
合 計	12 078 787	36 683	80 232	24 627	8 714	1 620	186 035

(注) 自治庁調による。

## 6 海岸費

(1) 昭和 33 年度海岸費の単純合算額は 26 億円で、うち都道府県は 91.4% の 24 億円、市町村は 8.6% の 2 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 89.7% でその大部分を占めている。

都道府県においては 90.8%、市町村においては 78.5% を占めている (第 54 表参照)。

第 54 表 昭和 33 年度海岸費の状況

区 分	都 道 府 県	市 町 村	合 計
	%	%	%
普通建設事業費	2 191 90.8	179 78.5	2 370 89.7
そ の 他	223 9.2	49 21.5	272 10.3
合 計	2 414 100.0	228 100.0	2 642 100.0

(2) 海岸保全施設について、昭和 33 年度中の整備状況をみると、完成したものは、堤防 41 km、護岸 78 km、胸壁 33 km、突堤 384 基 11 km であり、年度末において工事中のものは、堤防 61 km、護岸 45 km、胸壁 8 km、突堤 76 基、3 km である (第 55 表参照)。

第 55 表 海岸保全施設の整備状況

(単位 km)

区 分	堤防延長	護岸延長	胸壁延長	突堤延長	突堤基数
完 成 分	41	78	33	11	384
工 事 中 分	61	45	8	3	76
合 計	102	123	41	14	460

(注) 自治庁調による。

## 7 都市計画費

(1) 昭和 33 年度都市計画費の単純合算額は 322 億円で、うち都道府県は 36.0% の 116 億円、市町村は 64.0% の 206 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 91.2% でその大部分を占めている。都道府県においては 90.9%、市町村においては 91.4% を占めている (第 56 表参照)。

第 56 表 昭和 33 年度都市計画費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	10 561	90.9	18 854	91.4	29 415	91.2
そ の 他	1 060	9.1	1 773	8.6	2 833	8.8
合 計	11 621	100.0	20 627	100.0	32 248	100.0

(2) 都市計画法適用市町村は、昭和 33 年 3 月末現在 504 市、702 町村、あわせて 1,206 団体である。その結果、都市計画区域面積は、93,980km<sup>2</sup> で全国土の 25.4% を占め、区域内の人口は 5,613 万人で、全人口の 59.7% に達している。

昭和 33 年度の整備状況をみると、完成したものは、街路 365km 駐車場 10 箇所、8 千坪、土地区画整理 908 万坪、公園 318 箇所 152 万坪、墓園 222 箇所、16 万坪であり、年度末において工事中のも

のは、街路 307km、土地区域整理面積 2,957 万坪、公園 285 箇所、444 万坪、墓園 7 箇所、23 万坪である（第 57 表参照）。

第 57 表 都市計画事業の現況

その 1 都市計画法適用市町村の現況

区 分	適用市町村数			都市計画区域内	
	都 市	町 村	合 計	人 口	面 積
適用市町村 (A)	504	702	1 206	千人 56 125	km <sup>2</sup> 93 980
全市町村 (B)	528	3 215	3 743	94 048	369 500
比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100 \%$	95.5	21.8	3.22	59.7	25.4

(注) 昭和33年3月末建設省調による。

その 2 整備状況

区 分	街 路	駐 車 場		都 市 公 園		墓 園		区画整理
	総延長	箇所数	延面積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	面 積
完 成 分	km 365	10	千坪 8	318	千坪 1 523	222	千坪 156	千坪 9 082
工 事 中 分	307	-	-	285	4 441	7	230	29 566
合 計	672	10	8	603	5 964	229	386	38 648

(注) 自治庁調による。

(四) 教育費

1 主な内容と財源

- (1) 昭和 33 年度における教育費の単純合算額は 4,241 億円で、うち都道府県は 70.2% の 2,979 億円、市町村は 29.8% の 1,262 億円である。

前年度に比し 367 億円増加し、その増加率は 9.5 % である。

- (2) 単純合算額について目的別にみると、その主なものは、学校教育費の 3,877 億円（構成比 91.4%）であり、うち小中学校費は 3,061 億円（72.2%）及び高等学校費は 688 億円（16.2%）で、この両

者で教育費の 88.4% を占めている。

都道府県についてみると、その主なものは、学校教育費の 2,851 億円 (95.7%) であり、うち小中学校費は 2,155 億円 (72.3%) 及び高等学校費は 616 億円 (20.7%) であり、この両者で総額の 93.0% を占めている。

市町村についてみると、その主なものは、学校教育費の 1,026 億円 (81.3%) であり、うち小中学校費は 906 億円で総額の 71.8% を占めている。

- (3) 教育費の純計決算額は 4,160 億円であるが、これを性質別にみると、その主なものは、教育関係職員の人件費が 2,914 億円で、総額の 70.1% を占め、ついで建設事業費等は 709 億円(17.0%) 物件費は 386 億円 (9.3%) で、これらで総額の 96.4% を占めている。

都道府県についてみると、その主なものは、人件費 2,645 億円 (88.8%)、建設事業費等 199 億円(6.7%)、物件費 96 億円 (3.2%) で、これらで総額の 98.7% を占めている。

市町村についてみると、その主なものは、建設事業費等 581 億円 (46.1%)、物件費 290 億円(23.0%)、人件費 269 億円(21.3%) で、これらで総額の 90.4% を占めている。

- (4) 純計決算額について財源内訳をみると、義務教育関係を主とする国庫支出金 1,026 億円 (24.7%)、高等学校の授業料を主とする使用料及び手数料収入 168 億円 (4.0%)、地方債 158 億円(3.8%) のほか、税等の 2,552 億円 (61.4%) が、その主なものである。

都道府県についてみると、国庫支出金 939 億円(31.5%) 使用料及び手数料収入 140 億円 (4.7%)、地方債 29 億円 (1.0%) のほか税等の 1,751 億円 (58.8%) がその主なものである。

市町村についてみると、国庫支出金 158 億円 (12.5%)、地方債 129 億円 (10.2%)、分担金、負担金及び寄附金収入 37 億円 (3.0%) のほか税等の 799 億円 (63.3%) がその主なものである

(第 58 表参照)。



第 58 表 昭 和 33 年 度

その 1 目的別単純合算額の状況

区 分	昭 和 3 3 年			
	総 額 (A)		都 道 府 県	
教育委員会費	14 218	3.3%	4 991	1.7%
社会教育費	8 258	2.0	1 690	0.6
学校教育費	387 690	91.4	285 110	95.7
1 幼稚園費	2 594	0.6	13	-
2 小中学校費	306 104	72.2	215 484	72.3
(1) 小学校費	200 852	47.4	141 785	47.6
(2) 中学校費	105 252	24.8	73 699	24.7
3 高等学校費	68 841	16.2	61 584	20.7
(1) 全日制	56 067	13.2	50 330	16.9
(2) 定時制	12 774	3.0	11 254	3.8
4 盲ろう学校費	3 646	0.9	3 528	1.2
5 大学費	6 505	1.5	4 501	1.5
保健体育費	3 252	0.8	1 322	0.4
その他	10 691	2.5	4 779	1.6
合 計	424 109	100.0	297 892	100.0

その 2 性質別純計決算額の状況

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
人件費	291 400	70.1	264 455	88.8	26 945	21.3
物件費	38 627	9.3	9 628	3.2	28 998	23.0
維持補修費	5 964	1.4	994	0.3	4 970	3.9
扶助費、補助費等	8 466	2.0	2 489	0.9	6 926	5.5
建設事業費等	70 887	17.0	19 949	6.7	58 114	46.1
その他	641	0.2	377	0.1	264	0.2
合 計	415 985	100.0	297 892	100.0	126 217	100.0

教育費の状況

(単位 百万円)

度 市 町 村		昭 和 32 年 度 決 算 額 (B)		比 較	
				増 減 (A)-(B)(C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
9 227	7.3	13 315	3.4	903	6.8
6 568	5.2	7 783	2.0	475	6.1
102 580	81.3	-	-	-	-
2 581	2.0	2 364	0.6	230	9.7
90 620	71.8	280 080	72.3	26 024	9.3
59 067	46.8	180 841	46.7	20 011	11.1
31 553	25.0	99 239	25.6	6 013	0.6
7 257	5.8	62 598	16.2	6 243	10.0
5 737	4.6	-	-	-	-
1 520	1.2	-	-	-	-
118	0.1	21 309	5.5	2 785	13.1
2 004	1.6				
1 930	1.5				
5 912	4.7				
126 217	100.0	387 449	100.0	36 660	9.5

その3 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
国 県 支 出 金	102 568	24.7	93 906	31.5	15 842	12.5
使用料、手数料	16 806	4.0	14 047	4.7	2 759	2.2
分担金、負担金、寄附金	5 354	1.3	2 552	0.9	3 745	3.0
地 方 債	15 825	3.8	2 949	1.0	12 876	10.2
その他特定財源	20 219	4.8	9 294	3.1	11 120	8.8
税 等	255 213	61.4	175 144	58.8	79 875	63.3
合 計	415 985	100.0	297 892	100.0	126 217	100.0

## 2 学校教育費

### (1) 主な内容

(ア) 昭和 33 年度学校教育費の単純合算額は 3,877 億円で、うち都道府県は 73.5% の 2,851 億円、市町村は 26.5% の 1,026 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 17.7%、その他は 82.3% である。都道府県についてみると、人件費 90.6%、普通建設事業費 5.9%、その他は 3.5% である。

市町村についてみると、普通建設事業費は 50.2%、その他は 49.8% である。

(イ) 小中学校費についてみると、単純合算額は 3,061 億円で、うち都道府県は 70.4% の 2,155 億円、市町村は 29.6% の 906 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 17.9%、その他は 82.1% である。

第 59 表 昭 和 33 年 度 学 校

区 分	都 道 府 県			
	人 件 費	普 通 建 設 事 業 費	そ の 他	小 計
幼 稚 園 費	(84.6) 11	-	(15.4) 2	(100.0) 13
小 中 学 校 費	(95.6) 206 061	(3.0) 6 529	(1.4) 2 894	(100.0) 215 484
(1) 小 学 校 費	136 264	3 537	1 984	141 785
(2) 中 学 校 費	69 797	2 992	910	73 699
高 等 学 校 費	(76.4) 47 038	(14.4) 8 895	(9.2) 5 651	(100.0) 61 584
(1) 全 日 制	36 876	8 617	4 837	50 330
(2) 定 時 制	10 162	278	814	11 254
盲 ろ う 学 校 費	(74.7) 2 634	(10.7) 377	(14.6) 517	(100.0) 3 528
大 学 費	(56.7) 2 553	(25.4) 1 143	(17.9) 805	(100.0) 4 501
合 計	(90.6) 258 297	(5.9) 16 944	(3.5) 9 869	(100.0) 285 110

(注) かつこ内の数字は、団体ごとの構成比である。

都道府県についてみると、現行制度において、小中学校職員の給与費が都道府県で負担することになっているため、人件費の占める割合は著しく高く 95.6% に及んでおり、その他の経費はわずかにすぎない。

市町村についてみると、施設の整備を負担するため、普通建設事業費は 53.4%、その他は 46.6% であつて、建設事業費が大きな割合を占めている。

(ウ) 高等学校費についてみると、単純合算額は 688 億円で、うち都道府県は 89.5% の 616 億円、市町村は 10.5% の 73 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 16.2%、その他は 83.8% である。

都道府県についてみると、人件費 76.4%、普通建設事業費 14.4%、その他 9.2% である。

市町村についてみると、普通建設事業費 31.4%、その他 68.6% である(第 59 表参照)。

### 教育費の状況

(単位 百万円)

市 町 村			合 計		
普通建設事業費	その他	小 計	普通建設事業費	その他	合 計
(15.5) 402	(84.5) 2 179	(100.0) 2 581	(15.5) 402	(84.5) 2 192	(100.0) 2 594
(53.4) 48 374	(46.6) 42 246	(100.0) 90 620	(17.9) 54 903	(82.1) 251 201	(100.0) 306 104
31 217	27 850	59 067	34 754	166 098	200 852
17 157	14 396	31 553	20 149	85 103	105 252
(31.4) 2 280	(68.6) 4 977	(100.0) 7 257	(16.2) 11 175	(83.8) 57 666	(100.0) 68 841
1 797	3 940	5 737	10 414	45 653	56 067
483	1 037	1 520	761	12 013	12 774
(6.8) 8	(93.2) 110	(100.0) 118	(10.6) 385	(89.4) 3 261	(100.0) 3 646
(23.0) 460	(77.0) 1 544	(100.0) 2 004	(24.6) 1 603	(75.4) 4 902	(100.0) 6 505
(50.2) 51 524	(49.8) 51 056	(100.0) 102 580	(17.7) 68.468	(82.3) 319 222	(100.0) 387 690

(2) 教育職員数

(ア) 小、中学校関係の教職員給与費は、2,000 億円を超え、その総額は年々増加の一途をたどり、都道府県の財政運営に大きな影響を与えている。

教員数及び児童、生徒数の増加状況を昭和 29 年度を 100 とした場合の指数でみると、小学校においては教員数 110、児童数 115、学級数 112、中学校においては教員数 96、生徒数 92、学級数 96 である。

また、一学級当り教員数をみると、小学校 1.2 人、中学校 1.6 人であり、一学級当りの児童、生徒数をみると、小学校 44.4 人、中学校 44.0 人である。

(イ) 高等学校について教員数、生徒数及び学校数の推移をみると、進学希望者の増加に伴って逐年累増を続け、昭和 29 年度を 100 とした場合の指数でみると、教員数は 107、生徒数は 109、学校数は 105 となっている（第 60 表参照）。

第 60 表 教員数の推移

その 1 小 学 校

区 分	教 員 数 (A)		児 童 数 (B)		学 級 数 (C)		$\frac{(A)}{(C)}$		$\frac{(B)}{(C)}$	
	人		人		級		人	人		
昭和 29 年度	329 961	100	11 669 345	100	268 430	100	1.23	43.5		
昭和 30 年度	339 152	103	12 181 225	104	277 869	103	1.22	43.8		
昭和 31 年度	343 184	104	12 529 459	107	282 836	105	1.21	44.3		
昭和 32 年度	349 629	106	12 866 071	110	289 587	108	1.21	44.4		
昭和 33 年度	362 369	110	13 398 465	115	301 833	112	1.20	44.4		

(注) 文部省「学校基本調査」による。

その 2 中 学 校

区 分	教 員 数 (A)		生 徒 数 (B)		学 級 数 (C)		$\frac{(A)}{(C)}$		$\frac{(B)}{(C)}$	
	人		人		級		人	人		
昭和 29 年度	188 312	100	5 449 008	100	118 082	100	1.59	46.1		
昭和 30 年度	194 030	102	5 667 651	104	122 069	103	1.59	46.1		
昭和 31 年度	195 546	103	5 745 727	105	122 939	104	1.59	46.7		
昭和 32 年度	190 730	101	5 504 428	101	119 688	101	1.59	46.0		
昭和 33 年度	182 499	96	5 004 476	92	112 788	96	1.62	44.0		

(注) 文部省「学校基本調査」による。

その3 公立高等学校

区 分	教 員 数		生 徒 数		学 校 数		進 学 率
	人		人		級		%
昭 和 29 年 度	90 571	100	2 051 068	100	2 346	100	46.8
昭 和 30 年 度	92 213	102	2 072 163	101	2 380	101	47.7
昭 和 31 年 度	93 236	103	2 119 556	103	2 401	102	47.9
昭 和 32 年 度	94 579	104	2 186 004	107	2 431	104	48.1
昭 和 33 年 度	96 650	107	2 241 964	109	2 472	105	50.6

- (注) 1 文部省「学校基本調査」による。  
 2 教員数は、兼務を除く。  
 3 進学率は国立、公立、私立を含めた場合のものである。

(3) 学校施設の状況

(ア) 昭和 33 年度末における小、中学校施設の現況をみると、小学校は 26,681 校、敷地面積 6,605 万坪、建物面積 1,533 万坪であり、中学校は 12,459 校、敷地面積 4,451 万坪、建物面積 752 万坪である。

一般校舎の不足状況をみると、小学校の不足坪数は 61 万坪で必要坪数に対する割合は 5.1% であり、中学校の不足坪数は 24 万坪で、必要坪数に対する割合は 4.5% である。

危険校舎の状況をみると、小学校の危険坪数は 177 万坪で、保有坪数に対する割合は 13.0%、中学校の危険坪数は 22 万坪で、保有坪数に対する割合は 3.2% である。

不正常学級の状況をみると、小学校は 4 万 1 千学級、中学校は 1 万 1 千学級、あわせて 5 万 2 千学級であり、その大半は、いわゆるすし詰学級である。

(イ) 昭和 33 年度における小、中学校施設の整備状況をみると、小学校は敷地面積の増加 108 万坪、建物の新增改築 67 万坪、処分 22 万坪、差し引き増加は 45 万坪である。中学校は敷地面積の増加 119 万坪、建物の新增改築 45 万坪、処分 11 万坪、差し引き 34 万坪の増加である。

(ウ) 昭和 33 年度末における高等学校施設の現況をみると、3,598

校、敷地面積 3,083 万坪、建物面積 388 万坪である。

高等学校においても、その進学希望者の増加と施設老朽化により、不足坪数は 43 万坪、危険坪数は 27 万坪、あわせて 70 万坪に上つている。

(注) 昭和 33 年度における高等学校施設の整備状況をみると、敷地面積の増加 73 万坪、建物の新增改築 23 万坪、処分 5 万坪、差し引き 18 万坪増加している (第 61 表参照)。

第 61 表 学校施設の現況

その 1 現況 (単位 千坪)

区 分	現 況			不足校舎の状況			危険校舎の状況		
	学校数	敷地面積	建物面積	必要坪数 (A)	不足坪数 (B)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	保有坪数 (C)	危険坪数 (D)	$\frac{(D)}{(C)} \times 100$
小 学 校	26 681	66 048	15 333	11 862	608	5.1	13 597	1 774	13.0
中 学 校	12 459	44 514	7 517	5 373	240	4.5	6 657	216	3.2
計	39 140	110 562	22 850	17 235	848	4.9	20 254	1 990	9.8
全日制高等学校	2 202	29 291	3 707	3 166	345	10.8	3 025	-	-
定時制高等学校	1 396	1 534	175	358	82	22.9	162	-	-
計	3 598	30 825	3 882	3 524	427	12.1	3 187	269	8.4

(注) 不足校舎及び危険校舎の状況は、文部省「公立学校建物実態調査」による。

その 2 不正常学級の状況

区 分	学 校 数		施行令第 2 条による学級数				合 計
	不正常学級のある学校数	全学校数に対する割合	第 1 号にあるもの 二部授業	第 2 号によるもの 普通教室の 外のもの	第 3 号によるもの 借用教室	第 4 号によるもの 話し教室	
小 学 校	6 022	22.6	2 562	4 873	913	32 859	41 207
(1) 基準未 以上	3 504	-	2 432	3 629	853	23 776	30 690
(2) 基準未 以上	2 518	-	130	1 244	60	9 083	10 517
中 学 校	1 863	15.0	48	1 896	671	7 995	10 610
(1) 基準未 以上	1 025	-	48	1 320	630	5 349	7 347
(2) 基準未 以上	838	-	0	576	41	2 646	3 263
合 計	7 885	20.1	2 610	6 769	1 584	40 854	51 817

(注) 文部省「公立学校建物実態調査」による。

## その 3 昭和33年度整備状況

(単位 千坪)

区 分	敷 地 面 積			建 物 面 積			
	取 得 (A)	処 分 (B)	差 引 (A)-(B)	新 築 (C)	増改築 (D)	処 分 (E)	差 引 (C)+(D) -(E)
小 学 校	1 299	220	1 079	211	460	225	446
中 学 校	1 340	148	1 192	228	216	107	337
合 計	2 639	368	2 271	439	676	332	783
全日制高等学校	701	88	613	90	127	53	164
定時制高等学校	118	1	117	12	7	1	18
合 計	819	89	730	102	134	54	182

(注) 自治庁調による。

## 3 社会教育費

(1) 昭和 33 年度社会教育費の単純合算額は 83 億円で、うち都道府県は 20.5% の 17 億円、市町村は 79.5% の 66 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 28.0% である。都道府県においては 48.5%、市町村においては 22.8% を占めている (第 62 表参照)。

第 62 表 昭和33年度社会教育費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	819	48.5	1 495	22.8	2 314	28.0
そ の 他	871	51.5	5 073	77.2	5 944	72.0
合 計	1 690	100.0	6 568	100.0	8 258	100.0

(2) 昭和 33 年度における社会教育施設の整備状況をみると、公民館は新增築 3 万 3 千坪、敷地の増加は 4 万 7 千坪、公会堂は新增築は 1 万 9 千坪、敷地の増加は 7 千坪、総合運動場の敷地増加は 4 万 8 千坪である (第 63 表参照)。



第 63 表 社会教育施設の整備状況 (単位 千坪)

区 分	敷 地 面 積		建 物 面 積		
	取 得	処 分	新 設	増 改 築	処 分
図 書 館	3	0	8	1	1
公 会 堂	9	2	18	1	1
屋内体育館	2	2	13	0	0
総合運動場	48	-	-	-	-
博 物 館	1	-	2	0	0
公 民 館	47	4	28	5	3
そ の 他	24	-	10	4	0

(注) 自治庁調による。

(内) 社会及び労働施設費

1 主な内容と財源

(1) 昭和 33 年度における社会及び労働施設費の単純合算額は 1,539 億円で、うち都道府県は 47.1%の 724 億円、市町村は 52.9%の 815 億円である。前年度に比し 142 億円増加し、その増加率は 10.2%である。

(2) 単純合算額について目的別にみると、その主なものは、生活保護費 522 億円 (構成比 33.9%)、住宅費 343 億円 (22.3%) 及び失

第 64 表 昭和 33 年度 社会

その 1 目的別単純合算額の状況

区 分	昭 和 33 年			
	総 額 (A)		都 道 府 県	
生活保護費	52 153	33.9	23 882	32.9
児童福祉費	15 180	9.9	6 348	8.8
住宅費	34 333	22.3	16 376	22.6
失業対策費	31 723	20.6	12 679	17.5
災害救助費	1 040	0.6	704	1.0
労働費	4 280	2.8	3 543	4.9
その他	15 195	9.9	8 913	12.3
合 計	153 904	100.0	72 445	100.0

業対策費 317 億円 (20.6%) であり、これらで総額の76.8%を占めている。

都道府県についてみると、その主なものは、生活保護費 239 億円 (32.9%)、住宅費 164 億円 (22.6%) 及び失業対策費 127 億円 (17.5%) であり、これらで総額の 73.0% を占めている。

市町村についてみると、その主なものは、生活保護費 283 億円 (34.7%)、失業対策費 190 億円 (23.4%) 及び住宅費 180 億円 (22.0%) であり、これらで総額の 80.1% を占めている。

- (3) 社会及び労働施設費の純計決算額は 1,524 億円であるが、これを性質別にみると、その主なものは、建設事業費等 676 億円 (44.4%) 及び扶助費、補助費等 627 億円 (41.1%) である。

都道府県についてみると、その主なものは、建設事業費等 298 億円 (41.2%) 及び扶助費、補助費等 296 億円 (40.9%) である。

市町村についてみると、その主なものは、建設事業費等 384 億円 (47.2%) 及び扶助費、補助費等 338 億円 (41.5%) である。

- (4) 純計決算額について財源内訳をみると、国庫支出金 770 億円 (50.5%)、雑収入 100 億 (6.6%)、地方債 91 億円 (5.9%)、使用料及び手数料収入 55 億円 (3.6%) であり、税等は 435 億円 (28.6%) である。

都道府県についてみると、国庫支出金 349 億円 (48.2%)、雑収入 60 億円 (8.3%) のほか税等の 213 億円 (29.4%) が、その主なものである。

市町村についてみると、国庫支出金 435 億円 (53.4%)、使用料及び手数料収入 44 億円 (5.4%) のほか税等の 223 億円 (27.3%) が、その主なものである (第 64 参表照)。

#### 及び労働施設費の状況

(単位 百万円)

度		昭和 32 年度 決算額 (B)		比 較		
				増 (A)-(B) (C)	減	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
市	町村					
	%		%			%
28 271	34.7	47 679	34.1	4 474		9.4
8 832	10.9	13 910	10.0	1 270		9.1
17 957	22.0	31 825	22.8	2 508		7.9
19 044	23.4	28 700	20.5	3 023		10.5
336	0.4	17 607	12.6	2 908		16.5
737	0.9					
6 282	7.7					
81 459	100.0	139 721	100.0	14 183		10.2

その 2 性質別純計決算額の状況

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都道府県		市町村	
		%		%		%
扶助費、補助費等	62 656	41.1	29 603	40.9	33 809	41.5
建設事業費等	67 609	44.4	29 842	41.2	38 426	47.2
その他	22 095	14.5	13 000	17.9	9 224	11.3
合計	152 360	100.0	72 445	100.0	81 459	100.0

その 3 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都道府県		市町村	
		%		%		%
国県支出金	77 004	50.5	34 877	48.2	43 461	53.4
使用料、手数料	5 485	3.6	1 116	1.5	4 370	5.4
雑収入	9 985	6.6	6 026	8.3	3 959	4.9
地方債	9 054	5.9	5 412	7.5	3 772	4.6
その他特定財源	7 314	4.8	3 757	5.1	3 637	4.4
税等	43 518	28.6	21 257	29.4	22 260	27.3
合計	152 360	100.0	72 445	100.0	81 459	100.0

2 社会福祉施設の状況

- (1) 昭和 33 年度末における社会福祉施設の現況をみると、保護施設は 1,173 箇所、敷地 86 万坪、建物 20 万坪であり、児童福祉施設は 6,321 箇所、敷地 279 万坪、建物 120 万坪である。
- (2) 昭和 33 年度中の整備状況をみると、保護施設においては敷地 3 万坪増加し、建物の新築 1 万 2 千坪、増改築 5 千坪であり、児童福祉施設においては敷地 12 万坪増加し、建物の新築 55 万坪、増改築 2 万坪である (第 65 表参照)。

第 65 表 社会福祉施設の現況

(単位 千坪)

区 分	昭和33年度末現況			昭和33年度中整備状況				
	施設数	敷地面積	建物面積	敷地面積		建物面積		
				取得	処分	新設	増改築	処分
保護施設	1 173	859	204	44	11	12	5	3
(1) 養老施設	378	467	88	32	3	6	2	1
(2) 授産施設	429	83	39	3	1	1	1	1
(3) その他	366	309	77	9	7	5	2	1
児童福祉施設	6 321	2 787	1 195	123	3	553	20	6
(1) 保育所	5 235	1 342	448	53	1	20	5	5
(2) 母子寮	547	252	101	2	0	1	11	0
(3) その他	539	1 193	646	68	2	532	4	1
身体障害者更生 援護施設	90	52	20	4	-	2	0	-
婦人保護施設	74	26	10	2	-	3	0	-

(注) 自治庁調による。

## 3 生活保護費

- (1) 昭和 33 年度生活保護費の単純合算額は 522 億円で、うち都道府県は 45.8% の 239 億円、市町村は 54.2% の 283 億円である (第 66 表参照)。

第 66 表 昭和33年度生活保護費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	203	0.9	294	1.0	497	1.0
扶助費、補助費等	22 739	95.2	27 977	99.0	51 656	99.0
その他	940	3.9				
合 計	23 882	100.0	28 271	100.0	52 153	100.0

- (2) 生活保護の状況をみると、昭和 33 年度においては、一カ月平均保護費 41 億円、被保護人員 163 万人、被保護世帯 59 万世帯で、人口千人につき 17.7 人という保護率である。

昭和 29 年度以降の推移をみると、被保護人員及び保護率は漸減してきているが、保護費はむしろ増加の傾向にある (第67表参照)。

第 67 表 一ヶ月平均生活保護費と被保護者数の推移

区 分	被保護世帯		被保護人員		保護率	保 護 費	
	千世帯		千人		人	百万円	
昭和29年度	658	100	1 882	100	21.3	3 345	100
昭和30年度	661	101	1 929	102	21.6	3 600	108
昭和31年度	618	94	1 776	94	19.7	3 554	106
昭和32年度	579	88	1 624	86	17.8	3 625	108
昭和33年度	585	89	1 628	87	17.7	4 089	122

(注) 厚生省調による。

#### 4 住 宅 費

(1) 昭和 33 年度住宅費の単純合算額は 343 億円で、うち都道府県は 47.7% の 164 億円、市町村は 52.3% の 179 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 86.9%、その他は 13.1% である。

都道府県についてみると、普通建設事業費は 87.1%、出資金及び貸付金は 5.9% を占めている。

市町村についてみると、普通建設事業費は 86.7% を占めている (第 68 表参照)。

第 68 表 昭和33年度住宅費の状況 (単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	14 270	87.1	15 561	86.7	29 831	86.9
出資金、貸付金	964	5.9	2 396	13.3	4 502	13.1
その他	1 142	7.0				
合 計	16 376	100.0	17 957	100.0	34 333	100.0

(2) 公営住宅建設の状況を補助事業分についてみると、昭和 20 年以降昭和 33 年までの建設戸数は 63 万 8 千戸、うち一般住宅 59 万 9 千戸、災害住宅 3 万 9 千戸である。

昭和 33 年度における建設戸数は 4 万 7 千戸、処分は 7 千戸である。

単独事業分について、昭和 33 年度末の現況をみると、一般住宅 3 万 2 千戸、災害住宅 2 千戸、引揚者援護住宅 4 万 1 千戸、あわせて 7 万 5 千戸である。

昭和 33 年度中の整備状況をみると、新築は一般住宅 1,563 戸、災害住宅 40 戸、引揚者援護住宅 302 戸、あわせて 1,905 戸であり、処分されたものは一般住宅 879 戸、災害住宅 82 戸、引揚者援護住宅 1,179 戸、あわせて 2,140 戸であり、差し引き一般住宅は 684 戸増加し、災害住宅は 42 戸、引揚者援護住宅は 877 戸減少している（第 69 表参照）。

第 69 表 公営住宅建設戸数の推移

その 1 補助分

(単位 戸)

区 分	昭和20年 度より28 年度まで	昭和 29年度	昭和 30年度	昭和 31年度	昭和 32年度	昭和33年度		延建設 戸 数
						新 築	処 分	
一般住宅	360 706	48 692	49 989	45 975	46 231	47 062	6 238	598 655
災害住宅	31 498	4 330	1 993	819	349	179	324	39 168
合 計	392 204	53 022	51 982	46 794	46 580	47 241	6 562	637 823

(注) 昭和33年度処分戸数は自治庁調により、その他は建設省調による。

その 2 単 独 分

(単位 戸、坪)

区 分	昭和33年度末の 現況	昭 和 33 年 度 中 の 整 備 状 況							
		新 築 分		処 分		増		減	
		戸数	延面積	戸数	延面積	戸数	延面積	戸数	延面積
一 般 分	木簡造	29 210	315 622	1 128	10 057	870	8 642	258	1 415
	易耐	566	5 773	420	4 662	-	-	420	4 662
	耐火	2 137	18 694	15	416	9	92	6	324
	小計	31 913	340 089	1 563	15 135	879	8 734	684	6 401
災 害 分	木簡造	1 899	12 180	30	112	82	277 <sup>△</sup>	52 <sup>△</sup>	165
	易耐	28	280	10	100	-	-	10	100
	耐火	8	40	-	-	-	-	-	-
	小計	1 935	12 500	40	212	82	277 <sup>△</sup>	42 <sup>△</sup>	65
計	33 848	352 589	1 603	15 347	961	9 011	642	6 336	
引揚者援護住宅	41 118	371 969	302	1 675	1 179	14 898 <sup>△</sup>	877 <sup>△</sup>	13 223	
合 計	74 966	724 558	1 905	17 022	2 140	23 909 <sup>△</sup>	235 <sup>△</sup>	6 887	

(注) 自治庁調による。

(四) 保健衛生費

1 主な内容と財源

(1) 昭和 33 年度における保健衛生費の単純合算額は 379 億円で、うち都道府県は 45.1% の 171 億円、市町村は 54.9% の 208 億円である。

(2) 単純合算額について目的別にみると、その主なものは、環境衛生費 168 億円 (構成比 44.3%)、結核予防費 69 億円 (18.1%) 及び伝染病予防費 41 億円 (10.7%) であり、これらで総額の 73.1% を占めている。

都道府県についてみると、その主なものは、結核予防費 50 億円 (29.1%)、環境衛生費 43 億円 (25.0%)、保健所費 18 億円 (10.5%) 及び伝染病予防費 16 億円 (9.6%) であり、これらで総額の 74.2% を占めている。

市町村についてみると、その主なものは、環境衛生費 125 億円 (60.0%)、伝染病予防費 24 億円 (11.7%) 及び結核予防費 19 億円 (9.1%) であり、これらで総額の 80.8% を占めている。

(3) 保健衛生費の純計決算額は 355 億円であるが、これを性質別にみると、その主なものは、物件費 146 億円 (41.2%)、建設事業費

第 70 表 昭和 33 年度

その 1 目的別単純合算額の状況

区 分	昭和 33 年			
	総 額 (A)		都 道 府 県	
		%		%
伝染病予防費	4 074	10.7	1 647	9.6
結核予防費	6 880	18.1	4 981	29.1
環境衛生費	16 750	44.3	4 264	25.0
(1) 下水道費	3 659	9.7	63	0.4
(2) 清掃事業費	10 109	26.7	3 244	19.0
(3) その他	2 982	7.9	957	5.6
保健所費	2 281	6.0	1 794	10.5
その他	1 979	5.2	1 326	7.8
その他	5 944	15.7	3 069	18.0
合 計	37 908	100.0	17 081	100.0

等 101 億円 (28.5%) 及び扶助費、補助費等 83 億円 (23.3%) である。

都道府県についてみると、その主なものは、物件費 69 億円 (40.3%) 及び扶助費、補助費等 67 億円 (39.5%) である。

市町村についてみると、その主なものは、建設事業費等 83 億円 (39.8%) 及び物件費 78 億円 (37.2%) である。

(4) 純計決算額について財源内訳をみると、使用料及び手数料収入 82 億円 (23.0%)、国庫支出金 57 億円 (16.0%)、地方債 26 億円 (7.3%) のほか、税等の 160 億円 (45.1%) がその主なものである。

都道府県についてみると、国庫支出金 46 億円 (26.7%)、使用料及び手数料収入 40 億円 (23.7%) のほか、税等の 69 億円 (40.3%) が、その主なものである。

市町村についてみると、使用料及び手数料収入 41 億円 (19.8%)、国庫支出金 34 億円 (16.3%)、地方債 22 億円 (10.7%) のほか、税等の 91 億円 (43.9%) が、その主なものである (第 70 表参照)。

## 保 健 衛 生 費 の 状 況

(単位 百万円)

度		昭和 32 年度 決算 額		比 較			
				増	減	増	減
市	町	村	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B) × 100	%
		%					%
		2 427	11.7	4 565	12.0	△ 491	△ 10.8
		1 899	9.1	6 873	18.0	7	0.1
		12 486	60.0	—	—	—	—
		3 596	17.3	3 979	10.5	△ 320	△ 8.0
		6 865	33.0	5 987	15.7	4 122	68.8
		2 025	9.7	16 681	43.8	△ 3 495	△ 21.0
		487	2.3				
		653	3.1				
		2 875	13.8	38 085	100.0	△ 177	△ 0.5
		20 827	100.0				



## その 2 性質別純計決算額の状況

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都道府県		市町村	
		%		%		%
物件費	14 638	41.2	6 883	40.3	7 755	37.2
扶助費、補助費等	8 266	23.3	6 742	39.5	3 183	15.3
建設事業費等	10 127	28.5	2 565	15.0	8 285	39.8
その他の	2 495	7.0	891	5.2	1 604	7.7
合 計	35 526	100.0	17 081	100.0	20 827	100.0

## その 3 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都道府県		市町村	
		%		%		%
国県支出金	5 682	16.0	4 554	26.7	3 399	16.3
使用料、手数料	8 160	23.0	4 049	23.7	4 111	19.8
地方債	2 596	7.3	360	2.1	2 236	10.7
その他特定財源	3 061	8.6	1 226	7.2	1 946	9.3
税等	16 027	45.1	6 892	40.3	9 135	43.9
合 計	35 526	100.0	17 081	100.0	20 827	100.0

## 2 伝染病予防費

(1) 昭和 33 年度伝染病予防費の単純合算額は 41 億円で、うち都道府県は 40.4% の 17 億円、市町村は 59.6% の 24 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 13.4%、その他は 86.6% である。

都道府県についてみると、扶助費、補助費等は 54.8%、普通建設事業費は 10.0% を占めている。

市町村についてみると、普通建設事業費は 15.7% を占めている(第 71 表参照)。

第 71 表 昭和33年度伝染病予防費の状況

(単位 百万円)

区 分	都道府県		市町村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	165	10.0	381	15.7	546	13.4
扶助費、補助費等	903	54.8	2 046	84.3	3 528	86.6
その他の	579	35.2				
合 計	1 647	100.0	2 427	100.0	4 074	100.0

(2) 昭和 33 年度における法定伝染病（インフルエンザを除く。）の発生状況をみると 12 万人である。

昭和 29 年度を 100 とする指数で、伝染病発生数の推移をみると、昭和 33 年度は 88 となっている（第 72 表参照）。

第 72 表 伝 染 病 発 生 状 況

(単位 人)

区 分	赤 痢	腸チフス パラチフ ス	猩紅熱	ジフテリ ア	流行性 脳脊髄 膜炎	日本脳 炎	合 計	指 数
昭和29年度	98 810	3 327	19 861	10 490	676	1 758	134 922	100
昭和30年度	80 654	2 529	13 486	15 557	630	3 699	116 555	86
昭和31年度	84 437	2 632	12 172	18 395	610	4 538	122 784	91
昭和32年度	74 780	2 457	14 499	15 423	760	1 793	109 712	81
昭和33年度	81 577	3 050	13 734	15 641	638	3 900	118 540	88

(注) 厚生省調による。

### 3 結核予防費

(1) 昭和 33 年度結核予防費の単純合算額は 69 億円で、うち都道府県は 72.4% の 50 億円、市町村は 27.6% の 19 億円である。

都道府県について性質別にみると、扶助費、補助費等が 80.4 % で、そのほとんどを占めている（第 73 表参照）。

第 73 表 昭和33年度結核予防費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	47	0.9	18	0.9	65	0.9
扶助費、補助費等	4 005	80.4	1 881	99.1	6 816	99.1
その他	930	18.7				
合 計	4 982	100.0	1 899	100.0	6 881	100.0

(2) 昭和 33 年度における結核による死亡数は 3 万 6 千人、死亡率は人口 10 万人につき 39.3 人である。

昭和 29 年度以降の推移をみると、結核予防費は増加しているが、死亡数及び死亡率は漸減している（第 74 表参照）。

第 74 表 結 核 の 状 況

区 分	結 核 死 亡 数		死 亡 率	結 核 予 防 費	
	人		%	百万円	
昭和29年度	55 124		62.4	5 887	100
昭和30年度	46 735		52.3	6 064	103
昭和31年度	43 874		48.5	6 324	107
昭和32年度	42 718		46.9	6 690	114
昭和33年度	36 186		39.3	6 880	117

(注) 厚生省調による。

#### 4 環境衛生費

(1) 昭和 33 年度環境衛生費の単純合算額は 168 億円で、うち都道府県は 25.5% の 43 億円、市町村は 74.5% の 125 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 41.9%、その他は 58.1%である。

都道府県についてみると、物件費は 62.6%、普通建設事業費は 24.7% を占めている。

市町村についてみると、普通建設事業費は 47.8% を占めている (第 75 表参照)。

第 75 表 昭和33年度環境衛生費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	1 053	24.7	5 971	47.8	7 024	41.9
物件費	2 669	62.6	6 516	52.2	9 726	58.1
その他	541	12.7				
合 計	4 263	100.0	12 487	100.0	16 750	100.0

#### (2) 環境衛生施設の状況

(ア) 昭和 33 年度末のし尿処理施設の現況をみると、消化施設 99 箇所、一日当たり処理量 5 千 $m^3$  である。

(イ) し尿の収集運搬については、その機械化、能率化が図られており、昭和 33 年度中には 331 台取得し、85 台処分して差し引き 246

台増加している。

(ウ) また、ごみ処理施設の昭和 33 年度中の整備状況をみると、新設 158 箇所、増改設 15 箇所、その増加処理量は 3 千トンである。

(エ) ごみの収集運搬車両は、昭和 33 年度中には 488 台取得し、191 台処分して差し引き 297 台増加している(第 76 表参照)。

第 76 表 環境衛生施設の整備状況

その 1 し尿収集車輛

区 分	取 得 (A)	処 分 (B)	増 加 台 数 (A)-(B)
真 空 車	268	14	254
その他自動車	51	64	△ 13
運 搬 船	12	7	5
合 計	331	85	246

(注) 自治庁調による。

その 2 ごみ処理施設

区 分	新 設		増 改 設		一日当り 増 処 理 量 t
	施設数	一日当り 処 理 量 t	施設数	一日当り 処 理 量 t	
ご み 処 理 施 設	158	2792	15	300	3097

(注) 自治庁調による。

その 3 ごみ収集車輛

(単位 台)

区 分	取 得 (A)	処 分 (B)	増 加 台 数 (A)-(B)
スクーリユドラム	12	-	12
ロードパツカ及び パツクドラム車	48	-	48
その他の自動車	428	191	237
合 計	488	191	297

(注) 自治庁調による。

- (3) 下水道の整備状況をみると、その排水人口は 755 万人で、市街地人口 4,000 万人の 18.9% であり、また、そのうち処理される人口は、272 万人で市街地人口の 6.8% に過ぎない。

昭和 33 年度末における排水管総延長は 10,300 km、年間処理量は 6 億<sup>3</sup> m<sup>3</sup> であり、昭和 33 年度中には、排水管延長は 915 km 増加し、処理量の増加は 9 千 3 百万 m<sup>3</sup> である (第 77 表参照)。

第 77 表 下 水 道 の 状 況

区 分	昭和33年度 (A)	昭和32年度 (B)	差引 (A)-(B)
市街地人口 (千人)(a)	40 000	37 400	2 600
現在排水人口 (千人)(b)	7 554	6 867	687
現在処理人口 (千人)(c)	2 722	2 470	252
$\frac{(b)}{(a)} \times 100$ (%)	18.9	18.3	0.6
$\frac{(c)}{(a)} \times 100$ (%)	6.8	6.6	0.2
排水管延長 (km)	10 300	9 385	915
年間総処理量 (千m <sup>3</sup> )	593 000	500 000	93 000

- (注) 1 厚生省調による。  
2 東京都及び大都市を含む。

#### ㊦ 産業経済費

##### 1 主な内容と財源

- (1) 昭和 33 年度における産業経済費の単純合算額は 1,625 億円で、うち都道府県は 69.2% の 1,124 億円、市町村は 30.8% の 501 億円である。

前年度に比し 194 億円増加し、その増加率は 13.6% である。

- (2) 単純合算額について目的別にみると、その主なものは農業費 1,133 億円 (構成比 69.7%)、商工業費 293 億円 (18.1%) 及び林業費 119 億円 (7.3%) である。

都道府県についてみると、その主なものは、農業費 795 億円 (70.7%) 及び商工業費 211 億円 (18.7%) である。

市町村についてみると、その主なものは農業費 339 億円 (67.5%) 及び商工業費 82 億円 (16.3%) である。

- (3) 産業経済費の純計決算額は 1,470 億円であるが、これを性質別にみると、その主なものは、建設事業費等 786 億円 (53.5%)、出資金、貸付金 249 億円 (17.0%)、扶助費、補助費等 202 億円 (13.7%) 及び物件費 171 億円 (11.6%) である。

都道府県についてみると、その主なものは、建設事業費等 637 億円 (56.7%)、出資金、貸付金 210 億円 (18.7%)、扶助費、補助費等 146 億円 (13.0%) 及び物件費 121 億円 (10.7%) である。

市町村についてみると、その主なものは、建設事業費等 258 億円 (51.5%)、扶助費、補助費等 102 億円 (20.4%) 及び物件費 50 億円 (10.0%) である。

- (4) 純計決算額について財源内訳をみると、国庫支出金 537 億円 (36.5%)、雑収入 277 億円 (18.9%)、分担金、負担金及び寄附金収入 72 億円 (4.9%) のほか、税等の 454 億円 (30.9%) がその主なものである。

都道府県についてみると、国庫支出金 535 億円 (47.6%)、雑収入 235 億円 (20.9%) のほか、税等の 229 億円 (20.3%) がその主なものである。

市町村についてみると、国庫支出金 142 億円 (28.4%)、雑収入 47 億円 (9.4%) のほか、税等の 223 億円 (44.4%) がその主なものである (第 78 表参照)。

第 78 表 昭 和 33 年 度 産

その 1 目的別単純合算額の状況

区 分	昭 和 33 年			
	総 額 (A)		都 道 府 県	
農 業 費	113 333	69.7%	79 472	70.7%
(1) 農 業 費	34 967	21.5	18 362	16.3
(2) 耕地事業費	43 701	26.9	31 970	28.4
(3) 開拓事業費	5 531	3.4	5 106	4.6
(4) 畜産業費	5 906	3.6	4 490	4.0
(5) 蚕 業 費	23 228	14.3	19 544	17.4
林 業 費	11 919	7.3	8 742	7.8
水 産 業 費	2 144	1.3	1 939	1.7
商 工 業 費	29 268	18.1	21 075	18.7
そ の 他	5 872	3.6	1 180	1.1
合 計	162 536	100.0	112 408	100.0

その 2 性質別純計決算額の状況

(単位 百万円)

区 分	純 計 決 算 額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
物 件 費	17 106	11.6	12 077	10.7	5 029	10.0
扶助費, 補助費等	20 189	13.7	14 610	13.0	10 216	20.4
建設事業費等	78 550	53.5	63 672	56.7	25 825	51.5
出資金, 貸付金	24 941	17.0	21 002	18.7	3 938	7.9
そ の 他	6 167	4.2	1 047	0.9	5 120	10.2
合 計	146 953	100.0	112 408	100.0	50 128	100.0

## 業 経 済 費 の 状 況

(単位 百万円)

度		昭和32年度決算額		比 較	
市	町 村			増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
			(B)		
	%		%		%
33 861	67.5	112 872	78.9	14 524	12.9
16 605	33.1				
11 731	23.4				
425	0.8				
1 416	2.8				
3 684	7.4				
3 177	6.4				
205	0.4				
8 193	16.3	25 372	17.7	3 896	15.4
4 692	9.4	4 892	3.4	980	20.0
50 128	100.0	143 136	100.0	19 400	13.6

## その 3 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	統計決算額		都 道 府 県		市 町 村	
国 県 支 出 金	53 706	36.5	53 479	47.6	14 237	28.4
分担金、負担金 寄附金	7 192	4.9	4 269	3.8	4 255	8.5
雑 収 入	27 728	18.9	23 523	20.9	4 726	9.4
その他特定財源	12 917	8.8	8 270	7.4	4 647	9.3
税 等	45 410	30.9	22 867	20.3	22 263	44.4
合 計	146 953	100.0	112 408	100.0	50 128	100.0



## 2 農 業 費

(1) 昭和 33 年度農業費の単純合算額は 923 億円で、うち都道府県は 67.1% の 619 億円、市町村は 32.9% の 304 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 38.8%、その他は 61.2% である。

都道府県についてみると、普通建設事業費は 43.7%、扶助費、補助費等は 17.6%、物件費は 11.4%、出資金、貸付金は 7.1% を占めている。

市町村についてみると、普通建設事業費は 28.9% を占めている (第 79 表参照)。

第 79 表 昭和33年度農業費の状況 (単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	27 039	43.7	8 790	28.9	35 829	38.8
扶助費、補助費等	10 871	17.6	21 592	71.1	56 421	61.2
物件費	7 031	11.4				
出資金、貸付金	4 400	7.1				
その他の	12 527	20.2				
合 計	61 868	100.0	30 382	100.0	92 250	100.0

(2) 土地改良事業について、昭和 33 年度中の整備状況をみると、完成したものは開田開畑の 358 箇所、1,691 町歩、埋立干拓の 22 箇所、671 町歩、農道の新設拡幅 1,614km、かんがい用排水施設 1,286km、ため池 261 箇所、その貯水量は 2,940 万 $m^3$  であり、年度末において工事中のものは、開田開畑 76 箇所、872 町歩、埋立干拓 32 箇所、1,538 町歩、農道 81 km、かんがい用排水施設 956km、ため池 52 箇所である (第 80 表参照)。

第 80 表 土地改良事業の整備状況

区 分	開田開畑		埋立干拓		農 道		かんがい用排水施設		た め 池	
	施行箇所数	施行面積町	施行工区数	施行面積町	路線数	延長 km	路線数	延長 km	箇所数	貯水量千 $m^3$
完 成 分	358	1 691	22	671	6 566	1 614	6 412	1 286	261	29 397
工 事 中 分	76	872	32	1 538	307	81	2 648	956	52	14 866
合 計	434	2 563	54	2 209	6 873	1 695	9 060	2 242	313	44 263

(注) 自治庁調による。

### 3 林業費

(1) 昭和33年度林業費の単純合算額は232億円で、うち都道府県は84.1%の195億円、市町村は15.9%の37億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は74.2%で、その大部分を占めている。都道府県においては75.4%、市町村においては67.5%を占めている(第81表参照)。

第81表 昭和33年度林業費の状況 (単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	14 744	75.4	2 487	67.5	17 231	74.2
その他	4 800	24.6	1 197	32.5	5 997	25.8
合 計	19 544	100.0	3 684	100.0	23 228	100.0

(2) 造林事業について、昭和33年度末における造林総面積をみると79万3千町歩、うち一般造林74万4千町歩、せき悪林改良1万1千町歩、防災林4千町歩、水源林3万3千町歩、海岸砂地造林2千町歩である。また、分収林は13万1千町歩で全体の16.5%を占めている。

昭和33年度中における整備状況をみると、造林面積は3万7千町歩で、うち分収林は21.1%の8千町歩である(第82表参照)。

第82表 造林事業の現況 (単位 町歩)

区 分	一般造林	せき悪林改良	防災林	水源林	海岸砂地造林	合 計
造林総面積	743 976	10 875	3 840	32 928	1 866	793 485
うち分収林	120 287	817	489	9 259	96	130 948
昭和33年度中造林面積	31 229	1 700	434	2 469	732	36 564
うち分収林	6 550	128	3	1 022	4	7 707

(注) 1 自治庁調による。

2 地方公共団体の管理撫育しているもののみである。

(3) 林道の状況をみると、昭和33年度末において1,785路線、その総延長は1,618kmである。

昭和 33 年度中の整備状況をみると、新設は 643 路線 676km、  
 拡幅は 519 路線、93km である（第 83 表参照）。

第 83 表 林道開発事業の状況

区 分	昭和33年度 末 現 況	昭 和 33 年 度 中 整 備 状 況		
		新 設	拡 幅	合 計
路 線 数	1 785	643	519	1 162
路 線 延 長 km	1 618	676	93	769

(注) 1 自治庁調による。

2 地方公共団体が施行主体となつて開設したもののみである。

(4) 治山事業について昭和 33 年度中の整備状況をみると、完成したものは、えん堤 1,992 箇所、45万 $m^3$ 、護岸 152 箇所、2万 $m^2$ 、山腹工事 2,343 箇所、4千ha、床どめ 355 箇所、5万 $m^2$  であり、年度末において工事中の主なものは、えん堤 51 箇所、3万 $m^2$  である。

(第 84 表参照)。

第 84 表 治山事業の整備状況

区 分	えん 堤		護 岸		山 腹 工 事		床 ど め	
	箇所数	体 積 $m^3$	箇所数	面 積 $m^2$	箇所数	面 積 ha	箇所数	面 積 $m^2$
完 成 分	1 992	453 895	152	21 494	2 343	4 231	355	51 299
工 事 中 分	51	32 834	9	460	20	30	-	-
合 計	2 043	486 729	161	21 954	2 363	4 261	355	51 299

(注) 自治庁調による。

#### 4 水産業費

(1) 昭和 33 年度水産業費の単純合算額は 119 億円で、うち都道府県は 73.3% の 87 億円、市町村は 26.7% の 32 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費は 59.4% を占めている。都道府県においては 60.1%、市町村においては 57.5% を占めている（第85表参照）。

第 85 表 昭和33年度水産業費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
普通建設事業費	5 253	% 60.1	1 826	% 57.5	7 079	% 59.4
そ の 他	3 489	39.9	1 351	42.5	4 840	40.6
合 計	8 742	100.0	3 177	100.0	11 919	100.0

(2) 漁港施設について昭和 33 年度中の整備状況についてみると、完成したものは防波堤新設 37,101m、改設 5,297m、護岸 20,142m、物揚場 7,059m、舟揚場 5,142m、岸壁 3,476m であり、年度末において工事中のものは、防波堤新設 8,634m、改設 658m、護岸 3,691m、物揚場 2,324m、舟揚場 1,055 m、岸壁 2,258m である(第 86 表参照)。

第 86 表 漁港施設の整備状況

(単位 m)

区 分	防波堤新設	防波堤改設	護 岸	物 揚 場	舟 揚 場	岸 壁
完 成 分	37 101	5 297	20 142	7 059	5 142	3 476
(1)第一種漁港	30 743	1 567	13 678	3 420	3 619	204
(2)第二種漁港	4 590	328	3 691	2 147	835	849
(3)第三種漁港	1 093	3 343	2 175	746	431	2 329
(4)第四種漁港	675	59	598	746	257	94
工 事 中 分	8 634	658	3 691	2 324	1 055	2 258
(1)第一種漁港	4 048	626	1 123	464	243	41
(2)第二種漁港	3 302	10	1 873	840	727	234
(3)第三種漁港	538	22	380	985	85	1 740
(4)第四種漁港	746	—	315	35	—	243
合 計	45 735	5 955	23 833	9 383	6 197	5 734

## 5 商工業費

(1) 昭和 33 年度商工業費の単純合算額は 293 億円で、うち都道府県は 72.0% の 211 億円、市町村は 28.0% の 82 億円である。

性質別にみると、普通建設事業費等は 9.9%、その他は 90.1% である。都道府県についてみると、金融対策を主とする出資金、貸付金の占める割合が高く 73.2% を占めている。また、補助金を主とする扶助費、補助費等は 9.8% である。

市町村についてみると、普通建設事業費は 16.9%、その他は 83.1% である。

(2) 昭和 33 年度における市町村商工業費の産業経済費に占める割合を団体別にみると、大都市は 76.2%、都市は 26.0%、町村は 4.1% である。

すなわち、大都市及び都市における商工行政は、中心行政としてかなりの地位を占めている。

(3) なお、信用保証協会に対する地方公共団体の基金出えん額をみると、昭和 33 年度末現在では 44 億円であり、うち都道府県は 29 億円、市町村は 12 億円である（第 87 表参照）。

第 87 表 昭和33年度商工業費の状況

その 1 性質別経費の状況

(単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計	
		%		%		%
普通建設事業費	1 520	7.2	1 381	16.9	2 901	9.9
出資金、貸付金	15 433	73.2	6 812	83.1	26 366	90.1
扶助費、補助費等	2 067	9.8				
その他	2 054	9.8				
合 計	21 074	100.0	8 193	100.0	29 267	100.0

その 2 市町村商工業費の状況

(単位 百万円)

区 分	市 町 村	内 訳		
		大 都 市	都 市	町 村
産業経済費 (A)	50 128	2 387	20 074	27 667
商工業費 (B)	8 193	1 818	5 229	1 146
構成比 $\frac{(A)}{(B)} \times 100\%$	16.3	76.2	26.0	4.1

## その3 信用保証協会に対する基金出えん額の状況

(単位 百万円)

区 分	年度別		年度別		昭和33年度末	
	昭和29年度末	昭和30年度末	昭和31年度末	昭和32年度末		%
出 え ん 金	3 150	3 523	3 659	4 023	4 442	100.0
(1) 都道府県	2 194	2 403	2 405	2 644	2 890	65.1
(2) 市町村	811	937	1 013	1 093	1 222	27.5
(3) その他	145	183	241	286	330	7.4
保証基金	7 621	8 443	7 482	8 217	9 584	-

(注) 中小企業庁調による。

## その4 信用保証協会の実績

(単位 百万円)

区 分	保証承諾	保証残高	代位弁済
昭和29年度	60 084	34 452	1 385
昭和30年度	69 747	39 943	1 218
昭和31年度	79 352	47 152	1 137
昭和32年度	100 580	61 862	1 499
昭和33年度	121 934	76 753	1 966

(注) 中小企業庁調による。

## Ⅲ 性質別にみた歳出の状況

## (一) 性質別歳出の構成

## 1 歳出の内容

- (1) 昭和33年度決算における歳出純計額を性質別にみると、その主なものは、人件費 5,511 億円、普通建設事業費 3,330 億円、物件費 1,389 億円、公債費 929 億円、災害復旧事業費 663 億円及び扶助費 578 億円である。
- (2) 都道府県決算を性質別にみると、その主なものは、人件費 4,000 億円、普通建設事業費 1,863 億円、物件費 554 億円、公債費 538 億円及び災害復旧事業費 504 億円である。
- (3) 市町村決算についてみると、その主なものは、普通建設事業費 1,691 億円、人件費 1,510 億円、物件費 835 億円、公債費 393 億円及び扶助費 309 億円である(第88表参照)。

第 88 表 昭 和 33 年 度 性 質

区 分	昭 和 33 年					
	純 計	決 算 額 (A)		都 道 府 県		
人 件 費	551 077	37.9	40.7	400 042	44.8	47.8
物 件 費	138 891	9.5	10.3	55 418	6.2	6.6
維 持 補 修 費	30 349	2.1	2.2	13 459	1.5	1.6
扶 助 費、補 助 費 等	122 314	8.4	9.0	68 049	7.6	8.1
(1) 扶 助 費	57 844	4.0	4.3	26 959	3.0	3.2
(2) 補 助 交 付 金、 寄 附 負 担 金	38 714	2.7	2.8	30 453	3.0	3.6
(3) そ の 他	25 756	1.7	1.9	10 637	1.6	1.3
建 設 事 業 費 等	446 405	30.7	33.0	260 013	29.1	31.0
(1) 普 通 建 設 事 業 費	333 047	22.9	24.6	186 289	20.9	22.2
(2) 受 託 事 業 費	10 200	0.7	0.8	7 126	0.8	0.9
(3) 災 害 復 旧 事 業 費	66 252	4.6	4.9	50 389	5.6	6.0
(4) 失 業 対 策 事 業 費	36 906	2.5	2.7	16 209	1.8	1.9
繰 出 金	16 910	1.2	1.2	5 462	0.6	0.7
積 立 金	9 325	0.6	0.7	4 877	0.6	0.6
出 資 金	3 139	0.2	0.2	1 363	0.2	0.2
貸 付 金	36 066	2.5	2.7	28 634	3.2	3.4
小 計	1 354 476	93.1	100.0	837 317	93.8	100.0
公 債 費	92 863	6.3	—	53 843	6.0	—
前 年 度 繰 上 充 用 金	8 240	0.6	—	1 362	0.2	—
合 計	1 455 579	100.0	—	892 522	100.0	—

## 2 性質別歳出の構成

- (1) 歳出総額から前年度以前に属する経費をまかなうものである前年度繰上充用金及び同様の性質をもつものと考えられる公債費を除外して、当該年度に属する本来の支出のみについて構成比をとり、その主なものをみると、次のとおりである。

## 別歳出決算の状況

(単位 百万円)

度			昭和32年度純計決算額				比較	
市	町	村	(B)		(C)	増	減	増減率 (C) (B) × 100
						(A)-(B)	(B)	
151 035	24.7	26.7	516 028	38.4	41.5	35 049	6.8	
83 473	13.7	14.8	121 390	9.0	9.7	17 501	14.4	
16 890	2.8	3.0	28 968	2.2	2.3	1 381	4.8	
74 618	12.2	13.2	121 228	9.0	9.7	1 086	0.9	
30 885	5.1	5.5	50 312	3.7	4.0	7 532	15.0	
26 596	3.9	4.7	36 450	2.7	2.9	2 264	6.2	
17 137	3.2	3.0	34 466	2.6	2.8	8 710	25.3	
213 975	35.0	37.8	398 470	29.7	32.2	47 935	12.0	
169 069	27.7	29.9	306 559	22.9	24.7	36 688	12.0	
3 074	0.5	0.5						
21 019	3.4	3.7	56 437	4.2	4.6	9 815	17.4	
20 813	3.4	3.7	35 474	2.6	2.9	1 432	4.0	
11 448	1.9	2.0	12 865	1.0	1.0	4 045	31.4	
4 448	0.7	0.8	14 796	1.1	1.2	5 471	37.0	
1 776	0.3	0.3	3 893	0.3	0.3	754	19.4	
7 657	1.2	1.4	25 727	1.9	2.1	10 339	40.2	
565 320	92.5	100.0	1 243 365	92.6	100.0	111 111	8.9	
39 307	6.4	-	86 656	6.5	-	6 207	7.2	
6 878	1.1	-	12 507	0.9	-	4 267	34.1	
611 505	100.0	-	1 342 528	100.0	-	113 051	8.4	

(ア) 地方公共団体の経常的な経費であつて、財貨及び労力の購入を主たる内容とする人件費(恩給費を含む。)、物件費及び維持補修費の占める割合は 53.2% (前年度 53.5%) であり、うち人件費のみでも 40.7% (41.5%) で歳出の大宗をなしている。

(イ) 資本的支出を主たる内容とする建設事業費等の占める割合は



33.0% (32.2%) であり、うち普通建設事業費及び受託事業費は 25.4% (24.7%) である。

(ウ) 経常的な経費であつて、主として移転の経費の性質をもつ扶助費、補助費等の占める割合は 9.0% (9.7%) である。

(エ) 公債費の歳出総額中に占める割合は 6.3% (6.5%) である。

(オ) 歳出中、弾力性の少ないものまたは義務費的性格の特に著しい人件費、公債費及び扶助費に補助事業費を加えて、歳出総額に占める割合をみると 69.1% (68.4%) を占める。人件費、公債費及び扶助費のみでも 48.2% (48.6%) を占めている。

(2) 都道府県についてみると、次のとおりである。

(ア) 人件費、物件費及び維持補修費は 56.0% (57.0%) であり、うち人件費は 47.8% (48.9%) で、歳出の半ばちかくを占めている。

(イ) 建設事業費等は 31.0% (30.2%) であり、うち普通建設事業費及び受託事業費は 23.1% (22.4%) である。

### 第 89 表 昭和 33 年度 性質

#### その 1 歳出構成比の状況

区 分	純 計 決 算 額						都	
	昭和33年度		昭和32年度		比 較		昭和33年度	
人 件 費	37.9	40.7	38.4	41.5	△ 0.5	△ 0.8	44.8	47.8
物 件 費	9.5	10.3	9.0	9.7	0.5	0.6	6.2	6.6
維 持 補 修 費	2.1	2.2	2.2	2.3	△ 0.1	△ 0.1	1.5	1.6
扶 助 費、補 助 費 等	8.4	9.0	9.0	9.7	△ 0.6	△ 0.7	7.6	8.1
建 設 事 業 費 等	30.7	33.0	29.7	32.2	1.0	0.8	29.1	31.0
(1)普通建設事業費	22.9	24.6	22.9	24.7	0.7	0.7	20.9	22.2
(2)受託事業費	0.7	0.8						
(3)災害復旧事業費	4.6	4.9	4.2	4.6	0.4	0.3	5.6	6.0
(4)失業対策事業費	2.5	2.7	2.6	2.9	△ 0.1	△ 0.2	1.8	1.9
繰 出 金、出 資 貸 付 金 等	4.5	4.8	4.3	4.6	0.2	0.2	4.6	4.9
小 計	93.1	100.0	92.6	100.0	0.5	0	93.8	100.0
公 債 費	6.3	-	6.5	-	△ 0.2	-	6.0	-
前年度繰上充用金	0.6	-	0.9	-	△ 0.3	-	0.2	-
合 計	100.0	-	100.0	-	0	-	100.0	-

- (ウ) 扶助費、補助費等は 8.1% (8.2%) である。
- (エ) 公債費の歳出総額中に占める割合は 6.0% (6.3%) である。
- (オ) 人件費、公債費、扶助費及び補助事業費の歳出総額中に占める割合は 75.5% (75.8%) であり、人件費、公債費及び扶助費のみでも 53.8% (54.8%) である。
- (3) 市町村についてみると、次のとおりである。
- (ア) 人件費、物件費及び維持補修費は 44.5% (44.9%) であり、うち人件費は 26.7% (27.6%) である。
- (イ) 建設事業費等は 37.8% (36.7%) であり、うち普通建設事業費及び受託事業費は 30.4% (29.5%) である。
- (ウ) 扶助費、補助費等は 13.2% (14.0%) である。
- (エ) 公債費の歳出総額中に占める割合は 6.4% (6.4%) である。
- (オ) 人件費、公債費、扶助費及び補助事業費の歳出総額中に占める割合は 56.6% (56.0%) であり、人件費、公債費及び扶助費のみでも 36.2% (36.6%) である (第 89 表参照)。

別歳出構成比の状況

(単位 %)

道 府 県					市 町 村								
昭和32年度		比 較			昭和33年度		昭和32年度		比 較				
45.6	48.9	△	0.8	△	1.1	24.7	26.7	25.4	27.6	△	0.7	△	0.9
6.1	6.5		0.1		0.1	13.7	14.8	12.8	14.0		0.9		0.8
1.4	1.6		0.1		0	2.8	3.0	3.1	3.3	△	0.3	△	0.3
7.6	8.2		0	△	0.1	12.2	13.2	12.9	14.0	△	0.7	△	0.8
28.2	30.2		0.9		0.8	35.0	37.8	33.7	36.7		1.3		1.1
} 20.9 }	} 22.4 }	} 0.8 }	} 0.7			27.7	29.9	} 27.1 }	} 29.5 }	} 1.1 }	} 0.9		
						0.5	0.5						
5.2	5.5		0.4		0.5	3.4	3.7	3.4	3.7		0		0
2.1	2.3	△	0.3	△	0.4	3.4	3.7	3.2	3.5		0.2		0.2
4.3	4.6		0.3		0.3	4.1	4.5	4.1	4.4		0		0.1
93.2	100.0		0.6		0	92.5	100.0	92.0	100.0		0.5		0
6.3	-	△	0.3	-	-	6.4	-	6.4	-		0		-
0.5	-	△	0.3	-	-	1.1	-	1.6	-	△	0.5	-	-
100.0	-		0	-	-	100.0	-	100.0	-		0	-	-

その2 非弾力的経費の歳出総額に占める割合

区 分	昭 和 33 年 度				
	純 計 決 算 額		都 道 府 県		市 町
人 件 費	551 077	% 37.8	400 042	% 44.8	151 035
公 債 費	92 863	6.4	53 843	6.0	39 307
扶 助 費	57 844	4.0	26 959	3.0	30 885
小 計	701 784	48.2	480 844	53.8	221 227
補 助 事 業 費	303 700	20.9	188 393	21.7	125 157
合 計	1 005 484	69.1	669 237	75.5	346 384
歳 出 総 額	1 455 579	100.0	892 522	100.0	611 505

2 増減の状況

- (1) 昭和 33 年度性質別決算について、前年度より増加した主なものをみると、普通建設事業費 367 億円、人件費 350 億円、物件費175 億円、貸付金 103 億円、災害復旧事業費 98 億円、扶助費 75 億円及び公債費 62 億円である。また減少した主なものは、積立金の 55 億円である。
- (2) 性質別歳出の前年度に対する増加率の状況をみると、その主なものは、人件費 6.8% (前年度 8.1%)、維持補修費 4.8% (28.7%)、

(単位 百万円)

昭和 32 年 度						
村	純 計 決 算 額		都 道 府 県		市 町 村	
%		%		%		%
24.7	516 028	38.4	375 241	45.6	140 871	25.4
6.4	86 656	6.5	51 540	6.3	35 705	6.4
5.1	50 312	3.7	23 681	2.9	26 631	4.8
36.2	652 996	48.6	450 462	54.8	203 207	36.6
20.4	270 156	20.1	172 952	21.0	107 917	19.4
56.6	923 152	68.7	623 414	75.8	311 124	56.0
100.0	1 342 528	100.0	822 574	100.0	555 609	100.0

扶助費、補助費等 0.9% (11.9%)、建設事業費等 12.0% (20.5%)、公債費 7.2% (17.9%) である。

(3) 都道府県についてみると、人件費 6.6% (8.2%)、維持補修費 13.9% (36.4%)、扶助費、補助費等 8.9% (6.4%)、建設事業費等 12.1% (13.4%)、公債費 4.5% (16.1%) である。

(4) 市町村についてみると、人件費 7.2% (7.7%)、扶助費、補助費等 4.0% (8.6%)、建設事業費等 14.1% (14.5%)、公債費 10.1% (22.4%) である (第 90 表参照)。

第 90 表 昭 和 33 年 度 性 質

区 分	純 計 決 算 額			都
	昭和33年度	昭和32年度	比 較	昭和33年度
人 件 費	6.8	8.1	△ 1.3	6.6
物 件 費	14.4	4.6	9.8	11.0
維 持 補 修 費	4.8	28.7	△ 23.9	13.9
扶 助 費、補 助 費 等	0.9	11.9	△ 11.0	8.9
建 設 事 業 費 等	12.0	20.5	△ 8.5	12.1
(1) 普 通 建 設 事 業 費	12.0	25.5	△ 13.5	12.4
(2) 受 託 事 業 費				
(3) 災 害 復 旧 事 業 費	17.4	3.0	14.4	18.7
(4) 失 業 対 策 事 業 費	4.0	14.8	△ 10.8	△ 6.8
繰 出 金、出 資 貸 付 金 等	14.2	65.4	△ 51.2	12.4
小 計	8.9	14.1	△ 5.2	9.1
公 債 費	7.2	17.9	△ 10.7	4.5
前 年 度 繰 上 充 用 金	△ 34.1	△ 71.0	36.9	△ 63.1
合 計	8.4	11.3	▽ 2.9	8.5

(二) 人 件 費

1 人件費の状況 昭和 33 年度における地方職員の 人件費は 5,601 億円であり、うち都道府県は 72.7% の 4,070 億円、市町村は 27.3 % の 1,531 億円である。

別 歳 出 増 減 率 の 状 況

(単位 %)

道 府 県			市 町 村		
昭和32年度	比 較		昭和32年度	昭和33年度	比 較
8.2	△	1.6	7.2	7.7	△ 0.5
5.4		5.6	16.8	3.7	13.1
36.4	△	22.5	△ 1.6	22.6	△ 24.2
6.4		2.5	4.0	8.6	△ 4.6
13.4	△	1.3	14.1	14.5	△ 0.4
18.4	△	6.0	14.3	16.4	△ 2.1
△ 3.4		22.1	11.4	1.3	10.1
14.8	△	21.6	15.0	14.5	0.5
7.6		4.8	13.4	42.6	△ 29.2
11.8	△	2.7	10.6	11.3	△ 0.7
16.1	△	11.6	10.1	22.4	△ 12.3
7.3	△	70.4	△ 22.0	△ 69.9	47.9
10.5	△	2.0	10.1	7.3	2.8

前年度に比し 363 億円増加し、その増加率は 6.9% である。

人件費増加の主な原因は、毎年度通常行われる昇給、義務教育水準の確保のための教職員の増加等による人員の増加、期末手当の 0.15 月分の増額支給、通勤手当の新設による増加等である(第 91 表参照)。

第 91 表 昭 和 33 年 度

区 分	昭 和 33 年 度 (A)			昭 和 32 年	
	総 額	都道府県	市 町 村	総 額	都道府県
職 員 給	485 282	364 072	121 210	454 617	338 542
(1) 基 本 給	361 645	275 970	85 675	352 826	264 535
(2) そ の 他 の 手 当	114 322	83 781	30 541	101 791	74 007
(3) 臨 時 職 員 給 与	9 315	4 321	4 994	-	-
職 員 共 済 組 合 負 担 金	13 371	9 054	4 317	13 278	8 762
退 職 金	14 083	10 303	3 780	12 909	9 509
恩 給 及 び 退 隠 料	23 365	18 347	5 018	22 753	17 596
そ の 他	24 020	5 221	18 799	20 253	6 243
合 計	560 121	406 997	153 124	523 810	380 652

(注) 事業費支弁の人件費を含む。

## 2 地方公務員数

- (1) 地方公共団体の普通会計で給与を支弁する職員数は、昭和 34 年 5 月 1 日現在で 161 万人である。うち、都道府県において給与を支弁する職員は 68.3% の 110 万人であり、市町村において給与を支弁する職員は 31.7% の 51 万人である。

職種別にみると、一般職員 60 万人 (総数に対する割合 37.0%)、教育関係職員 77 万人 (47.6%)、警察職員 14 万人 (8.9%)、消防職員 3 万人 (2.2%)、臨時職員 7 万人 (4.3%) であり、教育関係職員、警察職員及び消防職員のみで 58.7% を占めている。

人件費の状況

(単位 百万円)

度(B)	比較増減(A)-(B)(C)			増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100\%$		
	市町村	総額	都道府県	市町村	総額	都道府県
116 075	30 665	25 530	5 135	6.7	7.5	4.4
88 291	8 819	11 435	△ 2 616	2.5	4.3	△ 3.0
27 784	12 531	9 774	2 757	12.3	13.2	9.9
—	9 315	4 321	4 994	—	—	—
4 516	93	292	△ 199	0.1	3.3	△ 4.4
3 400	1 174	794	380	9.1	8.4	11.2
5 157	612	751	△ 139	2.7	4.3	△ 0.3
14 010	3 767	△ 1 022	4 789	18.6	△ 16.4	34.2
143 158	36 311	26 345	9 966	6.9	6.9	7.0

(2) 都道府県において給与を支弁する職員を職種別にみると、一般職員 23 万 8 千人 (21.6%)、教育関係職員 68 万 4 千人 (62.1%)、うち義務教育関係 56 万 1 千人 (50.9%)、義務制以外 12 万 3 千人 (11.2%) であり、警察職員 14 万 4 千人 (13.1%)、消防職員 8 千人 (0.7%)、臨時職員 2 万 8 千人 (2.5%) である。教育関係職員と警察職員の両方で 75.2% を占めている。

(3) 市町村についてみると、一般職員 35 万 9 千人 (70.1%)、教育関係職員 8 万 4 千人 (16.4%)、消防職員 2 万 8 千人 (5.5%)、臨時職員 4 万 1 千人 (8.0%) である (第 92 表参照)。



第 92 表 地 方 公 務

区 分	昭 和 34 年 5 月 1 日 現 在				
	総 数 (A)		都 道 府 県		市 町
一 般 職 員	597	37.0%	238	21.6%	359
教 育 関 係 職 員	768	47.6	684	62.1	84
(1) 義 務 教 育 関 係	612	37.1	561	50.9	51
(2) 義 務 制 以 外	156	10.5	123	11.2	33
警 察 職 員	144	8.9	144	13.1	—
消 防 職 員	36	2.2	8	0.7	28
臨 時 職 員	69	4.3	28	2.5	41
合 計	1 614	100.0	1 102	100.0	512

3 都道府県の職員給 都道府県で給与を負担する職員の職員給は 3,641 億円であり、うち基本給は 2,760 億円で、75.8% を占めている。

職種別にみると一般職員は 789 億円 (総額に対する割合 21.7%)、教育関係職員は 23,000 億円 (63.2%)、うち義務教育関係 1,872 億

員数の状況

(単位 千人)

村	昭和33年5月1日		比較	
	現在総数 (B)		増減 (A)-(B)(C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
70.1	572	36.1	25	4.5
16.4	757	47.8	11	1.5
10.0				
6.4				
-	141	8.9	3	2.1
5.5	35	2.3	1	2.9
8.0	78	4.9	△ 9	△ 11.5
100.0	1 583	100.0	31	2.0

円 (51.4%)、義務制以外 428 億円 (11.8%)、警察関係職員は 476 億円 (13.1%)、消防関係職員は 32 億円 (0.8%)、そのほか臨時職員は 43 億円 (1.2%) である。

教育関係職員と警察関係職員の両方で 76.3% を占めている (第 93 表参照)。

第 93 表 昭和33年度都道府県職員給の状況

(単位 百万円)

区 分		基本給	その他の 手 当	合 計		
				%	%	
一	教 育 職 員	58 377	20 513	78 890	22.0	21.7
1	一般 職 員	179 715	50 305	230 020	63.9	63.2
	義務 教 育	146 382	40 858	187 240	52.0	51.4
	(1) 小 学 校 教 員	94 176	26 313	120 489	33.5	33.1
	(2) 中 学 校 教 員	48 703	13 506	62 209	17.3	17.1
	(3) そ の 他 の 教 員	1 471	389	1 860	0.5	0.5
	(4) 事 務 職 員	2 032	650	2 682	0.7	0.7
2	警 察 職 員	33 333	9 447	42 780	11.9	11.8
1	警 察 職 員	35 380	12 212	47 592	13.2	13.1
2	警 察 職 員	31 987	10 983	42 970	11.9	11.8
消	防 職 員	3 393	1 229	4 622	1.3	1.3
小	防 職 員	2 498	751	3 249	0.9	0.8
臨	時 職 員	275 970	83 781	359 751	100.0	98.8
合	計	-	4 321	4 321	-	1.2
	計	275 970	88 102	364 072	-	100.0

(注) 臨時職員給は、その他の手当欄に一括している。

### (三) 建設事業費等

#### 1 建設事業費等の内容と財源

- (1) 昭和 33 年度における建設事業費等の総額は 4,464 億円、うち普通建設事業費 3,330 億円 (総額に対する割合 74.6%)、災害復旧事業費 663 億円 (14.8%)、失業対策事業費 369 億円 (8.3%) 及び受託事業費 102 億円 (2.3%) である。
- (2) 昭和 29 年度を 100 とする指数でその推移をみると、昭和 30 年度の 90 を最低とし、以後増勢を続け、昭和 33 年度は 128 となっている。うち、普通建設事業費は 141、災害復旧事業費は 73、失業対策事業費は 172 となっている。
- (3) 目的別にみると、その主なものは、土木費 1,917 億円 (43.0%)、産業経済費 786 億円 (17.5%)、教育費 709 億円 (15.9%)、社会

及び労働施設費 676 億円 (15.1%) である。

都道府県についてみると、土木費 1,372 億円 (52.8%)、産業経  
済費 637 億円 (24.5%)、社会及び労働施設費 296 億円 (11.4%)、  
教育費 199 億円 (7.6%) である。

市町村についてみると、土木費 614 億円 (28.7%)、教育費 581  
億円 (27.2%)、社会及び労働施設費 338 億円 (15.8%)、産業経  
済費 258 億円 (12.1%) である。

(4) 財源内訳についてみると、国庫支出金 1,679 億円 (37.6%)、地  
方債 501 億円 (11.2%)、分担金、負担金及び寄附金収入 199 億  
円 (4.5%) のほか、税等は 1,482 億円 (33.2%) である (第 94  
表参照)。

第 94 表 昭和33年度建設事業費等の状況

その1 前年度との比較

(単位 百万円)

区 分	昭 和 33 年 度			昭和32年度		比 較		
	純計決算額(A)	都道府県	市町村	純計決算額(B)	増 減 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B) × 100		
普通建設事業費	333 047	74.6	186 289	169 069	306 559	76.9	26 488	8.6
受託事業費	10 200	2.3	7 126	3 074	-	-	10 200	-
災害復旧事業費	66 252	14.8	50 389	21 019	56 437	14.2	9 815	17.4
失業対策事業費	36 906	8.3	16 209	20 813	35 474	8.9	1 432	4.0
合 計	446 405	100.0	260 013	213 975	398 470	100.0	47 935	12.0

その2 事業費の推移

(単位 百万円)

区 分	普通建設事業費		受託事業費		災 害 復 旧 事 業 費		失 業 対 策 事 業 費		合 計	
昭和29年度	235 752	100	-	-	90 402	100	21 513	100	347 667	100
昭和30年度	219 789	93	-	-	64 250	71	28 142	131	312 181	90
昭和31年度	244 641	104	-	-	54 755	61	30 887	144	330 283	95
昭和32年度	306 559	130	-	-	56 437	62	35 474	165	398 470	115
昭和33年度	333 047	141	10 200	-	66 252	73	36 906	172	446 405	128

その3 目的別

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都道府県		市町村	
		%		%		%
土 木 費	191 739	43.0	137 237	52.8	61 435	28.7
教 育 費	70 887	15.9	19 949	7.6	58 114	27.2
社会及び労働施設費	67 609	15.1	29 603	11.4	33 809	15.8
保 健 衛 生 費	10 127	2.3	2 565	1.0	8 285	3.9
産 業 経 済 費	78 550	17.5	63 672	24.5	25 825	12.1
そ の 他	27 493	6.2	6 987	2.7	26 407	12.3
合 計	446 405	100.0	260 013	100.0	213 875	100.0

その4 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都道府県		市町村	
		%		%		%
国 県 支 出 金	167 851	37.6	124 805	48.0	63 191	29.5
使 用 料、手 数 料	2 015	0.4	790	0.3	1 225	0.6
分担金、負担金、寄附金	19 910	4.5	14 293	5.5	13 055	6.1
財 産 収 入	15 569	3.5	5 645	2.2	9 924	4.6
雑 収 入	15 098	3.4	8 983	3.4	6 115	2.9
地 方 債	50 110	11.2	22 281	8.6	27 829	13.0
そ の 他 特 定 財 源	27 664	6.2	13 375	5.1	14 289	6.7
税 等	148 188	33.2	69 841	26.9	78 247	36.6
合 計	446 405	100.0	260 013	100.0	213 875	100.0

2 普通建設事業費

(1) 昭和 33 年度における普通建設事業費は 3,330 億円であり、うち補助事業費は 2,104 億円、単独事業費は 1,226 億円である。

前年度に比し 265 億円増加し、その増加率は 8.6% である。

(2) 目的別にみると、土木費は 1,337 億円 (40.1%)、うち道路橋り

よう費は 625 億円(18.8%)、都市計画事業費は 282 億円(8.4%)、河川費は 149 億円 (4.5%)、港湾費は 114 億円(3.4%) である。教育費は 685 億円 (20.6%)、うち小学校費は 312 億円 (9.4%)、中学校費は 172 億円 (5.1%)、高等学校費は 109 億円 (3.3%) である。産業経済費は 595 億円 (17.9%)、うち農業費は 324 億円 (9.7%)、林業費は 158 億円 (4.8%) である。社会及び労働施設費は 354 億円 (10.6%)、うち住宅費は 297 億円 (8.9%) である。保健衛生費は 96 億円、(2.9%) うち環境衛生費は 67 億円 (2.0%) である。

(3) 財源内訳をみると、国庫支出金 1,042 億円 (31.3%)、地方債 352 億円 (10.6%)、分担金、負担金及び寄附金収入 177 億円(5.3%) のほか、税等は 1,260 億円(37.8%) である(第 95 表参照)。

第 95 表 昭和33年度普通建設事業費の状況

その1 性質別

(単位 百万円)

区 分	昭 和 33 年 度			昭和32年度		比 較		
	純計決算額 (A)	都道府 県	市町村	純計決算額 (B)	増 減 (A)-(B)(C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$		
補 助 事 業	210 386	63.2	128 909	88 608	187 473	61.2	22 913	12.2
単 独 事 業	122 573	36.8	56 675	73 869	118 749	38.7	3 824	3.1
国直轄事業負担金	88	-	47	41	337	0.1	△ 249	△ 73.9
そ の 他	-	-	658	6 551	-	-	-	-
合 計	333 047	100.0	186 289	169 069	306 559	100.0	26 488	8.6

## その2 目的別

(単位 百万円)

区 分	純 計 決 算 額					都 道 府 県	市 町 村		
	補 助 事 業	単 独 事 業	国 業 負 担 金	合 計					
土 木 費	88 508	45 110	38	133 656	40.1	92 783	49.8	47 690	28.2
(1) 道路橋りょう費	38 822	23 656	6	62 484	18.8	46 330	24.9	18 950	11.2
(2) 河 川 費	11 973	2 921	18	14 912	4.5	13 805	7.4	2 045	1.2
(3) 砂 防 費	5 946	279	-	6 225	1.9	6 208	3.3	42	-
(4) 港 湾 費	7 721	3 641	14	11 376	3.4	8 138	4.3	4 473	2.6
(5) 海 岸 費	2 225	66	-	2 291	0.7	2 191	1.2	179	0.1
(6) 都市計画事業費	19 475	8 693	-	28 168	8.4	10 561	5.7	18 854	11.2
(7) そ の 他	2 346	5 854	-	8 200	2.4	5 550	3.0	3 147	1.9
教 育 費	37 244	31 303	-	68 547	20.6	19 038	10.2	56 579	33.5
(1) 小 学 校 費	19 944	11 270	-	31 214	9.4	3 537	1.9	31 217	18.5
(2) 中 学 校 費	11 672	5 484	-	17 156	5.1	2 992	1.6	17 157	10.1
(3) 高 等 学 校 費	3 279	7 640	-	10 919	3.3	8 895	4.8	2 280	1.4
(4) 社 会 教 育 費	408	1 890	-	2 298	0.7	819	0.4	1 495	0.9
(5) そ の 他	1 941	5 019	-	6 960	2.1	2 795	1.5	4 430	2.6
社会及び労働施設費	25 910	9 522	-	35 432	10.6	17 029	9.1	18 944	11.2
(1) 住 宅 費	23 063	6 683	-	29 746	8.9	14 270	7.6	15 561	9.2
(2) そ の 他	2 847	2 839	-	5 686	1.7	2 759	1.5	13 383	2.0
保 健 衛 生 費	5 137	4 423	-	9 560	2.9	2 526	1.4	7 757	4.6
(1) 環 境 衛 生 費	3 479	3 188	-	6 667	2.0	1 053	0.6	5 971	3.5
(2) そ の 他	1 658	1 235	-	2 893	0.9	1 473	0.8	1 786	1.1
産 業 経 済 費	47 225	12 259	50	59 534	17.9	49 030	26.3	16 549	9.8
(1) 農 業 費	26 580	5 771	45	32 396	9.7	27 039	14.5	8 790	5.2
(2) 林 業 費	13 694	2 095	-	15 789	4.8	14 744	7.9	2 487	1.5
(3) 水 産 業 費	5 361	890	5	6 256	1.9	5 253	2.8	1 826	1.1
(4) 商 工 業 費	364	2 397	-	2 761	0.8	1 520	0.8	1 381	0.8
(5) そ の 他	1 226	1 106	-	2 332	0.7	474	0.3	2 065	1.2
そ の 他	6 362	19 956	-	26 318	7.9	5 883	3.2	21 550	12.7
合 計	210 386	122 573	88	333 047	100.0	186 289	100.0	169 069	100.0

## その3 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都道府県		市町村	
		%		%		%
国 県 支 出 金	104 214	31.3	79 680	42.8	39 637	23.4
使 用 料、手 数 料	1 916	0.6	739	0.4	1 177	0.7
分担金、負担金、寄附金	17 723	5.3	13 600	7.3	11 331	6.7
財 産 収 入	15 193	4.6	5 615	3.0	9 578	5.7
雑 収 入	7 131	2.1	3 586	1.9	3 545	2.1
地 方 債	35 174	10.6	11 168	6.0	24 006	14.2
そ の 他 特 定 財 源	25 704	7.7	12 212	6.6	13 492	8.0
税 等	125 992	37.8	59 689	32.0	66 303	39.2
合 計	333 047	100.0	186 289	100.0	169 069	100.0

## 3 受託事業費

(1) 昭和33年度における受託事業費は102億円である。

目的別にみると、その主なものは、土木費59億円(57.7%)及び産業経済費33億円(32.6%)である。

(2) 財源内訳をみると、国庫支出金22億円(22.0%)、受託事業収入68億円(66.2%)である(第96表参照)。

第96表 昭和33年度受託事業費の状況

## その1 目的別

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都道府県		市町村	
		%		%		%
土 木 費	5 888	57.7	3 585	50.3	2 303	74.9
教 育 費	331	3.2	234	3.3	97	3.2
社会及び労働施設費	592	5.8	179	2.5	413	13.4
産 業 経 済 費	3 321	32.6	3 120	43.8	201	6.5
そ の 他	68	0.7	8	0.1	60	2.0
合 計	10 200	100.0	7 126	100.0	3 074	100.0

## その2 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都道府県		市町村	
		%		%		%
国 県 支 出 金	2 238	22.0	1 836	25.7	402	13.1
受 託 事 業 収 入	6 754	66.2	5 692	79.9	3 079	100.1
そ の 他	1 208	11.8	△ 402	△ 5.6	△ 407	△ 13.2
合 計	10 200	100.0	7 126	100.0	3 074	100.0



#### 4 災害復旧事業費

- (1) 昭和 33 年度における災害復旧事業費は 663 億円であり、うち補助事業費は 565 億円 (85.3%)、単独事業は 97 億円 (14.7%) である。
- (2) 目的別にみると、その主なものは、災害土木費 474 億円 (71.5%) 及び災害農林費 143 億円 (21.7%) である。
- (3) 財源内訳についてみると、国庫支出金 408 億円 (61.7%)、地方債 147 億円 (22.2%) のほか、税等は 74 億円 (11.1%) である。
- (4) 国庫の補助を受けて行う災害復旧事業の進捗状況を国庫補助金の支出状況の面から推測すると、昭和 28 年以降昭和 33 年までの間における発生災害による復旧事業費総額 2,474 億円のうち、実施額は 81.6% の 2,018 億円であり、昭和 34 年度以降に残された残事業費は 18.4% の 456 億円となっている。

なお、直轄災害復旧事業費にあつては、昭和 32 年災及び昭和 33 年災の復旧所要額 46 億円のうち、実施額は 65.1% の 30 億円であり、昭和 34 年度以降に残された残事業費は 34.9% の 16 億円である (第 97 表参照)。

第 97 表 昭和33年度災害復旧事業費の状況

その 1 性質別

(単位 百万円)

区 分	昭 和 33 年 度				昭 和 32 年 度		比 較	
	純計決算額(A)		都 道 府 県	市 町 村	純計決算額(B)		増 減 (A)-(B)(C)	増減率 (C) (B)×100
		%				%		%
補 助 事 業	56 538	85.3	44 479	16 761	48 390	85.7	8 148	16.8
単 独 事 業	9 708	14.7	5 910	4 023	8 024	14.3	1 684	21.0
国直轄事業負担金	6	-	-	6	23	-	17	△73.9
そ の 他	-	-	-	229	-	-	-	-
合 計	66 252	100.0	50 389	21 019	56 437	100.0	9 815	17.4

その2 目的別

(単位 百万円)

区 分	純 計 決 算 額				都 道 府 県	市 町 村			
	補助事業	単独事業	国業直轄事 業負担金	合 計					
土 木 費	41 567	5 820	6	47 393	71.5	37 497	74.4	10 012	47.6
教 育 費	367	1 632	-	1 999	3.1	677	1.3	1 428	6.8
(1) 小 学 校 費	205	645	-	850	1.3	73	0.1	850	4.0
(2) 中 学 校 費	92	402	-	494	0.8	28	0.1	494	2.4
(3) 高 等 学 校 費	53	543	-	596	0.9	568	1.1	29	0.1
(4) そ の 他	17	42	-	59	0.1	8	-	55	0.3
産 業 経 済 費	14 446	1 040	-	15 486	23.4	11 337	22.5	9 051	43.1
(1) 農 業 費	11 783	835	-	12 618	19.1	9 469	18.8	7 816	37.2
(2) 林 業 費	1 543	146	-	1 689	2.6	1 468	2.9	417	2.0
(3) 水 産 業 費	985	38	-	1 023	1.5	399	0.8	661	3.1
(4) そ の 他	135	21	-	156	0.2	1	-	157	0.8
そ の 他	158	1 216	-	1 374	2.0	878	1.8	528	2.5
合 計	56 538	9 708	6	66 252	100.0	50 389	100.0	21 019	100.0

その3 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	純 計 決 算 額		都 道 府 県		市 町 村	
国 県 支 出 金	40 848	61.7	34 264	68.0	11 510	54.8
地 方 債	14 685	22.2	11 090	22.0	3 595	17.1
そ の 他 特 定 財 源	3 362	5.0	1 320	2.6	2 272	10.8
税 等	7 357	11.1	3 715	7.4	3 642	17.3
合 計	66 252	100.0	50 389	100.0	21 019	100.0

## その4 年災別災害復旧事業の進捗状況

(単位 百万円)

区 分	復旧所要額 (A)	昭和 33 年度 までの実施額		昭和 34 年度 以降残事業費	
		実施額(B)	進捗率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	残事業費 (A)-(B)(C)	比 率 $\frac{(C)}{(A)} \times 100$
補 助 災 害	247 359	201 800	81.6%	45 559	18.4%
(1) 昭和 28 年 災	137 339	127 849	93.1	9 490	6.9
(2) 昭和 29 年 災	30 660	28 942	94.4	1 718	5.6
(3) 昭和 30 年 災	13 268	13 268	100.0	0	0
(4) 昭和 31 年 災	11 584	10 239	88.4	1 345	11.6
(5) 昭和 32 年 災	18 431	12 242	66.4	6 189	33.6
(6) 昭和 33 年 災	36 077	9 260	25.7	26 817	74.3
直 轄 災 害	4 641	3 022	65.1	1 619	34.9
(1) 昭和 32 年 災	1 792	1 513	84.4	279	15.6
(2) 昭和 33 年 災	2 849	1 509	53.0	1 340	47.0
合 計	252 000	204 822	81.3	47 178	18.7

## 5 失業対策事業費

- (1) 昭和 33 年度における失業対策事業費は 369 億円であり、うち補助事業費は 347 億円 (94.0%)、単独事業費は 22 億円(6.0%)である。補助事業費のうち、一般失業対策事業費は 290 億円、特別失業対策事業費は 57 億円である。
- (2) 目的別にみると、その主なものは、社会及び労働施設費 314 億円 (85.2%) 及び土木費 48 億円 (13.0%) である。
- (3) 財源内訳についてみると、国庫支出金は 206 億円 (55.7%)、税等は 149 億円 (40.3%) である。
- (4) 昭和 33 年度における平均就労実人員は 30 万 8 千人であり、昭和 29 年度を 100 とする昭和 33 年度の指数は 123 である。なお、失業対策事業費の指数は 172 となっている (第 98 表参照)。

第 98 表 昭和33年度失業対策事業費の状況

その1 性質別

(単位 百万円)

区 分	昭 和 33 年 度			昭和32年度		比 較	
	純計決算額(A)	都道府県	市町村	決算額 (B)		増 減 (A) - (B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
補 助 事 業	34 677	94.0	15 006	19 787	33 933	744	2.2
(1) 一 般	29 024	78.6	11 114	17 910	25 276	3 748	1.5
(2) 特 別	5 653	15.4	3 892	1 877	8 657	△ 3 004	△ 34.7
単 独 事 業	2 229	6.0	1 203	1 026	1 541	688	44.6
合 計	36 906	100.0	16 209	20 813	35 474	1 432	4.0

その2 目的別

(単位 百万円)

区 分	純 計 決 算 額		都 道 府 県		市 町 村	
土 木 費	4 802	13.0	3 371	20.8	1 431	6.9
社会及び労働施設費	31 436	85.2	12 627	77.9	18 925	90.9
保 健 衛 生 費	443	1.2	26	0.2	417	2.1
産 業 経 済 費	209	0.6	185	1.1	24	0.1
そ の 他	16	-	0	-	16	-
合 計	36 906	100.0	16 209	100.0	20 813	100.0

その3 財源内訳

(単位 百万円)

区 分	純 計 決 算 額		都 道 府 県		市 町 村	
国 県 支 出 金	20 551	55.7	9 025	55.8	11 642	55.9
そ の 他 特 定 財 源	1 489	4.0	650	3.9	839	4.1
税 等	14 866	40.3	6 534	40.3	8 332	40.0
合 計	36 906	100.0	16 209	100.0	20 813	100.0

## その4 失業対策事業就労人員の推移

(単位 人)

区 分		失業対策事業就労実人員		失業対策事業費	
昭 和	29 年 度	250 974	100	21 513	100
昭 和	30 年 度	290 365	116	28 142	131
昭 和	31 年 度	311 066	124	30 887	144
昭 和	32 年 度	299 133	119	35 465	165
昭 和	33 年 度	308 183	123	36 906	172

- (注) 1. 失業対策事業就労実人員は、各年とも年平均である。  
2. 労働省調による。

## (四) 繰 出 金

- (1) 昭和 33 年度における繰出金は 169 億円で、前年度に比し 40 億円増加し、その増加率は 31.4%である。団体別にみると、都道府県は総額の 32.3% の 55 億円、市町村は 67.7% の 114 億円である。

## 第 99 表 昭 和 33 年

## その 1 会計別

区 分	昭 和 33 年			
	純計決算額 (A)		都 道 府 県	
公 営 企 業 会 計	2 999	% 17.7	2 402	% 44.0
法適用外公営企業会計	1 619	9.6	274	5.0
収 益 事 業 会 計	110	0.6	81	1.5
準 公 営 企 業 会 計	7 796	46.1	2 705	49.5
1 病 院 事 業	3 137	18.6	1 722	31.5
2 簡 易 水 道 事 業	1 065	6.3	-	-
3 そ の 他	3 594	21.2	983	18.0
国民健康保険事業会計	4 218	25.0	-	-
公 益 質 屋 事 業	168	1.0	-	-
合 計	16 910	100.0	5 462	100.0

(2) 繰出の状況を会計別にみると、その主なものは準公営企業会計への 78 億円 (総額に対する割合 46.1%)、国民健康保険事業会計への 42 億円 (25.0%) 及び公営企業会計への 30 億円 (17.7%) である。

準公営企業会計に対する繰出金のうち主なものは、病院事業会計 31 億円 (18.6%) 及び簡易水道事業会計 11 億円 (6.3%) である。

(3) 目的別にみると、その主なものは、建設費への繰出 69 億円 (41.1%)、事務費への繰出 30 億円 (17.5%)、公債費のための繰出 27 億円 (15.9%)、赤字補てんのため繰出 14 億円 (8.1%) 及び運転資金のための繰出 13 億円 (7.7%) である (第 99 表参照)。

### 度繰出金の状況

(単位 百万円)

度		昭和 32 年度		比 較	
市 町 村		純計決算額 (B)		増減 (A)-(B)(C)	増減率 (C) × 100 (B)
	%		%		%
597	5.2	3 489	27.1	1 239	35.5
1 345	11.8				
29	0.3				
5 091	44.4	5 001	38.9	2 795	55.9
1 415	12.3	2 424	18.9	713	29.4
1 065	9.3	2 577	20.0	2 082	80.8
2 611	22.8				
4 218	36.8	4 190	32.6	28	0.7
168	1.5	185	1.4	17	9.2
11 448	100.0	12 865	100.0	4 045	31.4

## その 2 目的 別

(単位 百万円)

区 分	総 額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
運 転 資 金 繰 出	1 301	7.7	482	8.8	819	7.2
事 務 費 繰 出	2 952	17.5	687	12.6	2 265	19.8
建 設 費 繰 出	6 949	41.1	3 009	55.1	3 940	34.4
公 債 費 財 源 繰 出	2 697	15.9	1 024	18.7	1 673	14.6
赤 字 補 て ん 財 源 繰 出	1 375	8.1	10	0.2	1 365	11.9
そ の 他 繰 出	1 636	9.7	250	4.6	1 386	12.1
合 計	16 910	100.0	5 462	100.0	11 448	100.0

## (五) 積立金

(1) 昭和 33 年度における積立金積立額は 93 億円であり、前年度の 148 億円に比し 55 億円と著しく減少している。

## 第 100 表 昭 和 33 年 度

## その 1 積立金積立及び取くずしの状況

区 分	積 立 額 (A)			歳計剰余金処分によ (B)	
	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村
財 政 調 整 積 立 金	804	1 007	1 811	70	110
減 債 基 金 積 立 金	3 179	354	3 533	—	27
災 害 救 助 基 金 積 立 金	111	28	139	2	4
特 定 目 的 積 立 金	534	2 332	2 865	—	64
基 本 財 産 積 立 金	249	727	977	—	67
合 計	4 877	4 448	9 325	72	272

## その 2 積立金現在高の状況

区 分	昭 和 33 年 度 末 現 在 高			
	都道府県	市 町 村	合 計 (A)	%
財 政 調 整 積 立 金	7 506	2 412	9 919	35.1
減 債 基 金 積 立 金	6 111	915	7 025	24.8
災 害 救 助 基 金 積 立 金	472	114	586	2.1
特 定 目 的 積 立 金	1 676	5 792	7 468	26.4
基 本 財 産 積 立 金	210	3 083	3 293	11.6
合 計	15 975	12 316	28 291	100.0

なお、同年度中における歳計剰余金処分による3億円の積立があり、あわせて96億円の積立がなされたが、50億円の積立金の取くずしが行われたため、実質的な積立金の増加は46億円である。増加したものは減債基金積立金の33億円で、その大部分を占め、財政調整積立金は2億円である。

(2) 昭和33年度末の積立金現在高は283億円で、前年度末の現在高に比し19.6%増加している。団体別にみると、都道府県は総額の56.5%の160億円、市町村は43.5%の123億円である。

昭和33年度末の積立金現在高を目的別にみると、その主なものは、財政調整積立金99億円(総額に対する比率35.1%)、減債基金積立金70億円(24.8%)、特定目的積立金75億円(26.4%)である(第100表参照)。

### 積立金の状況

(単位 百万円)

積立金	取くずし額 (C)			増加額(A)+(B)-(C)		
	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計
181	866	886	1 752	8	232	240
27	-	225	225	3 179	156	3 335
6	82	6	88	31	26	57
64	466	1 808	2 274	68	587	655
66	284	415	699	35	379	344
<b>344</b>	<b>1 698</b>	<b>3 340</b>	<b>5 038</b>	<b>3 251</b>	<b>1 380</b>	<b>4 631</b>

(単位 百万円)

昭和32年度末現在高			比較		
都道府県	市町村	合計 (B)	増減 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B) × 100	
7 497	2 181	9 678	%		%
2 932	759	3 691	40.9	240	2.5
442	88	530	15.6	3 335	90.4
1 608	5 204	6 812	2.2	57	10.8
245	2 704	2 949	28.8	655	9.6
			12.5	344	11.6
<b>12 724</b>	<b>10 936</b>	<b>23 660</b>	<b>100.0</b>	<b>4 631</b>	<b>19.6</b>



## 内 出 資 金

(1) 昭和 33 年度における出資金は 31 億円である。前年度に比し 9 億円減少し、その減少率は 19.4% である。

団体別にみると、都道府県は総額の 43.4% の 13 億円、市町村は 56.6% の 18 億円である。

出資の目的別に主なものをみると、産業経済費は 14 億円（総額に対する割合 43.1%）、諸支出金は 7 億円（20.7%）である。

(2) 昭和 33 年度末の現在高は 144 億円であり、前年度末の現在高に比し 23 億円増加している。

団体別にみると、都道府県は総額の 64.8% の 93 億円、市町村は 35.2% の 51 億円である（第 101 表参照）。

第 101 表 昭和 33 年度出資金の状況

（単位 百万円）

区 分	純計決算額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
昭和32年度末現在高(A)	12 132	-	8 164	-	3 968	-
昭和33年度出資金 (B)	3 139	100.0	1 363	100.0	1 776	100.0
1 産業経済費	1 353	43.1	843	61.9	510	28.7
2 諸支出金	650	20.7	288	21.1	362	20.4
3 そ の 他	1 136	36.2	232	17.0	904	50.9
昭和33年度回収額 (C)	847	-	179	-	668	-
昭和33年度末現在高 (A)+(B)-(C)	14 424	-	9 348	-	5 076	-

## 内 貸 付 金

(1) 昭和 33 年度における貸付金は 361 億円である。前年度に比し

103 億円増加し、その増加率は 40.2% である。

貸付の目的別に主なものをみると、出資金と同じく産業経済費の占める地位は高く、総額の 65.4% の 236 億円があてられ、ついで社会及び労働施設費は 21.5% の 77 億円である。

(2) 団体別にみると、都道府県の貸付金は 286 億円、市町村の貸付金は 77 億円、単純合算額は 363 億円である。

単純合算額について貸付の内容をみると、転貸債分 49 億円（総額に対する割合 13.6%）、年度内回収の短期貸付金 235 億円（64.8%）、その他の長期貸付金 79 億円（21.6%）である。

なお、都道府県における短期貸付金は 189 億円であり総額の 66.2% を占めている。

(3) 昭和 33 年度における貸付金現在高をみると 420 億円であり、うち都道府県は 296 億円、市町村は 124 億円である。

前年度末の現在高と比較すると、昭和 33 年度中に 363 億円貸付けられたが 287 億円回収されて、差引き 76 億円増加し、その増加率は 22.0% である（第 102 表参照）。

第 102 表 昭和 33 年度貸付金の状況

その 1 貸付金の状況

(単位 百万円)

区 分	純計決算額		都 道 府 県		市 町 村	
		%		%		%
社会及び労働施設費	7 743	21.5	6 352	22.2	1 521	19.9
産業経済費	23 588	65.4	20 159	70.4	3 431	44.8
諸 支 出 金	2 823	7.8	978	3.4	1 845	24.1
そ の 他	1 911	5.3	1 144	4.0	860	11.2
合 計	36 065	100.0	28 633	100.0	7 657	100.0

その2 貸付金現在高の状況

区 分	昭和 32 年度末現在高			昭 和	
	(A) ●			貸 付 額	
	総 額	都道府県	市 町 村	総 額	都道府県
転 貸 債 分	19 138	11 068	8 070	4 938	2 827
そ の 他	15 283	13 296	1 987	31 352	25 806
1 年度内回収分	—	—	—	23 499	18 947
2 そ の 他	15 283	13 296	1 987	7 853	6 859
合 計	34 421	24 364	10 057	36 290	28 633

(V) 公 債 費

- 1 公債費の内容 昭和 33 年度における公債費の総額は 932 億円である。うち既発行地方債の元利償還金 901 億円、一時借入金利子 31 億円である。

前年度に比し、既発行地方債の元利償還金 53 億円 (6.3%)、一時借入金利子 5 億円 (23.3%)、あわせて 58 億円 (6.2%) 増加している。

- 2 元利償還金 既発行地方債の元利償還金は 901 億である。うち元金 517 億円、利子 384 億円である。前年度に比し、元金は 58 億円 (12.7%) 増加し、利子は 5 億円 (1.3%) 減少している。

また、財政再建債とそれ以外のものに区分して、その状況をみると財政再建債の元利償還金は 105 億円である。うち元金 79 億円、利子

(単位 百万円)

33. 年 度				昭和 33 年度末現在高			
(B)	回 収 額 (C)			(A)+(B)-(C)			
市 町 村	総 額	都道府県	市 町 村	総 額	都道府県	市 町 村	
2 111	1 071	644	427	23 005	13 251	9 754	
5 546	27 634	22 708	4 926	19 001	16 394	2 607	
4 552	23 499	18 947	4 552	-	-	-	
994	4 135	3 761	374	19 001	16 394	2 607	
7 657	28 705	23 352	5 353	42 006	29 645	12 361	

26 億円である、前年度に比し、元金は 11 億円（増加率 16.5%）増加し、利子は 6 億円（減少率 19.0%）減少している。

財政再建債以外の地方債の元利償還金は 796 億円である。うち元金 438 億円、利子 358 億円である。前年度に比し、元金は 48 億円（増加率 12.1%）増加し、利子は 1 億円の増加にとどまっている（第 103 表参照）。

### 3 元利償還金の一般財源に対する比率

(1) 昭和 33 年度における地方債元利償還金の一般財源に対する比率は 11.2% で、前年度とほぼ同様である。団体別にみると、都道府県 12.0%、市町村 10.7% である。

(2) 地方債の元利償還金のなかには、元利補給金、使用料その他償還

費に特定財源を伴うものがあり、また他の一部については普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入され交付税の算定を通じて財源確保の措置が講ぜられているので、次の算式によつて、個々の地方公共団体の財政運営上の観点から公債費の一般財源に対する実質的な比率をみると 8.5% であり、団体別にみると都道府県は

第 103 表 昭和 33 年度 地方債

その 1 前年度との比較

区 分	昭 和 33 年 度			
	総 額 (A)		都道府県	市町村
財 政 再 建 債	10 498	%	4 424	6 074
(1) 元 金	7 939	1.0	3 284	4 655
(2) 利 子	2 559	0.3	1 140	1 419
そ の 他	79 589	9.9	48 917	30 672
(1) 元 金	43 789	5.5	27 262	16 527
(2) 利 子	35 800	4.4	21 655	14 145
合 計	90 087	11.2	53 341	36 746
(1) 元 金	51 728	6.5	30 546	21 182
(2) 利 子	38 359	4.7	22 795	15 564
一 般 財 源	801 380	100.0	443 155	358 225

7.9%、市町村は9.3%（大都市9.4%、都市11.1%、町村7.0%）

である（第103表参照）。

（地方債元利—転貸債及び繰—特定財源—（基準財政需要額に算入された災害復旧費及び特別地方債償還費）  
償還金 上償還額）

$$\text{基準財政収入額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \left( \frac{10}{8} \right) \\ \text{市町村} \left( \frac{10}{7} \right) \end{array} \right\} + \text{普通交付税} - \left( \text{基準財政需要額に算入された災害復旧費及び特別地方債償還費} \right)$$

### 元利償還金の状況

（単位 百万円）

昭和32年度				比較	
総額 (B)		都道府県	市町村	増減 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B) × 100
	%				%
9 973	1.3	4 385	5 588	525	5.3
6 815	0.9	2 944	3 871	1 124	16.5
3 158	0.4	1 441	1 717 △	599 △	19.0
74 789	9.8	46 744	28 045	4 800	6.4
39 085	5.1	24 390	14 695	4 704	12.0
35 704	4.7	22 354	13 350	96	0.3
84 762	11.1	51 129	33 633	5 325	6.3
45 900	6.0	27 334	18 566	5 828	12.7
38 862	5.1	23 795	15 067 △	503	1.3
760 182	100.0	426 481	333 701	41 198	5.4

その 2 公債費の実質的比率

区 分	地 方 債 元 利			
	総 額	都道府県	市 町	
			総 額	大 都 市
一 般 補 助 事 業	28 225	19 957	8 268	1 897
災 害 復 旧 事 業	16 554	11 177	5 377	245
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	9 283	696	8 587	1 058
一 般 単 独 事 業	9 448	4 507	4 941	932
退 職 債	5 737	4 300	1 437	263
歳 入 欠 陥 補 て ん 債	10 494	4 424	6 070	628
交 付 公 債	4 707	4 459	248	59
転 貸 債	2 158	1 228	930	219
借 替 債	3 481	2 593	888	709
合 計 (A)	90 087	53 341	36 746	6 010
繰 上 債 還 額 (B) (転貸債に係るものを除く)	2 216	1 152	1 064	12
差 引 (A)-(B)(C)	87 871	52 189	35 682	5 998
〔昭和33年度基準財政収入額 × 10 / 8~7〕 + 昭和33年度 一災害復旧事業費等に係る基準財政需要額 (D)	-	-	-	-
比 率 (C)/(D) × 100	-	-	-	-

4 一時借入金利子

(1) 公債費のうち、年度内の歳計現金の不足を補うため借入れた一時借入金の利子は 31 億円で、前年度に比し 5 億円増加している。

昭和 29 年度を 100 とする指数でその推移をみると、昭和 30 年度の 121 を頂点として急激に下降し、昭和 32 年度は 44 となり、歳計資金操作の大はばな窮迫緩和の状況を示しているが、昭和 33

(単位 百万円)

償 還 金		特定財源及び基準財政需要額算入額を控除した額					
村		総 額	都道府県	市 町 村			
都 市	町 村			総 額	大都市	都 市	町 村
4 707	1 664	19 332	13 549	5 783	1 232	3 303	1 248
2 529	2 603	5 371	3 365	2 006	56	1 140	810
4 456	3 073	7 982	363	7 619	940	3 987	2 692
2 916	1 093	8 826	4 060	4 766	926	2 767	1 073
810	364	5 675	4 255	1 420	263	798	359
3 758	1 684	9 302	3 962	5 340	614	3 265	1 461
158	31	3 585	3 352	233	52	152	29
663	48	47 △	4	51	0	45	6
166	13	686	386	300	164	123	13
20 163	10 573	60 806	33 288	27 518	4 247	15 580	7 691
636	416	2 086	1 151	935	12	548	375
19 527	10 157	58 720	32 137	26 583	4 235	15 032	7 316
—	—	692 247	407 226	285 021	45 191	135 746	104 084
—	—	%	%	%	%	%	%
—	—	8.5	7.9	9.3	9.4	11.1	7.0

年度は 54 と若干増加している。

- (2) なお、歳計資金操作の緩和の現状は、預金制度の運用とあいまつて、預金利子収入の増加をもたらし、昭和 33 年度では 41 億円と同年度の一時借入金利子を 10 億円上廻っているが、前年度に較べると 1 億円減少している (第 104 表参照)。



第104表 昭和33年度一時

区 分	一 時 借 入 金 利 子 (A)						純計決
	純計決算額		都 道 府 県		市 町 村		
昭和29年度	5 638	100	1 713	100	3 925	100	2 073
昭和30年度	6 807	121	1 923	112	4 884	124	1 826
昭和31年度	4 605	82	983	57	3 622	92	2 227
昭和32年度	2 484	44	411	24	2 073	53	3 603
昭和33年度	3 063	54	502	29	2 561	65	4 088

## 5 現債額の状況

(1) 昭和33年度末における普通会計分の地方債現在高は6,228億円である。前年度に比し234億円増加し、その増加率は3.8%である。

団体別にみると、都道府県は総額の60.3%の3,754億円で、前年度に比し119億円(増加率3.3%)増加している。市町村は総額の39.7%の2,474億円であり、114億円(4.8%)増加している。

(2) 目的別にみると、普通債4,147億円(総額に対する割合66.6%)災害復旧債1,407億円(22.6%)、歳入欠陥補てん債及び退職手当債341億円(5.5%)である。普通債のうち主なものは、土木債1,822億円(29.2%)、教育債951億円(15.3%)及び社会及び労働施設債559億円(9.0%)である、災害復旧債のうち主なものは災害土木債の1,067億円(17.1%)である。

(ア) 都道府県についてみると、普通債2,406億円(64.1%)、災害復旧債1,003億円(26.7%)、その他346億円(9.2%)である。普通債のうち主なものは、土木債1,496億円(39.8%)、産業経済債392億円(10.4%)及び社会及び労働施設債273億円(7.3%)である。災害復旧債のうち主なものは、災害土木債902億円(24.0%)である。

(イ) 市町村についてみると、普通債1,741億円(70.4%)、災害復旧債405億円(16.3%)、その他328億円(13.3%)である。普通債のうち主なものは、教育債817億円(33.0%)、土木債326億円(13.2%)及び社会及び労働施設債286億円(11.2%)

## 借入金利子の状況

(単位 百万円)

預金利子収入 (B)					比較増減 (A)-(B)		
算額	都道府県		市町村		純計決算額	都道府県	市町村
100	1 467	100	606	100	3 565	246	3 319
88	1 241	85	585	97	4 981	682	4 299
107	1 414	96	813	134	2 378	△ 431	2 809
174	2 316	158	1 287	212	△ 1 119	△ 1 905	786
197	2 652	181	1 436	237	△ 1 025	△ 2 150	1 125

である。災害復旧債のうち主なものは、災害土木債の 166 億円 (6.7%) である

- (3) 利率別にみると、6分5厘以下は 5,434 億円で、総額の 87.2% であるが、一方、8分5厘を超える高率債は 7 億円で、総額の 0.1% となっている。

都道府県についてみると、6分5厘以下は 3,286 億円で、総額の 87.5% であり、8分5厘を超えるものは 8 千万円にすぎない。

市町村についてみると、6分5厘以下は 2,148 億円で総額の 86.8% であり、8分5厘を超えるものは 6 億円で総額の 0.2% である。

- (4) 借入先別にみると、政府資金は 77.2% の 4,809 億円であり、うち資金運用部 2,982 億円 (47.9%)、簡易保険局 1,700 億円 (27.3%) である。

そのほか、交付公債は 624 億円 (10.0%)、市中銀行は 524 億円 (8.4%) である。

都道府県についてみると、政府資金は 2,701 億円 (71.9%) であり、うち資金運用部 1,599 億円 (42.6%)、簡易保険局 1,034 億円 (27.5%) である。そのほか、交付公債は 589 億円 (15.7%)、市中銀行は 327 億円 (8.7%) である。

市町村についてみると、政府資金は 2,108 億円 (85.2%) であり、うち資金運用部 1,383 億円 (55.9%)、簡易保険局 666 億円 (26.9%) である。そのほか、市中銀行は 197 億円 (8.0%) である (第 105 表参照)。

第105表 昭和33年度地方

その1 目的別

区 分	昭和33年度末現在高			%
	都道府県	市町村	合 計	
普 通 債	240 574	174 089	414 663	66.6
1 教 育 債	13 432	81 690	95 122	15.3
2 警 察 債	817	33	850	0.1
3 消 防 債	332	3 568	3 900	0.6
4 保 健 衛 生 債	2 916	9 556	12 472	2.0
5 土 木 債	149 617	32 576	182 193	29.2
6 産 業 経 済 債	39 194	4 174	43 368	7.0
7 社会及び労働施設債	27 325	28 576	55 901	9.0
8 そ の 他	6 941	13 916	20 857	3.4
災 害 復 旧 債	100 285	40 468	140 753	22.6
1 土 木	90 191	16 559	106 750	17.1
2 農林水産(除農地)	3 959	7 599	11 558	1.9
3 農 地	1 295	2 675	3 970	0.6
4 そ の 他	4 840	13 635	18 475	3.0
そ の 他	34 593	32 833	67 426	10.8
1 戦 災 復 旧 債	2 910	5 137	8 047	1.3
2 転 貸 債	14 372	10 920	25 292	4.0
3 歳入欠陥補てん債	12 878	15 765	28 643	4.6
4 退 職 手 当 債	4 433	1 011	5 444	0.9
合 計	375 452	247 390	622 842	100.0

その2 利率別

区 分	都 道 府 県		市	
			大 都 市	都 市
6 分 以 下	5 060	1.4	461	458
6 分 5 厘 以 下	323 575	86.1	26 215	112 711
7 分 以 下	2 924	0.8	941	1 415
7 分 5 厘 以 下	23 363	6.2	8 676	2 013
8 分 以 下	16 880	4.5	3 027	7 732
8 分 5 厘 以 下	3 570	1.0	1 871	3 093
9 分 以 下	80	—	—	248
1 割 以 下	—	0	—	175
1 割 を 超 える も の	—	0	—	97
合 計	375 452	100.0	41 191	127 942

債 現 在 高 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 32 年 度 末 現 在 高				
都 道 府 県	市 町 村	合 計		
231 120	159 300	390 420	65.1%	
12 705	73 506	86 211	14.4%	
823	55	878	0.1%	
243	3 261	3 504	0.6%	
2 816	7 953	10 769	1.8%	
142 652	30 296	172 948	28.8%	
39 765	4 099	43 864	7.3%	
25 538	28 342	53 880	9.0%	
6 578	11 788	18 366	3.1%	
94 238	39 491	133 729	22.3%	
84 409	16 078	100 487	16.8%	
4 353	7 368	11 721	2.0%	
1 322	2 541	3 863	0.6%	
4 154	13 504	17 658	2.9%	
38 154	37 178	75 332	12.6%	
3 239	5 430	8 669	1.5%	
11 735	9 142	20 877	3.5%	
16 162	20 417	36 579	6.1%	
7 018	2 189	9 207	1.5%	
363 512	235 969	599 481	100.0%	

(単位 百万円)

町 村			合 計	
町	村	小 計		
				%
526	1 445	6 505	1.0%	
74 431	213 357	536 932	86.2%	
96	2 452	5 376	0.9%	
169	10 858	34 221	5.5%	
2 124	12 883	29 763	4.8%	
841	5 805	9 375	1.5%	
43	291	371	0.1%	
22	197	197	0%	
4	101	101	0%	
78 256	247 389	622 841	100.0%	

### その3 借入先別

区 分	都 道 府 県		市	
			大 都 市	都 市
政 府 資 金	270 118	71.9%	25 373	110 914
1 資 金 運 用 部	159 950	42.6	13 267	74 515
2 簡 易 保 険 局	103 394	27.5	9 552	33 271
3 そ の 他	6 774	1.8	2 554	3 128
市 中 銀 行	32 658	8.7	5 917	11 681
保 険 会 社 そ の 他 金 融 機 関	2 409	0.6	1 349	1 780
交 付 公 債	58 866	15.7	1 149	2 035
市 場 公 募 債	8 969	2.4	6 182	180
そ の 他	2 432	0.7	1 221	1 352
合 計	375 452	100.0	41 191	127 942

## 四 昭和 33 年度決算と地方財政計画との比較

### 1 地方財政計画と決算

(1) 地方財政計画は、毎年度における全地方公共団体の一カ年間の収入及び支出の見込額を基礎とし、これに国の予算や政策との関係において必要な調整を加えて政府が策定して示す計画表であり、地方財政の計画的運営の確保を図るための手段である。

その策定の方法は、全地方公共団体を一体として収支状況を示すこととされているため、計画に掲げられる歳入歳出の額は、団体間において相互重複する額を控除した純計額となっており、その収支は、単年度の状況を示すこととされているため、前年度繰上充用金、事業繰越額等年度間に重複する収支は除外されている。

また、この計画の策定を通じて明年度の地方財政の状況を判断し、必要な財源措置計画の基礎にされるため、収支の見込額は、通常の水準における額が掲げられ、通常の水準を越えるもの、普遍性のない特殊のもの

(単位 百万円)

町		村		合 計	
町	村	小	計		
	74 529	210 816	85.2%	480 934	77.2%
	50 512	138 294	55.9	298 244	47.9
	23 784	66 607	26.9	170 001	27.3
	233	5 915	2.4	12 689	2.0
	2 128	19 726	8.0	52 384	8.4
	673	3 802	1.5	6 211	1.0
	305	3 489	1.4	62 355	10.0
	100	6 462	2.6	15 431	2.5
	521	3 094	1.3	5 526	0.9
	78 256	247 389	100.0	622 841	100.0

のまたは臨時的なものに係る収支は、計上されない建前となつている。

地方公共団体の決算は、一カ年間の現金収支の実績の記録である。したがつて、ある年度の地方財政計画とその年度の決算額との比較を試みるためには、決算の内容を地方財政計画の建前に即するように必要な修正を行う必要がある。

- (2) そこで、昭和 33 年度の決算額について、都道府県と市町村間に相互に重複する収支、繰越金及び繰上充用金を控除して、最少限の修正を行い、これを同年度の地方財政計画と比較すると、次のとおりである（第 114 表参照）。

- (ア) 歳入についてみると、総額において決算額は、計画額を 1,956 億円上廻つている。これを科目別にみると、

地方税	334 億円	地方債	170 億円
地方譲与税	3 億円	雑収入	1,039 億円
国庫支出金	410 億円	計	1,956 億円である。

- (イ) 歳出についてみると、総額において決算額は計画額を 2,102 億円

上廻っている。これを科目別にみると、

消費的経費	1,118 億円	維持補修費	△ 116 億円
公債費	101 億円	投資的経費	1,163 億円

第106表 昭和33年度純計決算額と

歳		入		
科	目	計画額 (A)	純計決算額 (B)	比較 (A)-(B)
1	地方税	510 515	543 931	△ 33 416
(1)	普通税	496 372	526 845	△ 30 473
(2)	目的税	14 143	17 086	△ 2 943
2	地方譲与税	32 174	32 439	△ 265
(1)	入場譲与税	18 336	18 336	0
(2)	地方道路譲与税	13 153	13 446	△ 293
(3)	特別とん譲与税	685	657	28
3	地方交付税	224 011	224 011	0
4	国有提供施設等所在市町村助 成交付金	1 000	1 000	0
5	国庫支出金	308 238	349 214	△ 40 976
(1)	義務教育費負担金	90 564	95 641	△ 5 077
(2)	その他の普通補助負担金	75 676	85 933	△ 10 257
(3)	公共事業費補助負担金	120 950	147 034	△ 26 084
	イ 普通建設事業費	84 750	105 107	△ 20 357
	ロ 災害復旧事業費	36 200	41 927	△ 5 727
(4)	失業対策事業費補助金	21 048	20 606	442
6	地方債	45 000	62 055	△ 17 055
7	雑収入	116 235	220 146	△ 103 911
(1)	使用料手数料	40 246	56 204	△ 15 958
(2)	雑収入	75 989	163 942	△ 87 953
歳入合計		1 237 173	1 432 796	△ 195 623

地方交付税の不交付団体の平均水準をこえる必要経費

△ 164 億円

計

2,102 億円

である。

地方財政計画との比較

(単位 百万円)

科 目	出		
	計 画 額 (A)	純計決算額 (B)	比 較 (A)-(B)
1 消費的経費	765 869	877 722	△ 111 853
(1) 給与費	473 261	527 712	△ 54 451
(2) 恩給退隠料	21 830	23 366	△ 1 536
(3) その他の経費	270 778	326 644	△ 55 866
イ 国庫補助負担金を伴うもの	117 272	-	-
ロ 国庫補助負担金を伴わないもの	153 506	-	-
2 公債費	82 804	92 863	△ 10 059
3 維持補修費	41 945	30 349	11 596
4 投資的経費	330 087	446 405	△ 116 318
(1) 公共事業費	192 726	269 022	△ 76 296
イ 普通建設事業費	146 702	212 478	△ 65 776
ロ 災害復旧事業費	46 024	56 544	△ 10 520
(2) 失業対策事業費	34 077	36 906	△ 2 829
(3) 単独事業費	103 284	140 477	△ 37 193
イ 普通建設事業費	96 584	130 769	△ 34 185
ロ 災害復旧事業費	6 700	9 708	△ 3 008
5 地方交付税の不交付団体における平均水準をこえる必要経費	16 468	-	16 468
歳 出 合 計	1 237 173	1 447 339	△ 210 166



## 2 決算額と計画額との相異事由

(1) 決算額と計画額との間にこのような差が存する原因の一は、前述したように、計画と決算との建前の相違に基づく当然の差異である。

その主要なものを掲げると、次のとおりである。

- (ア) 地方税のうち、標準率超過課税又はこれに準ずるものに係る収支
  - (イ) 国庫支出金のうち、次に掲げるものの収支
    - (a) 地方財政再建促進特別措置法に基く利子補給金及び指定事業に対する高率補助金
    - (b) 東北開発促進法に基く重要事業に対する高率補助金
    - (c) 国庫委託金及び国の代行業業による収入
    - (d) 国の補正予算による補助金の増加分に係る収入
    - (e) 前年度以前に係る補助金の精算によるもの
    - (f) 国において行う明許又は事故繰越措置に伴う補助金収入の所属年度のずれ
  - (ロ) 地方債のうち、次に掲げるものの収支
    - (a) 地方債計画外に発行される地方債収入
    - (b) 借換債
    - (c) 地方債計画の追加により発行される地方債収入
    - (d) 指定事業債
    - (e) 繰上償還額
  - (ハ) 財産収入のうち、臨時的な収入に係る収支
  - (ニ) 繰入金及び繰出金のうち、宝くじ収益金及び収益事業からの繰入金を除くその他の繰入金及び繰出金に係る収支
    - (a) 貸付金、預託金及びこれらの回収金
    - (b) 民間企業からの委託事業に係る収支
    - (c) 過年度収入に係る収支
    - (d) 積立金に係る収支
- (2) 以上の特殊な収入又は支出は、上掲するもの以外の普遍性のない特殊又は臨時の収支とともに、本来地方財政計画に算入されない建前となっているのである。

しかし、これを明確に分別して決算額から除外することは困難なものが少なくなく、したがって厳密な意味において計画額と決算額とを比較することは、地方財政計画の策定が現在の建前をとる限り著しく困難である。

## 五 昭和 33 年度地方財政の特徴

- (1) 昭和 33 年度の地方財政をみると、歳入の面においては、総額の増勢は鈍化しており、その増加率は、前年度の 12.2% に対し、7.6% に止つている。特に一般財源においては、前年度には、地方財源増強措置と、経済界の好況に恵まれて、著しい増収がみられたのに対し、昭和 33 年度には、地方交付税繰入率の引き上げにもかかわらず、経済界の不況を反映して、地方税収入の増加率は極めて低く、一般財源全体としてはその伸長率は著しく低下し、前年度の 19.0% に対し、5.4% と大幅に下廻つている。
- (2) 反面、歳出においては、義務費的性格の強い経費の避け難い増嵩と、行政施設水準の維持向上に対する一般の強い要請とによつて、財政規模は前年度に引き続き増加してきており、その増加率は前年度の 11.0% に対し 8.4% になつている。なお、建設事業費等の行政水準維持向上のための経費の増加率は 11.9% (前年度 14.0%) で、歳出総額の増加率を上廻つており、歳出の実質的内容は充実されている。
- (3) このため、各団体とも、一般に新規の収入増加額が、新規の財政需要増加額に不足し、両者の間に著しい不均衡を生じている。しかし、このような財政事情にもかかわらず前年度において、増収となつた収入の一部をもつて、種々の財源留保の措置を講じていたこと、及び各団体が引き続き健全財政の方針を堅持し、歳出の増加を抑制し、極力赤字の発生又は増加の回避に努めたこと等のため、昭和 33 年度の地方財政全体の実質収支における黒字額は、前年度に比し減少したとはいえ、なお 240 億円を存している。なお赤字団体の実質赤字は 127 億円 (前年度 93 億円) であり、前年度に比し 34 億円の増加にとどまつている。

- (4) すなわち、これを同年度の実質的な単年度収支の状況についてみれば、110 億円の収入不足となつている。これを、前年度の実質的な単年度収支額が 363 億円の収入超過であつたことに較べると、その差は 473 億円にのぼつている。この前年度における 363 億円の収入超過額は、前年度における新規収入の増加額のうち、同年度において使用しないで財源留保の形をとつたものであつて、昭和 33 年度において、もし、新規増加経費が新規増加収入と見合うものであつたとすれば更に同額の黒字額を生ずるはずのものであつた。また、前年度単年度収支額との差額 473 億円は、昭和 33 年度における新規増加収入と新規増加経費との格差を示すものである。従つて、昭和 33 年度の地方財政全体としては、この新規財政収支の間に存する格差は、まず、この前年度において留保された財源を振りむけ使用することによつて補てんすることができた結果、昭和 33 年度の単年度収支における不足額は 110 億円に止まつたものである。この不足額を個々の団体についてみれば、一部の団体にあつては黒字額の減少となり、一部の団体にあつては赤字額の増加をもたらしている。
- (5) これを要するに、昭和 33 年度の地方財政は、全般的には、前年度における地方財政事情の好転と、その際各地方団体が採つた財政健全化のための積極的な措置とに支えられて、収支の均衡が図られたものといふことができる。そして、多数の地方公共団体のなかには、この間における財政運営が当をえなかつたため、赤字額が累加して、速かに財政再建の方途を講ずる必要のある団体も一部にはみられたが、大多数の団体は、よく健全財政の方針が維持され、なかには後年度財政に備えて積立金を行う等積極的な財源留保の措置を講じた団体もあり、一般に弾力性のある財政運営の傾向がみられる。
- (6) なお、後年度に財政負担を残すものが多い普通債の現在高は、一般普通債の発行については引き続き抑制の方針がとられているが、国の直轄事業に係る交付公債の発行が顕著であるため、普通債全体としては依然として累積を続け、これに伴う公債費の重圧はなお存続している。

## 第二 昭和 33 年度地方公営事業の状況

### 一 地方公営事業の一般的状況

#### 1 地方公営事業の内容

ここに述べる地方公営事業は、水道事業、交通事業等地方公共団体が経営する事業のうち、その経費が当該事業の経営に伴う収入によつて賄われるいわゆる独立採算制の建前を採る事業、または、市場事業、病院事業等これに準ずる事業と、競馬事業、競輪事業等地方公共団体が主として財政資金を調達する目的をもつて経営する事業とを総称するものである。

地方公営事業について、昭和33年度末の状況を、その法的規制その他の観点から分類し、それぞれの事業の種類を掲げると、次のとおりである。

(ア) 地方公営企業法の全部又は一部が適用され公営事業（以下「適用企業」という。）

地方公営企業法が当然に適用されるもの……………一定規模以上の水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業

条例をもつてその全部又は一部を適用するもの……………病院事業、下水道事業、温泉事業、土地造成事業、製氷事業、牛乳処理事業、医薬品製剤事業、採石事業、製縫事業、河川統制事業、モーターボート競走事業、公営企業資金運用事業

昭和 33 年度末現在適用企業を経営する事業数は 297 で、うち当然適用企業は 179、条例で定めるところにより適用する企業は 118 である。

これらの適用企業は、現金主義による官庁方式によらず民間企業と同様の発生主義による企業経理方式をとつている。

(イ) 地方財政法施行令第 12 条第 1 項に規定する事業のうち地方公営企業法の適用を受けていない公営事業（以下「非適用企業」という。）……………水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業

昭和 33 年度末現在における事業数は 889 である。

(ウ) 地方財政施行令第 12 条第 2 項に規定する事業のうち、地方公営企業法の適用を受けてない事業（以下「準公営企業」という。）……簡易水道事業、港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）病院、市場、と畜場、観光施設、宅地造成事業、下水道事業（大都市に限る。）

昭和 33 年度末現在における事業数は 2,615 である。

(エ) 収益事業……競馬事業、競輪事業、モーターボート競走事業、小型自動車競走事業の競走事業と宝くじ事業

昭和 33 年中において、この事業を施行した事業数は 332 である。

(オ) その他……国民健康保険事業、公益質屋事業

昭和 33 年度末現在の事業数は、国民健康保険事業 2,961、公益質屋事業 625 である。これら(イ)から(オ)までの地方公営事業は、特別会計をもって、経理され、現金主義を建前とする官庁方式によつている（第 107 表参照）。

第 107 表 昭和33年度公営事業経営事業数の状況

区 分	適用企業	非適用企業	準公営企業	国民健康 保険事業	公益質屋 事業	収益事業
都道府県	40	20	68	0	0	87
市町村	249	847	2,372	2,958	625	193
(1)大都市	20	0	24	2	5	13
(2)都市及び町村	229	847	2,348	2,956	598	180
(3)特別区	0	0	0	0	22	0
一部事務組合	8	22	175	3	—	52
合 計	297	889	2,615	2,961	625	332

(注) 1. 収益事業の経営事業数は、昭和33年度中においてこの種事業を実施した事業者数である。

2. 国民健康保険事業は保険勘定をもうけた事業数である。

## 2 経営状況

### (1) 適用企業

(ウ) 昭和 33 年度の適用企業の営業収支は、総収益 983 億円、総費用 925 億円で、差引58億円の利益となつている。これを純利益計上企業

と純損失計上企業とに区分してみると、前者は 221 企業、純利益額 65 億円、後者は 67 企業、純損失額 7 億円である。

前年度に比較して、総収益は110億円（前年度に対する増加率 12.6%）、総費用は 107 億円（13.0%）といずれも増加し、純利益は 1 億円の増加、純損失は 3 億円の減少となっている。

事業別にみると、総収益では、交通事業は全企業の 44.6% にあたる 438 億円で、水道事業は 35.5% の 349 億円、電気事業は 8.7% の 86 億円、病院事業は 4.5% の 44 億円、下水道事業は 3.0% の 29 億円、ガス事業は 1.4% の 14 億円、その他の事業は 2.3% の 22 億円となり、総費用では、交通事業は 46.5% の 430 億円、水道事業は 33.7% の 312 億円、電気事業は 8.1% の 75 億円、病院事業は 4.7% の 43 億円、下水道事業は 3.1% の 29 億円、ガス事業は 1.6% の 15 億円、その他の事業は 7.3% の 20 億円となる。

(イ) 営業成績を総収益対総費用の比率でみると、電気事業は 115、水道事業は 112、下水道事業は 103、交通及び病院事業はいずれも 102、ガス事業は 95、その他の事業は 109 となっている。

また営業収益対営業費用比率では、電気事業は 245、水道事業は 130、交通及び病院事業はいずれも 105、下水道事業は 102、ガス事業は 100、その他事業は 108 となる。

(ウ) 営業収支の推移を、昭和 29 年度を 100 とする指数でみると、総収益、総費用のいずれも逐年増加し、昭和 33 年度は総収益 183、総費用 174 となっており、特に営業外費用は 309 となっている。

また総収益対総費用比率では昭和 31 年度の 111 を頂点として下降の傾向にある（第 108 表参照）。

第 108 表 昭和33年度公営企業の営業収益の状況

その 1 対前年度比較

(単位百万円)

区 分	昭和33年度(A)	昭和32年度(B)	増 減 額		増減(C) × 100 %
			(A)-(B)	(C)	(B)
管 業 収 益	95 140	84 506	10 634		12.6
管 業 外 収 益	3 166	2 791	375		13.5
管 業 外 収 益 (イ)	98 306	87 297	11 009		12.6
管 業 費 用	79 817	72 079	7 738		10.7
管 業 外 費 用	12 641	9 708	2 933		30.2
管 業 外 費 用 (ウ)	92 458	81 787	10 671		13.0
差 引 (イ)-(ウ)	5 848	5 510	338		6.0
純 利 益	6 546 (221)	6 461 (169)	85 (52)		1.3
純 損 失	△ 698 (67)	△ 951 (46)	△ 253 (21)	△	26.5
総収益対総費用比率 (イ) × 100 (%)	106	107		103	-

(注) ( )内は事業数を示し、第 107 表の経営団体と突合しないのは現在建設中のものは除かれていることによる。

## その2 事業別

(単位百万円)

区 分	水道 事業	交通 事業	電気 事業	ガス 事業	病院 事業	下水道 事業	その他 の事業	合 計
営業収益 (a)	33 916	42 599	8 272	1 218	4 317	2 630	2 188	95 140
営業外収益	996	1 207	304	216	95	308	40	3 166
総収益 (A)	(35.5) 34 912	(44.6) 43 806	(8.7) 8 576	(1.4) 1 434	(4.5) 4 412	(3.0) 2 938	(2.3) 2 228	(100.0%) 98 306
営業費用 (b)	26 059	40 489	3 363	1 212	4 088	2 577	2 029	79 817
営業外費用	5 173	2 522	4 095	298	254	281	18	12 641
総費用 (B)	(33.7) 31 232	(46.5) 43 011	(8.1) 7 458	(1.6) 1 510	(4.7) 4 342	(3.1) 2 858	(7.3) 2 047	(100.0%) 92 458
差引 (A)-(B)	(131) 3 680	(64) 795	(24) 1 118	(20) △ 76	(26) 70	(10) 80	(13) 181	(228) 5 848
純利益	(117) 3 840	(37) 1 078	(21) 1 165	(10) 37	(19) 90	(6) 154	(11) 182	(221) 6 546
純損失	(14) 160	(27) 283	(3) 47	(10) 113	(7) 20	(4) 74	(2) 1	(67) 698
総収益対総費用比率	112	102	115	95	102	103	109	106
営業収益対営業費用比率	130	105	245	100	105	102	108	

(注) 1. 「(A)」及び「(B)」欄中の( )は合計に対する各事業の構成比を示す。

2. 「差引」「純利益」及び「純損失」欄の( )内は集計事業数を示す。

## その3 推移

(単位百万円)

項 目	年 度									
	昭和29年度		昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度	
営業収益	52 302	100	61 194	117	72 757	139	84 506	162	95 140	182
営業外収益	1 549	100	1 845	119	2 281	147	2 791	180	3 166	204
総収益 (イ)	53 851	100	63 039	117	75 038	139	87 297	162	98 306	183
営業費用	49 162	100	54 979	112	60 793	124	72 079	147	79 817	162
営業外費用	4 085	100	5 912	145	7 059	173	9 708	238	12 641	309
総費用 (ロ)	53 247	100	60 891	114	67 852	127	81 787	154	92 458	174
差引 (イ)-(ロ)	604	100	2 148	356	7 186	1 190	5 510	912	5 848	968
純利益	2 008		3 196		7 753		6 461		6 546	
純損失	1 404		1 048		567		951		698	
総収益対総費用比率										
$\frac{(イ)}{(ロ)} \times 100$ (%)		101		103		111		107		106

(2) 非適用企業

昭和 33 年度非適用企業会計の歳入歳出決算は、歳入 268 億円、歳出 269 億円、歳入歳出差引 1 億円の不足であり、経営の状況を適用企業における損益計算類似の方法により経営収入と経営支出に公債費を加えたものとの比率でみると 96% となっている。

(3) 準公営企業

昭和 33 年度準公営企業会計の歳入歳出決算は、歳入 627 億円、歳出 605 億円、歳入歳出差引 22 億円の剰余であり、経営収入対経営支出に公債費を加えたものの比率でみると 106%である。

(4) 収益事業

昭和 33 年度収益事業会計の歳入歳出決算は、歳入 1,337 億円、歳出 1,322 億円、歳入歳出差引 15 億円の剰余であるが、歳出中には普通会計への繰出金 129 億円が含まれている。

(5) 国民健康保険事業

昭和 33 年度国民健康保険事業会計の歳入歳出決算は、歳入 593 億円、歳出 589 億円、歳入歳出差引 4 億円の剰余であるが、歳入中には第 109 表 昭和33年度公営事業（適用企業を除く）歳入歳出決算の状況

(単位百万円)

区 分	非適用企業	準公営企業	国民健康 保険事業	公益質屋 事業	収益事業
歳 入 (A)	26 762	62 675	59 295	4 085	133 663
経 営 収 入 (a)	9 588	34 762	49 955	3 403	131 386
資本形成収入	14 119	20 555	558	—	37
そ の 他	3 055	7 358	8 782	682	2 240
歳 出 (B)	26 894	60 445	58 888	3 775	132 168
経 営 支 出 (b)	5 950	28 826	52 392	3 424	113 187
資本形成支出	14 490	23 300	768	—	551
公 債 費 (c)	4 048	4 104	745	210	—
そ の 他	2 406	4 215	4 983	141	18 430
差 引 (A)−(B)	132	2 230	407	310	1 495
経営収入対経営支出					
公債費比率 $\frac{(a)}{(b)+(c)} \times 100$	96%	106%	94%	94%	116%

- (注) 1. 収益事業中の( )は、普通会計への繰出金を内書したものである。  
 2. 国民健康保険事業中の( )は、普通会計からの繰入金を入書したものである。  
 3. 経営収入とは事業の経営にともなう料金収入等であり、資本形成収入とは、事業建設改良に要する資金としての地方債、普通会計からの繰入金等である。



普通会計からの繰入金 42 億円が含まれている。

経営収入対経営支出に公債費を加えたものの比率でみると94%となっている。

#### (6) 公益質屋事業

昭和 33 年度公益質屋事業会計の歳入歳出決算は、歳入 41 億円、歳出 38 億円、歳入歳出差引 3 億円の剰余であり、経営収入対経営支出に公債費を加えたものの比率では 94% となっている（第 109 表参照）。

### 3 普通会計との関係

公営事業会計と普通会計との間における繰入金、繰出金の状況をみると  
㉞ 収益事業以外の公営事業会計に対する普通会計からの繰入金総額は 168 億円であり、普通会計への繰出金総額は 44 億円であり、差引 124 億円の普通会計からの繰入超過となっている。

事業別にみると、適用企業は 30 億円の繰入で 17 億円の繰出、非適用の企業は 16 億円の繰入で 6 億円の繰出、準公営企業は 78 億円の繰入で 20 億円の繰出、国民健康保険事業は 42 億円の繰入で 5 千万円の繰出、公益質屋事業は 2 億円繰入で 4 千万円の繰出である。

このように各事業とも全体としてはいずれも、普通会計からの繰入超過となり、なかんづく準公営企業と国民健康保険事業の繰入金は、全体の 46% と 25% と高い比率を占めている。

これを団体別にみると、都道府県は繰入金 54 億円に対し繰出金は 20 億円であり、市町村は繰入金 114 億円に対し、繰出金は 24 億円である。市町村における繰入金のうち、国民健康保険に係るものは 42 億円、準公営企業に係るものは 51 億円であつて、繰入総額のそれぞれ 37%、45% を占めている。

普通会計からの繰入金をその目的別にみると、建設費の繰入が最も多く 69 億円（繰入金総額の 41.3%）、事務費としての繰入 29 億円（17.5%）がこれに次ぎ、公債費財源の繰入 27 億円（16.1%）、赤字補てん財源の繰入 14 億円（8.2%）、運転資金繰入 12 億円（7.2%）である。団体別にみると、都道府県では、建設費の繰入が最も多く、総額の 55.8

%を占め、公債費財源繰入 19.0%、事務費繰入 12.8%となつている。市町村においては、建設費繰入 34.5%、事務費繰入 19.7%、公債費財源繰入 14.7%、赤字補てん財源繰入 12.0%となつている。

普通会計への繰出金をその目的別に見ると、収益金繰出は 15 億円 (33.6%)、運転資金繰出は 5 億円 (11.1%)、その他繰出は 25 億円 (55.3%)であり、これを団体別にみると、都道府県は運転資金繰出 19.1%、収益金繰出 4.7% で、市町村は収益金繰出 58.0%、運転資金繰出 4.4%である。

- (4) 収益事業会計に対する普通会計からの繰入金は 1 億円、普通会計への繰出金総額は 129 億円である。繰出金を団体別にみると、都道府県 51 億円、市町村 78 億円で、それぞれ総額の 40%、60%となつている (第 110 表参照)。

第 110 表 昭和33年度公営事業会計と普通会計との間における繰入金繰出金の状況

その 1 事業別

(単位百万円)

区 分	適営 企業	法通用 外の公 営企業	準公 営企 業	国民健康 保険事業	公益質 屋事業	小 計	収益事業	合 計
都 道 府 県								
繰 入	2 402	274	2 705	0	0	5 381	81	5,462
繰 出	954	479	597	0	0	2 030	5 112	7 142
市 町 村								
繰 入	597	1 345	5 091	4 218	168	11 419	29	11 448
繰 出	759	117	1 437	54	39	2 406	7 763	10,169
(1)大 都 市								
繰 入	291	0	1 929	22	12	2 254	1	2 255
繰 出	583	0	63	0	1	647	1 142	1,789
(2)都 市 及 び 町 村								
繰 入	306	1 345	3 162	4 196	150	9 159	14	9 173
繰 出	176	117	1 374	54	38	1 759	6 082	7,841
(3)特 別 区								
繰 入	0	0	0	0	6	6	14	20
繰 出	0	0	0	0	0	0	539	539
合 計								
繰 入	2 999	1 619	7 796	4 218	168	16 800	110	16,910
繰 出	1 713	596	2 034	54	39	4 436	12 875	17,311

その 2 目 的 別

区 分		総 額		都 道 府 県	
繰 入 金	総 額	16 800	100.0%	5 381	100.0%
	運 転 資 金 繰 入	1 215	7.2	411	7.6
	事 務 費 繰 入	2 937	17.5	687	12.8
	建 設 費 繰 入	6 940	41.3	3 000	55.8
	公 債 費 財 源 繰 入	2 697	16.1	1 024	19.0
	赤 字 補 て ん 財 源 繰 入 そ の 他 繰 入	1 375 1 636	8.2 9.7	9 250	0.2 4.6
繰 出 金	総 額	4 436	100.0	2 030	100.0
	運 転 資 金 繰 出	493	11.1	387	19.1
	収 益 金 繰 出	1 492	33.6	96	4.7
	そ の 他 繰 出	2 451	55.3	1 547	76.2

第 111 表 昭 和 33 年 度 公 営 事 業

区 分	都 道 府 県	市 町	
		大 都 市	都 市 及 び 町 村
1 水 道 事 業	4 939	6 113	22 664
2 交 通 事 業	14 746	27 592	15 197
3 電 気 事 業	2 653	—	107
4 ガ ス 事 業	—	—	822
5 病 院 事 業	20 887	2 499	22 554
6 国 民 健 康 保 険 事 業	—	65	41 885
7 公 益 質 屋 事 業	—	117	1 071
8 そ の 他 の 事 業	1 244	2 234	2 442
小 計	44 469	38 620	106 742
収 益 事 業	529	78	2 174
合 計 (A)	44 998 (22.2)	38 698 (19.1)	108 916 (53.7)
公 営 事 業 従 事 職 員 以 外 の 地 方 公 共 団 体 職 員 (B)	1 102 219	54 374	432 126
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$ (%)	4.1	71.2	25.2

- (注) 1. 水道事業中には、工業用水道及び簡易水道事業が含まれている。  
 2. 「(B)」欄中の一部事務組合の職員は、加入団体である市町村中に含まれて

(単位百万円)

市		町		村			
総額		特別区		大都市		都市及び町村	
	%		%		%		%
11 419	100.0	6	100.0	2 254	100.0	9 159	100.0
804	7.0	5	83.4	—	—	799	8.7
2 250	19.7	—	—	375	16.6	1 875	20.5
3 940	34.5	—	—	1 193	52.9	2 747	30.0
1 673	14.7	—	—	331	14.7	1 342	14.7
1 366	12.0	1	16.6	130	5.8	1 235	13.5
1 386	12.1	—	—	225	10.0	1 161	12.6
2 406	100.0	—	—	647	100.0	1 759	100.0
106	4.4	—	—	—	—	106	6.0
1 396	58.0	—	—	31	4.8	1 365	77.6
904	37.6	—	—	616	95.2	288	16.4

従事職員数の状況

(単位 人)

村		一部事務組合	合 計	
特別区	計		人 員	構成比 %
—	28 777	1 575	35 291	17.4
—	42 789	312	57 847	28.6
—	107	33	2 793	1.4
—	822	—	822	0.4
—	25 053	4 848	50 788	25.0
—	41 950	1 293	43 243	21.3
95	1 283	—	1 283	0.6
—	4 676	9	5 929	2.9
95	145 457	8 070	197 996	97.6
—	2 252	2 178	4 959	2.4
95 (0)	147 709 (72.8)	10 248 (5.0)	202 955 (100.0)	100.0
5 923	492 423	—	1 594 642	—
1.6	30.0	—	12.7	—

いる。

## 4 職 員

地方公営事業に従事する職員は総数 20 万 3 千人であつて、普通会計で給与を支弁する職員総数の 12.7% (都道府県 4.1%、大都市 71.2%、都市及び町村 25.2%) に当つている。

事業別に主なものをみると、交通事業 5 万 8 千人 (職員総数に対する比率 28.6%)、病院事業 5 万 1 千人 (25.0%)、国民健康保険事業 4 万 3 千人 (21.3%)、水道事業 3 万 5 千人 (17.4%) である。

団体別にみると、都道府県は 4 万 5 千人 (22.2%)、大都市は 3 万 9 千人 (19.1%)、都市及び町村は 10 万 9 千人 (53.7%) である。

また団体別にみて、最も比重の高い事業は、都道府県では病院事業に従事する職員の 2 万 1 千人 (都道府県の公営事業従事職員に対する割合 46.4%)、大都市では交通事業の 2 万 8 千人 (71.3%)、都市及び町村では国民健康保険事業の 4 万 2 千人 (38.5%) である (第 111 表参照)。

## 二 水 道 事 業

### 1 経営事業数

昭和 33 年度末現在で地方公共団体が経営する水道事業は 2,377 であり、うち適用企業は 131、非適用企業は 762、準公営企業に属する簡易水道事業は 1,484 である。

これを団体別にみると、都道府県が経営するものは 14 (うち適用企業 4)、大都市では 5 (適用企業 5)、都市及び町村では 2,329 (適用企業 119)、一部事務組合では 29 (適用企業 3) である。(第 112 表参照)。

### 2 施設と普及状況

昭和 33 年度末における送配水管の総延長は 74,168 km (うち適用企業 33,935km)、年間総配水量 41 億 m<sup>3</sup> (適用企業 29 億 m<sup>3</sup>)、給水総人口 4388 万人 (適用企業 2755 万人) である。給水総人口の計画給水人口 5728 万人に対する比率は 76.6% に当つている。

前年度と比較すると、送配水管延長は 9,234km、年間総配水量は 4 億 m<sup>3</sup> 現在給水人口は 486 万人といずれも増加している (第 113 表参照)。

第 112 表 昭和33年度水道事業経営事業数の状況

区 分	適用企業	非適用企業	簡易水道事業	合 計
都 道 府 県	4	9	1	14
市 町 村	124	734	1 476	2 334
(1) 大 都 市	5	0	0	5
(2) 都市及び町村	119	734	1 476	2 329
(3) 特 別 区	—	—	—	—
一 部 事 務 組 合	3	19	7	29
合 計	131	762	1 484	2 377
構 成 比	5.5	32.1	62.4	100.0

### 3 経営及び財政状況

#### (1) 適用企業

(ア) 昭和 33 年度における適用企業 131 について営業収支の状況をみると、総収益 349 億円、総費用 312 億円、差引利益は 37 億円であり、うち純利益企業 117、純利益額 38 億円、純損失企業 14、純損失 1 億円である。

なお、水道料金の決定の際には、施設の耐用年数と起債の償還年限との差に伴う減価償却費と起債償還金との差額及び建設改良費の一部が原価に折り込まれておるので民間企業における純利益とは若干異なるものである。

(イ) 事業の営業成績を総収益対総費用比率によつてみると、全体では 112 であり、うち都道府県 112、大都市 110、都市 114、町村 99、一部事務組合は 108 となつている。

また営業収益対営業費用比率によつてみると全体では 130 であり、うち都道府県 140、大都市 123、都市 128、町村 127、一部事務組合 145 となつている（第 114表参照）。

第113表 昭和33年度

区 分	昭 和 33 年 度 (イ)				適用企業
	適用企業	非適用企業	簡易水道	合 計	
計 画 給 水 人 口 (A) (千人)	33 113	18 150	6 017	57 280	29 641
現 在 給 水 人 口 (B) (千人)	27 551	11 947	4 383	43 881	25 153
普 及 率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ %	83.2	65.8	72.8	76.6	84.9
送配水管延長 (km)	33 935	24 169	16 064	74 168	31 751
年間総配水量 (km <sup>3</sup> )	2 930 416	953 263	256 803	4 140 482	2 693 010

(注) 自治庁調による。

第114表 昭和33年度水道事

区 分	団 体 別	
	都 道 府 県	大 都 市
営 業 収 益	8 774	9 399
営 業 外 収 益	169	342
総 収 益 (A)	8 943	9 741
営 業 費 用	6 250	7 656
営 業 外 費 用	1 757	1 195
総 費 用 (B)	8 007	8 851
差 引 (A) - (B)	936	890
当 年 度 純 利 益	1 022	890
当 年 度 純 損 失	86	-
総 収 益 対 総 費 用 比 率	112	110
営 業 収 益 対 営 業 費 用 比 率	140	123

### 水道施設の状況

昭和32年度 (ア)			増 減 (イ)-(ロ)			
非適用企業	簡易水道	合 計	適用企業	非適用企業	簡易水道	合 計
16 284	4 874	50 799	3 472	1 866	1 143	6 481
10 408	3 462	39 023	2 398	1 539	921	4 858
63.9	71.0	76.8	△ 1.7	1.9	1.8	△ 0.2
20 944	12 239	64 934	2 184	3 225	3 825	9 234
852 307	208 130	3 753 447	237 406	100 956	48 673	387 035

### 業 営 業 収 支 の 状 況

(単位百万円)

都	市	町	村	一部事務組合	合 計
	13 719		79	1 945	33 916
	468		2	15	996
	<b>14 187</b>		<b>81</b>	<b>1 960</b>	<b>34 912</b>
	10 752		62	1 340	26 060
	1 719		20	481	5 172
	<b>12 471</b>		<b>82</b>	<b>1 821</b>	<b>31 232</b>
	1 716	△	1	139	3 680
	1 786		3	139	3 840
	70		4	-	160
	114		99	108	112
	128		127	145	130



(ウ) 昭和 33 年度末の資産、負債及び資本の状況をみると、資産総額は 2,216 億円で、うち固定資産は 2,061 億円 (93%)、流動資産は 151 億円 (7%) である。

資産の源泉である資本及び負債についてみると、資本 2,142 億円 (97%)、負債 74 億円 (3%) であり、資本のうち自己資本金は 1,265 億円、借入資本金 753 億円、剰余金は 124 億円である。

団体別に固定資産の資産総額中に占める割合 (固定資産構成比率)

第 115 表 昭和 33 年度水

区分	団体別		大 都 市		都
	都 道 府 県	%		%	
固 定 資 産	73 304	94	49 707	93	70 874
流 動 資 産	4 603	6	3 948	7	6 140
繰 延 勘 定	5	-	47	-	286
計	77 912	100	53 702	100	77 300
資 本	76 235	98	51 612	96	74 328
自 己 資 本 金	47 655	61	32 912	61	41 215
借 入 資 本 金	26 748	34	16 631	31	25 150
剰 余 金	1 832	3	2 069	4	7 963
負 債	1 677	2	2 090	4	2 972

(2) 非適用企業

昭和 33 年度における非適用企業の歳入歳出決算の状況は、歳入総額 215 億 4 千万円、歳出総額 214 億 9 千万円、差引剰余額 5 千万円である。

歳入総額のうち経営収入は 40.0% の 81 億円、資本形成収入は 50.0% の 111 億円であり、歳出総額のうち経営支出は 23.0% の 49 億円、資本形成支出は 53.7% の 115 億円である。

経営の状況を適用企業における損益計算類似の方法により経営収入と経営支出に公債費を加えたものとの比率でみると、全体では 97、うち都道府県 58、都市 101、町村 92、一部事務組合 190 である (第 116 表参照)。



### (3) 準公営企業

準公営企業に属する簡易水道事業の昭和 33 年度歳入歳出決算についてみると、歳入総額 73 億円、歳出総額 72 億円、差引剰余額 1 億円である。歳入総額のうち経営収入は 18.4% の 13 億円、資本形成収入は 73.8% の 54 億円であり、歳出総額のうち経営支出は 11.3% の 8 億円、資本形成支出は 76.7% の 55 億円である。

経営の状況を適用企業における損益計算類似の方法により経営収入と経営支出に公債費を加えたものとの比率でみると、全体では 99、うち都市 90、町村 102、一部事務組合 186 である（第 17 表参照）。

第 117 表 昭和 33 年度簡易水道事業歳入歳出決算の状況

(単位百万円)

区 分	都道府県	大都市	都 市	町 村	一部事 務組合	合 計	
						決算額	構成比
歳 入 (A)	4	-	1 446	5 781	49	7 280	100.0
経営収入 (a)	-	-	262	1 063	13	1 338	18.4
資本形成収入	-	-	1 054	4 296	32	5 382	73.8
その他	4	-	130	422	4	560	7.8
歳 出 (B)	4	-	1 454	5 708	47	7 213	100.0
経営支出 (b)	-	-	189	619	6	814	11.3
資本形成支出	-	-	1 078	4 419	34	5 531	76.7
公債費 (c)	4	-	102	425	1	532	7.4
その他	-	-	85	245	6	336	4.6
差引 (A)-(B)	0	-	8	73	2	67	-
経営収入対経営支出、公債費比率 $\frac{(a)}{(b)+(c)} \times 100$	-	-	90	102	186	99	-

## 三 交 通 事 業

### 1 経営事業数

地方公共団体の経営する交通事業は、汽車、電車、バス、トロリーバス等の陸上交通と船舶、飛行機等であり、その総数は 150（うち適用企業 64）となつている。うち、軌道事業 21（適用企業 15）、自動車運送事業 53（適用企業 40）、地方鉄道事業 9（適用企業 7）、船舶運航事業 55（適用企業 2）、索道事業 12（適用企業 0）である。

これを団体別にみると、都の経営する 2 事業、大都市の経営する 12 事

業は、いずれも適用企業で、都市及び町村は 130（うち適用企業 48）、一部事務組合は 6（適用企業 2）である（第 118 表参照）。

第 118 表 昭和 33 年度交通事業経営事業数の状況

区 分	軌道事業		自動車運送事業		地方鉄道事業		船舶運航事業		索道事業		合 計	
	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用
都道府県	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-
市町村	14	6	39	12	7	2	-	50	-	12	60	82
(1)大都市	5	-	5	-	2	-	-	-	-	-	12	-
(2)都市及び町村	9	6	34	12	5	2	-	50	-	12	48	82
一部事務組合	-	-	-	1	-	-	2	3	-	-	2	4
合 計	15	6	40	13	7	2	2	53	-	12	64	86

## 2 施設と業務

昭和 33 年度末の交通事業の施設の状況をみると、営業線は 9,646km、運転系統長は 20,979km、在籍車輛 10,879 両であり、前年度に比し営業線では 1,139km、運転系統長では 3,652km、在籍車輛では 854 両といずれも増加している。

つぎに業務の状況を使用車輛、運転軒数についてみると、一日平均の使用車輛は 8,919 両で前年度より 465 両増加し、運転軒数は 128 万 km で前年度より 20 万 km 増加している。また乗車人員についてみると、年間 356,448 万人を輸送し、一日平均では 977 万人となつている（第 119 表参照）。

第119表 昭和33年度交通

区 分	昭和33年度(イ)			昭和
	適用企業	非適用企業	計	適用企業
営業線 (km)	7 672	1 974	9 646	6 559
運転系統長 (km)	18 785	2 194	20 979	15 203
在籍車輛 (両)	10 530	349	10 879	9 707
使用車輛 年間	3 010 885	174 134	3 185 019	2 948 908
一日平均	8 429	490	8 919	8 079
運転 年 間 (千km)	455 102	11 618	466 720	384 509
一日平均 (km)	1 246 855	32 006	1 278 861	1 053 450
乗車人員 年間 (千人)	3 481 490	82 985	3 564 475	3 348 241
一日平均 (人)	9 538 329	236 664	9 774 993	8 365 869
一車一日平均 (人)	1 132	—	1 132	1 035

(注) 1 自治庁調による。

2 本表は、法適用の軌道、自動車道路、地方鉄道事業のほか法適用外のこの

### 3 経営及び財政状況

#### (1) 適用企業

(ア) 昭和33年度における適用企業64(44団体)について営業収支の状況をみると、総収益438億円、総費用430億円、差引利益8億円(純利益11億円、32企業、純損失3億円、12企業)である。

(イ) 営業成績を総収益対総費用比率でみると、交通事業全体では102である。これを団体別にみると都道府県は100、大都市102、都市103、町村79、一部事務組合56となつている。

また、営業収益対営業費用の比率によつてみると、全体では105であり、団体別では都道府県102、大都市107、都市107、町村84、一部事務組合77となつている(第120表参照)。

## 事業施設の状況

32年度(ア)		増減(イ)-(ロ)		
非適用企業	計	適用企業	非適用企業	計
1 948	8 507	1 113	26	1 139
2 124	17 327	3 582	70	3 652
318	10 025	823	31	854
136 505	3 085 413	61 977	37 629	99 606
375	8 454	350	115	465
10 991	395 500	70 593	627	71 220
30 153	1 083 603	193 405	1 853	195 258
78 866	3 427 107	133 249	4 119	137 368
223 042	8 588 911	1 172 460	13 622	1 186 082
—	1 035	97	—	97

種事業を含むものである。

第120表 昭和33年度交通事業営業収支の状況 (単位 百万円)

区分	団体別					一部事務組合	合計
	都道府県	大都市	都市	町村			
営業収益	11 235	22 374	8 930	17	43	42 599	
営業外収益	462	516	226	2	1	1 207	
総収益(A)	11 697	22 890	9 156	19	44	43 806	
営業費用	11 068	20 958	8 388	19	56	40 489	
営業外費用	610	1 414	471	5	22	2 522	
総費用(B)	11 678	22 372	8 859	24	78	43 011	
差引(A)-(B)	19	518	297	△ 5	△ 34	795	
当年度純利益	19	699	359	0	1	1 078	
当年度純損失	—	181	62	5	35	283	
総収益対総費用比率	100	102	103	79	56	102	
営業収益対営業費用比率	102	107	107	84	77	105	

(㉞) 昭和 33 年度末の資産、負債及び資本の状況をみると、資産総額は 779 億円で、うち固定資産は 722 億円 (93%)、流動資産は 55 億円 (7%) である。

資産の源泉である資本及び負債についてみると、資本 691 億円 (89%)、負債 88 億円 (11%) であり、資本のうち自己資本金は 378 億円、借入資本金 241 億円、剰余金は 72 億円である。

団体別に固定資産の資産総額中に占める割合 (固定資産構成比率)

第 121 表 昭和 33 年度 交

区 分	団 体 別		大 都 市		都
	都 道 府 県	%		%	
固 定 資 産	23 707	97	39 620	91	8 533
流 動 資 産	682	3	3 748	9	977
繰 延 勘 定	34	—	74	—	52
計	24 423	100	43 442	100	9 562
資 本	22 513	92	38 379	88	7 929
自 己 資 本 金	8 497	35	25 245	58	4 007
借 入 資 本 金	8 763	36	11 425	26	3 584
剰 余 金	5 253	21	1 709	4	338
負 債	1 910	8	5 063	12	1 633

(2) 非適用企業

昭和 33 年度非適用交通事業の歳入歳出決算についてみると、歳入総額 14 億円、歳出総額 17 億円、差引不足額 3 億円である。

歳入総額のうち経営収入は 65.6% の 9 億円、資本形成収入は 26.0% の 4 億円であり、歳出総額のうち経営支出は 44.7% の 8 億円、資本形成支出は 32.1% の 6 億円である。

経営の状況を適用企業における損益計算類似の方法により経営収入と経営支出に公債費を加えたものとの比率でみると、全体では 102、うち都道府県 61、都市 102、町村 106、一部事務組合 91 である (第 122 表参照)。

と自己資本金に剰余金を加えたものの総資本中に占める割合（自己資本構成比率）をみると、次のとおりである（第121表参照）。

	固定資産構成比率	自己資本構成比率
全企業	93%	58%
都道府県	97%	56%
大都市	91%	62%
都市	89%	46%
町村	91%	△ 52%
一部事務組合	89%	△ 9%

通事業財政状況

(単位 百万円)

市	町	村	一部事務組合	合	計
89	19	91	366	89	72 246
10	2	9	44	11	5 453
1	—	—	—	—	159
100	21	100	410	100	77 858
83	8	38	272	66	69 101
42	5	24	—	—	37 754
37	19	90	307	75	24 098
4	△ 16	△ 76	△ 35	△ 9	7 249
17	13	62	138	34	8 757

第122表 昭和33年度交通事業(非適用)歳入歳出決算の状況

(単位 百万円)

区	分	都道府県	大都市	都市	町村	一部事務組合	合計	
							決算額	構成比
歳	収入	33	—	617	720	43	1 413	100.0
経	営	19	—	485	571	32	927	65.6
資	本	—	—	109	248	10	367	26.0
そ	の	14	—	23	81	1	119	8.4
歳	支出	32	—	866	768	47	1 713	100.0
経	営	19	—	415	305	27	766	44.7
資	本	—	—	242	296	12	550	32.1
公	債	12	—	62	64	8	146	8.5
そ	の	1	—	147	103	0	251	14.7
差	引	1	—	△ 249	△ 48	△ 4	△ 300	—
経営収入対経営支出、公債								
費比率 $\frac{(a)}{(b)+(c)} \times 100$		61	—	102	106	91	102	—



## 四 電 気 事 業

### 1 経営事業数

地方公共団体の経営する電気事業は、発電事業と配電事業の二つに大別されるが、都道府県の経営するものには、河川総合開発の多目的ダムによる発電事業が、市町村の経営するものには、離島、へき地に対する配電事業が多い。

昭和 33 年度末現在におけるこの種電気事業は 56（うち適用企業 25）、うち都道府県 29（適用企業 23）、都市及び町村 26（適用企業 1）、一部事務組合 1（適用企業 1）である（第 123 表参照）。

### 2 施設と業務

昭和 33 年度末における発電施設は、発電所数 92（うち適用企業 54）、  
第 124 表 昭和 33 年度 電 気

区 分	昭 和 33 年 度 (イ)			昭
	適用企業	非適用企業	計	適用企業
発 電 所 数	54	38	92	38
最 大 出 力 (kW)	650 289	86 220	736 509	483 629
年間発生電力量(千 kWh)	2 671 973	255 875	2 927 848	2 003 508

### 3 経営及び財政状況

#### 1 適用企業

(ア) 昭和 33 年度における適用企業 25、うち建設中のもの 1、残りの 24 について営業収支の状況をみると、総収益 86 億円、総費用 75 億円、差引利益 11 億円（純利益 12 億円、21 企業、純損失 1 億円、3 企業）である。

(イ) 事業の営業成績を総収益対総費用比率によつてみると、全体では 115 であり、うち、都道府県 115、町村 100、一部事務組合 100 である。また営業収益対営業費用比率でみると、全体では 247、団体別では都道府県 247、町村 125、一部事務組合 104 となつている（第 125 表参照）。

発電能力は最大出力 74 万kw（適用企業 65万kw）、前年度に比し発電所数 17、発電能力では 18万kw増加している。年間発生電力量は292,785万kwh で、前年度に比し 69,296万kwh 増加し、その増加率は 31%である（第 124 表参照）。

第 123 表 昭和 33 年度電気事業経営事業数の状況

区 分	適用企業	非適用企業	合 計
都 道 府 県	23	6	29
都 市 及 び 町 村	1	25	26
一 部 事 務 組 合	1	0	1
合 計	25	31	56

(注) 公益事業令にいう電気事業以外のものを含んでいる。

事業施設の状況

和 32 年 度 (㊦)		差 引 (㊦)-(㊦)		
非適用企業	計	適用企業	非適用企業	計
37	75	16	1	17
71 715	555 344	166 660	14 505	181 165
231 385	2 234 893	668 465	24 490	692 955

第 125 表 昭和 33 年度電気事業営業収支の状況

(単位百万円)

区 分	団 体 別				合 計
	都道府県	町 村	一部事務組合		
営 業 収 益	8 240	5	27		8 272
営 業 外 収 益	304	-	-		304
総 収 益 (A)	8 544	5	27		8 576
営 業 費 用	3 333	4	26		3 363
営 業 外 費 用	4 093	1	1		4 095
総 費 用 (B)	7 426	5	27		7 458
差 引 (A)-(B)	1 118	0	0		1 118
当 年 度 純 利 益	1 165	-	0		1 165
当 年 度 純 損 失	△ 47	-	-	△	47
総収益対総費用比率	115	100	100		115
営業収益対営業費用比率	247	125	104		247

(ウ) 昭和 33 年度末の資産、負債及び資本の状況をみると、資産総額は 952 億円で、うち固定資産は 873 億円 (92%)、流動資産は 79 億円 (8%) であり、その大部分が都道府県である。

資産の源泉である資本及び負債についてみると、資本 911 億円 (96%)、負債 40 億円 (4%) であり、資本のうち自己資本金は 81 億円、借入資本金 784 億円、剰余金は 46 億円で借入資本金の占める割合は圧倒的に多い。

団体別に固定資産の資産総額中に占める割合 (固定資産構成比率) と自己資本金に剰余金を加えたものの総資本中に占める割合 (自己資本構成比率) をみると、次のとおりである (第 126 表参照)。

	固定資産構成比率	自己資本構成比率
全 企 業	92%	14%
都 道 府 県	92%	14%
町 村	95%	42%
一部事務組合	87%	41%

第 126 表 昭和 33 年度電気事業財政状況

(単位百万円)

区分	都道府県		町 村		一部事務組合		合 計	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
固 定 資 産	87 199	92	18	95	45	87	87 262	92
流 動 資 産	7 877	8	1	5	6	13	7 884	8
繰 延 勘 定	13	—	—	—	—	—	13	—
計	95 089	100	19	100	51	100	95 159	100
資 本	91 076	96	18	95	45	88	91 139	96
自己資本金	8 085	9	—	—	—	—	8 085	9
借入資本金	78 402	82	10	53	24	47	78 436	82
剰 余 金	4 589	5	8	42	21	41	4 618	5
負 債	4 013	4	1	5	6	12	4 020	4

## (2) 非適用企業

法適用外の電気事業の昭和 33 年度歳入歳出決算の状況は、歳入総額 35 億円、歳出総額 34 億円、差引剰余额 1 億円である。歳入総額のうち経営収入は 14.4% の 5 億円、資本形成収入は 70.5% の 25 億円で

あり、歳出総額のうち経営支出は 4.9% の 2 億円、資本形成支出は 65.3% の 22 億円である。

経営の状況を適用企業における損益計算類似の方法により経営収入と経営支出に公債費を加えたものとの比率でみると、全体では 74、うち都道府県 69、都市 88、町村 118 である（第 127 表参照）。

第 127 表 昭和 33 年度電気事業(非適用)歳入歳出決算の状況

(単位百万円)

区 分	都道府県	都 市	町 村	合 計	
				決 算 額	構 成 比 %
歳 入 (A)	3 392	9	99	3 500	100.0
経営収入 (a)	419	7	78	504	14.4
資本形成収入	2 458	—	10	2 468	70.5
その他の収入	515	2	11	528	15.1
歳 出 (B)	3 256	8	107	3 371	100.0
経営支出 (b)	119	6	41	166	4.9
資本形成支出	2 188	—	13	2 201	65.3
公債費 (c)	488	2	25	515	15.3
その他の支出	461	0	28	489	14.5
差 引 (A) - (B)	136	1	8	129	—
経営収入対経営支出、公債費比率 $\frac{(a)}{(b)+(c)} \times 100$	69	88	118	74	—

## 五 ガ ス 事 業

### 1 経営事業数と施設

地方公共団体が経営するガス事業は、昭和 33 年度末現在で 28、うち適用企業は 21 である。ガス事業は、都市及び町村のみで経営されている。

ガス事業の施設及び業務の状況をみると、現在供給人口は 51 万人（うち適用企業 42 万人）で、前年度に比し 13 万人増加し、計画供給人口に対する普及率は 26.8% である。

導管延長は 200 万 m に及び、年間ガス生産量は、6,721 万 m<sup>3</sup>（適用企業 5,802 万 m<sup>3</sup>）であつて、前年度に比し 1,151 万 m<sup>3</sup> 増加している。ガス生産の際の副産物であるコークス、タール、カーボンの年間の生産量はそれぞれ 43,195 t、3,714 t、3.5 t である（第 128 表及び第 129 表参照）。

第 128 表 昭和 33 年度ガス事業経営企業数の状況

区 分	適用企業	非適用企業	合 計
都 道 府 県	0	0	0
都 市 及 び 町 村	21	7	28
合 計	21	7	28

第 129 表 昭 和 33 年 度 ガ ス

区 分	昭 和 33 年 度 (イ)			
	適 用 企 業	非 適 用 企 業	計	
計 画 供 給 人 口 (人) (A)	1 734 088	173 280	1 907 368	
現 在 供 給 人 口 (人) (B)	422 286	88 176	510 462	
$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)	24.4	50.9	26.8	
導 管 延 長 {	2 吋 以 上 (m)	924 818	195 598	1 120 416
	2 吋 未 滿 (m)	603 275	282 288	885 563
	計 (m)	1 528 093	477 886	2 005 979
年 間 ガ ス 生 産 量 (千 m <sup>3</sup> )	58 021	9 193	67 214	
年 間 コ ー ク ス 生 産 量 (t)	41 332	1 863	43 195	
年 間 タ ー ル 生 産 量 (t)	3 583	131	3 714	
年 間 カ ー ボ ン 生 産 量 (t)	3	0.5	3.5	

(注) 自治庁調による

## 2 経営及び財政状況

### (1) 適用企業

(ア) 昭和 33 年度における適用企業 21 のうち、建設中のもの 1 を除いた 20 企業について営業収支の状況をみると、総収益 14 億円、総費用 15 億円、差引損失 1 億円（純利益 3 千万円、10 企業、純損失 1 億 1 千万円、10 企業）である。

(イ) 営業成績を総収益対総費用の比率をみると、ガス事業全体では 95 で、団体別では都市 95、町村 112 である。また経営収入対経営支出の比率でみると、全体では 100、団体別では都市 100、町村 133 となっている（第 130 表参照）。

事業施設の状況

昭和32年度(㊦)			差引(㊦)-(㊦)		
適用企業	非適用企業	計	適用企業	非適用企業	計
1400326	145698	1546024	333762	27582	361344
313985	66366	380351	108301	21810	130111
22.4	45.6	24.6	2.0	5.3	2.2
745024	118043	863067	179794	77555	257349
875082	240345	1115427	△271807	41943	△229864
1620106	358388	1978494	△92013	119498	27485
47826	7873	55699	10195	1320	11515
39358	1546	40904	1974	317	2291
2760	120	2880	823	11	834
11.5	0.5	12.0	△8.5	0	△8.5

第130表 昭和33年度ガス事業営業収支の状況

(単位 百万円)

区-分	団体別			合計
	都	市	町 村	
管業収益	1209		9	1218
管業外収	206		10	216
管業外収益(A)	1415		19	1434
管業外費用(B)	1205		7	1212
管業外費用(C)	288		10	298
管業外費用(D)	1493		17	1510
差引(A)-(B)	△79		3	△76
当年純利益	34		3	37
当年純損失	△113		-	△113
純収益対総費用比率	95		112	95
管業収益対管業費用比率	100		133	100

(ウ) 昭和 33 年度末の資産、負債及び資本の状況をみると、資産総額は 34 億円で、うち固定資産は 28 億円 (83%)、流動資産は 6 億円 (17%) である。

資産の源泉である資本及び負債についてみると、資本 26 億円 (77%)、負債 8 億円 (23%) であり、資本のうち自己資本金は 6 億円、借入資本金 19 億円、剰余金は 1 億円である。

団体別に固定資産の資産総額中に占める割合 (固定資産構成比率) と自己資本金に剰余金を加えたものの総資本中に占める割合 (自己資本構成比率) をみると、次のとおりである (第 131 表参照)。

	固定資産構成比率	自己資本構成比率
全 企 業	83 %	20 %
都 市	83 %	20 %
町 村	79 %	9 %

第 131 表 昭和 33 年度ガス事業財政状況 (単位 百万円)

団体別				都 市		町 村		合 計	
区 分					%		%		%
固 定 資 産	流 動 資 産	自 借 利	定 額	2 734	83	58	80	2 792	83
			延 延	542	17	14	20	556	17
			計	6	—	1	—	7	—
			計	3 282	100	73	100	3 355	100
資 本	自 借 利	負	定 額	2 527	77	52	71	2 579	77
			延 延	629	19	—	—	629	19
			計	1 857	57	45	62	1 902	57
			計	41	1	7	9	48	1
			755	23	21	29	776	23	

## (2) 非適用企業

非適用企業に属するガス事業の昭和 33 年度歳入歳出決算をみると、歳入総額は 3 億円、歳出総額は 3 億 1 千万円、差引 1 千億円の不足である。

経営収入は 30.5% の 1 億円、資本形成収入は 63.3% の 2 億円であり、歳出のうち経営支出は 23.6% の 1 億円、資本形成支出は 63.2% の 2 億円である。

経営の状況を適用企業における損益計算類似の方法により経営収入と経営支出に公債費を加えたものとの比率でみると、全体では 99、うち都市 99、町村 100 である (第 132 表参照)。

第 132 表 昭和 33 年度ガス事業(非適用)歳入歳出決算の状況

(単位 百万円)

区 分	都 市	町	合 計	
			決 算 額	構 成 比
歳 入 (A)	263	42	305	100.0
営 業 収 入 (a)	87	6	93	30.5
資 本 形 成 収 入	159	34	193	63.3
そ の 他	17	2	19	6.2
歳 出 (B)	270	48	318	100.0
営 業 支 出 (b)	71	4	75	23.6
資 本 形 成 支 出	160	41	201	63.2
公 債 費 (c)	17	2	19	6.0
そ の 他	22	1	23	7.2
差 引 (A)-(B)	△ 7	△ 6	△ 13	-
経 営 収 入 対 経 営 支 出、公 債 費 比 率 (a)/(b) × 100	99	100	99	-

## (六) 病 院 事 業

### 1 経 営 事 業 数

昭和 33 年度末現在の病院事業を経営する事業数は、総数 528 (うち適用企業 28) であり、うち都道府県 42 (適用企業 5)、大都市 5、都市及び町村 316 (適用企業 22)、一部事務組合 165 (適用企業 1) である (第 133 表参照)。

第 133 表 昭和 33 年度病院事業経営事業数の状況

区 分	適 用 企 業	準 公 営 企 業	合 計
都 道 府 県	5	37	42
市 町 村	22	299	321
(1) 大 都 市	0	5	5
(2) 都 市 及 び 町 村	22	294	316
一 部 事 務 組 合	1	164	165
合 計	28	500	528



### 3 施設と業務

昭和 33 年度末における病院数は 956、病床数は 118,670床、建物延面積は 1,303 千坪であり、前年度に比し病床数では 9,863 床、建物延面積では 85 千坪増加している。

第 134 表 昭和 33 年度 病

区 分	昭 和 33 年 度 (イ)		
	適 用 企 業	準 公 営 企 業	計
病 院 数	80	876	956
病 床 数 (床)	15 388	103 282	118 670
建 物 延 面 積 (坪)	121 572	1 181 499	1 303,071
年 延 利 用 者 数 (人)	10 181 555	57 425 847	67 607 402
外 来	5 537 628	29 511 127	35 048 755
入 院	4 643 927	27 9 14 720	32 558 647
一 日 平 均 利 用 者 数 (人)	30 310	164 140	194 450
外 来	17 597	89 118	106 715
入 院	12 712	75 022	87 734

(注) 自治庁調による。

### 3 経営及び財政状況

#### (1) 適用企業

(ア) 適用企業 28 団体について昭和 33 年度における営業収支の状況を見ると、総収益 44 億円、総費用 43 億円、差引利益は 1 億円 (純利益 9 千万円、20 団体、純損失 2 千万円、8 団体) である。

(イ) 営業成績を総収益対総費用比率で見ると、病院事業全体では 102 団体別では都道府県と都市はともに 102、町村のみが 98 と損失を生じている。

また、営業収益対営業費用の比率で見ると、全体では 106、団体別では都道府県 105、都市 108、町村 101 となつている (第 135 表参照)。

業務状況を利用者数によつてみると、外来患者は1日平均10万7千人、年間3,505万人で、入院患者は一日平均8万8千人、年間3,256万人で、あわせて一日平均19万4千人、年間6,761万人である。前年度に比し一日平均では2万人、年間では736万人の増加となつている（第134表参照）。

### 院事業施設の状況

昭和32年度 (円)			差 引 (円)——(円)		
適用企業	準公営企業	計	適用企業	準公営企業	計
72	879	951	8	△ 3	5
12 222	96 585	108 807	3 166	6 697	9 863
93 129	1 125 371	1 218 500	28 443	56 128	84 571
7 892 583	52 354 072	60 246 655	2 288 972	5 071 775	7 360 747
4 248 760	27 533 961	31 782 721	1 288 868	1 977 166	3 266 034
3 643 823	24 820 111	28 463 934	1 000 104	3 094 609	4 094 713
24 177	150 558	174 735	6 133	13 582	19 715
13 864	82 686	96 550	3 733	6 432	10 165
10 313	67 872	78 185	2 399	7 150	9 549

第135表 昭和33年度病院事業営業収支の状況（単位 百万円）

区 分	団 体 別			総 額
	都道府県	都 市	町 村	
営 業 収 益	2 678	1 527	112	4 317
営 業 外 収 益	38	55	2	95
総 収 益 (A)	2 716	1 582	114	4 412
営 業 費 用	2 557	1 420	111	4 088
営 業 外 費 用	111	138	5	254
総 費 用 (B)	2 668	1 558	116	4 342
差 引 (A)-(B)	48	24	△ 2	70
当 年 度 純 利 益	48	42	—	90
当 年 度 純 損 失	—	△ 18	△ 2	△ 20
総収益対総費用比率	102	102	98	102
営業収益対営業費用比率	105	108	101	106

(ウ) 昭和 33 年度末の資産、負債及び資本の状況をみると、資産総額は 61 億円で、うち固定資産は 49 億円 (81%)、流動資産は 12 億円 (19%) である。

資産の源泉である資本及び負債についてみると、資本 47 億円 (77%)、負債 14 億円 (23%) であり、資本のうち自己資本金は 17 億円、借入資本金 26 億円、剰余金は 4 億円である。

団体別に固定資産の資産総額中に占める割合 (固定資産構成比率) と自己資本金に剰余金を加えたものの総資本中に占める割合 (自己資本構成比率) をみると、次のとおりである (第 136 表参照)。

	固定資産構成比率	自己資本構成比率
全 企 業	81 %	34 %
都 道 府 県	79 %	40 %
都 市	83 %	26 %
町 村	81 %	21 %

第 136 表 昭和 33 年度病院事業財政状況 (単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		都 市		町 村		合 計	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
固 定 資 産	2 826	79	1 973	83	112	81	4 911	81
流 動 資 産	741	21	389	17	25	18	1 155	19
繰 延 勘 定	—	—	4	—	1	1	5	—
計	3 567	100	2 366	100	138	100	6 071	100
資 本	2 829	79	1 769	75	92	67	4 690	77
自己資本金	1 154	32	561	24	—	—	1 715	28
借入資本金	1 392	39	1 155	49	63	46	2 610	43
剰 余 金	283	8	53	2	29	21	365	6
負 債	738	21	597	25	46	33	1 381	23

(2) 準公営企業

- 準公営企業に属する病院事業の昭和 33 年度歳入歳出決算をみると歳入総額 333 億円、歳出総額 333 億円、差引過不足なしである。歳入のうち経営収入は 74.4% の 248 億円、資本形成収入は 15.4% の 51 億円で、歳出のうち経営支出は 72.8% の 242 億円、資本形成支

出は 16.2% の 54 億円である。

経営の状況を適用企業における損益計算類似の方法により経営収入と経営支出に公債費を加えたものとの比率でみると、全体では 95、うち都道府県 94、大都市 91、都市 94、町村 94、一部事務組合 99 である（第 137 表参照）。

第 137 表 昭和 33 年度病院事業(非適用)歳入歳出決算の状況

(単位 百万円)

区 分	都道府県	大都市	都 市	町 村	一部事 務組合	合 計	
						決算額	構成比
歳 入 (A)	12 854	2 242	12 049	2 449	3 729	33 323	100.0
経営収入 (a)	9 581	1 626	8 831	1 803	2 947	24 788	74.4
資本形成収入 (b)	1 766	309	2 174	379	501	5 129	15.4
その他収入 (c)	1 507	307	1 044	267	281	3 406	10.2
歳 出 (B)	12 262	2 238	12 493	2 611	3 716	33 320	100.0
経営支出 (a)	9 431	1 639	8 608	1 799	2 767	24 244	72.8
資本形成支出 (b)	1 646	424	2 355	420	558	5 403	16.2
公債費 (c)	714	145	749	128	200	1 936	5.8
その他 (d)	471	30	781	264	191	1 737	5.2
差引 (A)-(B)	592	4	△ 444	△ 162	13	3	-
経営収入対経営支出、公債費比率 (a)/(b)+(c) × 100	94	91	94	94	99	95	-

(3) 病院事業会計の普通会計からの繰入金の状況をみると、適用及び準公営企業を通じて、昭和 33 年度における繰入総額は 31 億円で、うち都道府県 17 億円、大都市 3 億円、都市及び町村は 11 億円であり、前年度に比較して総額において 7 億円（増加率 30%）増加し、なかでも都道府県の 6 億円、56% の増加は顕著である（第 138 表参照）。

第 138 表 昭和 33 年度病院事業会計の普通会計からの繰入金の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和33年度 (A)	昭和32年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100 (%)
都 道 府 県	1 722	1 104	618	56
市、 町 村	1 421	1 320	101	8
(1) 大 都 市	347	301	46	15
(2) 都 市 及 び 町 村	1 074	1 019	55	5
合 計	3 143	2 424	719	30

## 七 下水道事業

### 1 経営事業数と施設

ここに述べる下水道事業は、地方公営企業法の適用を受けているものと、準公営企業として取扱われている大都市の下水道事業の状況である。昭和 33 年度末現在で、地方公営企業法の適用を受ける 1 都 9 市（うち大都市 2）1 町村と、大都市のうち地方公営企業法の適用を受けていない 3 市の経営するものあわせて 14 である。

第 139 表 昭 和 33 年 度 下

区 分	昭 和 33 年 度 (イ)		
	適 用 企 業	準公営企業	計
計 画 排 水 人 口 (千 人) (A)	10 086	8 475	18 561
現 在 排 水 人 口 (千 人) (B)	3 884	1 782	5 666
$\frac{(B)}{(A)} \times 100 (\%)$	38.5	21.0	30.5
排 水 管 総 延 長 (千 m)	4 496	2 511	7 007
年 間 総 処 理 水 量 (千 m <sup>3</sup> )	424 209	239 944	664 153

(注) 自治庁調による。

### 2 経営及び財政状況

#### (1) 適用企業

(ア) 適用企業 10 団体（1 団体は水道事業中に計上している。）について昭和 33 年度における営業収支の状況をみると、総収益は 29 億円、総費用は 28 億円、差引利益 1 億円（純利益 2 億円、6 団体、純損失 1 億円、4 団体）である。

(イ) 営業成績を総収益対総費用の比率でみると、全体では 103、団体別では、利益を生じている団体は、都の 108 のみで、大都市、都市及び町村とも損失を生じ、それぞれ 93、83、55 となつている。

また営業収益対営業費用の比率でみると、全体では 102、団体別では都 107、大都市 92、都市 80、町村 81 となつている（第 140 表参照）。

これら 14 事業の昭和33年度末における施設及び業務の状況をみると、排水管の総延長は 7,007km（うち適用企業 4,496km）に及び、現在排水人口は 567 万人（適用企業 388 万人）で計画排水人口に対し 38.5% の普及率であり、1 年間に処理される総水量は 66,415 万 m<sup>3</sup>（適用企業 42,420 万 m<sup>3</sup>）である。前年度に比し、排水人口は 78 万人増加し、排水管総延長は 188km、年間総処理水量は 8,254 万 m<sup>3</sup> 増加している（第139 表参照）。

### 水道事業施設の状況

昭和 32 年度 (甲)			差 引 (イ)-(ロ)		
適用企業	準公営企業	計	適用企業	準公営企業	計
8 756	7 274	16 030	1 330	1 201	2 531
3 152	1 737	4 889	732	45	777
36.0	23.9	30.5	2.5	△ 2.9	0
4 412	2 407	6 819	84	104	188
343 084	238 532	581 616	81 125	1 412	82 537

第 140 表 昭和 33 年度下水道事業営業収支の状況（単位 百万円）

区 分	団 体 別				合 計
	都道府県	大都市	都 市	町 村	
営 業 収 益	1 939	609	81	1	2 630
営 業 外 収 益	207	81	20	0	308
総 収 益 (A)	2 146	690	101	1	2 938
営 業 費 用	1 811	664	101	1	2 577
営 業 外 費 用	183	77	21	0	281
総 費 用 (B)	1 994	741	122	1	2 858
差 引 (A)-(B)	152	△ 51	△ 21	0	80
当 年 度 純 利 益	152		2	0	154
当 年 度 純 損 失		51	23	0	74
総収益対総費用比率	108	93	83	55	103
営業収益対営業費用比率	107	92	80	81	102

(ウ) 昭和 33 年度末の資産、負債及び資本の状況をみると、資産総額は 323 億円で、うち固定資産は 301 億円 (93%)、流動資産は 22 億円 (7%) である。

資産の源泉である資本及び負債についてみると、資本 311 億円、(96%)、負債 12 億円 (4%) であり、資本のうち自己資本金は 209 億円、借入資本金 50 億円、剰余金は 51 億円である。

団体別に固定資産の資産総額中に占める割合 (固定資産構成比率) と自己資本金に剰余金を加えたものの総資本中に占める割合 (自己資本構成比率) をみると、次のとおりである (第 141 表参照)。

	固定資産構成比率	自己資本構成比率
全 企 業	93 %	81 %
都 道 府 県	93 %	81 %
大 都 市	94 %	78 %
都市及び町村	92 %	73 %

第 141 表 昭和 33 年度下水道事業財政状況 (単位 百万円)

区 分	都 道 府 県		大 都 市		都市及び町村		合 計	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
固 定 資 産	21 474	93	7 464	94	1 209	92	30 147	93
流 動 資 産	1 604	7	458	6	103	8	2 165	7
繰 延 勘 定	-	-	-	-	1	-	1	-
計	23 078	100	7 922	100	1 313	100	32 313	100
資 本	22 242	96	7 635	96	1 232	94	31 109	96
自己資本金	13 950	60	6 230	79	759	58	20 939	65
借入資本金	3 339	15	1 420	18	275	21	5 034	15
剰 余 金	4 953	21	△ 15	△ 1	198	15	5 136	16
負 債	836	4	287	4	81	6	1 204	4

## (2) 準公営企業

準公営企業に属する大都市 (適用企業を除く。) の下水道事業の昭和 33 年度歳入歳出決算をみると、歳入総額は 34 億円、歳出総額は 33 億円、差引 1 億円の利益である。歳入のうち経営収入は 25.5% の 9 億円、資本形成収入は 56.1% の 19 億円であり、歳出のうち経営支出は 26.4

%の9億円、資本形成支出は66.6%の22億円である。

経営の状況を適用企業における損益計算類似の方法により経営収入と経営支出に公債費を加えたものとの比率でみると81である(第142表参照)。

第142表 昭和33年度下水道事業(非適用)歳入歳出決算の状況

(単位 百万円)

区 分	決 算 額	構 成 比
歳 入 (A)	3 423	100.0
経営収入 (a)	872	25.5
資本形成収入	1 922	56.1
その他	629	18.4
歳 出 (B)	3 342	100.0
経営支出 (b)	882	26.4
資本形成支出	2 226	66.6
公債費 (c)	213	6.4
その他	21	0.6
差引 (A)-(B)	81	-
経営収入対経営支出、公債費比率 $\frac{(a)}{(b)+(c)} \times 100$	81	-

## 八 その他の公営企業等

### 1 経営事業数

地方公共団体の経営する公営事業のうち、前各項に述べたもの以外の公営企業等の昭和33年度末における経営事業数の状況をみると、

(ア) 適用企業では、土地造成事業3、温泉事業5、モーターボート競走事業2と医薬品製剤、公営企業資金運用、河川統制、採石、製縫事業各1であわせて17である。

(イ) 準公営企業では、港湾事業のうち上屋、倉庫、荷役機械、埋立等を事業内容とする港湾整備事業78、市場事業57、と畜場事業421、観光施設事業37、宅地造成事業35あわせて624である。

### 2 施設と業務

(ア) 港湾整備事業



昭和 33 年度末における港湾整備事業の施設の現況は、上屋倉庫は 37万 2千坪、荷役機械 1,857 基、船舶の離着岸を補助する舟艇 73 っている。とな

また、このうち昭和 33 年度中に整備された施設の状況をみると、上屋倉庫では、木造 3 百坪、鉄筋コンクリート造等非木造 1万3千 坪あわせて1万 4千坪、荷役機械 19 基、船舶の離着岸を補助する舟艇6 隻となっており、昭和 33 年度中には完成をみなかつたが、工事中のものは、上屋倉庫で非木造のもの 2万9千 坪、荷役機械7基、舟艇8隻となつている。港湾整備事業による埋立地は、昭和 33 年度中に完成したもの 114 万坪あり、現在工事中のものは 218万 坪である（第143表参照）。

第 143 表 昭和 33 年度港湾施設の状況

区 分	上 屋 倉 庫 (坪)			荷役機械 (基)	船舶の離着 岸を補助す る舟艇(隻)	埋立面積 (坪)
	木 造	非木造	計			
現 況	93 189	278 401	371 590	1 857	73	
整 備 状 況						
(1) 完 成 分	363	13 312	13 675	19	61	135 414
(2) 工 事 分	-	29 353	29 353	7	82	177 459

(注) 自治庁調による。

#### (イ) 市 場

昭和 33 年度末の市場数は 200、建物延面積は 20万7千 坪、うち鉄筋コンクリート造は9万 5千坪で、年間取引高は 2,825 億円に達する（第 144 表参照）。

#### (ロ) と 畜 場

昭和 33 年度末のと畜場数は 548、と畜場建物延面積は 8万 坪で、うち鉄筋コンクリート造は 1万 5千坪であり、年間と殺頭数は 319万頭である（第 145 表参照）。

#### (ハ) 宅地造成事業

土地区画整理法による宅地造成事業で造成された昭和 33 年度末における宅地面積は 433 万坪で、現在工事中のものは 1,251 万坪に及んでいる（第 146 表参照）。

第 144 表 昭和 33 年度市場施設の状況

区 分	昭和33年度(イ)	昭和32年度(ロ)	増 減 (イ)-(ロ)	
箇 所 数	200	183	17	
建 物 延 面 積 (坪)	206 701	180 219	26 482	
内 訳	鉄筋コンクリート造	95 201	81 897	13 304
	鉄 骨 造	44 414	37 794	6 620
	そ の 他 造	67 086	60 528	6 558
年 間 取 引 高 (千円)	282 570 214	251 487 983	31 082 231	

(注) 自治庁調による。

第 145 表 昭和 33 年度と畜場施設の状況

区 分	昭和33年度(イ)	昭和32年度(ロ)	差 引 (イ)-(ロ)	
箇 所 数	548	530	18	
建 物 延 面 積 (坪)	79 999	74 064	5 935	
内 訳	鉄筋コンクリート造	14 610	12 518	2 092
	鉄 骨 造	3 229	2 638	591
	そ の 他 造	62 160	58 908	3 252
年 間 と 殺 日 数 (日)	91 763	86 397	5 366	
年 間 と 殺 頭 数 (頭)	3 189 316	2 625 286	564 030	
内 訳	大 動 物	646 910	566 303	80 607
	小 動 物	2 542 406	2 058 983	483 423

(注) 自治庁調による。

第 146 表 昭和 33 年度土地区画整理事業による宅地造成の状況

(単位 坪)

区 分	都 道 府 県	大 都 市	都 市 及 び 町 村	計
完 成 分	960 768	9 491	3 364 655	4 334 914
工 事 中 分	2 930 689	961 393	8 615 151	12 507 233

(注) 自治庁調による。

### 3 経営及び財政状況

#### (1) 適用企業

(ア) 昭和33年度における適用企業の13団体(4事業は目下建設中の事業であるため除いたものである。)営業収支の状況をみると、総収益22億円、総費用20億円、差引利益2億円(純利益2億円、11団体、純損失1百万円、2団体)である。

(イ) 営業成績を総収益対総費用比率及び営業収益対営業費用比率でみると、全体では、それぞれ109と108となっており、団体別にみると次のとおりである(第147表参照)。

	総収益対総費用比率	営業収益対営業費用比率
全 企 業	109%	108%
都 道 府 県	135%	117%
都 市	105%	105%
町 村	133%	100%
一部事務組合	109%	110%

第147表 昭和33年度その他の事業営業収支の状況

(単位 百万円)

区 分	団 体 別				合 計
	都道府県	都 市	町 村	一部事務組合	
営 業 収 益	132	924	3	1 130	2 189
営 業 外 収 益	31	5	1	3	40
総 収 益 (A)	163	929	4	1 133	2 229
営 業 費 用	113	883	3	1 031	2 030
営 業 外 費 用	8	5	0	5	18
総 費 用 (B)	121	888	3	1 036	2 048
差 引 (A)-(B)	42	41	1	97	181
当 年 度 純 利 益	42	42	1	97	182
当 年 度 純 損 失	-	1	-	-	1
総収益対総費用比率	135	105	133	109	109
営業収益対営業費用比率	117	105	100	110	108

(ウ) 昭和 33 年度末の資産、負債及び資本の状況をみると、資産総額は 93 億円で、うち固定資産は 65 億円 (70%)、流動資産は 28 億円 (30%) である。

資産の源泉である資本及び負債についてみると、資本 31 億円 (33%)、負債 62 億円 (67%) であり、資本のうち自己資本金は 12 億円、借入資本金 16 億円、剰余金は 2 億円である。

団体別に固定資産の資産総額中に占める割合 (固定資産構成比率) と自己資本金に剰余金を加えたものの総資本中に占める割合 (自己資本構成比率) をみると、次のとおりである (第 148 表参照)。

	固定資産構成比率	自己資本構成比率
全 企 業	70%	16%
都 道 府 県	67%	14%
都 市	85%	17%
町 村	90%	20%
一部事務組合	10%	-

第 148 表 昭和33年度その他の企業財政状況

(単位 百万円)

区分	都道府県		都 市		町 村		一部事務組合		合 計	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
固定資産	4 800	67	1 629	85	9	90	15	10	6 453	70
流動資産	2 389	33	282	14	1	10	142	90	2 814	30
繰延勘定	-	-	12	1	-	-	-	-	12	0
計	7 189	100	1 923	100	10	100	157	100	9 279	100
資 本	1 969	27	937	49	9	90	157	100	3 072	33
自己資本金	947	13	263	14	2	20	-	-	1 212	13
借入資本金	976	13	614	32	7	70	15	10	1 612	17
剰余金	46	1	60	3	0	-	142	90	248	3
負 債	5 220	73	986	51	1	10	-	-	6 207	67

(2) 準公営企業

その他の準公営企業会計の昭和 33 年度歳入歳出決算をみると、全体では歳入総額 186 億円、歳出総額は 166 億円、差引 20 億円の剰余である。これを団体別にみると、都道府県の歳入 65 億円、歳出 55 億円、差引 10 億円の剰余、大都市の歳入 42 億円、歳出 36 億円、差引 6 億円の剰余、都市の歳入 73 億円、歳出 68 億円、差引 5 億円の剰余、町

村の歳入5億6千万円、歳出6億円、差引4千万円の不足、一部事務組合の歳入1千万円、歳出2千万円、差引1千万円の不足である。

事業別にみると、港湾整備事業会計は歳入103億円、歳出90億円差引剰余13億円、市場事業会計は、歳入41億円、歳出38億円、差引剰余3億円、と畜場事業会計は歳入16億円、歳出14億円、差引剰余2億円、観光施設事業会計は歳入14億円、歳出11億円、差引剰余3億円、宅地造成事業会計は歳入12億5千万円、歳出12億3千万円、差引剰余2千万円である。経営の状況を経営収入対経営支出に公債費を加えたものの比率でみると、宅地造成事業 668、港湾整備事業 283、観光施設事業 154 と畜場事業 122、市場事業 89 である（第149表参照）。

第149表 昭和33年度その他の事業（非適用）歳入歳出決算の状況  
その1 団体別 (単位 百万円)

区 分	都道府県	大都市	都 市	町 村	一部事 務組合	合 計	
						決算額	構成比
歳 入 (A)	6 537	4 193	7 351	556	12	18 649	100.0%
経営収入 (a)	2 331	1 585	3 555	285	8	7 764	41.6
資本形成収入	2 984	2 206	2 717	212	3	8 122	43.6
その他	1 222	402	1 079	59	1	2 763	14.8
歳 出 (B)	5 501	3 615	6 835	596	23	16 570	100.0%
経営支出 (b)	806	772	1 109	194	5	2 886	17.4
資本形成支出	4 054	2 496	3 297	285	8	10 140	61.2
公債費 (c)	527	265	590	36	5	1 423	8.6
その他	114	82	1 839	81	5	2 121	12.8
差引 (A)-(B)	1 036	578	516	40	11	2 079	-
経営収入対経営支出、公債費比率 (a)/(b)+(c) × 100	176	153	209	124	80	180	-

その2 事業別 (単位 百万円)

区 分	港湾整 備事業	市 場 事 業	と畜場 事 業	観光施 設事業	宅地造 成事業	合 計
歳 入 (A)	10 265	4 122	1 565	1 440	1 257	18 649
経営収入 (a)	4 129	1 625	770	432	808	7 764
資本形成収入	4 754	1 592	597	797	382	8 122
その他	1 382	905	198	211	67	2 763
歳 出 (B)	8 999	3 818	1 415	1 107	1 231	16 570
経営支出 (b)	683	1 368	487	262	86	2 886
資本形成支出	6 035	1 704	721	727	953	10 140
公債費 (c)	774	454	142	18	35	1 423
その他	1 507	292	65	100	157	2 121
差引 (A)-(B)	1 266	304	150	333	26	2 079
経営収入対経営支出、公債費比率 (a)/(b)+(c)	283	89	122	154	668	180

## 九 収 益 事 業

### 1 経営事業数

昭和 33 年度において施行された収益事業数は 332 であり、うち競馬事業は 94、競輪事業は 150、モーターボート競走事業は 29、小型自動車競走事業は 7、宝くじ事業は 52 である（第 150 表参照）。

第 150 表 昭和33年度収益事業施行事業数の状況

区 分	競馬事業	競輪事業	モーターボート競走事業	小型自動車競走事業	宝くじ事業	会 計
都 道 府 県	21	16	2	2	46	87
市 町 村	58	104	20	5	6	193
(1) 大 都 市	4	4	0	0	5	13
(2) 都市及び町村	54	100	20	5	1	180
一部事務組合	15	30	7	0	0	52
合 計	94	150	29	7	52	332

(注) 本表は、昭和33年度において施行された事業数を集計したものである。

### 2 経営状況

(ア) 昭和 33 年度における収益事業会計の歳入歳出決算をみると、歳入総額は 1,337 億円、歳出総額は 1,322 億円、差引剰余は 15 億円であり普通会計へ 129 億円繰り出している。歳入総額のうち、経営収入は 98.3% の 1,314 億円、その他は 1.7% の 22 億円であり、歳出総額のうち、経営支出は 85.6% の 1,132 億円、その他は 14.0% の 184 億円である。

団体別にみると、都道府県は歳入 373 億円、歳出 368 億円、差引 5 億円の剰余、大都市は歳入 76 億円、歳出 75 億円、差引 1 億円の剰余、都市は歳入 763 億円、歳出 754 億円、差引 9 億円の剰余であり、町村は歳入 3 億円、歳出 3 億円、一部事務組合は歳入 122 億円、歳出 122 億円といずれも差引過不足なしである。

また事業別に主なものをみると、歳入では 競輪事業は総額の 58.3% の 779 億円、競馬事業は 18.8% の 251 億円、モーターボート競走事業は 17.1% の 228 億円である。歳出では競輪事業は 769 億円 (58.2%)、競馬事業は 248 億円 (18.8%)、モーターボート競走事業は 228 億円 (17.2%) である。剰余額では、競輪の 10 億円、競馬の 3 億円、モーターボート競走の 6 千万円、小型自動車競走の 6 千万円、宝くじ 5 千万円である。

(イ) 経営の状況を経営収入対経営支出の比率でみると、全体では 116、団体別では都道府県 120、大都市 122、都市 114、町村 186、一部事務組合 110 となっており、事業別では、競輪事業 117、小型自動車競走事業 114、モーターボート競走事業 112、競馬事業 109 となっている（第 151 表参照）。

第 151 表 昭和33年度収益事業歳入歳出決算の状況

その 1 団体別

(単位 百万円)

区 分	都 府 道 県	大 都 市	都 市	町 村	一 部 事 務 組 合	合 計	
						決 算 額	構 成 比
歳 入 (A)	37 257	7 563	76 324	318	12 201	133 663	100.0
経 営 収 入 (a)	36 511	7 377	75 024	317	12 157	131 386	98.3
資 本 形 成 収 入	18	-	19	-	-	37	0
そ の 他	728	186	1 281	1	44	2 240	1.7
歳 出 (B)	36 809	7 467	75 416	318	12 158	132 168	100.0
経 営 支 出 (b)	29 965	6 034	65 888	292	11 008	113 187	85.6
資 本 形 成 支 出	168	-	383	-	-	551	0.4
公 債 の 費 (c)	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	6 676	1 433	9 145	26	1 150	18 430	14.0
差 引 (A)-(B)	448	96	908	0	43	1 495	-
経 営 収 入 対 経 営 支 出 比							
率							
$\frac{(a)}{(b)+(c)} \times 100$	120	122	114	186	110	116	-

その 2 事業別

(単位 百万円)

区 分	競馬事業	競輪事業	モーターボート競走事業	小型自動車競走事業	宝くじ事業	合 計
歳 入 (A)	(18.8) 25 150	(58.3) 77 866	(17.1) 22 833	(4.4) 5 981	(1.4) 1 833	(100.0) 133 663
経 営 収 入 (a)	24 613	76 499	22 608	5 876	1 790	131 386
資 本 形 成 収 入	24	9	2	2	-	37
そ の 他	513	1 358	223	103	43	2 240
歳 出 (B)	(18.8) 24 830	(58.2) 76 860	(17.2) 22 770	(4.5) 5 926	(1.3) 1 782	(100.0) 132 168
経 営 支 出 (b)	22 570	65 305	20 155	5 150	7	113 187
資 本 形 成 支 出	75	317	116	43	-	551
公 債 の 費 (c)	-	-	-	-	-	-
そ の 他	2 185	11 238	2 499	733	1 775	18 430
差 引 (A)-(B)	320	1 006	63	55	51	1 495
経 営 収 入 対 経 営 支 出 比						
率						
$\frac{(a)}{(b)+(c)} \times 100$	109	117	112	114	-	116

(ウ) 収益事業会計の繰出金の状況をみると、全体では 129 億円 普通会計へ繰出している。これを前年度と比較すると、4 億円増加し、その増加

率は3%である。

事業別に主なものをみると、競輪事業が総額の58%の75億円、競馬事業が14%の18億円、宝くじ事業が14%の18億円の繰出である。

収益事業の繰出金が普通会計の歳入中に占める割合を団体別にみると、都道府県は0.5%、大都市1.3%、都市及び町村1.2%、特別区1.7%である(第152表及び第153表参照)。

第152表 昭和33年度収益事業会計の普通会計への繰出金の状況

(単位 百万円)

区 分	競馬事業		競輪事業		モーター ボート競 走事業		小型自動 車競走事 業		宝くじ業		合 計	
	決算額	構成 比	決算額	構成 比	決算額	構成 比	決算額	構成 比	決算額	構成 比	決算額	構成 比
昭和33年度 都道府県	486	10	2 822	55	186	4	111	2	1 506	29	5 111	100
市町村	1 297	17	4 690	61	1 193	15	314	4	269	3	7 763	100
(1)大都市	166	15	707	62					269	23	1 142	100
(2)都市及 び町村	592	10	3 983	65	1 193	20	314	5			6 082	100
(3)特別区	539	100									539	100
合 計 (A)	1 783	14	7 512	58	1 379	11	425	3	1 775	14	12 874	100
昭和32年度 (B)	1 910	15	7 452	60	1 154	9	318	3	1 650	13	12 484	100
増減額 (A)-(B)	△ 127		60		225		107		125		390	
増減率 (C)×100 (%)	△ 7		1		△ 20		34		8		3	

第153表 昭和33年度収益事業会計繰出金の普通

会計歳入総額に占める割合

(単位 %)

区 分	競馬事業	競輪事業	モーター ボート競 走事業	小型自動 車競走事 業	宝くじ業	合 計
都道府県	-	0.3			0.2	0.5
市町村	0.2	0.7	0.2		-	1.1
(1)大都市	0.2	0.8			0.3	1.3
(2)都市及び 町村	0.1	0.8	0.2	0.1		1.2
(3)特別区	1.7					1.7
合 計	0.1	0.5	0.1		0.1	0.8

(注) 一部事務組合の繰出金は、競馬事業においては特別区539百万円、都市及び町村103百万円、競輪事業及びモーターボート競走事業においてはすべて都市及び町村の普通会計に繰り入れられている。



## 十 国民健康保険事業

### 1 経営団体数及び施設の状況

昭和33年末現在において市町村が経営する国民健康保険事業は2,988市町村（一部事務組合に加入している市町村を含む。）であり、82%の市町村が保険者となっている。

また国民健康保険事業を経営する団体のうち、直営の診療機関を設置するものは1,552団体である（第154表参照）。

直営診療機関の施設の状況をみると、昭和33年度末現在で754の病院と2,436の診療所を経営し、建物延面積は73万坪、病床数は3万7千床である。

また業務の状況を外来患者と入院患者についてみると、年間3,064万人の外来患者を診療し、720万人を入院患者として収容している。これを1日平均にすると、外来8万4千人、入院2万人となる（第155表参照）。

第154表 昭和33年度国民健康保険事業経営団体数の状況

区 分	事業勘定	直診勘定	合 計
1 大 都 市	2	2	4
2 都 市	460	1 248	4 204
3 町 村	2 496		
4 一 部 事 務 組 合	(30) 3		
合 計 事業実施市町村数	(2 988) 2 961	1 552	4 513
全市町村に対する比率	82.2%		

(注) ( ) 内は一部事務組合に加入している市町村数である。

第185表 昭和33年度国民健康保険事業直営診療施設の状況

区 分		昭和33年度(イ)	昭和32年度(ロ)	差引(イ)-(ロ)
病 院	1 病 院 数	754	638	116
	(1) 総 合 病 院	88	82	6
	(2) 伝 染 病 院	26	25	1
	(3) 精 神 病 院	1	1	0
	(4) 結 核 療 養 所	3	3	0
	(5) その他の病院	636	527	109
	2 病 床 数 (床)	29 004	26 468	2 522
	3 建物延面積(坪)	236 909	214 962	21 947
	(1) 鉄筋コンクリート造	22 970	16 442	6 528
	(2) そ の 他 造	213 939	198 520	15 419
院	4 年延利用者数(人)	20 946 740	19 156 973	1 789 767
	(1) 外 来	14 423 539	13 239 827	1 183 712
	(2) 入 院	6 523 201	5 917 146	606 055
	5 一日平均利用者数(人)	57 389	52 484	4 905
	(1) 外 来	39 517	36 273	3 244
	(2) 入 院	17 872	16 211	1 661
診 療 所	1 診 療 所 数	2 436	2 369	67
	2 病 床 数 (床)	8 092	7 778	314
	3 建物延面積(坪)	493 342	851 878	△ 358 536
	(1) 鉄筋コンクリート造	1 566	1 072	494
	(2) そ の 他 造	491 776	850 806	△ 359 030
	4 年延利用者数(人)	16 896 459	17 191 627	△ 295 168
	(1) 外 来	16 216 931	16 572 428	△ 355 497
	(2) 入 院	679 528	619 199	60 329
	5 一日平均利用者数(人)	46 292	47 100	△ 808
	(1) 外 来	44 430	45 404	△ 974
(2) 入 院	1 862	1 696	166	

(注) 1 自治庁調による。  
2 法適用団体1団体は、建物延面積未調査のため含まれていない。

## 2 経営状況

㊦ 昭和 33 年度における国民健康保険事業の歳入歳出決算をみると、保険給付を行う事業勘定では、歳入総額は 455 億円、歳出総額は 440 億円、歳入歳出差引剰余額 15 億円である。直診勘定では、歳入総額 138 億円、歳出総額 149 億円、差引不足額 11 億円で、両勘定あわせて 4 億円の剰余となっている。

また、団体別に収支の状況を見ると、大都市はおおむね収支が均衡し、都市は 3 億円の不足、町村は 7 億円の剰余、一部事務組合は 3 千万円の不足となっている。

しかし、その経営の状況を保険料、もしくは診療収入、一部負担金、国庫補助金等の経常的な経営収入と、保険給付費、保険施設費、又は給食費等の経営支出に公債費を加えたものとの比率でみると、事業勘定では 96、直診勘定では 88、両勘定を通じて 94 といずれも経常的な収入は、経常的な経費に不足している。これを団体別にみると、大都市 64、都市 95、町村 94、一部事務組合 90 となっている。

このような、国民健康保険事業における経常収支の不足を補う財源として、また直診勘定で必要とする施設の建設改良費と公債費等の財源として、その多くは普通会計からの繰入金によつて補てんされている（第 156 表参照）。

㊧ 昭和 33 年度における普通会計から、国民健康保険事業会計に対する繰入金の総額は 42 億円であつて、国民健康保険事業会計収入の 7.1% を占め、前年度に比し 3 千万円の増加となっている。

普通会計からの繰入金を勘定別にみると、事業勘定は 34 億円、直診勘定は 8 億円である。また団体別にみると、大都市の 2 千万円、都市及び町村 42 億円である（第 157 表参照）。

第 156 表 昭和 33 年度国民健康保険事業（非適用）  
歳入歳出決算の状況

その 1 団 体 別

(単位 百万円)

区 分	大都市	都 市	町 村	一部事 務組合	合 計	
					決算額	構成比
歳 入 (A)	58	22 212	36 125	900	59 295	100.0
経営収入 (a)	35	19 243	29 938	739	49 955	84.3
資本形成収入	-	233	312	12	558	0.9
そ の 他	23	2 736	5 875	149	8 782	14.8
歳 出 (B)	57	22 493	35 406	932	58 888	100.0
経営支出 (b)	55	19 952	31 617	768	52 392	89.0
資本形成支出	1	228	512	27	768	1.3
公 債 費 (c)	0	310	384	51	745	1.3
そ の 他	1	2 003	2 893	86	4 983	8.4
差 引 (A)-(B)	1	△ 281	719	△ 32	407	-
経営収入対経 営支出、公債 費比率 $\frac{(a)}{(b)+(c)} \times 100$	64	95	94	90	94	-

その 2 勘 定 別

区 分	事業勘定	直診勘定	合 計
歳 入 (A)	45 467	13 828	59 295
経営収入 (a)	39 154	10 801	49 955
資本形成収入	-	558	558
そ の 他	6 313	2 469	8 782
歳 出 (B)	43 958	14 930	58 888
経営支出 (b)	40 459	11 933	52 392
資本形成支出	-	768	768
公 債 費 (c)	393	352	745
そ の 他	3 106	1 877	4 983
差 引 (A)-(B)	1 509	△ 1 102	407
経営収入対経 営支出、公債 費比率 $\frac{(a)}{(b)+(c)} \times 100$	96	88	94

第 157 表 昭和 33 年度国民健康保険事業会計の普通会計  
からの繰入金状況

(単位 円)

区 分	昭 和 33 年 度			昭和32年 度 (B)	増減額 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C) (B) × 100 (%)
	事業勘定	直診勘定	(A) 計			
大 都 市	18	4	22	13	9	69.3
都 市 及 び 町 村	3 414	782	4 196	4 177	19	0.5
計	3 432	786	4 218	4 190	28	0.7

## 二 企 業 債

### 1 公営事業の資金

さきに、各適用企業について述べたように、その資産の調達源泉として、借入資本に依存する率が高く、これを昭和 33 年度における適用企業の資本的収入構成でみると、資本的収入総額 531 億円のうち 78% の 414 億が企業債収入でまかなわれている。

第 158 表 昭 和 33 年 度

区 分	適 用 企 業
資 本 的 収 入 (A)	53 055
企 業 債 (a)	(4710) 41 385
そ の 他	11 670
資 本 的 支 出 (B)	68 971
建 設 改 良 費 (b)	54 328
企 業 債 償 還 費	11 066
そ の 他	3 577
差 引 (A)-(B)	△ 15 916
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$ (%)	77
$\frac{(a)}{(b)} \times 100$ (%)	68

- (注) 1 適用企業の企業債と企業債償還費が、第 168 表の発行額及び償還元金と一  
 2 適用企業以外の企業の資本的収入は、資本的形成収入を、資本的支出は資  
 3 企業債中の ( ) は、借替債を内書したものである。

### 2 企業債の許可状況

公営事業の建設改良費の重要な資金源として企業債は、毎年度増加し、昭和 33 年度地方債計画では総額 564 億円 (うち 24 億円は、一般会計の下水道事業分中東京都及び大都市に配分された額である。) が計上されている。その許可状況をみると、団体別には、都道府県 272 億円 (うち政府資金 199 億円)、大都市 95 億円 (うち政府資金 58 億円)、都市及び町村 200 億円 (うち政府資金 157 億円) となっており、事業別に主なもの

また、各公営事業における建設改良費に対する企業債収入の比率をみると、適用企業 76%、非適用企業は 83%、準公営企業は 56% となっている。

地方公営事業は、現在建設拡張の途上にあるものが多く、毎年多額の建設改良資金を必要としており、このことは、借入資本に依存する割合の高い公営事業一般に通ずる傾向とあいまって、企業債の累増をもたらしている（第 158 表参照）。

### 資 本 的 収 支 の 状 況

(単位 百万円)

非 適 用 企 業	準 公 営 企 業	そ の 他 の 事 業
14 119	20 555	595
11 980	13 133	526
2 139	7 422	69
15 817	25 242	1 778
14 490	23 300	1 319
1 327	1 942	459
-	-	-
△ 1 698	△ 4 687	△ 1 183
89	81	33
83	56	40

致しないのは出納閉鎖日が相異し、調査日現在のずれによるものである。  
本形成支出と公債費のうちの償還元金を合算したものである。

のをみると、公営企業は 482 億円（うち政府資金 340 億円）で、うち水道事業に 238 億円、電気事業に 150 億円、交通事業に 60 億円、準公営企業は 85 億円（うち政府資金 74 億円）で、うち港湾整備事業 34 億円、簡易水道事業 21 億円となっている。

このほか地方債計画外に 81 億円が許可され、うち 24 億円は厚生年金還元融資である（第 159 表参照）。

第159表 昭和33年度公営事業

区 分	計 画 額				配			
	運 用 部	簡 保	公 募	計	都 道 府 県			
					運 用 部	簡 保	公 募	計
適 用 企 業	195	145	140	480	8 404	8 984	6 635	24 023
(1) 上水道事業 (工業用水を含む)	125	30	80	235	1 604	1 670	3 056	6 330
(2) 交通事業	5	25	30	60	300	419	1 479	2 198
(3) 電気事業	65	65	20	150	6 500	6 500	2 000	15 000
(4) 病院事業	-	10	-	10	-	315	20	335
(5) その他の事業	-	15	10	25	-	80	80	160
準 公 営 企 業	24	50	10	84	1 000	1 529	680	3 209
(1) 簡易水道事業	-	21	-	21	-	-	-	-
(2) 港湾整備事業	-	24	10	34	-	1 529	680	2 209
(3) と場整備事業	-	5	-	5	-	-	-	-
(4) 下水道事業	24	-	-	24	1 000	-	-	1 000
小 計	219	195	150	564	9 404	10 513	7 315	27 232
枠 外 債								
(1) 厚生年金還元融資								
(2) そ の 他								
小 計								
合 計								

### 3 発行額と償還額

昭和33年度の発行額は673億円、償還元金は159億円で、差引き514億円増加して、昭和33年度末企業債現在高は2,682億円となっている。

事業別にみると、発行額の主なものは、適用企業417億円、うち水道事業180億円、電気事業125億円、交通事業84億円で、非適用企業120

会計地方債許可状況

(単位 計画額 億円)  
配分額 百万円)

分 額											
大 都 市				都 市 及 び 町 村				合 計			
運 用 部	簡 保	公 募	計	運 用 部	簡 保	公 募	計	運 用 部	簡 保	公 募	計
1 145	2 845	3 390	7 380	9 938	2 675	4 245	16 858	19 487	14 504	14 270	48 261
945	1 230	2 120	4 295	9 938	100	3 140	13 178	12 487	3 000	8 316	23 803
200	1 380	1 050	2 630	-	686	488	1 174	500	2 485	3 017	6 002
-	-	-	-	-	-	-	-	6 500	6 500	2 000	15 000
-	25	-	25	-	678	72	750	-	1 018	92	1 110
-	210	220	430	-	1 211	545	1 756	-	1 501	845	2 346
1 400	380	300	2 080	-	3 089	99	3 188	2 400	4 998	1 079	8 477
-	-	-	-	-	2 099	-	2 099	-	2 099	-	2 099
-	300	300	600	-	570	70	640	-	2 399	1 050	3 449
-	80	-	80	-	420	29	449	-	500	29	529
1 400	-	-	1 400	-	-	-	-	2 400	-	-	2 400
2 545	3 225	3 690	9 460	9 938	5 764	4 344	20 046	21 887	19 502	15 349	56 738
-	-	-	-	-	-	-	-	2 363	-	-	2 363
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5 744	5 744
-	-	-	-	-	-	-	-	2 363	-	5 744	8 107
-	-	-	-	-	-	-	-	24 250	19 502	21 093	64 845

億円、うち水道事業 95 億円、電気事業 21 億円であり、準公営企業は 131 億円、うち港湾整備事業 42 億円、病院事業 33 億円である。

償還元金の主なものは、適用企業 122 億円、うち水道事業の 67 億円、交通事業 26 億円、電気事業の 22 億円で、非適用企業 13 億円、準公営企業は 19 億円である（第 169 表参照）。



第 160 表 昭和33年度地方債発行及び償還の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和32年 度末現在 高 (A)	昭 和 33 年 度			発行額 (C)	昭和33年度 末現在額 (A)-(B)+(C)
		償 還 額				
		元金(B)	利 子	計		
1 公 営 企 業	147 735	12 159	9 921	22 080	41 692	177 268
(1) 水 道 事 業	58 938	6 747	4 072	10 819	18 015	70 206
(2) 交 通 事 業	16 763	2 605	1 272	3 877	8 405	22 563
(3) 電 気 事 業	66 690	2 246	4 182	6 428	12 469	76 913
(4) ガ ス 事 業	1 372	79	90	169	615	1 908
(5) そ の 他	3 972	482	305	787	2 188	5 678
2 非 適 用 企 業	36 427	1 327	2 346	3 673	11 980	47 080
(1) 水 道 事 業	30 151	1 099	1 979	3 078	9 470	38 522
(2) 交 通 事 業	593	84	42	126	275	784
(3) 電 気 事 業	5 531	141	314	455	2 100	7 490
(4) ガ ス 事 業	152	3	11	14	135	284
3 準 公 営 事 業	28 808	1 942	1 831	3 773	13 133	39 999
(1) 簡 易 水 道 事 業	6 221	103	371	474	2 063	8 181
(2) 港 湾 整 備 事 業	5 646	406	339	745	4 210	9 450
(3) 病 院 事 業	11 138	950	765	1 715	3 279	13 467
(4) 市 場 事 業	2 713	270	173	443	1 141	3 584
(5) と 畜 産 事 業	818	96	43	139	488	1 210
(6) 観 光 施 設 事 業	176	1	14	15	351	526
(7) 宅 地 造 成 事 業	21	11	18	29	36	46
(8) 下 水 道 事 業	2 075	105	108	213	1 565	3 535
4 国民健康保険事業	3 113	290	190	480	437	3 260
5 公益質屋事業	703	169	41	210	89	623
合 計	216 786	15 887	14 329	30 216	67 331	268 230

## 4 事業別現在高

昭和 33 年度末の地方債現在高 2,682 億円を事業別にみると、適用企業はその 66.1% の 1,773 億円、うち電気事業は 769 億円 (総額に対する比率 28.6%)、水道事業 702 億円 (26.2%)、非適用企業は 17.6% の 471 億円、うち水道事業 385 億円 (14.4%)、準公営企業は 14.9% の 400 億円、うち病院事業 135 億円 (5.0%) である。

団体別にみると、都道府県 1,368 億円、大都市 377 億円、都市及び町

村 937 億円であつて、都道府県では適用企業が 1,142 億円で 83.5% を占め、うち電気事業は 769 億円 (56.2%)、大都市では適用企業が 284 億円で 75.3% を占め、うち水道事業は 169 億円 (44.7%)、都市及び町村では適用企業 347 億円 (37.0%)、非適用企業 350 億円 (37.4%)、うち水道事業 337 億円 (35.9%) であり、都市及び町村の企業債中水道事業と簡易水道事業をあわせて 699 億円で、その総額の 74.5% を占めている (第 161 表参照)。

第 161 表 昭和33年度事業別地方債現在高の状況

(単位 百万円)

区 分	都道府県		市 町 村						合 計	
	金額	構成比	大 都 市		都 市 及 び 町 村		計		金額	構成比
			金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
1. 適用企業	114 203	83.5	28 362	75.3	34 703	37.0	63 065	48.0	177 268	66.1
(1)水道事業	25 305	18.5	16 860	44.7	28 041	29.9	44 901	34.2	70 206	26.2
(2)交通事業	7 794	5.7	11 502	30.6	3 267	3.5	14 769	11.2	22 563	8.5
(3)電気事業	76 904	56.2	—	—	9	—	9	—	76 913	28.6
(4)ガス事業	—	—	—	—	1 908	2.0	1 908	1.5	1 908	0.7
(5)その他の事業	4 200	3.1	—	—	1 478	1.6	1 478	1.1	5 678	2.1
2. 非適用企業	12 043	8.8	—	—	35 037	37.4	35 037	26.7	47 080	17.6
(1)水道事業	4 847	3.6	—	—	33 675	35.9	33 675	25.7	38 522	14.4
(2)交通事業	—	—	—	—	784	0.9	784	0.6	784	0.3
(3)電気事業	7 196	5.2	—	—	294	0.3	294	0.2	7 490	2.8
(4)ガス事業	—	—	—	—	284	0.3	284	0.2	284	0.1
3. 準公営企業	10 551	7.7	9 290	24.7	20 158	21.5	29 448	22.4	39 999	14.9
(1)簡易水道事業	5	0.0	—	—	8 176	8.7	8 176	6.2	8 181	3.1
(2)港湾整備事業	4 500	3.3	2 705	7.2	2 245	2.4	4 950	3.8	9 450	3.5
(3)病院	5 394	4.0	1 271	3.4	6 802	7.3	8 073	6.1	13 467	5.0
(4)市場	463	0.3	1 146	3.0	1 975	2.1	3 121	2.4	3 584	1.3
(5)と畜場	39	0.0	364	1.0	807	0.9	1 171	0.9	1 210	0.5
(6)観光施設	150	0.1	269	0.7	107	0.1	376	0.3	526	0.2
(7)住宅造成事業	—	—	—	—	46	0.0	46	—	46	—
(8)下水事業	—	—	3 535	9.4	—	—	3 535	2.7	3 535	1.3
4. 国民健康保険事業	—	—	2	0.0	3 258	3.5	3 260	2.5	3 260	1.2
5. 公益質屋事業	—	—	39	0.0	584	0.6	623	0.4	623	0.2
合 計	136 797	100.0	37 693	100.0	93 740	100.0	131 433	100.0	268 230	100.0

## 5 借入先別現在高

昭和 33 年度末の地方債現在高を借入先別に主なものをみると、政府資金 1,842 億円(68.7%)、市場公募債 435 億円 (16.2%)、市中銀行 201 億

第 162 表 昭和 33 年度借入

区 分	政 府 資 金				公営企業
	資金運用部	簡易保険	そ の 他	計	金融公庫
1 都 道 府 県	69 936	19 536	1 516	90 988	6 925
(1) 適用企業	63 567	14 018	236	77 821	4 786
(2) 非適用企業	4 385	1 841	499	6 725	957
(3) 準公営企業	1 984	3 677	781	6 442	1 182
(4) その他の事業	—	—	—	—	—
2 大 都 市	8 690	5 837	469	14 996	—
(1) 適用企業	6 580	4 496	96	11 172	—
(2) 非適用企業	—	—	—	—	—
(3) 準公営企業	2 105	1 309	372	3 786	—
(4) その他の事業	5	32	1	38	—
3 都市及び町村	57 896	18 549	1 764	78 209	7 673
(1) 適用企業	23 278	3 718	39	27 035	3 722
(2) 非適用企業	29 113	1 398	36	30 547	2 586
(3) 準公営企業	4 379	11 664	988	17 031	1 277
(4) その他の事業	1 126	1 769	701	3 596	88
合 計	(50.9)	(16.4)	(1.4)	(68.7)	(5.5)
	136 522	43 922	3 749	184 193	14 598
(1) 適用企業	(52.7)	(12.6)	(0.2)	(65.5)	(4.8)
	93 425	22 232	371	116 028	8 508
(2) 非適用企業	(71.2)	(6.9)	(1.1)	(79.2)	(7.5)
	33 498	3 239	535	37 272	3 543
(3) 準公営企業	(21.2)	(41.6)	(5.3)	(68.1)	(6.1)
	8 468	16 650	2 141	27 259	2 459
(4) その他の事業	(29.1)	(46.4)	(18.1)	(93.6)	(2.3)
	1 131	1 801	702	3 634	88

(注) ( ) 内は合計に対する事業別の借入先別構成比を示すものである。

## 6 利率別現在高

昭和 33 年度末の地方債現在高を利率別にみると、6分5厘以下 1,830 億円 (68.3%)、6分5厘を越え7分5厘以下 511 億円 (19.0%)、7分5厘を越え8分5厘以下 335 億円 (12.5%) で、8分5厘を越えるものは

円 (7.5%)、公営企業金融公庫 146 億円 (5.5%) である。

政府資金は資金運用部資金 1,365 億円(50.9%)、簡易保険資金 439 億円 (16.4%)、その他 38 億円 (1.4%) である (第 162 表参照)。

先別地方債現在高の状況

(単位 百万円)

市中銀行	保険会社 その他の金融 機関	公付公債	市場公募債	その他	合計
12 778	700	50	23 681	1 675	136 797
9 265	399	12	21 834	86	114 203
1 830	284	—	858	1 389	12 043
1 683	17	38	989	200	10 551
—	—	—	—	—	—
1 801	549	—	19 587	760	37 693
919	140	—	15 529	602	28 362
—	—	—	—	—	—
882	406	—	4 058	158	9 290
—	3	—	—	—	41
5 526	939	534	264	595	93 740
3 022	626	—	168	130	34 703
1 278	248	23	18	337	35 037
1 192	46	476	73	63	20 158
34	19	35	5	65	3 842
(7.5)	(0.8)	(0.2)	(16.2)	(1.1)	(100.0%)
<b>20 105</b>	<b>2 188</b>	<b>584</b>	<b>43 532</b>	<b>3 030</b>	<b>268 230</b>
(7.4)	(0.6)	(—)	(21.2)	(0.5)	(100.0%)
13 206	1 165	12	37 531	818	177 268
(6.6)	(1.1)	(—)	(1.9)	(3.7)	(100.0%)
3 108	532	23	876	1 726	47 080
(9.4)	(1.2)	(1.3)	(12.8)	(1.1)	(100.0%)
3 757	469	514	5 120	421	39 999
(0.9)	(0.6)	(0.9)	—	(1.7)	(100.0%)
34	22	35	5	65	3 883

6 億円 (0.2%) である。

事業別にみると 6 分 5 厘以下の占める割合は、適用企業 65.3%、非適用企業 77.5%、準公営企業 68.1% であり、8 分 5 厘を越えるものは適用企業 0.1%、非適用企業 0.5%、準公営企業 0.1% である (第 163 表参照)。

第163表 昭和33年度末利率

区 分	6分以下	6分5厘以下	7分以下	7分5厘以下	8分以下
1 都道府県	737	90 062	1 871	26 991	13 779
(1) 適用企業	214	77 484	1 258	22 385	10 078
(2) 非適用企業	462	6 145	570	2 801	1 697
(3) 準公営企業	61	6 433	43	1 805	2 004
(4) その他の事業	-	-	-	-	-
2 大都市	706	14 350	474	17 333	1 506
(1) 適用企業	336	10 944	272	13 793	729
(2) 非適用企業	-	-	-	-	-
(3) 準公営企業	370	3 372	195	3 540	777
(4) その他の事業	-	34	7	-	-
3 都市及び町村	646	76 535	1 807	2 609	9 641
(1) 適用企業	129	26 550	483	1 348	5 041
(2) 非適用企業	111	29 793	821	528	2 991
(3) 準公営企業	312	16 667	466	678	1 510
(4) その他の事業	94	3 525	37	55	99
合 計	(0.8)	(67.5)	(1.5)	(17.5)	(9.3)
	2 089	180 947	4 152	46 933	24 926
(1) 適用企業	(0.4)	(64.9)	(1.1)	(21.2)	(8.9)
	679	114 978	2 013	37 526	15 848
(2) 非適用企業	(1.2)	(76.3)	(3.0)	(7.1)	(9.9)
	573	35 938	1 391	3 329	4 688
(3) 準公営企業	(1.9)	(66.2)	(1.8)	(15.1)	(10.7)
	743	26 472	704	6 023	4 291
(4) その他の事業	(2.4)	(91.7)	(1.1)	(1.1)	(2.6)
	94	3 559	44	55	99

(注) ( )内は合計額に対する事業別の利率別構成比を示すものである。

## 7 公営企業金融公庫の融資額

公営企業金融公庫は、公営企業に係る地方債につき、低利息安定した資金を地方公共団体に融通することを目的として昭和32年6月設立されたもので、昭和33年度における資本金は10億円である。公庫の貸付対象となる公営事業は、水道、交通、電気、ガス、港湾整備、病院、市場、と畜場の9事業であり、昭和33年度における貸付額は84億円である。

これを事業別に主なものをみると、水道事業41億円、電気事業20億円であり、また団体別にみると、県36億円、都市42億円、町村6億円である(第164表参照)。

別地方債現在高の状況

(単位 百万円)

8分5厘以下	9分以下	9分5厘以下	1割以下	1割以上	合計
3 323	34	-	-	-	136 797
2 784	-	-	-	-	114 203
368	-	-	-	-	12 043
171	34	-	-	-	10 551
-	-	-	-	-	-
3 324	-	-	-	-	37 693
2 288	-	-	-	-	28 362
-	-	-	-	-	-
1 036	-	-	-	-	9 290
-	-	-	-	-	41
1 952	309	185	34	22	93 740
908	157	77	10	-	34 703
560	126	97	3	7	35 037
463	26	5	21	10	20 158
21	-	6	-	5	3 842
(3.2)	(0.1)	(0.1)	(-)	(-)	(100.0%)
8 599	343	185	34	22	268 230
(3.4)	(0.1)	(-)	(-)	(-)	(100.0%)
5 980	157	77	10	-	177 268
(2.0)	(0.3)	(0.2)	(-)	(-)	(100.0%)
928	126	97	3	7	47 080
(4.2)	(0.1)	(-)	(-)	(-)	(100.0%)
1 670	60	5	21	10	39 999
(0.5)	(-)	(0.2)	(-)	(0.1)	(100.0%)
21	-	6	-	5	3 883

第 164 表 昭和33年度公営企業金融公庫貸付状況

(単位 百万円)

区 分	県	都 市	町 村	合計
1 水 道 事 業	815	2 867	393	4 075
2 交 通 事 業	64	425	-	489
3 電 気 事 業	1 955	-	-	1 955
4 ガス 事 業	-	245	40	285
5 病 院 事 業	155	255	103	513
6 港 湾 整 備 事 業	594	199	-	793
7 市 場 事 業	-	204	2	206
8 と 畜 場 事 業	-	-	-	-
9 観 光 施 設 事 業	-	40	45	85
合 計	3 583	4 235	583	8 401

- (注) 1 「1」から「5」までの事業区分は、公営企業、適用外の公営企業及び準公営企業に属する各事業の合算額である。
- 2 交通事業は、軌道、地方鉄道、自動車運送、船舶運航及び索道事業である。

### 第三 地方公共団体の普通財産等の状況

#### 一 普通財産の状況

1 現況 昭和 33 年度末における地方公共団体の普通財産の状況をみると、土地 55 億 7 千万坪、建物 250 万坪、有価証券 162 億円、現金預託金 176 億円、貸付金 47 億円、立木 3 億 3 千万石である。

都道府県についてみると、土地 8 千万坪、建物 16 万坪、有価証券 100 億円、現金預託金 76 億円、貸付金 27 億円、立木 1,288 万石である。

市町村についてみると、土地 54 億 9 千万坪、建物 233 万坪、有価証

第 165 表 普 通 財 産

区 分	昭 和 33 年 度 末			昭	
	現 況			増	
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村
土 地 (千坪)	78 920	5 495 347	5 574 267	1 659	75 736
(1) 宅 地	3 860	33 969	37 829	358	1 105
(2) 田 畑	489	24 814	25 303	119	311
(3) 山 林	62 526	4 531 411	4 593 937	669	55 247
(4) 原 野	9 393	723 328	732 721	14	17 745
(5) そ の 他	2 652	181 825	184 477	499	1 328
建 物 (千坪)	162	2 333	2 495	135	250
(1) 鉄筋コンクリート造り	38	90	128	17	20
(2) そ の 他	124	2 243	2 367	118	230
有 価 証 券 (百万円)	10 029	6 152	16 181	2 669	1 681
現 金 預 託 金 (百万円)	7 606	10 012	17 618	5 339	4 172
貸 付 金 (百万円)	2 724	2 004	4 728	1 060	768
米 穀 (千石)	10	37	47	-	-
立 木 (千石)	12 876	323 746	336 622	281	26 910

券 62 億円、現金預託金 100 億円、貸付金 20 億円、立木 3 億 2 千万石である。

2 増減状況 昭和 33 年度における増減状況をみると、土地 2,596 万坪、建物 7 万坪、有価証券 39 億円、現金預託金 46 億円、貸付金 9 億円、立木 2 千万石増加している。

都道府県においては、建物 2 万坪、有価証券 26 億円、現金預託金 30 億円、貸付金 9 億円増加し、土地は 7 万坪減少している。

市町村においては、土地 2,603 万坪、建物 5 万坪、有価証券 13 億円、現金預託金 16 億円、貸付金 3 千万円、立木 2 千万石増加している（第 165 表参照）。

### 産 状 況

和 3 3 年 度 中 増 減						
加 合 計	減 少			差 引		
	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計
77 395	1 731	49 708	51 439	△ 72	26 028	25 956
1 463	231	768	999	127	337	464
430	165	411	576	△ 46	△ 100	△ 146
55 916	414	38 620	39 034	255	16 627	16 882
17 759	15	6 966	6 981	△ 1	10 779	10 778
1 827	906	2 943	3 849	△ 407	△ 1 615	△ 2 022
385	110	201	311	25	49	74
37	3	12	15	14	8	22
348	107	189	296	11	41	52
4 350	42	407	449	2 627	1 274	3 901
9 511	2 301	2 622	4 923	3 038	1 550	4 588
1 828	184	733	917	876	35	911
-	-	-	-	-	-	-
27 191	508	5 856	6 364	△ 227	21 054	20 827



## 二 庁舎及び公舎等の状況

1 現況 昭和 33 年度末における庁舎及び公舎等の状況をみると、敷地面積 8,877 万坪、建物面積 588 万坪、うち鉄筋コンクリート造は 104 万坪である。

都道府県についてみると、敷地面積 8,106 万坪、建物面積 311 万坪、うち鉄筋コンクリート造は 54 万坪である。

市町村についてみると、敷地面積 771 万坪、建物面積 277 万坪、うち鉄筋コンクリート造は 50 万坪である。

2 増減状況 昭和 33 年度中における増減状況をみると、敷地面積は 177 万坪、建物面積は 21 万坪増加している。うち鉄筋コンクリート造は 17 万坪増加している。

都道府県においては、敷地 159 万坪、建物 9 万坪増加しており、うち鉄筋コンクリート造は 8 万坪の増加である。

市町村においては、敷地 18 万坪、建物 12 万坪増加しており、うち鉄筋コンクリート造は 9 万坪の増加である（第 166 表参照）。

第 166 表 庁舎及び公舎等の状況

(単位 千坪)

区 分	昭和 33 年度			昭和 33 年度中整備状況								
	末 現 在			取 得			処 分			差 引		
	府県	市町村	合計	府県	市町村	合計	府県	市町村	合計	府県	市町村	合計
敷 地	81 061	7 710	88 771	1 926	256	2 182	334	76	410	1 592	180	1 772
建 物	3 111	2 765	5 876	195	171	366	100	52	152	95	119	214
(1) 鉄筋 コンクリ ート造	539	498	1 037	96	92	188	15	4	19	81	88	169
(2) その 他造	2 572	2 267	4 839	99	79	178	85	48	133	14	31	45

## 第四 昭和 34 年度の地方財政の状況

### 一 昭和 34 年度における地方財政制度改正の概要

昭和 34 年度における地方財政制度及び地方財政に関係のある主な諸制度の改正の概要は、次のとおりである。

事 項 名	概 要	備 考
1 地方税法の改正 (34法76及び法 149)	<p>1 事業税について</p> <p>(1) 個人事業税の基礎控除額を 20 万円 (旧12万円) に引き上げたこと。</p> <p>(2) 法人事業税について、標準税率を、</p> <p>(ア) 一般法人に対するもの、年所得50万円以下 7/100 (旧 8/100)、50万円をこえ100万円まで 8/100 (旧10/100)、100万円をこえ200万円まで 10/100 (旧 12/100) に引き下げたこと。</p> <p>(イ) 特殊法人に対するもの、年所得50万円以下を 7/100 (旧8/100) に引き下げたこと。</p> <p>2 固定資産税について</p> <p>(1) 制限税率を 2.1/100 (旧2.5/100) に引き下げたこと。</p> <p>(2) 免税点を、土地 2万円 (旧 1万円) 家屋 3万円 (1万円)、償却資産15万円 (旧10万円) にそれぞれ引き上げたこと。</p> <p>3 軽油引取税について税率を 1kl 当り 10,400円 (旧 8,000円) に引き上げたこと。</p>	<p>税率を 1kl 当り 12,000円に引き上げることを内容とする政府原案が、国会修正により 10,400円とされた</p>

事 項 名	概 要	備 考
2 地方交付税法の改正(34法97)	<p>4 国税徴収法の改正に対応して、私法秩序との調整を図りつつ、地方税収入を確保するため、徴収関係の規定が整備された。</p> <p>1 交付税率が27.5%から28.5%に引き上げられた。</p> <p>2 道府県間の財源配分を合理化するため、態容補正、段階補正、密度補正等補正方法が改められ、また、特定債の財政力補正が強化された。</p> <p>3 測定単位及び単位費用が改正充実された。</p>	
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の改正(34法41)	<p>交付金の対象資産として自衛隊の使用する政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産が加えられた。</p>	
4 公営企業金融公庫法の改正(34法19)	<p>公庫の資本金を15億円(旧10億円)に増加された。</p>	
5 自治庁設置法等の改正(34法82及び法138)	<p>1 自治庁の附属機関として地方財務会計制度調査会が設置された。</p> <p>2 総理府の附属機関として固定資産評価制度調査会及び税制調査会が設置された。</p>	
6 補助金等の臨時特例等に関する法律の改正(34法75)	<p>特例措置の有効期間を一年延長して昭和35年3月31日までとするとともに、一部内容についても改正が行われた。</p>	
7 国税等の改正(34法79及び法157)	<p>1 所得税について扶養控除が引き上げられ最低税率の適用額が上げられるとともに退職所得に対する税負担の軽減合理化が図られた。</p> <p>2 入場税について映画、演劇等に対する税率が引き下げられ、また、純音楽、純演劇、スポーツ等に係る特別税率の適用額が上げ</p>	

事 項 名	概 要	備 考
8 一般職の職員の給与に関する法律の改正 (34法119)	<p>られた。</p> <p>一般職の国家公務員について初任給を引き上げ、これに伴う一部俸給月額を改訂し期末手当を 15/100 月分増額するとともに暫定手当 5/100 相当額を本俸に繰り入れた。</p>	<p>地方公務員についての増加見込額(昭和34年度分)初任給引上及びこれに伴うもの 8,116 百万円 期末手当 0.15月分 4,616 百万円、暫定手当本俸繰入に伴う附加給 551 百万円 計 13,283 百万円</p>
9 国民年金法 (34法141)	<p>1 年金は抛出处がとられ、老令、障害、母子、遺児及び寡婦の5種とし、昭和36年4月1日から施行される。</p> <p>2 補充的又は経過的措置として無抛出处の福祉年金を併用し、老令、障害及び母子の3種とし、昭和34年11月1日から施行される。</p> <p>3 事務は政府が管理するがその一部は知事及び市町村長に機関委任される。</p> <p>4 費用は国庫が、保険料の1/2相当額及び福祉年金の支給費並びに事務費を負担する。</p>	<p>昭和34年度市町村事務取扱費交付金予算額 155 百万円</p>
10 特定港湾施設整備特別措置法 (34法67)	<p>重要な特定港湾を緊急整備するために、その施設工事は国が施行するものとし、国と港湾管理者の費用負担割合が定められ、港湾管理者は、その負担が港湾法等の定めよりも重い部分については、施設の利用者から特別利用料を徴収するものとされた。</p>	
11 道路整備緊急措置法の改正 (34法95)	<p>道路整備緊急措置法による地方公共団体の道路の舗装その他の改築又は修繕に関する国の負担割合について、昭和33年度の取扱(改築 3/4, 修繕 1/2)を昭和37年度まで延長することとされた。</p>	

事 項 名	概 要	備 考
12 公営住宅法の改正	<p>高額所得居住者の家賃引上、当該地方団体所有敷地の家賃算入等公営住宅の特殊性に基づく家賃等の合理化が行われた。</p>	
13 社会教育法等の改正（34法158）	<p>社会教育主事が市町村に必置とされたこと、社会教育団体に対する補助金支出の禁止規定が削除されたこと等社会教育に関する諸規定が整備されるとともに、公民館、公立図書館及び公立博物館の施設、設備その他必要な経費の補助を改められた。</p>	
14 日本学校安全会法（法198）（34法198）	<p>1 義務教育諸学校の管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、廃疾又は死亡に関し、必要な給付を行う日本学校安全会につき、組織、業務等を定められた。</p> <p>2 高等学校又は幼稚園の生徒又は幼児についても給付ができることとされた。</p> <p>3 災害共済契約を締結した学校設置者は、政令で定めるところにより掛金を払い、また、当該学校の管理下にある児童、生徒等の保護者から政令で定める範囲で費用を徴収できるものとされた。</p>	
15 災害関係の特別法	<p>1 起債の特例（34法175）</p> <p>（1）地方財政法第5条の特例として、地方税等の災害に基づく減免による財政収入の不足を補う場合及び災害対策に通常要する費用にあてる場合について起債を認めたこと。</p>	

事 項 名	概 要	備 考
	<p>(2) 公共土木施設及び公立学校施設の小規模災害復旧事業に係る起債について 38.2/100 (一部地域 2/3) の元利を補給すること。</p> <p>(3) 農林水産施設の小規模災害復旧事業に対し、一定割合内で許可された市町村債について、元利を補給すること。</p> <p>2 政令でそれぞれ指定する被害激甚地域に対して、次のような国庫負担又は補助の特例を行うこととされた。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業について 8/10～10/10 (現行 2/3～4/4)、また災害関連事業に対し現行 2/3 以下のものを 2/3、水防資材費について 2/3 (34法171)</p> <p>(2) 農林水産施設災害復旧事業について 5/10 又は 9/10 (現行原則として 5/10～6.5/10) (34法169)</p> <p>(3) 伊勢湾等高潮対策事業について現行 8/10 以下のものを 8/10 (34法172)</p> <p>(4) 堆積土砂及び湛水の排水事業について 9/10 (34法173)</p> <p>(5) 公営住宅について、滅失住宅戸数の 5/10 (現行 3/10) に相当する第2種住宅の建設に対し 3/4 (現行 2/3)、また、滅失又は損傷住宅の建設又は補修について 2/3 (第1種) 又は 3/4 (第2種) (34法174)</p> <p>(6) 公立学校の建物等に係る復旧費につ</p>	

事 項 名	概 要	備 考
	<p>いて 3/4 (現行 2/3)、公立の社会教育施設について 2/3 (34法176)</p> <p>(7) 海水の浸入による農地の塩害除去事業について 9/10 (34法181)</p> <p>(8) 一定の期間内における市町村又は都道府県の失対事業について労力及び事務費 4/5 (現行予算措置 2/3)、資材費 1/2 (現行予算措置 1/2) (34法183)</p> <p>(9) 公衆衛生に関し、原則として、市町村が支弁した防疫費(伝染病予防法第19条第2項に関する市の経費を除く。)に対する県の支出は 10/10 (現行 2/3)、県の支出に対する国の負担 2/3 (現行1/2)</p> <p>また、県の支弁した防疫費及び伝染病予防法第19条第2項に関する市の経費について国は 3/4 (現行 1/2)</p> <p>(10) 災害救助費の国庫負担対象額を標準税率による普通税収入の 1/1000 (現行2/1000) の額 (法186)</p> <p>(11) 保険料又は一部負担金の減免額について 8/10 (法189)</p>	

## 二 昭和 34 年度地方財政計画

### 1 地方財政計画

#### (1) 計画策定の方針

昭和 34 年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方税についても減税を行い、国民負担の軽減を図ることとするが、一方可及的に地方財源の充実を図り、行政水準の維持向上に留意することが、基本方針とされた。

このような基本方針に基き、計画策定の具体的指針とされたのは、次の五項目である。

- (ア) 中小企業の負担の軽減を図るため、事業税を軽減するほか、零細負担の排除と負担の均衡化を中心とする地方税制の改正を行うこと。
- (イ) 昭和 34 年度における地方財源の確保を図るため、地方交付税率を引上げるほか、固定資産税の制限税率の引下げに伴い生ずる市町村税の減収を補てんするための特別措置を講ずること。
- (ウ) 公共事業をはじめとする投資的事業の拡充に必要な財源を確保することにより、可及的に行政水準の維持向上を期すること。
- (エ) 人事院勧告に基く国家公務員の給与改善措置に対応し、地方公務員についても、初任給の引上げ及び期末手当の増額を図ることができるようになること。
- (オ) 地方団体間の財源の均衡化を前進させるため、地方交付税制度等を改正すること。

#### (2) 計画の内容

昭和 34 年度地方財政計画の規模は、歳入歳出ともに 1 兆 3,341 億円であり、うち交付団体分は 9,930 億円、不交付団体分は 3,411 億円である。

前年度に比し 1,018 億円増加し、その増加率は 8.3% である。前年度より増加した主なものをみると次のとおりである。

- (ア) 歳入においては、国庫支出金 342 億円（増加率 11.1%）、地方税



304 億円 (6.0%)、地方交付税 246 億円 (11.0%)、地方債 65 億円 (15.1%) である。

第 167 表 昭 和 34 年 度

その 1 歳 出

区 分	昭和 34 年度計画額		内
	(A)		交付団体分
1 消費的経費	819 579	61.4	627 127
(1) 給与関係経費	539 114	40.4	417 990
ア 給与費	515 009	38.6	398 676
イ 恩給及び退隠料	24 105	1.8	19 314
(2) その他の経費	280 465	21.0	209 137
ア 国庫補助負担金を伴うもの	127 783	9.6	96 977
イ 国庫補助負担金を伴わないもの	152 682	11.4	112 160
2 公債費	81 675	6.1	62 685
3 維持補修費	41 945	3.2	30 650
4 投資的経費	374 468	28.1	272 527
(1) 国庫補助負担金を伴うもの	266 761	20.0	206 056
ア 公共事業費	231 147	17.3	182 541
イ 普通建設事業費	181 763	13.6	136 797
ロ 災害復旧事業費	49 384	3.7	45 744
イ 失業対策事業費	35 614	2.7	23 515
(2) 国庫補助負担金を伴わないもの	107 707	8.1	66 471
ア 普通建設事業費	99 654	7.5	59 386
イ 災害復旧事業費	8 053	0.6	7 085
5 不交付団体における平均水準をこえる必要経費	16 440	1.2	-
合 計	1 334 107	100.0	992 989

(4) 歳出においては、投資的経費 488 億円 (15.0%)、給与関係経費 440 億円 (8.9%) である (第 167 表参照)。

地方財政計画

(単位 百万円)

訳 不交付団体分	昭和 33 年度計画額 (B)			比 較	
			%	増 (A)-(B) (C)	減 増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
192 452	765 869	62.2	53 710	7.0	
121 124	495 091	40.2	44 023	8.9	
116 333	473 261	38.4	41 748	8.8	
4 791	21 830	1.8	2 275	10.4	
71 328	270 778	22.0	9 687	3.6	
30 806	117 272	9.5	10 511	8.9	
40 522	153 506	12.5	△ 824 △	0.5	
18 990	82 354	6.7	△ 679 △	0.8	
11 295	41 945	3.4	0	-	
101 941	325 669	26.4	48 799	15.0	
60 705	225 415	18.3	41 346	18.3	
48 606	191 942	15.6	39 205	20.4	
44 966	145 918	11.9	35 845	24.6	
3 640	46 024	3.7	3 360	7.3	
12 099	33 473	2.7	2 141	6.4	
41 236	100 254	8.1	7 453	7.4	
40 268	93 554	7.6	6 100	6.5	
968	6 700	0.5	1 353	21.0	
16 440	16 468	1.3	△ 28 △	0.2	
341 118	1 232 305	100.0	101 802	8.3	

その 2 歳 入

区 分	昭和 34 年度計画額		内
	(A)		交付団体分
1 地 方 税	540 918	40.5%	305 152
(1) 普 通 税	518 802	38.9	290 658
(2) 目 的 税	22 116	1.6	14 494
2 地 方 譲 与 税	33 400	2.5	30 694
(1) 入 場 譲 与 税	17 802	1.3	17 487
(2) 地 方 道 路 譲 与 税	14 847	1.1	13 140
(3) 特 別 と ん 譲 与 税	751	0.1	67
3 地 方 交 付 税	248 649	18.6	248 649
4 国 庫 支 出 金	342 033	25.7	273 799
(1) 義務教育費関係国庫負担金	99 160	7.4	85 785
(2) その他の普通補助負担金	81 706	6.1	61 905
(3) 公共事業費補助負担金	139 206	10.5	111 822
ア 普通建設事業費関係	102 050	7.7	77 404
イ 災害復旧事業費関係	37 156	2.8	34 418
(4) 失業対策事業費補助負担金	21 961	1.7	14 287
5 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	1 000	0.1	722
6 地 方 債	49 500	3.7	42 800
7 雑 収 入	118 607	8.9	91 173
(1) 使用料及び手数料	42 177	3.2	34 749
(2) 雑 収 入	76 430	5.7	56 424
合 計	1 334 107	100.0	992 989

2 地方税計画

(1) 収入見込額

昭和 34 年度における地方税収入は税制改正前の見込では 5,458 億円であつたが、同年度における税制改正により 49 億円の減収が見込ま

(単位 百万円)

訳 不交付団体分	昭和33年度計画額 (B)		比 較		
			増 (A)-(B)	減 (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
235 766	510 515	% 41.4		30 403	% 6.0
228 144	496 372	40.3		22 430	4.5
7 622	14 143	1.1		7 973	56.4
2 706	32 174	2.6		1 226	3.8
315	18 336	1.5	△	534	△ 2.9
1 707	13 153	1.1		1 694	12.9
684	685	0.1		66	9.6
—	224 011	18.2		24 638	11.0
68 234	307 872	25.0		34 161	11.1
13 375	90 564	7.4		8 596	9.5
19 801	75 676	6.1		6 030	8.0
27 384	120 746	9.8		18 460	15.3
24 646	84 546	6.9		17 504	20.7
2 738	36 200	2.9		956	2.6
7 674	20 886	1.7		1 075	5.1
278	1 000	0.1		0	—
6 700	43 000	3.5		6 500	15.1
27 434	113 733	9.2		4 874	4.3
7 428	37 744	3.0		4 433	11.7
20 006	75 989	6.2		441	0.6
341 118	1 232 305	100.0		101 802	8.3

れるので、改正後の収入見込額は5,409億円となつた。うち、道府県分2,330億円、市町村分3,079億円である。

また、交付団体分は3,051億円、不交付団体分は2,358億円である。

(2) 税制改正による増減

昭和 34 年度における税制改正に伴う減収は 49 億円である。その増減内容についてみると、地方税法改正による減収 97 億円（事業税 84 億円、固定資産税 10 億円、法定外普通税のうち整理期待によるもの 3 億円）、軽油引取税の税率上げによる増収 41 億円及び国税の改正に伴う増収 7 億円である（第 168 表参照）。

第 168 表 昭和 34 年度地方税収入見込状況

その 1 道府県税収入見込額

(単位 百万円)

区 分	昭和 34 年 度				昭和33年度 当初計画額 (B)	比 較		
	計画額(A)	%	交付団 体 分	不交付 団体分		増 減 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B) ×100 %	
普 通 税	219 452	94.2	134 537	84 915	218 451	97.1	1 001	0.5
1 道府県民税	37 026	15.9	21 185	15 841	35 573	15.8	1 453	4.1
(1) 均 等 割	2 643	1.1	2 087	556	2 599	1.1	44	1.7
(イ) 個 人	2 348	1.0	1 911	437	2 314	1.0	34	1.5
(イ) 法 人	295	0.1	176	119	285	0.1	10	3.5
(2) 所 得 割	16 529	7.1	9 207	7 322	15 198	6.8	1 331	8.8
(3) 法 人 税 制	17 854	7.7	9 891	7 963	17 776	7.9	78	0.4
2 事 業 税	115 436	49.5	68 038	47 398	121 140	53.9	△ 5 704	△ 4.7
(1) 個 人	11 136	4.8	8 274	2 862	17 304	7.7	△ 6 168	△ 35.6
(2) 法 人	104 300	44.7	59 764	44 536	103 836	46.2	464	0.5
3 不動産取得税	8 734	3.7	6 079	2 655	7 173	3.2	1 561	21.8
4 たばこ消費税	21 266	9.1	15 312	5 954	20 305	9.0	961	4.7
5 娯楽施設利用税	2 234	1.0	1 454	780	1 706	0.7	528	30.9
6 遊興飲食税	19 334	8.3	11 426	7 908	18 190	8.1	1 144	6.3
7 自動車税	10 374	4.5	6 504	3 870	9 763	4.3	611	6.3
8 鉱 区 税	748	0.3	741	7	679	0.3	69	10.2
9 狩 猟 者 税	392	0.2	366	26	377	0.2	15	4.0
10 法定外普通税	411	0.2	411	0	592	0.3	△ 181	△ 30.6
11 固定資産税	3 497	1.5	3 021	476	2 953	1.3	544	18.4
目的税(軽油引取税)	13 602	5.8	10 133	3 469	6 493	2.9	7 109	109.5
合 計	233 054	100.0	144 670	88 384	224 944	100.0	8 110	3.6

その2 市町村税収入見込額

(単位 百万円)

区 分	昭 和 34 年 度				昭和33年度 当初計画額 (B)		比 較	
	計画額(A)		交付団 体 分	不交付 団体分			増 減 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B) ×100
		%				%		%
普 通 税	299 350	97.2	156 121	143 229	277 921	97.3	21 429	7.7
1 市 町 村 民 税	86 323	28.1	38 966	47 357	80 194	28.1	6 129	7.7
(1) 均 等 割	8 706	2.8	4 919	3 787	8 256	2.9	450	5.5
(ア) 個 人	7 742	2.5	4 374	3 368	7 322	2.6	420	5.8
(イ) 法 人	964	0.3	545	419	934	0.3	30	3.2
(2) 所 得 割	50 687	16.5	25 483	25 204	45 134	15.8	5 553	12.3
(3) 法 人 税 割	26 930	8.8	8 564	18 366	26 804	9.4	126	0.5
2 固 定 資 産 税	144 921	47.1	78 702	66 219	134 033	46.9	10 888	8.2
(1) 純固定資産税	133 323	43.3	70 379	62 944	123 062	43.1	10 261	8.3
(ア) 土 地	47 126	15.3	29 642	17 484	46 804	16.4	322	0.7
(イ) 家 屋	55 355	18.0	27 567	27 788	49 944	17.5	5 411	10.8
(ウ) 償却資産	30 842	10.0	13 170	17 672	26 314	9.2	4 528	18.6
(2) 交 付 金	1 309	0.4	884	425	1 284	0.4	25	1.9
(3) 納 付 金	10 289	3.4	7 439	2 850	9 687	3.4	602	6.2
3 軽自動車税	2 307	0.7	1 472	835	2 031	0.7	276	13.6
4 たばこ消費税	29 241	9.5	17 662	11 579	27 497	9.6	1 744	6.3
5 電気ガス税	31 380	10.2	15 031	16 349	28 803	10.1	2 577	8.9
6 鉱 産 税	2 304	0.7	1 898	406	2 511	0.9	△ 207	△ 8.2
7 木材引取税	2 281	0.7	2 089	192	2 100	0.7	181	8.6
8 法定外普通税	593	0.2	301	292	752	0.3	△ 159	△ 21.2
目 的 税	8 514	2.8	4 361	4 153	7 650	2.7	864	11.3
1 入 湯 税	447	0.1	238	209	447	0.2	0	-
2 都市計画税	7 844	2.6	3 922	3 922	6 965	2.4	879	12.6
3 水利地益税 共同施設	223	0.1	201	22	238	0.1	△ 15	△ 6.3
合 計	307 864	100.0	160 482	147 382	285 571	100.0	22 293	7.8

その 3 昭和 34 年度地方税制改正に伴う増減収見込額

(単位 百万円)

区 分	初 年 度		平年度	改 正 事 項
	昭 和 34年度	昭 和 35年度		
地方税法の改正によるもの	△ 5 256		△ 6 598	
一 道 府 県 税	△ 4 305		△ 5 562	
1 事 業 税	△ 8 450		△ 10 183	
(1) 法 人 事 業 税	△ 1 955		△ 3 038	軽減税率について適用範囲を拡大し税率を引き下げることによる減 基礎控除を 20 万円 (現行 12 万円) に引き上げることによる減 税率を 1 万 2 千円 (現行 8 千円) に引き上げることによる増
(2) 個 人 事 業 税	△ 6 495		△ 7 145	
2 軽油引取税	4 145		4 621	
二 市 町 村 税	△ 951		△ 1 036	
固定資産税	△ 951		△ 1 036	免税点を引き上げることによる減
国税の改正に伴うもの	△ 1 248	(△ 12 273)	△ 15 339	
一 道 府 県 税	550	(△ 2 722)	△ 2 327	
1 道 府 県 民 税	80		△ 2 948	
(1) 法人道府県民税	80		108	租税特別措置の整理による増
(2) 個人道府県民税	—	(△ 2 722)	△ 3 056	所得税の減税による減
2 事 業 税	470		621	
法 人 事 業 税	470		621	租税特別措置の整理による増
二 地 方 譲 与 税	△ 1 918		△ 2 302	
入 場 譲 与 税	△ 1 918		△ 2 302	入場税の税率引き下げによる減
三 市 町 村 税	120	(△ 9 551)	△ 10 710	
市 町 村 民 税	120	(△ 9 551)	△ 10 710	
(1) 法人市町村民税	120		159	租税特別措置の整理による増
(2) 個人市町村民税	—	(△ 9 551)	△ 10 869	所得税の減税による減
合 計	△ 6 504	(△ 12 273)	△ 21 937	
同 上 内 訳				
普 通 税	△ 8 731	(△ 12 273)	△ 24 256	
目 的 税	4 145		4 621	
地 方 譲 与 税	△ 1 918		△ 2 302	

(注) 初年度中昭和 35 年度の欄におけるかつこ内の数は、所得税の減税 (初年度 380 億円、平年度 420 億円) に対応する住民税の減税額を示す。なお、法定外普通税の減税は計上していない。

### 3 地方譲与税収入見込

昭和 34 年度地方財政計画における地方譲与税の収入見込額は 334 億円である。前年度決算額に比し 10 億円増加し、その増加率は 3.0% である（第 169 表参照）。

第 169 表 昭和 34 年度地方譲与税収入見込状況

（単位 百万円）

区 分	昭 和 34 年 度			昭 和 33 年 度		比 較	
	見込額 (A)	交 付 団体分	不交付 団体分	決算額 (B)	当 初 見込額	増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B) × 100
入 場 譲 与 税	17 802	17 487	315	18 336	18 336	△ 534	2.9%
地方道路譲与税	14 847	13 140	1 707	13 446	13 153	1 401	10.4
特別とん譲与税	751	67	684	656	685	95	14.5
合 計	33 400	30 694	2 706	32 438	32 174	962	3.0

### 4 地方交付税算定基礎

(1) 当初の算定基礎 昭和 34 年度における地方交付税は、当初同年度の国税三税（所得税、法人税、酒税）の収入見込額 8,218 億円に、繰入率 28.5%（前年度 27.5%）を乗じて 2,342 億円と算定し、これに昭和 32 年度における精算による追加分 144 億円を加え、総額は 2,486 億円と決定された。前年度計画に比し 246 億円増加し、その増加率は 11.1% である。

(2) 追加補正 昭和 34 年度末における国の第 2 次及び第 3 次の補正予算の成立に伴い、地方交付税は、国税三税の収入見込額が 448 億円増加したため、その 28.5% の 128 億から昭和 33 年度精算額 23 億円を差し引いた 105 億円が増額され 2,591 億円となった。前年度計画に比し 351 億円の増加となり、その増加率は 15.7% である（第 170 表参照）。



第170表 昭和34年度地方

区 分	昭 和 34 年 度			
	当 初 (A)	補 正 (B)		合 計 (A)+(B) (C)
		第2次	第3次	
国税三税収入見込額 (a)	821 782	38 000	6 800	866 582
(1) 所 得 税	271 881	2 949	—	274 830
(2) 法 人 税	340 813	32 008	5 000	377 821
(3) 酒 税	209 088	3 043	1 800	213 931
法定繰入率 (b)	% 28.5	% 28.5	% 28.5	% 28.5
(a) × (b) (c)	234 208	10 830	1 938	246 976
過年度精算額等 (d)	14 441	△ 2 329	—	12 112
合 計 (c) + (d)	248 649	8 501	1 938	259 088

## 5 地方債計画

昭和34年度における当初の地方債計画総額は1,100億円、うち一般会計分495億円、準公営企業会計分118億円、公営企業会計分487億円である。このうち、地方財政計画の歳入に掲げられるのは一般会計分の495億円である。その後、公共事業の増加に伴い一般補助事業債45億円、災害発生に伴い災害復旧事業特例債等116億円、あわせて181億円増額されて、最終計画における総額は1,281億円となった。うち、一般会計分は656億円、準公営企業会計分は118億円、公営企業会計分は507億

交付税の算定基礎

(単位 百万円)

昭和 33 年度 (D)	比		較	
	増 (A)-(D) (E)	減 (E) (D) × 100	増 (C)-(D) (F)	減 (F) (D) × 100
		%		%
771 682	50 100	6.5	94 900	12.3
244 826	27 055	11.1	30 004	12.3
331 104	9 709	2.9	46 717	14.1
195 752	13 336	6.8	18 179	9.3
% 27.5	% 1.0	3.6	% 1.0	3.6
212 213	21 995	10.4	34 763	16.4
11 798	2 643	22.4	314	2.7
224 011	24 638	11.0	35 077	15.7

円である。

前年度最終計画に比し 233 億円増加している。うち、一般会計分は 172 億円、準公営企業会計分は 34 億円、公営企業会計分は 27 億円増加している。

資金区分をみると、政府資金によるものは 991 億円で、その原資見込 4,069 億円の 24.4% を占め、公募資金によるものは 290 億円である (第 171 表参照)。

第171表 昭和34年度

区 分	昭和34年度当初計画			計 画 追	
	総 額	政府資金	公募資金	総 額	政府資金
一 般 会 計 分	495	495	—	161	141
1 一 般 補 助 事 業	105	105	—	45	45
2 災 害 復 旧 事 業	145	145	—	96	76
3 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	145	145	—	—	—
4 一 般 単 独 事 業	100	100	—	—	—
(1) 下 水 道 (一 般 分)	20	20	—	—	—
(2) そ の 他	80	80	—	—	—
5 退 職 手 当 債	—	—	—	—	—
6 特 例 債	—	—	—	20	20
準 公 営 企 業 会 計 分	118	68	50	—	—
1 港 湾 整 備 事 業	45	20	25	—	—
2 簡 易 水 道 事 業	25	25	—	—	—
3 と 場 整 備 事 業	5	3	2	—	—
4 下 水 道 事 業 (都 及 び 五 大 市 分)	40	20	20	—	—
5 宅 地 造 成 事 業	3	—	3	—	—
公 営 企 業 会 計 分	487	287	200	20	—
1 電 気 事 業	140	100	40	—	—
2 水 道 事 業	245	144	101	—	—
3 交 通 事 業	65	23	42	—	—
4 病 院 事 業	12	10	2	—	—
5 そ の 他 事 業	25	10	15	—	—
6 公 営 企 業 等 災 害	—	—	—	20	—
合 計	1 100	850	250	181	141

(注) 昭和33年度最終計画のうち、東京都及び五大市の下水道事業分24億円

地方債計画

(単位 億円)

加 額	昭和34年度最終計画			昭和 33 年度最終計画額			比較増減 (A)-(B)
	公募資金	総 額 (A)	政府資金 公募資金	総 額 (B)	政府資金	公募資金	
20	656	636	20	484	484	-	172
-	150	150	-	103	103	-	47
20	241	221	20	155	155	-	86
-	145	145	-	120	120	-	25
-	100	100	-	87	87	-	13
-	20	20	-	14	14	-	6
-	80	80	-	73	73	-	7
-	-	-	-	15	15	- Δ	15
-	20	20	-	4	4	-	16
-	118	68	50	84	74	10	34
-	45	20	25	34	24	10	11
-	25	25	-	21	21	-	4
-	5	3	2	5	5	-	0
-	40	20	20	24	24	-	16
-	3	-	3	-	-	-	3
20	507	287	220	480	340	140	27
-	140	100	40	150	130	20 Δ	10
-	245	144	101	235	155	80	10
-	65	23	42	60	30	30	5
-	12	10	2	10	10	-	2
-	25	10	15	25	15	10	0
20	20	-	20	-	-	-	20
40	1 281	991	290	1 048	898	150	233

は、一般会計から除いて準公営企業会計分の下水道事業に計上している。

### 三 昭和34年度地方財政の運営

#### 1 昭和34年度予算の状況

##### (1) 予算規模

昭和34年9月末現在における地方公共団体の予算額を単純に集計すると、予算総額は1兆6,608億円である。前年度決算額に比し歳入は1,081億円増加し、その増加率は7.0%、歳出は1,568億円増加し、その増加率は10.4%である。

都道府県の予算総額は9,926億円であり、前年度決算額に比し、歳入は686億円(増加率7.4%)、歳出は1,001億円(11.2%)増加している。

市町村の予算総額は6,682億円であり、前年度決算額に比し、歳入は395億円(6.3%)、歳出は567億円(9.3%)増加している(第172表参照)。

第172表 昭和34年度予算の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和34年度 予算額 (A)	昭和33年度 決算総額(B)	増 減 額 (A) - (B) (C)	増 減 額 (C) (B) × 100	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額	1 660 820	1 552 698	108 122	%	%
1 都 道 府 県	992 617	924 016	68 601	7.0	7.6
(1) 都	150 666	138 549	12 117	7.4	6.9
(2) 道 府 県	841 951	785 467	56 484	8.7	4.5
2 市 町 村	668 203	628 682	39 521	7.2	7.3
(1) 大 都 市	94 339	87 298	7 041	6.3	8.7
(2) 都 市 及 び 町 村	543 013	509 598	33 415	8.1	6.1
(3) 都 市	330 833	298 358	32 475	6.6	8.7
(4) 町 村	212 180	211 240	940	10.9	12.3
(5) 特 別 区	30 851	31 786	△ 935	0.4	4.0
△ 935				2.9	17.6
歳 出 総 額	1 660 820	1 504 027	156 793	10.4	9.1
1 都 道 府 県	992 617	892 522	100 095	11.2	8.5
(1) 都	150 666	131 188	19 478	14.8	7.6
(2) 道 府 県	841 951	761 334	80 617	10.6	8.7
2 市 町 村	668 203	611 505	56 698	9.3	10.1
(1) 大 都 市	94 339	84 364	9 975	11.8	7.0
(2) 都 市 及 び 町 村	543 013	498 181	44 832	9.0	10.0
(3) 都 市	330 833	291 111	39 722	13.6	13.9
(4) 町 村	212 180	207 070	5 110	2.5	5.0
(5) 特 別 区	30 851	28 960	1 891	6.5	20.3

## (2) 歳入の内容

昭和 34 年度 9 月末現計予算における歳入の主なものは、地方税 5,565 億円（構成比 33.5%）、国庫支出金 3,932 億円（23.7%）、地方交付税 2,435 億円（14.7%）である。

前年度決算額に比し増加している主なものは、国庫支出金 440 億円（増加率 12.6%）、地方債 239 億円（38.4%）、地方交付税 195 億円（8.7%）及び地方税 126 億円（2.3%）である（第 173 表参照）。

第 173 表 昭和34年度歳入予算の状況

(単位 百万円)

区 分	昭 和 34 年 度				昭和33年度		比 較	
	予 算 総 額		都道府県	市町村	決 算 総 額		増 減	増減率
		%				%		%
地 方 税	556 527	33.5	270 697	285 830	543 931	35.0	12 596	2.3
地 方 譲 与 税	33 343	2.0	32 184	1 159	32 439	2.1	904	2.8
軽油引取税交付金	376	0	-	376	381	0	△ 5	△ 1.3
国有施設等所在市町村交付金	977	0.1	56	921	1 000	0.1	△ 23	△ 2.3
地 方 交 付 税	243 476	14.7	172 246	71 230	224 011	14.4	19 465	8.7
特別区財政平衡交付金	2 794	0.2	-	2 794	3 281	0.2	△ 487	△ 14.8
国 庫 支 出 金	393 211	23.7	305 972	87 239	349 214	22.5	43 997	12.6
都道府県支出金	30 727	1.9	-	30 727	30 454	2.0	273	0.9
財 産 収 入 担 金, 負 担 用 手 数	38 968	2.3	14 899	24 069	33 946	2.2	5 022	14.8
	18 603	1.1	12 865	5 738	15 952	1.0	2 651	16.6
	41 758	2.5	25 874	15 884	38 897	2.5	2 861	7.4
	17 243	1.0	9 680	7 563	17 307	1.1	△ 64	△ 0.4
寄 附 金	17 792	1.0	6 494	11 298	18 115	1.2	△ 323	△ 1.8
繰 上 収 入	24 810	1.5	11 434	13 376	23 162	1.5	1 648	7.1
繰 上 収 入	97 623	5.9	61 572	36 051	84 543	5.4	13 080	15.5
繰 上 収 入	53 490	3.2	31 796	21 694	71 453	4.6	△ 17 963	25.1
繰 上 収 入	86 194	5.2	33 940	52 254	62 280	4.0	23 914	38.4
特別区財政調整納付金	2 908	0.2	2 908	-	2 332	0.2	576	24.7
合 計	1 660 820	100.0	992 617	668 203	1 552 698	100.0	108 122	7.0

(3) 目的別歳出の内容

昭和 34 年度 9 月末現計予算における目的別歳出の主なものは、教育費 4,633 億円 (構成比 27.9%)、土木費 2,661 億円 (16.0%)、庁費 2,176 億円 (13.1%)、産業経済費 1,750 億円 (10.5%)、社会及び労働施設費 1,741 億円 (10.5%) 及び公債費 1,015 億円 (6.1%) である。

前年度決算額に比し増加している主なものは、教育費 391 億円 (増加率 9.2%)、土木費 428 億円 (19.2%)、社会及び労働施設費 202 億円 (13.1%)、産業経済費 124 億円 (7.7%)、庁費 106 億円 (5.1%)、保健衛生費 96 億円 (25.2%) 及び公債費 84 億円 (9.0%) である (第 174 表参照)。

第 174 表 昭和34年度目的別歳出予算の状況

(単位 百万円)

区 分	昭 和 34 年 度			昭和33年度		比 較		
	予算総額	都道府県	市町村	決算総額	増 減	増減率		
議 会 費	15 350	0.9	3 753	11 597	14 986	1.0	364	2.4
庁 費	217 630	13.1	88 134	129 496	207 026	13.8	10 604	5.1
警 察 費	69 135	4.2	69 135	-	65 027	4.3	4 108	6.3
消 防 費	27 445	1.7	5 076	22 369	26 515	1.8	930	3.5
土 木 費	266 066	16.0	181 018	85 048	223 280	14.8	42 786	19.2
社会及び労働施設費	463 258	27.9	323 895	139 363	424 110	28.2	39 148	9.2
保健衛生費	174 065	10.5	82 309	91 756	153 903	10.2	20 162	13.1
産業経済費	47 462	2.9	19 724	27 738	37 908	2.5	9 554	25.2
財政調査費	174 979	10.5	123 164	51 815	162 536	10.8	12 443	7.7
選挙費	16 073	1.0	3 805	12 268	20 943	1.4	△ 4 870	△ 23.3
諸支出金	1 724	0.1	1 063	661	946	0.1	778	82.2
繰上金	7 004	0.4	3 086	3 918	5 018	0.3	1 986	39.6
前年度繰上金	43 368	2.6	18 200	25 168	37 454	2.5	5 914	15.8
引取交付金	101 530	6.1	58 668	42 862	93 150	6.2	8 380	9.0
特別交付金	16 564	1.0	5 466	11 098	16 910	1.1	△ 346	△ 2.0
予備費	10 618	0.6	1 758	8 860	8 240	0.6	2 378	28.9
油引取交付金	538	0	538	-	381	0	157	41.2
特別交付金	4 444	0.3	2 907	1 537	5 694	0.4	△ 1 250	△ 22.0
予備費	3 562	0.2	918	2 644	-	-	3 562	-
合 計	1 660 815	100.0	992 617	668 198	1 504 027	100.0	156 788	10.4

#### (4) 性質別歳出の内容

昭和 34 年度 9 月末現計予算における性質別歳出の主なものは、人件費 5,969 億円(構成比 35.9%)、普通建設事業費 4,293 億円(25.8%)、扶助費、補助費等 1,495 億円 (9.0%)、物件費 1,439 億円 (8.7%)、公債費 1,015 億円 (6.1%) 及び災害復旧事業費 794 億円 (4.8%) である。

前年度決算額に比し増加している主なものは、普通建設事業費 740 億円 (増加率 20.8%)、人件費 459 億円 (8.3%)、公債費 84 億円 (9.0%) 及び災害復旧事業費 80 億円 (11.2%) である (第 175 表参照)。

第 175 表 昭和34年度性質別歳出予算の状況

(単位 百万円)

区 分	昭 和 34 年 度			昭和33年度		比 較		
	予 算 総 額	%	都道府県	市町村	決 算 総 額	%	増 減	増減率
人 件 費	596 941	35.9	431 822	165 119	551 077	36.7	45 864	8.3
物 件 費	143 892	8.7	56 879	87 013	138 891	9.2	5 001	3.6
維 持 補 修 費	31 031	1.9	13 857	17 174	30 349	2.0	682	2.2
扶 助 費 補 助 費 等	149 548	9.0	73 650	75 898	142 667	9.5	6 881	4.8
普 通 建 設 事 業 費	429 342	25.8	232 235	197 107	355 358	23.6	73 984	20.8
災 害 復 旧 事 業 費	79 408	4.8	58 208	21 200	71 408	4.8	8 000	11.2
受 託 事 業 費	11 644	0.7	8 234	3 410	10 200	0.7	1 444	14.2
失 業 対 策 事 業 費	39 227	2.4	16 766	22 461	37 022	2.5	2 205	6.0
公 債 費	101 535	6.1	58 668	42 867	93 150	6.2	8 385	9.0
積 立 金	4 531	0.3	1 472	3 059	9 325	0.6	△ 4 794	△ 51.4
出 資 金, 貸 付 金	42 977	2.6	32 684	10 293	39 430	2.6	3 547	9.0
繰 出 金	16 564	1.0	5 466	11 098	16 910	1.1	△ 346	△ 2.0
前年度繰上充用金	10 618	0.6	1 758	8 860	8 240	0.5	2 378	28.9
予 備 費	3 562	0.2	918	2 644	-	-	3 562	-
合 計	1 660 820	100.0	992 617	668 203	1 504 027	100.0	156 793	10.4



## 2 地方税の徴収状況

### (1) 道府県税

道府県税について、昭和 34 年 12 月末日現在の徴収状況をみると、調定額 2,313 億円、収入済額 1,841 億円、徴収歩合は 79.6% である。

前年同期と比較すると、経済界の好転により、調定額は 224 億円、収入済額は 210 億円、徴収歩合は 1.4%、いずれも上廻っている。

なお、地方財政計画に基く収入見込額 2,333 億円に対し、収入済額は 79.0% であり、前年同期に比し 6.5% 上廻っている。

第 176 表 昭和 34 年度 地

#### その 1 道府県税

区 分	昭和 34 年 度			
	地方財政計画 収入見込額(A)	調定済額 (B)	収入済額 (C)	収
				(C) (A)
普 通 税	219 452	224 240	178 320	81.2
1 道 府 県 民 税	37 026	35 587	24 634	66.5
法 人	18 149	18 740	15 855	87.4
個 人	18 877	16 847	8 779	46.5
2 事 業 税	115 436	122 422	99 467	86.2
法 人	104 300	105 463	88 585	84.9
個 人	11 136	16 959	10 882	97.7
3 不 動 産 取 得 税	8 734	8 850	6 530	74.8
4 た ば こ 消 費 税	21 266	16 768	16 768	78.8
5 娯 楽 施 設 利 用 税	2 234	2 114	2 011	90.1
6 遊 興 飲 食 税	19 334	19 714	14 592	75.5
7 自 動 車 税	10 374	13 781	10 554	101.7
8 鉦 区 税	748	1 073	753	100.7
9 狩 猟 者 税	392	378	375	95.7
10 固 定 資 産 税	3 497	2 774	2 288	65.4
11 法 定 外 普 通 税	411	413	309	57.0
12 旧 法 に よ る 税 収 入 目 的 税 (軽油取引税)		366	39	
合 計	233 054	231 274	184 135	79.0

(注) 本表の県民税の個人欄には、東京都の特別区民税として徴収する道府県民税

## (2) 市町村税

市町村税について、昭和 34 年 9 月末日現在の徴収状況をみると、調定額 3,221 億円、収入済額 1,526 億円、徴収歩合は 47.4% である。

前年同期と比較すると、調定額は 106 億円、収入済額は 122 億円、徴収歩合は 2.3% いずれも上廻っている。

なお、地方財政計画に基く収入見込額 3,079 億円に対し、収入済額は 49.6% であり、前年同期に比し 0.4% 上廻っている（第 176 表参照）。

### 方 税 徴 収 状 況

昭和 34 年 12 月末日現在(単位 百万円)

入 歩 合	前 年 同 期				
	地方財政計画 収入見込額(D)	調定済額 (E)	収入済額 (F)	収 入 歩 合	
				(F) (D)	(F) (E)
79.5	218 451	204 435	159 455	73.0	78.0
69.2	35 573	32 405	21 889	61.5	67.2
84.6	18 061	15 510	12 894	71.4	83.1
52.1	17 512	16 895	8 995	51.4	53.2
81.3	121 140	111 044	88 895	73.4	80.0
84.0	103 836	87 798	74 226	71.5	84.5
64.2	17 304	23 246	14 669	84.8	63.1
73.8	7 173	8 363	6 054	84.4	72.4
100.0	20 305	15 752	15 752	77.6	100.0
95.1	1 706	1 767	1 668	97.8	94.4
74.0	18 190	17 548	12 288	67.6	70.0
76.6	9 763	12 125	9 142	93.6	75.4
70.2	679	978	629	92.6	64.3
99.2	377	367	361	95.8	98.4
82.5	2 953	2 818	2 271	76.9	80.6
59.2 {	74.8 } 10.7 }	652	484	85.5	74.2
		592	22		5.2
82.6	6 493	4 475	3 714	57.2	82.9
79.6	224 944	208 910	163 169	72.5	78.2

相当額（個人の均等割及び所得割）は含まれていない。

その2 市町村税

区 分	昭 和 34 年 度			
	地方財政計画 収入見込額(A)	調定済額 (B)	収入済額 (C)	収
				(C) (A)
普 通 税	299 350	311 787	148 015	49.4
1 市町村民税	86 323	96 469	39 353	45.6
(1) 均 等 割	8 706	11 209	4 171	47.9
(ウ) 個 人	7 742	10 354	3 654	47.2
(イ) 法 人	964	855	517	53.7
(2) 所 得 割	50 687	68 170	22 138	43.6
(3) 法 人 税 割	26 930	17 090	13 044	48.5
2 固定資産税	144 921	179 188	76 392	52.7
(1) 純固定資産税	133 323	168 206	70 057	52.6
(ウ) 土 地	47 126	59 174	23 470	49.9
(イ) 家 屋	55 355	71 819	29 378	53.0
(ウ) 償却資産	30 842	37 213	17 209	55.7
(2) 交 付 金	1 309	1 360	1 253	96.0
(3) 納 付 金	10 289	9 622	5 082	49.5
3 軽自動車税	2 307	3 096	2 152	93.0
4 市町村たばこ 消費税	29 241	14 598	14 479	48.8
5 電気ガス税	31 380	14 429	14 029	44.8
6 鉱 産 税	2 304	1 083	811	35.4
7 木材引取税	2 281	1 130	453	19.9
8 法定外普通税 及び旧法によ る税収入	593	1 794	346	58.3
目 的 税	8 514	10 354	4 584	54.0
1 入 湯 税	447	309	163	36.4
2 都市計画税	7 844	9 758	4 306	54.9
3 水利地益税及 び共同施設税	223	287	115	51.6
合 計	307 864	322 141	152 599	49.6

(注) 名古屋市外愛知県下の14市町村分については、未報告のため、昭和34年度調

昭和34年9月末日現在 (単位 百万円)

入歩合	前 年 月 額				
	地方財政計画 収入見込額(D)	調定済額 (E)	収入済額 (F)	収入歩合	
				(F) (D)	(F) (E)
47.5	277 922	302 019	136 264	49.2	45.1
40.8	80 194	95 027	36 536	45.6	38.4
37.2	8 256	11 304	4 128	50.0	36.5
35.3	7 322	10 466	3 571	48.8	34.1
60.5	934	838	557	59.5	66.5
32.5	45 134	68 225	21 236	47.2	31.1
76.3	26 804	15 498	11 172	41.7	72.1
42.6	134 033	173 098	70 138	52.3	40.5
41.6	123 062	162 941	64 223	52.1	39.4
39.7	46 804	60 053	22 997	49.2	38.3
40.9	49 944	69 281	26 684	53.5	38.5
46.2	26 314	33 607	14 542	55.3	43.3
92.1	1 284	1 347	1 127	87.8	83.7
52.8	9 687	8 810	4 788	49.4	54.3
69.5	2 031	2 247	1 615	79.6	71.9
99.2	27 497	13 858	13 724	50.0	99.0
97.2	28 804	12 790	12 442	43.2	97.3
74.9	2 511	1 046	820	32.6	78.4
40.1	2 100	1 387	567	27.0	40.9
19.3	752	2 566	422	56.2	16.4
44.3	7 650	9 476	4 126	54.2	43.5
52.8	447	264	136	30.4	51.5
44.1	6 965	8 925	3 881	56.0	37.9
40.1	238	287	109	45.8	38.0
47.4	285 572	311 495	140 390	49.2	45.1

定額及び収入額欄に前年同期の実績を加算して比較したものである。

### 3 地方交付税の交付状況

#### (1) 普通交付税総額

昭和 34 年度における地方交付税総額 2,591 億円のうち、普通交付税は 92.3% の 2,382 億円であり、特別交付税は 7.7% の 209 億円である。

普通交付税と特別交付税との法定割合は 94% と 6% とされているにもかかわらず、このような比率になったのは、国の補正予算による地方交付税の増額が、年度末に行われたことにより、同年度分として交付すべき普通交付税の総額が、各団体について算定した財源不足額の合算額を超えることになったため、当該超過額が特別交付税の総額に加算された結果である。

#### (2) 交付状況

昭和 34 年度における普通交付税の算定状況をみると、道府県分は 70.4% の 1,676 億円、市町村分は 29.6% の 706 億円である。

普通交付税の交付団体は 43 道府県、3,416 市町村 (502 市、2,914

#### その 2 普通交付

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準
	財源不足団体 (A)	財源超過団体 (B)	合 計 (A)+(B) (C)	財源不足団体 (D)
道 府 県	288 777	65 311	354 088	121 195
市 町 村	166 414	90 660	257 074	98 088
(1) 大 都 市	4 396	58 287	62 683	3 980
(2) 都 市	76 252	27 645	103 897	53 503
(3) 町 村	85 766	4 728	90 494	40 605
合 計	455 191	155 971	611 162	219 283

町村)であり、不交付団体は3都府県(東京都、大阪府、神奈川県)、167市町村(47市、120町村)である。交付団体数は全地方公共団体数の95.3%に及んでいる(第177表参照)。

第177表 昭和34年度地方交付税の算定状況

その1 交付税の配分状況

(単位 百万円)

区 分	昭 和 3 4 年 度						昭和33年度 地方交付税 (D)		比 較	
	普通交付税 (A)		特別交付税 (B)		合 計 (A+B) (C)		(C)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) × 100 (F)		
道 府 県	167 582	70.4	11 726	56.1	179 308	69.2			151 123	67.5
市 町 村	70 591	29.6	9 189	43.9	79 780	30.8	72 887	32.5	6 893	9.5
(1)大都市	419	0.2	311	1.5	730	0.3	581	0.2	149	25.6
(2)都 市	23 839	10.0	3 688	17.6	27 527	10.6	25 530	11.4	1 997	7.8
(3)町 村	46 333	19.4	5 190	24.8	51 523	19.9	46 776	20.9	4 747	10.1
合 計	238 173	100.0	20 915	100.0	259 088	100.0	224 010	100.0	35 078	15.7

税 算 定 状 況

(単位 百万円)

財 政 収 入 額		財源超過額 (E)-(B)	財 源 不 足 額		
財源超過団 体 (C)	合 計 (D)+(E) (F)		不 足 額 (A)-(D) (G)	合併算定替等 によるもの(H)	合計(G)+(H) (普通交付税)
72 965	194 160	7 654	167 582	-	167 582
107 429	205 517	16 769	68 326	2 265	70 591
66 322	70 302	8 035	416	3	419
34 810	88 313	7 165	22 749	1 090	23 839
6 297	46 902	1 569	45 161	1 172	46 333
180 394	399 677	24 423	235 908	2 265	238 173

その3 交付不交付団体数

区分	都道府県		市 町 村								合 計	
			大都市		都 市		町 村		小 計			
		%		%		%		%		%		%
交付団体	43	93.5	2	40.0	500	91.9	2 914	96.0	3 416	95.3	3 459	95.3
不交付団体	3	6.5	3	60.0	44	8.1	120	4.0	167	4.7	170	4.7
合 計	46	100.0	5	100.0	544	100.0	3 034	100.0	3 583	100.0	3 629	100.0

その4 基準財政需要額及び基準財政収入額の増加状況

(単位 百万円)

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額		
	昭和34年度 (A)	昭和33年度 (B)	増加率 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ %	昭和34年度 (C)	昭和33年度 (D)	増減率 $\frac{(C)-(D)}{(D)} \times 100$ %
道 府 県	354 088	330 883	7.0	194 160	191 674	1.3
市 町 村	257 074	240 534	6.9	205 517	189 961	8.2
(1)大都市	62 683	54 850	14.3	70 302	64 432	9.1
(2)都市及び 町村	194 391	185 684	4.7	135 215	125 529	7.7
合 計	611 162	571 417	7.0	399 677	381 635	4.7

#### 4 地方債の許可状況

- (1) 許可方針と許可状況 地方債の許可に当つては、特に当該団体の昭和 34 年度における財政運営の基本方針を検討し、投資的経費に係る一般財源の充当状況が適切と認められるものに対し、適債事業について重点的に許可することとされている。

この方針に基く、昭和 34 年度における一般会計分地方債許可状況についてみると、昭和 35 年 3 月 1 日現在における許可総額は 463 億円である。うち、一般補助事業は 121 億円、災害復旧事業 99 億円、義務教育施設整備事業 145 億円、一般単独事業 98 億円である。

- (2) 資金区分 資金区分をみると、許可額 463 億円のうち、政府資金によるもの 459 億円、公募資金によるもの 4 億円である(第 178 表参照)。

第 178 表 昭和 34 年度普通会計分地方債許可状況

(単位 百万円)

区 分	計 画 額			許 可 額		
	総 額 (A)	政府資金	公 募 債	総 額 (B)	政府資金	公 募 債
一般補助事業	15 000	15 000	-	12 100	11 700	400
災害復旧事業	24 100	22 100	2 000	9 856	9 856	-
義務教育施設整備事業	14 500	14 500	-	14 480	14 480	-
一般単独事業	10 000	10 000	-	9 816	9 816	-
(1)下水道(一般分)	2 000	2 000	-	2 099	2 099	-
(2)そ の 他	8 000	8 000	-	7 717	7 717	-
特 例 債	2 000	2 000	-	-	-	-
合 計	65 600	63 600	2 000	46 252	45 852	400

(注) 許可額は昭和 35 年 3 月 1 日現在である。

#### 四 財政再建団体の再建状況

##### 1 財政再建団体の状況

- (1) 再建団体数の推移 昭和 34 年 4 月 1 日現在における再建団体は 495 団体 (18 府県、161 市、316 町村) である。うち、財政再建債を起した団体は 475 団体 (17 府県、158 市、300 町村) であり、財政再建債



を起さないで再建を実施している団体は 20 団体（1 県、3 市、16 町村）である。

前年同期に比し、44 団体（3 市、41 町村）減少しているが、これは財政再建の完了及び町村合併の進行によるものである。

昭和 35 年 3 月 1 日現在における再建団体数は 585 団体（18 府県、177 市、390 町村）である。財政再建債を起した団体は 475 団体、財

第 179 表 財 政 再 建

区 分	昭和30年度 末実質赤字 団体数 (A)	当初承認団体数		昭和33年4月1日現在	
		団体数 (B)	比 率 (A)/(B) × 100	団体数 (C)	対前年 増 減
府 県	36	19	52.8%	18	△ 1
(1)再建債を起した団体	—	17	—	17	0
(2)融資あつせん対象団体	—	—	—	—	—
(3)そ の 他	—	2	—	1	△ 1
市	317	171	54%	164	△ 7
(1)再建債を起した団体	—	159	—	158	△ 1
(2)融資あつせん対象団体	—	—	—	—	—
(3)そ の 他	—	12	—	6	△ 6
町 村	1 202	407	34%	357	△ 50
(1)再建債を起した団体	—	377	—	340	△ 37
(2)融資あつせん対象団体	—	—	—	—	—
(3)そ の 他	—	30	—	17	△ 13
合 計	1 555	597	38%	539	△ 58
(1)再建債を起した団体	—	553	—	515	△ 38
(2)融資あつせん対象団体	—	—	—	—	—
(3)そ の 他	—	44	—	24	△ 20

(2) 再建期間の状況

昭和 35 年 2 月 1 日現在の再建団体 589 団体について、再建期間の状況をみると、再建期間が昭和 34 年度以降 5 年以上の団体は 246 団体

政再建債を起さないで再建を行う団体は 110 団体である。このうち、昭和 34 年度に新たに再建団体となつた団体は 94 団体であり、同年度において 89 団体については融資あつせん等の措置がとられた。

なお、昭和 34 年度中の財政再建完了予定の団体は 76 団体（22市、54 町村）であり、昭和 35 年 4 月 1 日における予定団体数は 512 団体（18 府県、155 市、339 町村）である（第 179 表参照）。

### 団 体 数 の 推 移

昭和34年4月1日現在		昭和35年3月1日現在			昭和35年4月1日現在	
団体数 (D)	対前年 増減	団体数 (E)	全団体数 (F)	比 率 (F)/(E) × 100	団 体 数 (G)	対前年増減 (G)-(E)
18	0	18	46	% 39	18	0
17	0	17	—	—	17	0
—	—	—	—	—	—	—
1	0	1	—	—	1	0
161	△ 3	177	555	32	155	△ 22
158	0	158	—	—	137	△ 21
—	—	13	—	—	13	0
3	△ 3	6	—	—	5	△ 1
316	△ 41	390	2 986	13	339	△ 51
300	△ 40	300	—	—	247	△ 53
—	—	76	—	—	80	4
16	△ 1	14	—	—	12	△ 2
495	△ 44	585	3 587	16	512	△ 73
475	△ 40	475	—	—	401	△ 74
—	—	89	—	—	93	4
20	△ 4	21	—	—	18	△ 3

（8 府県、64 市、174 町村）であり、特に 8 年以上の長期にわたる団体は 58 団体（1 府県、12 市、44 町村）で、全団体のほぼ 1 割となつてゐる（第 180 表参照）。

第 180 表 財政再建期間の状況

35. 3. 31 現在

区 分	団 体 数	再 建 期 間 別 団 体 数													
		34年	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45		
府 県	18	-	3	6	1	4	2	1	-	-	-	-	-	1	
(1) 再建債を起した団体	17	-	3	5	1	4	2	1	-	-	-	-	-	1	
(2) 融資あつせん対象団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(3) そ の 他	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市	177	22	38	24	29	26	13	12	4	5	3	1	-		
(1) 再建債を起した団体	158	22	36	22	27	24	9	10	3	3	1	1	-		
(2) 融資あつせん対象団体	13	-	-	-	-	2	4	2	1	2	2	-	-		
(3) そ の 他	6	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-		
町 村	393	54	58	57	50	77	30	23	18	15	7	3	1		
(1) 再建債を起した団体	300	51	54	55	47	51	11	14	5	6	2	3	1		
(2) 融資あつせん対象団体	80	-	-	-	-	25	19	9	13	9	5	-	-		
(3) そ の 他	13	3	4	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	588	76	99	87	80	107	45	36	22	20	10	4	2		
(1) 再建債を起した団体	475	73	93	82	75	79	22	25	8	9	3	4	2		
(2) 融資あつせん対象団体	93	-	-	-	-	27	23	11	14	11	7	-	-		
(3) そ の 他	20	3	6	5	5	1	-	-	-	-	-	-	-		

## 2 財政再建の実施状況

## (1) 歳入欠陥補てん債償還状況

昭和 34 年度における歳入欠陥補てん債の償還見込をみると、府県 31 億円、市町村 44 億円、あわせて 75 億円である。

昭和 34 年度末現債額の見込は、府県 97 億円、市町村 114 億円、あわせて 211 億円である。(第 181 表参照)。

第 181 表 歳入欠陥補てん債償還状況 (単位 百万円)

区 分	当 初 許可額	昭和31年 度末 現 債 額	昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度	
			償還額	年度末 現債額	償還額	年度末 現債額	償 還 見込額	年度末現 債額見込
府 県	18 100	18 100	1 938	16 162	3 284	12 878	3 137	9 741
市町村	24 238	24 023	3 704	20 319	4 554	15 765	4 413	11 352
合 計	42 338	42 123	5 642	36 481	7 838	28 643	7 550	21 093

(2) 利子補給金交付状況 昭和 34 年度における財政再建債利子補給金交付額をみると、府県 4 億円、市町村 5 億円あわせて 9 億円（前年度 11 億円）である。

交付団体数は 17 府県、462 市町村、あわせて 479 団体である（第 182 表参照）。

第 182 表 財政再建債利子補給金交付状況 (単位百万円)

区 分	昭 和 34 年 度			昭 和 33 年 度			対象団体数	
	歳入欠陥補 てん債分	退職手 当債分	合 計	歳入欠陥補 てん債分	退職手 当債分	合 計	昭和34 年 度	昭和33 年 度
府 県	367	26	393	454	44	498	17	17
市町村	482	4	486	612	10	622	462	499
合 計	849	30	879	1 066	54	1 120	479	516

(9) 指定事業の状況 再建期間が5年以上または地方債の現在高が前年度の基準財政需要額の1.5倍以上の再建困難な団体に対しては、国の利害に重要な関係のある補助事業及び直轄事業のうち政令で指定された事業については、原則として、通常負担率より2割高率の国庫負担が行われることになっている。なお、直轄事業に係る高率国庫負担は、交付公債が減額されることにより将来の負担が軽減されることになる。

昭和 34 年度の指定事業の施行総額は 719 億円、うち補助事業は 439 億円、直轄事業は 280 億円である。高率国庫負担額は 78 億円、うち補助事業に係るものは 46 億円、直轄事業に係るものは 32 億円である。また、東北開発促進法に基く国庫負担額は 4 億円である（第183表参照）。

第183表 指定事業の実施状況  
(単位 百万円)

区 分	事業費		国の負担割合の引上額		地方負担額		適用団体数	
	昭和34年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和33年度
府 県	68 230	50 091	(447) 7 337	(346) 5 770	17 993	10 931	-	-
(1) 指定補助事業	40 999	31 071	(260) 4 174	(198) 3 371	12 647	8 328	18	18
(2) 指定直轄事業	27 231	19 020	(187) 3 163	(148) 2 399	5 346	2 603	18	18
市 町 村	3 632	2 373	426	249	1 073	668	-	-
(1) 指定補助事業	2 928	2 046	359	209	772	603	140	118
(2) 指定直轄事業	704	327	67	40	301	65	15	9
合 計	71 862	52 464	(447) 7 763	(346) 6 019	19 066	11 599	-	-
(1) 指定補助事業	43 927	33 117	(260) 4 533	(198) 3 580	13 419	8 931	158	136
(2) 指定直轄事業	27 935	19 347	(187) 3 230	(148) 2 439	5 647	2 668	33	27

(注) かつこ内は、東北開発促進法に基づく国の負担割合の増加分である。  
昭和34年度は、見込額である。

## 第五 昭和 35 年度の地方財政計画

### 一 地方財政計画

1 計画策定の方針 昭和 35 年度地方財政においては、既存の地方財源の確保を図るとともに、わが国産業経済の発展と国民生活水準の向上に対応し得る地方行政水準の維持向上を図ることを基本として、地方財政の健全化を促進するため、次のような方針に基いて地方財政計画を策定することとされた。

(ア) 昭和 34 年度所得税の減税に対応する住民税の減税はこれを行つて住民負担の軽減を図るとともに、これに伴う地方財源の減少を考慮し、あわせて地方財政の健全化を促進するため、あらたに臨時地方特別交付金として、所得税、法人税及び酒税の 0.3%相当額を地方公共団体に交付すること。

(イ) 国の直轄事業に伴う地方公共団体の負担金に係る交付公債制度については、その大部分を占める道路、港湾及び治山治水に係る特別会計所属

第183表 指定事業の実施状況  
(単位 百万円)

区 分	事業費		国の負担割合の引上額		地方負担額		適用団体数	
	昭和34年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和33年度
府 県	68 230	50 091	(447) 7 337	(346) 5 770	17 993	10 931	-	-
(1) 指定補助事業	40 999	31 071	(260) 4 174	(198) 3 371	12 647	8 328	18	18
(2) 指定直轄事業	27 231	19 020	(187) 3 163	(148) 2 399	5 346	2 603	18	18
市 町 村	3 632	2 373	426	249	1 073	668	-	-
(1) 指定補助事業	2 928	2 046	359	209	772	603	140	118
(2) 指定直轄事業	704	327	67 (447)	40 (346)	301	65	15	9
合 計	71 862	52 464	7 763 (260)	6 019 (198)	19 066	11 599	-	-
(1) 指定補助事業	43 927	33 117	4 533 (187)	3 580 (148)	13 419	8 931	158	136
(2) 指定直轄事業	27 935	19 347	3 230	2 439	5 647	2 668	33	27

(注) かつこ内は、東北開発促進法に基づく国の負担割合の増加分である。  
昭和34年度は、見込額である。

## 第五 昭和 35 年度の地方財政計画

### 一 地方財政計画

1 計画策定の方針 昭和 35 年度地方財政においては、既存の地方財源の確保を図るとともに、わが国産業経済の発展と国民生活水準の向上に対応し得る地方行政水準の維持向上を図ることを基本として、地方財政の健全化を促進するため、次のような方針に基いて地方財政計画を策定することとされた。

㊦ 昭和 34 年度所得税の減税に対応する住民税の減税はこれを行って住民負担の軽減を図るとともに、これに伴う地方財源の減少を考慮し、あわせて地方財政の健全化を促進するため、あらたに臨時地方特別交付金として、所得税、法人税及び酒税の 0.3%相当額を地方公共団体に交付すること。

㊧ 国の直轄事業に伴う地方公共団体の負担金に係る交付公債制度については、その大部分を占める道路、港湾及び治山治水に係る特別会計所属

のものを廃止して、地方公共団体がその負担額を当該年度の予算に計上して国に支払う現金納付の方式に改めることとし、これに必要な財源措置を講ずること。

- (ウ) PTA寄附金等で本来市町村が当然公費をもつて支弁すべき経費を住民に課しているいわゆる税外負担の解消を図るとともに、都道府県及び市町村間の負担関係の適正化を図るため所要の財源措置を講ずること。
- (エ) 人事院勧告に基く国家公務員の給与改訂措置に対応し、地方公務員についても中級職員の給与の改訂及び期末手当の増額を図ることができるようにすること。
- (オ) 投資的事業に係る経費の財源を確保して可及的に行政水準の維持向上を期することができるようにすること。地方債についても、その資金を充実して環境衛生、都市交通及び産業基盤に係る諸施設の整備を促進すること。
- (カ) 地方財政の健全化を確保するため、地方財政計画における給与費をはじめ、その他の諸経費の計上額について給与実態調査または決算に基いて、その算定方法を適正化し、地方財政計画の合理化を図ること。
- (キ) 地方公共団体相互の間における財源帰属の適正化をさらに進めるため地方交付税制度、地方譲与税制度等を改正すること。

**2 計画の内容** 昭和 35 年度地方財政計画の規模は、歳入歳出ともに 1 兆 5,381 億円である。

前年度と比較すると、2,087 億円増加し、その増加率は 15.7% である。なお、昭和 35 年度において新たに計画に計上されることとなつた直轄事業負担金に相当する前年度の額 166 億円を考慮すると、その増加率は 14.3% である。前年度より増加した主なものをみると、次のとおりである。

- (ア) 歳入については、地方税 821 億円 (増加率 15.1%)、国庫支出金 609 億円 (17.8%)、地方交付税は臨時地方特別交付金を含めて 379 億円 (15.2%)、地方債 245 億円 (51.5%) である。
- (イ) 歳出においては、投資的経費 1,035 億円 (28.0%)、給与関係経費 612 億円 (11.4%) である (第 184 表参照)。

第184表 昭和35年度地方財政計画

その1 歳 出

(単位 億円)

区 分	昭和35年度		昭和34年度		比 較	
	計画額 (A)	%	計画額(B)	%	増減 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B) × 100
1 給 与 関 係 経 費	6 003	39.0	5 391	40.6	612	11.4
(1)給 与 費	5 754	37.4	5 150	38.8	604	11.7
(2)恩 給 及 び 退 隠 料	249	1.6	241	1.8	8	3.3
2 一 般 行 政 経 費	3 178	20.7	2 805	21.1	373	13.3
(1)国庫補助負担金を伴うもの	1 411	9.2	1 278	9.6	133	10.4
(2)国庫補助負担金を伴わないもの	1 767	11.5	1 527	11.5	240	15.7
3 公 債 費	841	5.5	814	6.1	27	3.3
4 維 持 補 修 費	459	3.0	419	3.2	40	9.5
			(3 867)		(869)	(22.5)
5 投 資 的 経 費	4 736	30.7	3 701	27.8	1 035	28.0
(1)直轄事業負担金	203	1.3	0	-	(37)	(22.3)
(2)国庫補助負担金を伴うもの	3 159	20.5	2 624	19.7	535	20.4
ア 公 共 事 業 費	2 802	18.2	2 282	17.2	520	22.8
イ 普 通 建 設 事 業 費	2 090	13.6	1 788	13.5	302	16.9
ロ 災 害 復 旧 事 業 費	712	4.6	494	3.7	218	44.1
イ 失 業 対 策 事 業 費	357	2.3	342	2.5	15	4.4
(3)国庫補助負担金を伴わないもの	1 374	8.9	1 077	8.1	297	27.6
ア 普 通 建 設 事 業 費	1 145	7.4	996	7.5	149	15.0
イ 災 害 復 旧 事 業 費	229	1.5	81	0.6	148	182.7
6 不交付団体における平均水準を超える必要経費	164	1.1	164	1.2	0	0
合 計	15 381	100.0	13 294	100.0	2 087	(14.3)

- (注) 1. 一般行政経費中には、市町村教育費等にかかる住民負担の合理化、繰越赤字の解消、減債基金の積立、地方債の繰上償還等地方財政の健全化に要する経費を含むものとする。
2. 中小都市の下水道事業については、準公営企業にすることに伴い、公共事業分は地方財政計画に計上しないこととした。
3. 歳入については、標準税率超過課税等に基く増収分(市町村民税所得割における準抛税率を超える課税分を含む。)は、地方税収入額に含まれていない。
4. この表に掲げるものの外、地方団体が交付公債で国庫に納付すべき直轄事業の地方負担金は約45億円である。



その 2 歳 入

区 分	昭和35年度		昭和34年度		比 較	
	計 画 額(A)	%	計 画 額(B)	%	増 減 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B) × 100
1 地 方 税	6 230	40.5	5 409	40.7	821	15.1
(1)普 通 税	5 984	38.9	5 188	39.0	796	15.3
(2)目 的 税	246	1.6	221	1.7	25	11.3
2 地 方 譲 与 税	317	2.1	334	2.5	△ 17	△ 19.6
(1)入 場 譲 与 税	136	0.9	178	1.3	△ 42	△ 23.6
(2)地 方 道 路 譲 与 税	173	1.2	148	1.1	25	16.8
(3)特 別 と ん 譲 与 税	8	0.1	8	0.1	0	0
3 地 方 交 付 税	2 865	18.6	2 486	18.7	379	15.2
4 国 庫 支 出 金	4 026	26.2	3 417	25.7	609	17.8
(1)義 務 教 育 関 係 国 庫 負 担 金	1 095	7.2	992	7.5	103	10.3
(2)そ の 他 の 普 通 補 助 負 担 金	910	5.9	817	6.2	93	11.4
(3)公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	1 781	11.6	1 383	10.4	398	28.7
ア 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	1 206	7.8	1 011	7.6	195	19.2
イ 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	575	3.7	372	2.8	203	54.5
(4)失 業 対 策 事 業 費 補 助 負 担 金	230	1.5	215	1.6	15	6.9
5 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	10	0.1	10	0.1	0	-
6 地 方 債	720	4.7	475	3.6	245	51.5
7 雑 収 入	1 223	7.8	1 173	8.7	50	4.3
歳 入 合 計	15 381	100.0	13 294	100.0	2 087	15.7

二 地 方 税 計 画

1 収入見込額 昭和 35 年度における地方税収入見込額は 6,230 億円、うち普通税は 5,984 億円、目的税は 246 億円である。

前年度当初見込額と比較すると、821 億円増加し、その増加率は 15.2%

である。うち普通税は 796 億円（増加率 15.3%）、目的税は 25 億円（11.3%）増加している。

なお、昭和 34 年度の所得税減税に伴う住民税の減税を行うこととし、昭和 35 年度収入見込額は、住民税の減税後の見込額である。その減税額は、昭和 35 年度において道府県民税 27 億円（平年度 31 億円）、市町村民税 95 億円（平年度 107 億円）、あわせて 122 億円（平年度 138 億円）である。

## 2 道府県税 道府県税の収入見込額は 2,818 億円、うち普通税 2,669 億円、目的税 149 億円である。

前年度当初見込額と比較すると 488 億円増加し、その増加率は 21.6% である。うち、普通税は 475 億円（増加率 21.6%）、目的税は 13 億円（9.7%）増加している。

税目別にみて増加した主なものは、事業税法人分 272 億円（26.1%）、道府県民税法人税割分 52 億円（29.3%）及び遊興飲食税 39 億円（20.2%）である。

## 3 市町村税 市町村税の収入見込額は 3,412 億円、うち普通税 3,315 億円、目的税 97 億円である。

前年度当初見込額と比較すると 333 億円増加し、その増加率は 10.8% である。うち普通税 321 億円（10.7%）、目的税 12 億円（13.9%）である。

税目別にみて増加した主なものは、市町村民税法人税割分 78 億円（29.1%）、固定資産税家屋分 56 億円（10.2%）、電気ガス税 55 億円（17.5%）、固定資産税償却資産分 41 億円（13.4%）及びたばこ消費税 33 億円（11.3%）である（第 185 表参照）。

第 185 表 昭和35年度地方税収入見込状況

## その 1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	昭和 35 年度		昭和 34 年度		比 較	
	見込額 (A)		見込額 (B)		増減 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
		%		%		%
普 通 税	266 916	94.7	219 452	94.2	47 464	21.6
1. 道 府 県 民 税	43 246	15.3	37 026	15.9	6 220	16.8
(1) 個人均等割	2 521	0.9	2 348	1.0	173	7.4
(2) 法人均等割	340	0.1	295	0.1	45	15.3
(3) 所得割	17 299	6.1	16 529	7.1	770	4.7
(4) 法人税割	23 086	8.2	17 854	7.7	5 232	29.3
2. 事 業 税	144 121	51.1	115 436	49.5	28 685	24.8
(1) 個 人	12 627	4.5	11 136	4.7	1 491	13.4
(2) 法 人	131 494	46.6	104 300	44.8	27 194	26.1
3. 不動産取得税	11 339	4.0	8 734	3.7	2 605	29.8
4. たばこ消費税	23 675	8.4	21 266	9.1	2 409	11.3
5. 娯楽施設利用税	3 023	1.1	2 234	1.0	789	35.3
6. 遊興飲食税	23 247	8.2	19 334	8.3	3 913	20.2
7. 自動車税	12 874	4.6	10 374	4.5	2 500	24.1
8. 鉱 区 税	874	0.3	748	0.3	126	16.8
9. 狩 猟 者 税	401	0.2	392	0.2	9	2.3
10. 法定外普通税及び 旧法税収入	277	0.1	411	0.2	△ 134	△ 32.6
11. 固定資産税	3 839	1.4	3 497	1.5	342	9.8
目 的 税 (軽油引取税)	14 917	5.3	13 602	5.8	1 315	9.7
合 計	281 833	100.0	233 054	100.0	48 779	21.6

その 2 市町村税

区 分	昭和 35 年度		昭和 34 年度		比 較	
	見 込 額 (A)		見 込 額 (B)		増減 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
		%		%		%
普 通 税	331 472	97.2	299 350	97.2	32 122	10.7
1. 市 町 村 民 税	97 854	28.7	86 323	28.0	11 531	13.4
(1) 個人均等割	8 395	2.5	7 742	2.5	653	8.4
(2) 法人均等割	1 119	0.3	964	0.3	155	16.1
(3) 所得割	53 579	15.7	50 687	16.5	2 892	5.7
(4) 法人税割	34 761	10.2	26 930	8.7	7 831	29.1
2. 固定資産税	156 100	45.8	144 921	47.1	11 179	7.7
(1) 純固定資産税	143 877	42.1	133 323	43.3	10 554	7.9
(ウ) 土地	47 925	14.0	47 126	15.3	799	1.7
(イ) 家屋	60 976	17.8	55 355	18.0	5 621	10.2
(ウ) 償却資産	34 976	10.3	30 842	10.0	4 134	13.4
(2) 交付金	1 351	0.4	1 309	0.4	42	3.2
(3) 納付金	10 872	3.3	10 289	3.4	583	5.7
3. 軽自動車税	3 195	0.9	2 307	0.7	888	38.5
4. たばこ消費税	32 553	9.5	29 241	9.6	3 312	11.3
5. 電気ガス税	36 880	10.8	31 380	10.2	5 500	17.5
6. 鉱産税	2 351	0.7	2 304	0.7	47	2.0
7. 木材引取税	1 878	0.6	2 281	0.7	△ 403	△ 17.7
8. 法定外普通税及び 旧法税収入	661	0.2	593	0.2	68	11.5
目 的 税	9 700	2.8	8 514	2.8	1 186	13.9
1. 入 湯 税	447	0.1	447	0.2	0	0
2. 都市計画税	8 983	2.6	7 844	2.5	1 139	14.5
3. 水利地益税及び共 同施設税	270	0.1	223	0.1	47	21.1
合 計	341 172	100.0	307 864	100.0	33 308	10.8

### 三 地方譲与税収入見込

昭和 35 年度地方財政計画における地方譲与税の収入見込額は 318 億円である。前年度見込額に比し 16 億円減少している（第 186 表参照）。

第 186 表 昭和35年度地方譲与税収入見込状況

（単位 百万円）

区 分	昭 和 35 年 度			昭 和 34 年 度			比 較	
	見込額 (A)	交付団 体 分	不交付 団体分	見込額 (B)	交付団 体 分	不交付 団体分	増 減 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ %
入場譲与税	13 562	13 469	93	17 802	17 487	315	△ 4 240	△ 23.8
地方道路譲 与税	17 353	16 964	389	14 847	13 140	1 707	2 506	16.9
特別とん譲 与税	843	82	761	751	67	684	92	12.3
合 計	31 758	30 515	1 243	33 400	30 694	2 706	△ 1 642	△ 4.9

### 四 地方交付税の算定基礎

- 1 地方交付税 昭和 35 年度における地方交付税は、同年度の国税三税の収入見込額 9,948 億円に、繰入率 28.5% を乗じて算定した 2,835 億円を基礎として決定された。

前年度最終決定額に比し、244 億円を増加し、その増加率は 9.4% である（第 187 表参照）。

- 2 臨時地方特別交付金 道府県民税及び市町村民税の減税に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全化に資するため、当分の間、毎年度、地方公共団体に対し、国税三税の 0.3% に相当する額を臨時地方特別交付金として交付されることが決定された。昭和 35 年度における交付金は 30 億円である（第 187 表参照）。

第 187 表 昭和35年度地方交付税算定基礎

(単位 百万円)

区 分	昭和35 年度 (A)	昭 和 34 年 度			比 較			
		当初見込 (B)	追 加	合 計 (C)	増 減 (A)-(B) (D)	増減率 (D)×100 (B)	増 減 (A)-(C) (E)	増減率 (E)×100 (C)
国税三税収入見込額	994 849	821 782	44 800	866 582	173 067	21.1%	128 267	14.8%
(1) 所得 税	330 874	271 881	2 949	274 830	58 993	21.7%	56 044	20.4%
(2) 法人 税	438 857	340 813	37 008	377 821	98 044	28.8%	61 036	17.5%
(3) 酒 税	225 118	209 088	4 843	213 931	16 030	7.7%	11 187	6.1%
法定繰入率 (イ)	28.5%	28.5%	28.5%	28.5%	-	-	-	-
(イ)×(イ) (ロ)	283 532	234 208	12 768	246 976	49 324	21.1%	36 556	14.8%
過年度精算額 (ニ)	0	14 441	△ 2 329	12 112	△ 14 441	-△	12 112	-
地方交付税 (イ)+(ロ)	283 532	248 649	10 439	259 088	34 883	14.0%	24 444	9.4%
臨時地方特別交付金 (イ)×0.003	2 985	-	-	-	-	-	-	-

第 188 表 昭 和 35 年 度

区 分	昭 和 35 年 度 (A)		
	計 画 額	政 府 資 金	公 募 資 金
一 分業	560	560	-
1. 事業	120	120	-
2. 事業	215	215	-
3. 事業	145	145	-
4. 事業	80	80	-
直 債	160	160	-
準 債	205	118	87
1. 事業	75	32	43
2. 事業	27	27	-
3. 事業	7	4	3
4. 事業	90	55	35
5. 事業	6	-	6
公 債	575	322	253
1. 事業	135	85	50
2. 事業	300	167	133
3. 事業	103	47	56
4. 事業	12	11	1
5. 事業	25	12	13
6. 事業	-	-	-
合 計	1 500	1 160	340

## 五 地方債計画

昭和 35 年度地方債計画の総額は 1,500 億円、うち一般会計分 560 億円、直轄事業債 160 億円、準公営企業債 205 億円、公営企業会計債 575 億円である。

このうち地方財政計画の歳入に掲げられるものは一般会計分 560 億円及び直轄事業債 160 億円、あわせて 720 億円である。

前年度当初計画に比し 400 億円増加している。うち、一般会計分は 85 億円、直轄事業債は 160 億円、準公営企業債は 67 億円、公営企業会計債は 88 億円、いずれも増加している。

資金区分をみると、政府資金によるものは 1,160 億円で、その原資見込 4,566 億円の 25.4% を占め、公募資金によるものは 340 億円である。

なお、一般会計分及び直轄事業債は全額政府資金である（第 188 表参照）。

### 地方債計画

(単位 億円)

昭和 34 年度 当初 (B)			比較 増 減 (A)-(B)		
計 画 額	政府資金	公募資金	計 画 額	政府資金	公募資金
475	475	-	85	85	-
105	105	-	15	15	-
145	145	-	70	70	-
145	145	-	-	-	-
80	80	-	-	-	-
-	-	-	160	160	-
138	88	50	67	30	37
45	20	25	30	12	18
25	25	-	2	2	-
5	3	2	2	1	1
60	40	20	30	15	15
3	-	3	3	-	3
487	287	200	88	35	53
140	100	40	△ 5	△ 15	10
245	144	101	55	23	32
65	23	42	38	24	14
12	10	2	-	1	△ 1
25	10	15	-	2	△ 2
-	-	-	-	-	-
1100	850	250	400	310	90